令和６年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和５年度分）報告書

目　　　　次

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について・・・・1

第２　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱（概要）について・・・1

第３　東京都教育委員会の令和５年度の主な活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第４　東京都教育ビジョン（第４次）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第５　東京都教育ビジョン（第４次）に基づく令和５年度点検及び評価・・・・・・・・・・11

第６　点検・評価に関する有識者からの意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・288

＜資料＞東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 ・・・291

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成 20 年 4 月 1 日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、令和５年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第２　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について（概要）

（平成 20 年 6 月 12 日　東京都教育長決定）

１　点検及び評価の目的

東京都教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

２　点検及び評価の対象

東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

３　点検及び評価の実施方法

(1)　点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

(2)　点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(3)　施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

(4)　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第３　東京都教育委員会の令和５年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と５人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は３年、委員の任期は４年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第２及び第４木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和５年度は、定例会 20 回を開催し、議案 127 件、報告事項 67 件について審議等を行い、審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4　東京都教育ビジョン（第4次）について

1　「東京都教育ビジョン（第４次）」とは

「東京都教育ビジョン（第４次）」は、令和元年度から令和５年度までの５年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第 17 条第２項）として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

2　「東京都教育ビジョン（第４次）」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要である。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければならない。「東京都教育ビジョン（第４次）」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の五つを示している。

（１）情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第４次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能（ＡＩ）や Internet of Things（ＩｏＴ） といったＩＣＴの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されている。日本では既にインターネットの利用者数が1 億人を上回り、人口普及率も 80％を超えている。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になった。情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はＡＩなどで代替されるのではないか、との予測もある。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるＡＩが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通した人材の育成が重要になってくる。

（２）超高齢社会の到来

東京都の人口は、令和７（2025）年をピークに減少傾向となることが予測されている。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースである。一方で、東京都では高齢化が加速し、65 歳以上の割合が、令和７（2025） 年には 23.3％、令和 12

（2030）年には 24.3％となり、約４人に１人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されている。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できる。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

（３）国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にある。東京都の総人口が 20 年前と比較して約 15％増加している中で、外国人人口は 20 年前と比較して約 70％も増加している。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約 20％が東京都で暮らしている。

また、東京の観光ＰＲや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にある。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示している。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれる。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠である。

（４）就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める 34 歳以下の割合が近年低下している。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いている。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の３～４割が３年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化している。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にある。女性が職業に就くことへの意識も変化している。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができても、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成 28（2016）年には男女ともに 50％を大きく超えた。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成 29（2017）年には過去最高の約 18 万１千人となった。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

（５）経済・産業の変化

世界各国の名目ＧＤＰ（国内総生産）の総計は、1980 年から 2016 年までの間に約

６倍に増加した。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は 1980 年と比べて 30 倍以上に増加している。

日本の名目ＧＤＰは、伸びに陰りが生じているものの、2016 年には世界の約 6.5%を占め、世界第３位にある。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有している。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けている。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が 2017 年５月に発表した「2016 年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は３年連続で回復傾向にある。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002 年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の２番手であったが、この 10 年で国際競争力の低下が見受けられる。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析している。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できているが、これも楽観視できない状況である。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となる。

また、「2016 年版ものづくり白書」では、次のように指摘している。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

3　「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

「東京都教育ビジョン（第４次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方の下、次のように定める。

> 情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供

≪「次代を担う東京の子供の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第４次）」の概念図≫

○情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。

○社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育んでいく必要がある。

○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。

○学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていかなければならない。

○学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成していくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第４次）の概念図

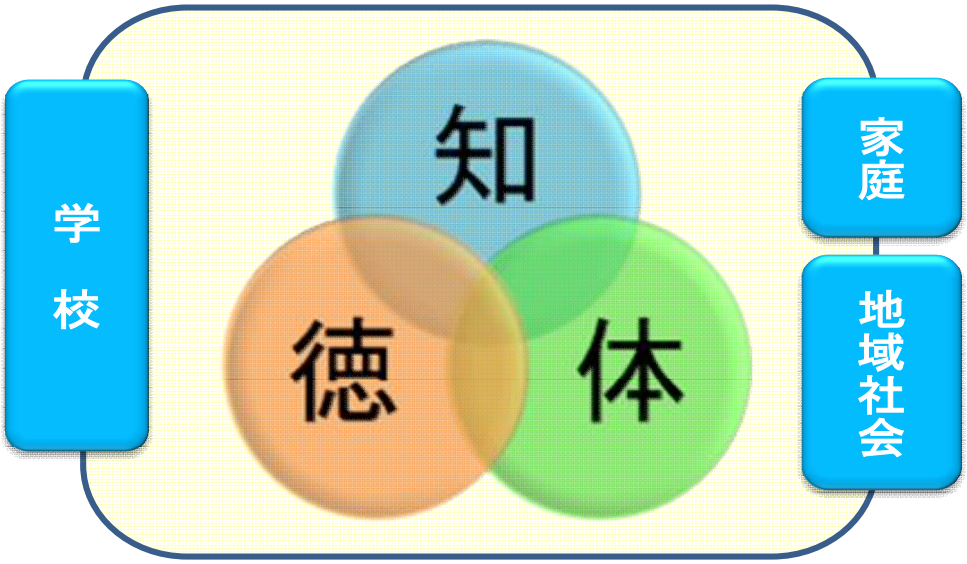

東京都教育ビジョン（第4次）の体系

基本的な方針	今後５か年の施策展開の方向性
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に	
1　全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	①　きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります ②　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
2　社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	③　我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します ④　科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します ⑤　高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
3　グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥　生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します ⑦　我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します ⑧　文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
4　夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	⑨　自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します ⑩　障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します ⑪　社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
5　豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑫　人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します ⑬　生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します ⑭　いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

基本的な方針		今後５か年の施策展開の方向性
貢献する力を培う	６　健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑮　生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します ⑯　健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します ⑰　危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します
	７　オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	⑱　東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる	８　生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	⑲　次代を担う社会的に自立した人間を育成します ⑳　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します ㉑　質の高い教育を支えるための環境整備を進めます
	９　これからの教育を担う優れた教員の育成	㉒　優れた教員志望者を養成・確保します ㉓　教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります ㉔　教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
	１０　教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	㉕　教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します ㉖　多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
	１１　質の高い教育を支える環境の整備	㉗　教員一人一人の健康保持の実現を図ります ㉘　質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します
	１２　家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	㉙　学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します ㉚　地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

「東京都教育ビジョン（第４次）」を振り返って

・　東京都教育委員会は、平成 31 年 3 月に「東京都教育ビジョン第４次」を策定し、令和６年３月までの５年間、様々な取組を展開

・　この間、３年を超える新型コロナウイルス感染症との闘い等、予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が発生。いかなる状況でも、児童・生徒等の学びを継続するため、学校と一丸となって、基本的な感染症対策の徹底やオンラインの活用、子供の不安や悩みの解消に向けた取組等を推進

・　学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、子供の発達・成長を保障する役割や、居場所等の役割も担っていることについて改めて認識。こうした役割を充実させるためには、一層デジタルの力の活用等が重要

・　こうした状況を踏まえ、社会の変化に柔軟に対応しながら、子供たちの学びを支えていくため、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「子供目線に立った支援の充実」、「教員の働き方改革等による指導充実」という三つの柱を軸として、取組を推進

・　例えば、グローバル人材の育成では、中学校英語スピーキングテストを行うほか、小学校でネイティブ人材との交流を深める「イングリッシュ・ウィーク」の実施、都立高校生が海外の生徒と交流する機会の拡充等、「英語力の東京」に向けた取組を抜本的に強化

中学生・高校生の英語力は、着実に向上
（国より中学生は約10ポイント、高校生は約７ポイント上回る）

・不登校等、様々な困難を抱える子供への支援については、学校とのつながりが全くない子供をなくすべく、子供政策連携室や生活文化スポーツ局等と連携し、ＮＰＯ法人等による日本語指導の支援や、アバターを活用した学習環境・相談環境

の提供、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの一層の充実など、一人一人の状況に応じたきめ細かいサポートを推進

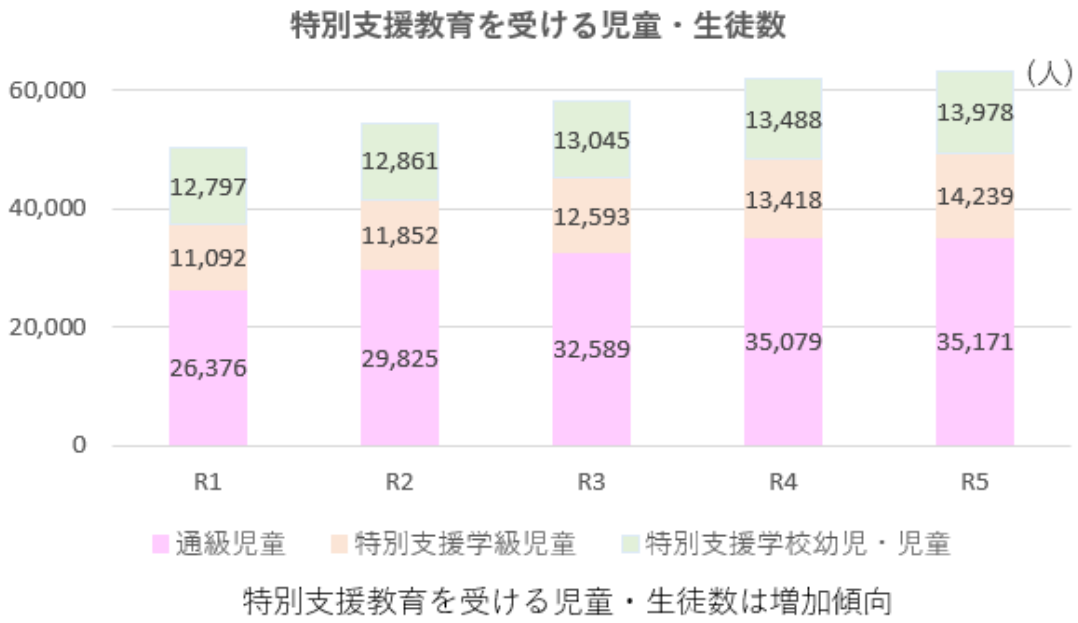

特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向

・　教員が心身共に健康を保ち、やりがいを感じながら職務に取り組める環境を整えるため、授業準備等の支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置を拡充するほか、臨床心理士等が小学校の全ての新規採用教員等に面談を行う事業を新たに実施するなど、教員のメンタルサポートを一層充実

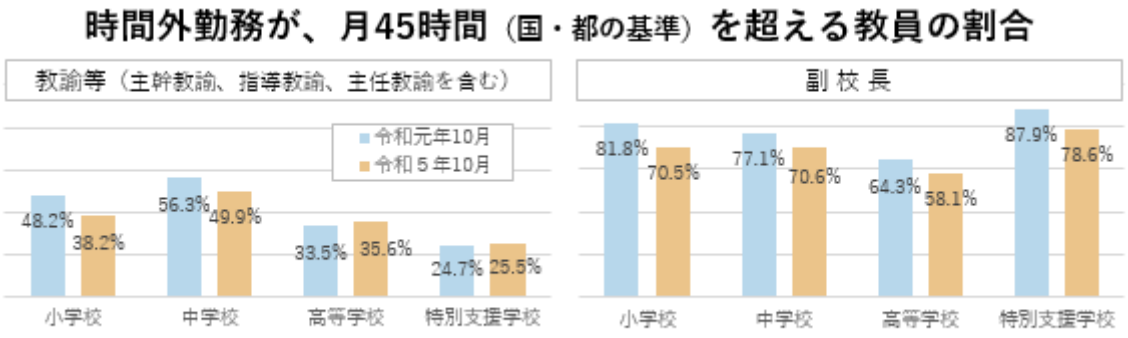

時間外勤務状況は改善傾向にあるものの、依然、長時間勤務の教員が多い状況

・　今後とも、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現に向けて、区市町村や学校、関係機関等と力を合わせ、より実行力のある施策を推進

第5　東京都教育ビジョン（第4次）に基づく令和5年度点検及び評価

柱	基本的な方針		今後5か年の施策展開の方向性		ページ
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	1	きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります	11
			2	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します	29
	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	3	我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します	36
			4	科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します	45
			5	高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します	56
	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育	6	生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します	70
			7	我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します	85
			8	文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します	89
	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	9	自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します	95
			10	障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します	106
			11	社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します	121
	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	12	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します	146
			13	生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します	150
			14	いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します	155
	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します	170
			16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します	178
			17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します	174
	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	18	東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します	194
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します	200
			20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します	204
			21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます	208
	9	これからの教育を担う優れた教員の育成	22	優れた教員志望者を養成・確保します	213
			23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります	220
			24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します	232
	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します	237
			26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します	248
	11	質の高い教育を支える環境の整備	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります	252
			28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します	256
	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します	274
			30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します	280

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	１	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回っている設問の割合★ ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小：90.0% 中：97.9%	―	全教科・全質問で、全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査における平均無解答率 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小：5.0% 中：5.8%	令和５年度 小：4.1% 中：6.6%	全教科・全質問で、全国平均を下回る
全国学力・学習状況調査における全国の平均正答数以下の児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小国語：39.9% 中国語：38.4% 小算数：43.0% 中数学：43.0% 中英語：42.3%	令和５年度 小国語：42.3% 中国語：42.4% 小算数：48.1% 中数学：48.6% 中英語：52.7%	全国平均を下回る

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性１：きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります		
１	小学校・中学校における基礎学力の定着	13
２	就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進	17
３	高等学校における学力の確実な定着	18
４	高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実	21
５	特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実	22
６	小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実	23
７	島しょにおける教育活動の充実	26
８	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実	27
施策展開の方向性２：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します		
１	課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進	31
２	授業改善に資する研究・研修の推進	32
３	高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進	34

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	1	きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります
予算額：28,852,920 千円		決算額：26,091,253 千円

１　小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

目　標

令和 12 年度までに全国学力・学習状況調査の全教科・全設問で、全国水準を上回る。

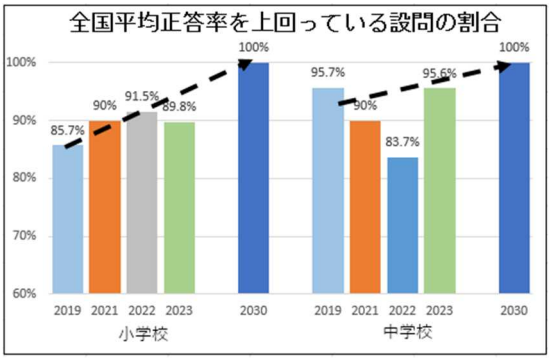

※全ての教科の正答数を合計して割合を算出

※各年度の実施教科
2019 年：国語、算数・数学、英語（中学校のみ）
※英語は「話すこと」調査の結果を除く。
2020 年：（中止）
2021 年：国語、算数・数学
2022 年：国語、算数・数学、理科
2023 年：国語、算数・数学、英語（中学校のみ）
※英語は「話すこと」調査の結果を除く。

取組状況

(1)　児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア　対象とした学校

都内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）

イ　対象とした児童・生徒

・小学校第４学年から第６学年までの児童
・中学校及び中等教育学校第１学年から第３学年までの生徒
・義務教育学校第４学年から第９学年までの児童・生徒

ウ　調査内容・調査方法

調査名	調査内容	調査方法
児童・生徒調査	児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識を調査	児童・生徒が児童・生徒用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答
学校調査	学校の指導方法等を調査	学校管理職等が教師用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答

エ　調査実施期間

・児童・生徒調査　令和５年５月 15 日（月）から６月 23 日（金）まで
・学校調査　令和５年５月 15 日（月）から６月９日（金）まで

オ　調査に回答した学校数及び児童・生徒数

学校種別	学校数（校）	児童・生徒数（人）			
小学校	1,274	第４学年	第５学年	第６学年	合計
		93,314	92,902	92,431	278,647
中学校	621	第１学年	第２学年	第３学年	合計
		70,548	69,426	69,852	209,826

※小学校には、義務教育学校（前期課程）を含む。

※中学校には、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含む。

(2)　「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、ＰＴＡ協議会の代表などから構成）を開催し、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化した。

(3)　都及び国の学力調査結果を生かした授業改善推進プラン等を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した授業改善推進プラン等を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させた。

(4)　小学校教科担任制等推進事業

都内公立小学校 20 校を「小学校教科担任制等推進校」に指定し、中学校教員を専科教員として加配するとともに、学級担任が他の教科を分担して指導することで、教材研究の充実や授業の質の向上、教員の指導体制の強化を図った。

(5)　エデュケーション・アシスタント配置支援事業

授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員（エデュケーション・アシスタント）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助１／３、都費２／３）。

(6)　算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面実施となった学習指導要領（平成 29 年告示）の内容を踏まえて改訂した「東京方式　習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式　少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」に沿った指導方法の工夫・改善を推進する教員を配置した。

(7)　授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童･生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を全国学力・学習状況調査の結果等と関連付け、授業改善を組織的に推進する取組を研究・開発した「授業改善推進拠点校」を 20 校設置し、その取組を全都へ発信した。

(8)　「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの改訂（活用）

新学習指導要領の全面実施に向けて改訂した「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図った。

(9)　学力格差解消に向けた取組

児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置した。

成　果

(1)　令和５年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から

小学校において約９割の児童、中学校において約８割の生徒が、「授業の内容はどのくらい分かりますか」の調査項目に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をしている。

「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

小学校				
学年	国語	社会	算数	理科
第４学年	92.4	89.2	90.8	94.3
第５学年	92.8	87.3	90.5	94.2
第６学年	93.6	91.4	91.3	92.9

中学校					
学年	国語	社会	数学	理科	英語
第１学年	91.1	83.0	87.9	86.6	82.3
第２学年	88.3	80.4	82.2	79.0	73.3
第３学年	89.1	84.1	83.6	75.6	73.7

(参考) 平成 20 年度から令和５年度までの経年変化

「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合

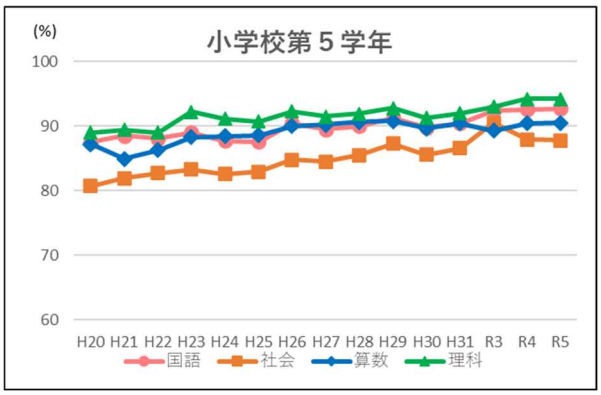

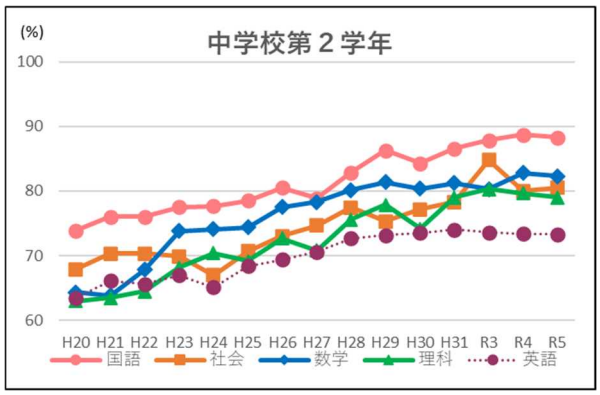

※平成 31 年度以前は、小学校第５学年、中学校第２学年のみを対象として、本質問を調査している。

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の影響を考慮し、調査を実施していない。

(2)　令和５年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

各教科の平均正答率は全国平均正答率を上回るとともに、正答数の分布においても全国に比べて正答数の少ない児童・生徒の割合が低く、正答数の多い児童・生徒の割合が高い傾向がみられた。

ア　各教科の平均正答率

校種	教科	東京都	全国
小学校	国語	69	67.2
	算数	67	62.5
中学校	国語	72	69.8
	数学	54	51.0
	英語	52	45.6

イ　各教科における正答数の分布

〔小学校国語〕

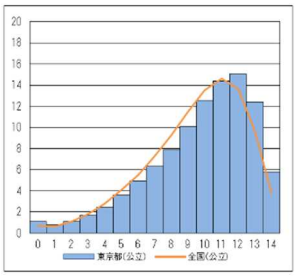

〔小学校算数〕

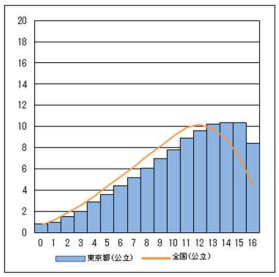

〔中学校国語〕

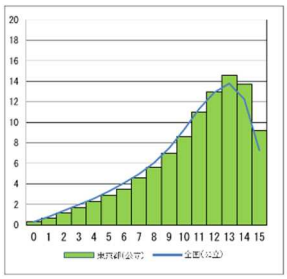

〔中学校数学〕

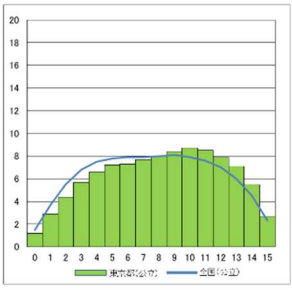

〔中学校英語〕

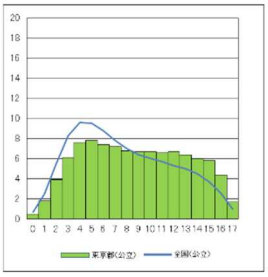

課　題

(1)　令和５年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から

教科共通の学習の進め方に関する調査項目のうち、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合が最も低かったのは、「自分が考えたことを、積極的に他の人や先生に伝えようとしている。」であり、小学校では 58.4%、中学校では 49.0%であった。

(2)　令和５年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

全国平均正答数を上回っている設問数は、小学校で 89.8%、中学校で 95.6%であった。

校種	教科	設問数(問)	全国平均正答率を上回っている設問数(問)	割合（%）	校種別の割合（%）
小学校	国語	14	12	85.7	89.8
	算数	16	15	93.8	
中学校	国語	15	13	86.7	95.6
	数学	15	15	100.0	
	英語	17	17	100.0	

今後の取組の方向性

「全国学力・学習状況調査」の結果から、一定の成果が認められる習熟度別指導等、改訂版「東京ベーシック・ドリル」等の活用、学力格差解消に向けた取組を引き続き実施していく。

また、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析や教科担任制の効果検証等に基づいた教育施策の検討を行う。あわせて、令和５年度の結果分析に基づき、知識及び技能の確実な定着や思考力、判断力、表現力等の一層の伸長を図るため、各学校において、理解したり考えたりしたことを工夫しながら伝え合う学習活動を充実することができるよう、授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供等を通じ、区市町村教育委員会と連携しながら各学校に指導・助言していく。

さらに、各学校が、「全国学力・学習状況調査」の結果において全国平均正答率を下回っている設問等に着目し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果と関連付けながら児童・生徒の学習状況を分析し、その分析を基に効果的な授業改善推進プラン等を策定して授業改善を進められるよう、調査結果の活用に関する研修の実施や効果的な取組を行っている学校の事例を動画配信等で都内公立小・中学校全校に対して発信する等の取組を行う。

２　就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

目　標

就学前施設の保育者及び小学校教員を対象として、就学前教育カンファレンスを開催し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、保育・教育関係者に広く啓発を図る。

また、幼児・児童の資質・能力を更に育成するために、モデルとなる地区を指定し、５歳児から小学校低学年における指導内容や指導方法など、新たな教育課程の研究・開発を共同で進める。

取組状況

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスでは、都教育委員会から就学前教育と小学校教育との円滑な接続について説明を行うとともに、モデル地区である、荒川区、福生市及び国立市が実践報告を行った。また、実施後には、当課 Youtube チャンネルにて動画配信を行った。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

荒川区では、「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、５歳児から小学校第２学年までを連続した時期として捉えた指導計画の作成・周知、幼児・児童の資質・能力に関する調査、保育者及び教員対象の研修等を行った。また、モデル園・校では、「５歳児から小学校低学年までを連続した時期として捉えた指導計画」に基づく実践や検証、幼稚園と小学校の合同の研究組織による研修会等を実施した。

福生市では、「幼保小連携推進委員会」を設置し、「学びに向かう力」の育成に重点を置いた、就学前施設における教育・保育実践を共有するとともに、「福生版　幼保小連携推進ガイドブック」をまとめ、周知した。

国立市では、市教育委員会と子ども家庭部が連携して「国立市幼保小連携推進委員会」を設置し、モデルとなる小学校における「スタートカリキュラム」の実践について検証を行い、改善点について、就学前施設の保育者とともに議論をし、整理した。また、「国立版アプローチカリキュラム検討会議」を立ち上げ、子供たちが就学前施設でどのような力を身に付けてきたのか、小学校教員が把握できるよう、事例や考え方等をまとめ、周知した。

成　果

(1)　小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスでは、約 500 名の保育・教育関係者が参加するとともに、モデル地区である荒川区、福生市及び国立市の実践報告や学識経験者の講演を通して、幼小の円滑な接続について広く周知を図ることができた。

(2)　就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

・　荒川区では、指導計画を「文字・言葉」、「数量・図形」及び「自然」の三つの視点で記載内容を整

理し、併せて５歳児の各期で育ってほしい姿と、小学校第１・２学年で身に付けさせたい資質・能力のつながりを可視化したことにより、５歳児 の「遊び」から小学校第２学年までの「学び」の系統性を明確にすることができた。このことにより、就学前施設の保育者と小学校教員それぞれが保育・学習内容のつながりを踏まえた教育活動を行うようになった。

・　福生市では、５歳児を対象にした教育・保育実践事例集を作成し、就学前施設同士で、各園が目指す「ふっさっ子像」、「ふしぎをふくらます子」をどのように育成しているのかを共有することができた。また、市内 17 の幼稚園・保育園が、連携する小学校の授業を参観し、各園での生活経験、教育方針の違いについて情報共有し、次年度のカリキュラム作りに生かすことができた。

・　国立市では、小学校教員が就学前施設の指導の実態を把握することができ、入学当初のスタートカリキュラム時期における、就学前施設の経験を踏まえた具体的な指導方法について理解・実践することに繋がった。

課　題

就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組を促進するため、就学前教育と小学校教育との接続の意義について、就学前施設及び小学校へ普及させる必要がある。

今後の取組の方向性

(1)　小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。

(2)　就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、各モデル地区（研究開発地区、研究指定地区、研究協力地区）における研究成果を、都内就学前施設及び公立小学校等を対象として広く周知し、就学前教育と小学校教育の一層の充実を図っていく。

３　高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1)　「都立高校学力スタンダード」活用事業の推進

目　標

各学校が具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導と評価を行い、その評価に基づいて次の指導を行うことにより、指導内容・方法の改善を図る。さらに生徒の学力を正確に把握し、繰り返し指導することで、学力を確実に定着させる。

取組状況

ア　「各高等学校における独自の学力スタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高等学校以外の全ての都立高等学校において、「基礎」・「応用」・「発展」の３段階の「都立高校学力スタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学力スタンダードを作成した。

【対象科目】普通科目６教科 19 科目、専門科目３教科３科目

国語総合・現代文Ｂ・数学Ⅰ・数学Ⅱ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ英語Ⅰ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ英語Ⅱ・世界史Ａ・世界史Ｂ・日本史Ａ・日本史Ｂ・地理Ａ・地理Ｂ・現代社会・倫理・政治･経済・物理基礎・化学基礎・

生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

イ　学力スタンダードに基づく学習指導の実施

(ｱ)　学力スタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立

(ｲ)　学力スタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成

(ｳ)　指導と評価の PDCA サイクルによる授業改善の実施

(ｴ)　各学校において作成した自校の学力スタンダードのホームページへの掲載

ウ　学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、各校が作成した学力調査問題を共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

成　果

令和５年度学力スタンダードに関するアンケート結果の分析から、授業進度が統一されている学校の割合は 95.7%であり、ほとんどの学校で統一された授業及び評価等に関する教科の体制が構築されている。義務教育段階の生徒の学習の定着状況に応じて習熟度授業を実施している学校が一定数ある。

学力スタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は 91.3%（令和４年度は 91.7%、令和３年度は 89.8%、令和２年度は 90.2%、令和元年度は 88.6%）であり、定期考査の共通化が図られつつある。

課　題

授業進度が統一されている学校においても、一部で考査問題が統一されていない学校の割合が 8.3%あり、組織的な校内体制が整っていない学校がある。

今後の取組の方向性

令和５年度のアンケート結果を分析するとともに、年間授業計画、各科目の週ごとの指導計画（単元指導計画）の作成及び計画、実施状況の点検・確認を行うことで、指導内容・方法の改善を図る。

(2)　「学びの基盤」プロジェクトの実施

目　標

「ＡＩ時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から３か年で、研究協力校６校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等を高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト１年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

しかし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、事業全体の見直しを図った。

見直し後のプロジェクトは、当初計画していた調査の枠組みを令和３年度入学生を対象として実施し、同一集団を３年間定点観測する形に変更し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和３年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

５月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、８月：ワーキンググループ会議、10 月：日本語検定（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、12 月：課題作文、３月：ワーキンググループ会議

令和４年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

５月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、10 月：日本語検定（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、12 月：課題作文、10 月～11 月：ワーキンググループ会議（計６回）

令和５年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

４月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、９月：課題作文（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、ワーキンググループ会議（計２回）

成　果

「授業又は単元等の学習のまとまりにおいて、教員が示した単元全体を見通した問いに対して、明確な到達目標と学習活動の見通しをもち、教材等の記述に沿って情報を読み取り、読み取った情報を基に既知の知識と関連させながら課題を解決する学習活動を行うことで、情報を正確に読み取り活用する力を身に付けることができる。」という仮説に基づき、検定試験等を活用した生徒の実態調査や追跡調査を行い、読解力の向上に向けた指導方法の検討、自ら学ぶ力の育成に向けた環境づくりや指導方法の検討、認知の特性に応じた支援方法の検討を行った。また、各学校の取組をまとめ、資料を高等学校教育指導課ポータルサイトに掲載した。

課　題

本研究結果の活用

今後の取組の方向性

各学校における読解力の向上や自ら学ぶ力の育成に向けた指導の充実を支援する。

（令和５年度をもって、本事業は終了する。）

(3)　「校内寺子屋」の推進

目　標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、２年間（令和４・５年度）指定した。

- 国語、数学、英語において高校１年生 20 名程度の生徒を対象
- 各教科週２回程度、放課後に２時間程度
- 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成　果

令和５年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析（12 月時点）

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.5%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	72.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	73.2%

課　題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

４　高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（都立学校教育部）

目　標

多様化する生徒の学習ニーズに応えるため、通信制課程における学習環境の更なる改善・充実を図っていく必要がある。

取組状況

令和４年度以降、システム改修によりレポートの電子化を進め、レポートの提出やその後の添削指導にかかる利便性の向上を図った。また、多様なメディア等を活用して学習を行い、スクーリングの登校負担軽減を図るＷＥＢ学習コースについて、令和４年度に、新宿山吹高等学校において、試行実施し、令和５年度から本格的に開始した。令和６年度からは、一橋高等学校及び砂川高等学校においてもＷＥＢ学習コースを開始している。

成　果

レポートの電子化により、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上が図られた。

ＷＥＢ学習コースの実施により、スクーリングの登校負担が軽減された。

課　題

多様化する生徒の学習ニーズにさらに応えていく必要がある。

今後の取組の方向性

現在の通信制課程の実施方法やＷＥＢ学習コースの実施状況等を踏まえ、必要な改善を行う。

(2)　学びのセーフティネット事業（NPO 等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

目　標

ＮＰＯ等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常の生活の中で心

のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内４か所で日常の生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をＮＰＯ等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行うとともにバーチャルラーニングプラットフォーム（ＶＬＰ）を活用したオンライン上での支援も実施している。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
学びのセーフティネット事業の参加者数	287 人	567 人	589 人

成　果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、ＮＰＯ等の外部機関につなげることができた。

ＮＰＯ等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課　題

通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をＮＰＯ等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。

居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

自立支援チームと学校間で緊密に連携していくことにより、学校生活に不安を抱えている生徒へ、よりきめ細やかな支援を行うとともに、スクーリングに出席しない生徒をＮＰＯ等の外部機関の支援につなげていく。

また、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）を効果的に活用し、支援の充実を図っていく。

５　特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

目　標

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

地域の小学校、中学校及び都立高等学校等を「授業研究連携校」に指定し、オンライン会議等を活用しながら小学校、中学校及び都立高等学校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。

さらに、特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校及び高等学校の各教科等の教育研究員に参加し、小学校、中学校及び高等学校の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

取組状況

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

準ずる教育課程を編成する特別支援学校に対して、教育課程編成・実施・管理説明会や令和３年３月に作成した指導資料等を通じて、授業改善推進プラン策定の意義や作成方法を周知し、本プランの作成及び効果的な活用について理解啓発を行った。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

準ずる教育課程を編成する特別支援学校と地域の小学校・中学校及び都立高等学校等が連携して授業改善・授業研究を行う「授業研究連携校」のモデル実施の成果を踏まえ、特別支援学校が授業改善推進プランに基づき、区市町村教育委員会や都立高等学校等と連携し、「授業研究連携校」の取組を推進させるよう周知した。

成　果

特別支援学校の準ずる教育課程における教科指導力向上への意識が高まった。特に ICT 機器を活用した取組により、指導の充実が一層図られるようになった。

課　題

授業改善推進プランの活用状況及び「授業研究連携校」の指定による成果検証が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる授業力向上に向けた各学校の取組を推進する。

６　小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1)　通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）

目　標

ア　公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮等について、区市町村に対する支援を行う。

イ　都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築する。

取組状況

ア　小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和３年４月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ　小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。

ウ　特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介等により、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図った。

エ　都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ｱ)　平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和４年度からは、遠隔地等により通うことが困難な生徒のため、一部講座をオンラインにより実施した。

(ｲ)　都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成 30 年度から令和２年度まではパイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施し、その検討結果などを踏まえて、令和３年度からは教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。令和４年度からは、発達障害のある都立高校生の支援のため、専門性を有する都立特別支援学校のセンター的機能により都立高等学校を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の運用を新たに開始している。

成　果

ア　小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

・特別支援教室の設置：全校

・特別支援教室専門員配置：1,257名（令和５年４月１日）

イ　中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

・特別支援教室の設置：全校

・特別支援教室専門員配置：601名（令和５年４月１日）

ウ　特別支援教室の運営に対する指導・助言

・小学校訪問校数：115校

・中学校訪問校数：　49校

エ　都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ｱ) 通年長期講座：６月から２月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数93人
通年短期講座：６月から２月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数89人
短期集中講座：７月（オンライン講座）・８月（対面講座）、各講座５回実施。受講生徒数65人

(ｲ) 都立高等学校において、46 校（47 課程）の 165 人に通級による指導を実施

課　題

ア　公立小・中学校における特別支援教室の運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が必要

である。

イ　都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

ア　公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ　特別支援教室の適切な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとった適切な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ　都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(ｱ) 令和６年度についても、引き続き、受講を希望する生徒が、可能な限り受講できる実施方法を検討していく。

(ｲ) 「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の適切な運用により、通級による指導が必要な生徒を含め、都立高等学校も在籍する発達障害のある生徒への支援を実施していく。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究（都立学校教育部・指導部）

目　標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

交流及び共同学習の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深める取組を推進する。

イ　区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、交流及び共同学習拡充支援事業の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

取組状況

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和５年度に公募により決定した交流及び共同学習拡充支援事業実施地区（３区市）において、研究を行った。

イ　区市町村等との協議会の設置

交流及び共同学習拡充支援事業実施地区のほか、学識経験者、ＰＴＡ代表等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和５年度中に３回の協議会を開催した。また、交流及び共同学習拡充支援事業実施地区の教員、保護者、児童・生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査を実施し、交流及び共同学習の現状把握に努めた。

成　果

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育を推進するため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会を支援し、交流及び共同学習の拡充を図った。

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

中学校の知的障害特別支援学級及び小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との教科における交流及び共同学習を円滑に行うための方策を企画立案・実施し、課題等の検証を行っている。

イ　区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、交流及び共同学習拡充支援事業の取組状況を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討した。

課　題

課題等を整理しながら、より効果的な交流及び共同学習の実施方法を検証していく必要がある。

今後の取組の方向性

事業の成果を広く普及し、区市町村等と連携しながら交流及び共同学習の機会を拡充していく。

７　島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

(1)　デジタル環境の更なる活用による教育活動の充実

目　標

島しょ地区の高校において、一人１台端末等を活用した教育活動の充実に向けた取組を支援する。

取組状況

島しょ地区の高校において、「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」に基づき、令和５年度入学生から一人１台端末を整備しており、学校だけでなく、家庭においてもオンライン学習ができるよう、島しょ地域の通信環境を踏まえ、必要に応じて通信機器の貸し出しを行う等、支援している。

Wi-fi 貸与台数：島しょ地区の高校７校（計３４台）

成　果

島しょ地区７校における、一人１台端末を活用したオンライン学習を支援した。

課　題

島しょ地域においても通信環境が確保されており、通信機器を貸し出しオンライン学習に活用する場面は限定的である。

今後の取組の方向性

島しょ地域の通信環境の状況等を踏まえ、支援内容について検討していく。

(2)　島外生徒の受入れの促進

目　標

島しょ以外の地域に居住する都内の中学生を、寮への入居やホームステイにより島しょの高校へ進学できるようにする。

取組状況

島しょの都立高校（大島海洋国際高校除く。）は、在籍する生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨（せっさたくま）する環境が生まれにくい状況があることなどから、平成 28 年度から神津島村・神津高校、平成 29 年度から八丈町・八丈高校、令和５年度より新島村・新島高校において、島外に住む生徒の島しょの高校への受入れを開始した。

成　果

これまでの受入実績は以下のとおり。

【神津島村（神津高校）】

入学年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
募集人数	５名程度	５名程度	５名程度
合 格 者	４名	４名	５名

【八丈町（八丈高校）】

入学年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
募集人数	２名	２名	２名
合 格 者	０名	２名	１名

【新島村（新島高校）】

入学年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
募集人数	未実施	未実施	２名
合 格 者			２名

課　題

継続して実施していくための地元理解と受入先の開拓、規模の拡大などの検討

今後の取組の方向性

受入れを継続していくため、引き続き各町村と連携していく。また、規模の拡大について検討する。

８　外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部・都立学校教育部）

(1)「地域未来塾」の促進（地域教育支援部）

目　標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
地区数（区市町村数）	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区	34 地区
対象校数	659 校	652 校	658 校	704 校	775 校

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成　果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとっては学力向上に大きく役立っている。」「大学生や教員 OB、保護者や地域住民が学習支援員として活動しており、学力の向上に寄与している。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

課　題

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

例年実施している意向調査において、学習支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(2)「スタディ・アシスト＋」の実施（地域教育支援部）

目　標

高校進学のための学習機会の提供を目的とした放課後等の学習支援を拡充する

取組状況

中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ３地区　計 23 中学校、中学３年生 116 名が参加
- 数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- 土曜日又は長期休業日中に２時間程度
- 令和５年７月から令和６年２月にかけて計 36～54 回

成　果

生徒対象のアンケートには、「週二日スタディ・アシストで勉強するだけでここまで学力が伸びると思わなかったから、他の人がいるおかげで競争心が生まれ、先生がモチベーションを上げることを言ってくれてとても予想していたよりも良かった」「学習時間を増やすことや気持ちを入れ替えて勉強に集中できた」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	Ａ地区	Ｂ地区	Ｃ地区
【志望校への進学】 第１志望に合格	82.4%	88.3%	85.0%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	数学　40.8 点 英語　27.7 点	数学　33.0 点 英語　29.1 点	数学　18.9 点 英語　35.2 点
	数学　54.4 点 英語　38.3 点	数学　39.3 点 英語　38.3 点	数学　38.2 点 英語　39.9 点

課　題

中学３年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育員会への周知が課題である。

今後の取組の方向性

・例年実施している意向調査において、進学支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(3)　「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目　標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、２年間（令和４・５年度）指定した。

- 国語、数学、英語において高校１年生 20 名程度の生徒を対象
- 各教科週２回程度、放課後に２時間程度
- 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成　果

令和５年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析（12 月時点）

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.5%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	72.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	73.2%

課　題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4)「進学指導推進校の学力向上支援」の推進（都立学校教育部）

目　標

進学指導推進校において、希望する生徒を対象に塾や予備校等の民間事業者を活用した校内予備校を土日・放課後等に実施することにより、国公立・難関私大合格実績の向上を目指す。

取組状況

進学指導推進校（１５校）に対して、平日放課後、土曜日、長期休業中等に、希望する生徒に対して学力向上支援を実施した。

実施内容については、各校と実施事業者の調整の上実施。

- 全学年の生徒を対象
- 各校の状況に応じ、英語、数学を実施
- 各校の状況に応じ、平日放課後、土曜日、長期休業中に実施

成　果

受講人数（1 月末）

英語	数学	国語	小論文	倫理	倫理・政経・地理
1,821	1,480	163	30	24	10

課　題

学力向上支援事業を各学校が十分活用できていない。

今後の取組の方向性

各学校の課題を把握し学力向上支援事業を活用できるよう支援していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	１	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	２	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
予算額：102,169 千円		決算額：50,546 千円

１　課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1)　環境教育の推進

目　標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

○　児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的としてカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、配布した。

○　都内公立幼・小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小学部・中学部を含む。）で環境教育を指導する教員を対象に、環境教育の課題や、国や都の先進事例、先進的な取組を行う学校の指導実践を共有し、指導の改善・充実を図るカーボンハーフスタイル推進教育フォーラムを開催した。

成　果

○　カーボンハーフスタイル推進資料

・都内全公立小・中・高等学校等を対象に、教材・ワークシート・指導資料を年３回作成し、配布

○　カーボンハーフスタイル推進教育フォーラム

・参加人数　1635 名

・内訳：幼稚園籍 11 名、小学校籍 1080 名、中学校籍 498 名、都立学校籍５名、指導主事等 41 名

課　題

・　カーボンハーフスタイル推進資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

・　「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

・　2030 年カーボンハーフ（2050 年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。

・　「深刻化する気候危機」や「再生可能エネルギー」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を継続して作成し、都内全公立小・中・高等学校等に一人１台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。

・　関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実

践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。より多くの環境教育を指導する教員の指導の改善・充実を図る。
・児童・生徒が環境教育について学習しやすいように、環境教育やカーボンハーフに関する資料等を一元化したポータルサイトを令和６年度から構築する。

２　授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

(1)「教育研究員」の実施

目　標

所属校（幼稚園を含む。）における教育活動を通して、各教科等の内容、指導方法等を研究し、様々な課題の解決と指導力の向上を図り、当該地区等における教育研究活動の指導者など中核となる教員としての資質・能力を養成する。

取組状況

各教科等の分科会を校種ごとに設置し、原則として、主任教諭以上の教員を研究員として募集し、研究を進めた。また、研究のまとめとして、平成 31 年度以来中止していた集合型による部会別研究発表会を開催した。

年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
研究員数	323 人	342 人	228 人	206 人	142 人	133 人

成　果

各部会の研究活動により、教員の人材育成を図るとともに、集合型の部会別研究発表会の再開により、研究の成果を広く周知した。

課　題

部会別研究発表会について、ペーパーレスの観点も踏まえながら、会の運営及び研究成果を広く周知するための方策を充実させていく。

今後の取組の方向性

部会別研究発表会について、資料の精選等によりペーパーレス化を進めるとともに、教職員研修センター主催の「研究推進団体支援事業説明会」、及び「校長連絡会」等において、研究員の取組や研究成果を周知していく。

(2)「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

目　標

東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究の成果を、都内公立学校の全ての教員が共有できるよう、事業の円滑な運営を図る。

取組状況

東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

ア　団体数

年度	R３年度	R４年度	R５年度
団体数	141 団体	142 団体	141 団体

イ　取組

学習指導要領等に従い、それぞれの教科等の特性を踏まえ、研究活動、発表会、研修会等を実施し、教科等の研究を進める。

成　果

実績報告書に基づく研修会等を実施した研究推進団体の割合

アンケート結果	R５年度
研修会等の実施を報告した割合	100％

課　題

研究推進団体の活動は、自主的・自発的に教員が参加しており、主体的に研究活動を行っているが、新しい教育課題への対応等が日々求められることから、活動の実態を十分把握できるよう、関係各所との連携を強化していく。

今後の取組の方向性

活動の実態把握については、教職員研修センターとの情報共有を密にするとともに、必要に応じて、各団体から研究の具体等を聞き取っていく。

(3) 地域人材・資源活用推進事業

目　標

これからの時代に求められる資質・能力を育むために、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進するとともに、社会や地域と連携してよりよい学校教育を目指す「地域人材・資源活用推進校」を指定し、その取組について普及・啓発する。

取組状況

令和５年度の１年間を指定期間として、「地域人材・資源活用推進校」を 17 校（小・中学校 15 校、都立特別支援学校２校）指定し、以下の取組を行った。

１　各推進校での取組

外部人材・地域資源を活用しながら多様な教育課題に取り組み、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育む教育活動を実施するため、以下の取組を実践し、その成果を教育通信等により他校や保護者・地域等へ発信した。

(1) 教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメント

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組んだ。

(2) 多様な教育課題への取組

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編に示された現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容を参考に各校の実態に合わせて取り組んだ。

(3) 授業改善の取組

各教科等の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画を立案し、授業を行った。

２　都教育委員会の取組

地域人材や資源を効果的に活用したカリキュラム・マネジメントについて、推進校の取組等をまとめた資料を作成し、都内全ての公立学校に配布するとともに都教育委員会のウェブページに掲載した。

成　果

児童・生徒や学校及び地域の実態に即して、外部人材・地域資源の効果的な活用の促進や多様な教育課題に対応する取組が図られた。

課　題

各学校が、児童・生徒や地域の実態に即して、育成したい資質・能力を明確にしたカリキュラムの編成・実施や、授業改善を一層図っていくこと。

今後の取組の方向性

これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくため、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていく。そのために、本事業による各学校の取組の成果を都内の全公立学校に周知・啓発を行う。このことにより、児童・生徒や地域の実態を適切に把握し、教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てるなどのカリキュラム・マネジメントを推進し、各校の特色を生かした教育活動の一層の充実を図る。

３　高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1)　地域探究推進事業

目　標

探究的な学びを通じて、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指す。自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築し、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実践する。

取組状況

ア　指定校を中心とした自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築

イ　地域の課題の発見・解決に向け、大学や企業のノウハウや専門的な知見を活用した探究活動の推進

ウ　地域に開かれた成果発表会等を開催し、得られた助言等から、新たな視点による探究活動の継続

エ　探究フォーラムにおける成果発表

成　果

ア　「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校における地域の特色に着目し、自校の探究活動の取組や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を教育課程に位置付けた。

イ　探究フォーラムでの実践発表を行い、各校独自のプログラムや校内体制、特色ある外部連携方法等、実践的な取組をまとめたポスターを作成し、高等学校教育指導課ポータルサイトに掲載することで取組の普及を図った。

課　題

ア　「探究的な学習」の充実に向けた校内体制の構築と外部連携の強化

教職員全員で取り組むための教育課程の編成や、より適切な校内体制について研究するとともに、地域や外部機関と連携し、「探究的な学習」の指導を充実させる必要がある。

イ　推進校の「探究的な学習」の取組を組織的に一層推進

全都立高等学校に具体的な年間授業計画の立て方、指導方法等に関する指定校の成果について普及し、各校の「探究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各校で「探究的な学習」の充実に向けて、プログラムや教育課程の編成等について組織的に研究を継続するとともに、開発した教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高等学校における「探究的な学習」を、より一層、推進していく。また、本事業の成果を踏まえ、探究活動を通じて、新しい時代に求められる資質・能力の育成を図るための取組を強化する。

ア　指定最終年度を迎えるに当たり、推進校である都立篠崎高等学校、第一商業高等学校、町田総合高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、五日市高等学校の６校は、地域や外部機関との連携や外部講師による講演会を開催し、探究的な学習を更に推進し、地域を課題として探究を推進する。

イ　指定最終年度を迎えるに当たり、推進校６校は、探究フォーラム等の機会を利用して、他の都立高等学校等に対して探究的な学びに関する活動内容を発信するとともに、その成果と課題を最終報告書に取りまとめる。

(2) 都立高校等における探究的な学びの推進事業

目　標

都立高等学校等における「総合的な探究の時間」を中心とした探究的な学びにおいて、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、各学校における外部人材を活用した指導体制の確立を支援する。

取組状況

探究的な学びに対する指導の一層の充実を図るために必要な外部人材の報償費を、申請のあった学校に配付し、各学校の探究的な学びの推進に関わる取組を支援している。

【外部人材活用の場面】

ア　身近な社会の諸問題に対し、どのような課題があるのかを考え、発見する場面

イ　探究課題(リサーチクエスチョン)を設定する場面

ウ　課題解決に向けて集めた情報を整理・分析する場面

エ　成果発表に向けた資料作成やまとめを行う場面

成　果

申請のあった学校 45 校に対し、予算配付を行った。また、探究フォーラムで事業活用校による実践発表をポスターセッション形式で行い、外部人材の活用事例を共有した。当日の発表資料を統合し、ポータルサイトに掲載することで事業の普及を図った。

課　題

ア　外部人材の確保に苦労している学校があり、外部人材の確保に向けた支援が必要である。

イ　外部人材を活用した指導体制が整っていない学校に対し、指導体制の構築に向けた支援を行う必要がある。

今後の取組の方向性

ア　東京近郊の大学に対し、探究アドバイザーの募集周知を行い、「公益財団法人東京学校支援機構 TEPRO Supporter Bank」への登録を働きかけることで、外部人材の確保を図る。

イ　事業活用校に探究フォーラム等で活用事例を発表させることで、本事業の普及を図る。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	２	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていた」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和３年度 小：69.3% 中：60.4%	令和３年度 小：67.2% 中：59.5%	全国平均を上回る・年々上昇
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和４年度 小：50.2% (52.3%) 中：39.1% (41.4%)	令和４年度 小：51.3% 中：40.7%	全国平均を上回る・年々上昇
都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ ＜公立学校統計調査　公立学校卒業者の進路状況調査編（東京都）＞	令和４年度 33.0%	―	35%
授業での ICT の活用頻度（２日に１回以上活用）	令和５年 12 月 66.0%	―	令和６年度までに 100%

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性３：我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します		
1	都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成	38
2	ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進	39
3	東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成	43
4	ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進	44
施策展開の方向性４：「科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します		
1	小学校・中学校における理数教育の推進	47
2	高等学校における理数教育の充実	48
3	高大連携の推進	54
施策展開の方向性５：高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します		
1	「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」の推進	58
2	プログラミング教育の着実な推進	64
3	情報モラル教育の着実な推進	66
4	デジタル利活用の着実な推進	67
5	情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成	69
6	社会の変化に対応した実践力あるＩＴ人材の育成	69

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	２	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	３	我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します
予算額：1,542,894 千円　　決算額：1,348,234 千円		

１　都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

(1) 農業高校におけるＧＡＰに関する取組の推進

目　標

農業高校におけるＧＡＰに関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

ＧＡＰの認証団体による認証の取得については、令和２年３月時点で農業系高校全８校においてＪＧＡＰ又は東京都ＧＡＰの認証を取得し、以降、認証の更新等を実施した。

成　果

都立農業系高校全８校において、令和２年度末までにＧＡＰ認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和５年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト、いちご、きゅうり、ブルーベリー
農芸高等学校	トマト、ミニトマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

課　題

ＧＡＰ認証を取得していない農産物で、ＧＡＰと同様の取組を推進することや、ＧＡＰ指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

今後の取組の方向性

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。ＧＡＰの意義を

普及啓発することや教員の育成、学校の取組のＰＲ等。

(2) 農業系高校における企業と連携した学習の推進

目　標

農業高校における外部と連携した教育を推進する。

取組状況

東京都農林水産振興財団と連携し、東京の就農体験学習や探求学習への助言を実施した。

【農業系高校における連携状況（令和５年度末時点）】

学校名	連携内容
園芸高等学校	研究員による探求授業・課題研究への助言　等
農芸高等学校	研究圃場見学・スマート農業に関する講話の実施
農業高等学校	研究圃場見学・スマート農業に関する講話の実施
瑞穂農芸高等学校	研究員による講義・実技演習　等

成　果

農業系高校において、地元農家での体験研修や生徒が就農体験を行い、東京都の農業の実施状況や栽培技術等について学習を実施した。

課　題

連携団体等と円滑に事業が実施できるよう調整を行っていく。

今後の取組の方向性

連携団体等と引き続き連携し、東京の農業に関する理解を深める体験学習等を実施していく。

２　ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（指導部、都立学校教育部）

(1) ものづくり立志事業の実施（指導部）

目　標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業系高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業系高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として１年次の１学期に実施した。

成　果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」、「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課　題

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業系高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

今後の取組の方向性

主に２年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同年代で他の工業系高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(2) 企業、専門学校と連携したＩＴ人材の育成（都立学校教育部）

目　標

工科高校において、情報化及びグローバル化が進む時代の中で、様々な変化を自ら楽しみながら主体的に学び、新たな社会を共創するＩＴ人材を育成する。

取組状況

都立工科高校と専門学校の５年間で、企業等と連携してデジタル人材の育成を図る教育カリキュラムである「Tokyo P-TECH」において、社会人による講話、企業訪問、メンタリング（社員等による生徒へのキャリア相談）、課題研究支援などを企業等と連携して実施している。

令和元年度から試行実施し、令和３年度から本格実施している町田工科高校に加え、令和５年度から荒川工科高校及び府中工科高校で本格実施を開始した。

成　果

・令和元年度に町田工科高校に入学し、ＩＴ系の専門学校に進学した生徒の就職活動では、１１名中１０名がＩＴ企業の内定を獲得、１名が大学への編入学を決定した。

また、本事業に参加した生徒の学習意欲の向上や、課題研究の内容が深まりレベルも上がっている。

・令和５年度から本格実施を開始した荒川工科高校及び府中工科高校において、連携企業社員による講話やメンタリング、連携専門学校体験授業などＰ-ＴＥＣＨの教育活動を通じて、「自分が目指すものを具体的に知ることができた」「ＩＴ技術の活用について、知らなかったことを知ることができ、自分も将来関わりたいと感じた」などの声があり、生徒のＩＴ系職種に関する理解を深めることができた。

課　題

専門学校・企業等との円滑な調整、学校の学習実態に合わせた実施内容や実施時期、実施方法など

今後の取組の方向性

ＩＴ人材の育成に向けて、「ＩＴ人材としての専門力」及び「企業人・社会人としての基礎的能力」をさらに身に付けられるようなカリキュラムを充実させていく。
学校の実施体制についても、きめ細やかな支援を実施していく。

(3) 工業科教員の先端技術研究事業（都立学校教育部）

目　標

都立工科高校の教員が、先端技術を有する企業や研究団体等（以下「企業等」という。）を視察し、意見交換するなどの研究活動を実施し、今後の教育内容の充実や企業連携の方法などを検討することで授業改善を図る機会につなげる。

取組状況

都立工科高校各校の校長から推薦された教員 17 名が、令和５年７月から８月に先端技術を有する企業等計 11 団体の視察を実施した。東京近郊だけでなく、九州や関西方面など遠方の企業等にも実際に赴き、普段の教育活動では関わることができない国内の最先端技術を有する企業等の取組や理念を学んだ。

成　果

参加した教員が企業等を視察することで得られた経験により、企業等と連携した教育活動の実施や教育内容充実に向けた先端技術の導入について、課題や対応方法を校内で検討する等、所属校に還元を行うことで、参加教員だけでなく、各学校の教員の能力向上も図られた。

課　題

視察企業等や受入人数が限定されていることから、参加教員が必ずしも興味関心がある分野の企業等に視察することができない。

今後の取組の方向性

より多くの教員が希望する分野の企業等へ視察することができるよう、視察時期や視察内容等を幅広く設定するなど改善を図る。

(4) 東京未来ファクトリーの実施（指導部）

目　標

本事業は、高度ものづくり技術者の素養を育成するため、都立工業系高校で社会課題を解決できる人材を目指し、高度な知識・技術や工学的思考力・発想力のある未来の「スペシャリスト」を育成するとともに、東京の課題を解決し得る次代のトップランナーを育成する。

取組状況

主に２年次の都立工業系高校生 22 名を対象として、先端技術施設における探究活動、技能五輪全国大会出場者や企業等で活躍するエンジニアとの交流、ＡＩロボット等に関する講義・演習等を実施した。

成　果

プログラム体験後、「想像していたよりも簡単に AI を利用できた」、「他校の生徒と一緒に取り組めたのがよかった」といった感想のほか、「技術者の方と直接話すことで、自分自身の将来について見直すきっ

かけとなった」、「常に学んでいく姿勢を大事し、新しい考え方や知識を取り入れていく必要があることに気付いた。」等、参加生徒のキャリア意識やものづくりへの興味・関心を高めることができた。

課　題

他校の生徒との交流、協働学習の内容や方法、プログラム体験後の継続的な探究活動の支援について検討が必要である。

今後の取組の方向性

ものづくりへの興味・関心を高めるとともに、キャリア意識を育成するため参加生徒同士、講師と生徒の交流や協働学習の機会を設定する。

また、プログラム体験後に、引き続き先端技術に触れながら課題研究等を進められるよう、ソフトや機器の継続的な貸出等を調整する。

(5) 専門高校の外部人材活用事業（指導部）

目　標

社会の変化と期待に応える人材の育成を目指すとともに、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、民間企業の社員・ＯＢ等を都立専門高校に派遣し、授業だけでなく、昼休みや放課後等において生徒との交流を通じて、生徒に社会のつながりを強く感じさせ、専門高校が推進する系統的・継続的なキャリア教育を支援する。

取組状況

指定校においては、探究学習等の推進、課題別研究並びに進路ガイダンス等による新たな取組の開発を行った。

成　果

進路指導室に専門家を常駐することにより進路相談の利用者が増加し、専門家のアドバイスや講演等を通じて、生徒が自分自身の進路について具体的に考えるきっかけを創出したことにより、就職・進学の実績が上がった。また、授業力向上に向けた研修会や専門家とのカリキュラム検討により、教員の意識改革にもつながった。

課　題

各学校の特色や状況に応じた取組となるよう、外部人材の確保が必要である。

今後の取組の方向性

各学校が必要な外部人材を活用できるよう、東京都教育支援機構等と連携を強化する。

成果を全都立専門高校等に普及するために報告会を開催する。

(6) 専門高校のＤＸ推進に向けた教員育成（都立学校教育部）

目　標

民間企業と連携し、デジタル技術・知識に加え、実際に企業等が開発・提供している製品やサービスを学ぶ研修を実施する。

取組状況

製造業、農業・食品関係業、サービス業の３分野における企業のＤＸ実践事例を学ぶ研修を実施した。

成　果

ＤＸの進む社会で求められる職業人材の育成に向けて、デザイン思考等、専門高校の教育活動に教員が応用できるスキルを習得した。

課　題

知見をさらに深められる機会を提供する。

今後の取組の方向性

民間企業等との連携を深め、教員のデジタルリテラシーをさらに向上させる。

３　東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成（都立学校教育部・指導部）

(1)　産業高校における新たな類型の設置検討（都立学校教育部）

目　標

産業科高校（橘高校）における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備を行った。

成　果

伝統工芸に必要な機材等を整備し、授業を実施する体制が整った。

課　題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との連携していく。

(2)　地域の教育資源を活用した教育活動の推進（指導部）

目　標

東京の教育資源である森林、林業等を素材として、地域連携や探究学習の指導法、教材等の充実を図るとともに、生徒の勤労観、職業観を醸成し、社会や生活の場における課題解決を図る力を育むなど、東京の産業を担う意欲をもつ人材を育成する。

取組状況

ア　森林研究室
イ　林業体験
ウ　施設見学
エ　森林探索
オ　指導計画・教材の研究開発
カ　インターンシップ

成　果

81 名の生徒が参加し、生徒アンケートから、「今回の見学から、もっと地域の自然に関する取組について調べることで、今後の進路選択に役立てたいと思った。」、「以前は、自然が単に綺麗ということしか思ってなかったが、その背景には林業に携わる方々の努力や生き物たちの食物連鎖があってのものであることを知れた。」などの本活動に対する肯定的な感想が見られた。

課　題

プログラムの多くが夏季休業中の実施となったため、熱中症対策を講じる必要があった。
また、参加者が分散し、参加人数が募集人数に満たないプログラムがあった。

今後の取組の方向性

課題の解決に向けて、プログラムの実施時期の点を改善しながら、引き続き取組を推進していく。

４　ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

(1)　ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進
(2)　商業教育コンソーシアム東京の推進

目　標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア　１学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科７校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和３年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ　２学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科７校の「ビジネスアイデア」の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ　学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

エ　「商業教育コンソーシアム東京」の設置

平成 30 年度から、学校設定科目「ビジネスアイデア」等において、企業、地域、地元商店街でのフィールドワークや外部講師等の活用等の取組を円滑に進めるため、「商業教育コンソーシアム東京」を設置し、ビジネス科７校の教育活動を支援した。

オ　他の専門高校における企業連携を推進するため、「産業教育コンソーシアム東京」を「産業教育コンソーシアム東京」に組織改編した。

成　果

ア　ビジネス科７校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、２年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ　ビジネス科７校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ　「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

エ　ビジネス科７校の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の協力企業等の支援によって、業界の歴史や仕組みを学び、商品企画や販売戦略を考えるなど、ビジネスを実地に学ぶ機会を創出した。

課　題

ア　ビジネス科７校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ　「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ　ビジネス科７校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ア　「産業教育コンソーシアム東京」理事会の開催

イ　「産業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催

ウ　ビジネス科７校への企業や大学の講師等の継続した紹介の充実

(3) 社会の人材を活用した教育を実現するための授業支援

目　標

協力企業等と連携したビジネスを実地に学ぶ授業を通して、商品開発や地域産業の振興方策を調査・研

究し、知識や技能の他、生徒の社会的・職業的自立意識を醸成する都立商業高校の取組等を拡充し、全ての専門高校への普及・展開を図る。

取組状況

令和５年度は、探究的な学習やアントレプレナーシップ教育等を推進するため、実際のビジネス活動を体験する機会を設けるなどの新たな取組の開発や研究のために「社会の人材を活用した教育を実現するための授業支援研究指定校」を 16 校指定し、研究開発に向けた支援を行った。

成　果

研究指定校は、協力企業等と連携し、専門家等による講演や演習の実施、若手社員等と市場調査やフィールドワーク等を行うことで、これまで制作してきた製品や商品の価値を高めたり、実際に商品の販売を目指す取組を行ったりすることで、生徒に自分の力で人生や社会をよりよくできることを実感させることができた。

課　題

ア　企業との交渉や校内での調整等
イ　各学校に適した企業や人材の確保

今後の取組の方向性

令和６年度は、研究指定校を 24 校指定し、取組を一層充実させる。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	２	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	４	科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します
予算額：218,733 千円		決算額：151,417 千円

１　小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

目　標

全ての児童・生徒一人一人が、理科や算数・数学の学習を通して、学習指導要領で求められている資質や能力を身に付けることができるようにする。

また、理科や算数・数学に高い関心をもつ児童・生徒の意欲・能力を更に伸ばし、将来、理数系や科学技術の世界で活躍できる人材を育てる。

(1)「小学生科学展」の開催

取組状況

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果について、３日間にわたり展示発表を行った。

成　果

出品点数　66 点（各区市町村から代表１点、都立特別支援学校小学部から３点、都立小学校から１点）

課　題

・各区市町村教育委員会における本事業の更なる活用推進
・学校への本事業の周知

今後の取組の方向性

・区市町村教育委員会における本事業活用例の調査及び更なる周知
・各種説明会、ホームページ、ツイッター等を活用した本事業の周知

(2)「中学生科学コンテスト」の開催

取組状況

都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨（せっさたくま）する場を提供することで、中学生の理科･数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する都代表チームを筆記競技と実技競技により選考を行った。

成　果

204 チーム（51 校）で実施した。上位２チームが「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場した。

課　題

参加学校数の拡大

今後の取組の方向性

・各自治体や関係団体及び学校を通した開催の周知

・全国大会の開催状況を見ながら実技競技の時間短縮等開催方法を決定

２　高等学校における理数教育の充実（指導部、都立学校教育部）

(1)　「理数教育重点校」事業の充実（指導部）

目　標

理数に係る高度な探究活動及び教科等横断的な学習の充実を図ることで、生徒の興味・関心を更に向上させ、将来のデジタルトランスフォーメーションを担い、新たな社会を創造していくために必要な資質・能力を身に付けた人材を育成する。

取組状況

理数教育重点校　　晴海総合高等学校・豊島高等学校・国分寺高等学校

ア　探究活動に関する研究開発
イ　高等学校や大学等の先進校の視察
ウ　大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
エ　研究開発のため研究開発委員会の設置
オ　Tokyoサイエンスフェア（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）、各種コンテスト等への参加

成　果

ア　探究活動に活用できる特色ある教材を開発した。
イ　各種の理数系コンテストに参加し、生徒が入賞した。
ウ　大学や研究機関等と連携し、探究的な活動に関する助言・指導や生徒向け講演等を実施した。
エ　取組の成果をホームページや研究発表会等で発信した。
オ　校内の指導体制を整え、教員の指導力向上を推進した。
カ　指定校のうち、国分寺高等学校が、ＳＳＨ（文理融合基礎枠・Ⅰ期）に指定された。

課　題

ア　ＳＳＨの指定、新学習指導要領の共通教科「理数」の設置を見据え、各校にて、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
イ　探究活動の時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる指導体制を構築する必要がある。

今後の取組の方向性

理数教育重点校事業の成果と課題を、次年度から指定を開始する「東京サイエンスハイスクール」事業の実施に反映させる。

(2)　「理数研究校」事業の充実（指導部）

目　標

理数に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、優れた資質・能力をもつ生徒の発掘とその才能を伸ばすための支援を行い、都の理数教育の更なる充実を図る。

取組状況

理数研究校（24 校）

都立竹早高等学校	都立六本木高等学校	都立向丘高等学校	都立白鷗高等学校
都立小松川高等学校	都立本所高等学校	都立西高等学校	都立調布北高等学校
都立小笠原高等学校	都立三鷹中等教育学校	都立田園調布高等学校	都立新宿高等学校
都立桜修館中等教育学校	都立駒場高等学校	都立北園高等学校	都立町田高等学校
都立成瀬高等学校	都立八王子東高等学校	都立府中東高等学校	都立国立高等学校
都立日野台高等学校	都立日野高等学校	都立武蔵高等学校	都立小金井北高等学校

ア　研究活動の実施
イ　各種コンテスト、理数推進事業等への参加
ウ　フィールドワーク・観察の実施

成　果

３年間連続で指定してきた国立高等学校を、令和６年度から「東京サイエンスハイスクール」に指定した。

ア　「Tokyo サイエンスフェア」に、全ての指定校が参加し、日頃の研究成果について交流した。
イ　積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

課　題

各学校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、探究活動において学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、取組内容等を「理数教育推進ネットワークに係る情報交換会」などを通じて、広く都立高等学校で共有する必要がある。

今後の取組の方向性

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。
令和６年度に、新たに 24 校を指定する。

(3) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援（都立学校教育部）

目　標

本取組を通じて、理数教育のさらなる充実を図り、我が国の技術進歩や産業発展に貢献できる人材の素地を育成する。

取組状況

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨（せっさたくま）し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、医療への理解を深め医師になる志を育む、３年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

・医学部や病院等への見学・体験の実施
・最先端医療に関する講演会

・医学部大学教授による模擬授業
・医科学系論文指導、小論文指導
・個人面談、個別学習管理等

成　果

令和６年度入試では、目標としている国公立大学医学部医学科への現役合格者数に達した。（目標８名：実績８）。学校全体で医学部を目指すことが特別なことでなくなってきている。

大学入試年度	29	30	31 第1期生 28年度入学生	2 第2期生 29年度入学生	3 第3期生 30年度入学生	4 第4期生 31年度入学生	5 第5期生 2年度入学生	6 第6期生 3年度入学生
国公立医学部医学科合格者数目標値	1	2	4	6	8	8	8	8
実績	2	3	6	5	6	2	8	10
参加生徒数			10	20	22	25	31	23

課　題

チーム・メディカルへの参加希望者が増加している一方で、国公立大学医学部医学科への合格実績が安定しない。

今後の取組の方向性

実地での体験が難しいことを踏まえた育成プログラムへと改編しながら、キャリア教育と学習支援を２本の柱とし、さらに、医療分野の課題研究、論文作成により医師に必要となる主体性の向上と、他者と協力して課題解決を図るコミュニケーション能力の育成に取り組んでいく。

(4)　理数科の設置（都立学校教育部）

目　標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成 31 年２月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和２年３月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

対象校	内容	改編年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和４年度
科学技術高等学校	科学技術科の一部を理数科に改編	令和６年度

成　果

検討委員会報告書に基づき、令和４年度に、立川高校に創造理数科を開設するとともに、令和６年度の科学技術高校の一部理数科改編に向けた学科名称の決定等の準備を進めた。

課　題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和６年度は科学技術高校に創造理数科を開設する。新学科開設後は、理科的分野の科目の充実、大学や企業等との円滑な連携に向け、支援していく。

(5) 高度な理数科教育実践システムの構築（指導部）

目　標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せ持ち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

対象校：立川高等学校

ア　生徒を対象とした先駆的な研究に取り組んでいる大学や企業等の研究職や芸術家等による講演会、特別講座等の実施

イ　大学院生による生徒の研究活動、論文作成等の継続的な指導の実施

ウ　教員、生徒を対象とした、研究室・企業訪問、先進校視察、ワークショップ等の実施

エ　学識経験者、大学教授等による、教員の見識・指導力の向上に向けた教員研修、授業研究、教材開発の実施

オ　学校と教育庁及び外部連携機関等との調整・検討・打合せの実施

成　果

先駆的な研究に取り組んでいる大学や企業等の研究職や芸術家等による講演会、特別講座等を実施し、ノウハウを蓄積した。

課　題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援の充実を推進する必要がある。

今後の取組の方向性

特色となる探究活動等の実現に向けて継続して支援を行う。蓄積したノウハウと成果を、第２の理数科設置や都立高等学校等の理数教育の推進に向けて、活用する。

(6)「Tokyo　サイエンスフェア」（科学の甲子園東京都大会、表彰式及び研究成果発表会）の実施（指導部）

目　標

ア　科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、トップ層を拡大

イ　生徒同士の競い合いや活躍できる場の設定により、ものづくりの能力、コミュニケーション能力等により課題を解決する力の伸長

ウ　研究成果を発表することにより、コミュニケーション・プレゼンテーションの能力を育成

取組状況

ア　科学の甲子園東京都大会
- ・理科・数学等に関わる筆記競技（120 分間）と実技競技（製作 40 分間）
- ・筆記競技と実技競技の合計得点で順位を決定

イ　表彰式及び研究成果発表会
- ・ポスター発表（展示のみ）44 校 61 件
- ・口頭発表　６校

成　果

科学の甲子園東京都大会には、昨年度よりも 10 校多い、50 校が参加した。

課　題

私立、国立高校の参加校数を更に増やす必要がある。

今後の取組の方向性

私立高校を所管する生活文化スポーツ局や国立高校と連携し、HP 等を活用して周知に努める。

(7)「観察実験アシスタント(PASEO)」の配置（指導部）

目　標

理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタントを配置する。

取組状況

ア　理科室及び理科準備室などの理科教育に使用する特別教室の環境整備

イ　理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け

（例）・観察・実験活動に使用する設備等の準備、調整、片付け
- ・観察・実験活動に使用する試薬等の調整、調合

ウ　その他、理科の観察・実験活動の充実に資すること

エ　観察実験アシスタントの配置調整、職務能率や安全の確保等のための情報交換、会議等への参加

成　果

実験・観察の質の向上を推進することで、理数に興味・関心をもち、探究活動に取り組もうとする生徒の裾野を拡大することができた。

課　題

各学校での検証内容を集約し、今後の取組に反映させていく必要がある。

今後の取組の方向性

年間事業計画の具体化を推進すると同時に、実施後の効果の検証とその集約を実施していく。

(8) Scientific Inquiry Program(SIP)（指導部）

目　標

都立高等学校８校を拠点校とし、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を支援し、生徒の意欲の向上と進路実現に資するとともに、学校としてのノウハウとネットワークの構築を図る。また、拠点校における取組を全都立高等学校にオンデマンドで配信するなどして裾野の拡大を図る。

取組状況

拠点校（第Ⅰ期）４校（２年間指定　令和４年度から令和５年度まで）
　葛飾野高等学校　紅葉川高等学校　大山高等学校　田無高等学校
拠点校（第Ⅱ期）４校（２年間指定　令和５年度から令和６年度まで）
　青井高等学校　浅草高等学校　荻窪高等学校　南平高等学校

ア　課題発見、課題解決や視野を広げるための講演会や講義の実施
イ　研究室・企業等の見学やフィールドワークの実施
ウ　研究成果発表会の実施
エ　大学生等による課題研究の継続的な指導の実施
オ　拠点校８校の生徒による意見交換の実施
カ　Ｔｏｋｙｏサイエンスフェアへの参加
キ　拠点校の取組を全都立高等学校にオンデマンドで配信

成　果

ア　理数分野に興味・関心のある生徒の意欲と進路意識の向上
イ　各校のノウハウ蓄積と拠点校間とのネットワークの構築

課　題

生徒の理数分野の視野を広げる講演会や施設見学等の実施、生徒の実態に応じた継続的な探究活動の支援に努める。

今後の取組の方向性

ア　令和５年度指定の４校（２年目）を含め、令和６年度に、新たに４校指定する。
イ　各指定校において、理数に興味・関心を持つ生徒を継続的に支援し、よりよい進路実現を支援する。

(9) 得意な才能を伸ばす教育（理数・芸術・Aid Program）（指導部）

目　標

理数・芸術分野に得意な才能をもつ生徒に対する高度な教育プログラムを構築するとともに、生徒一人一人の理数・芸術分野の才能を伸長し、世界を牽引するトップ層の科学者・研究者、芸術家等の育成を目指す。
また、生徒の国内外の科学オリンピックや学会、アビリンピック、コンテスト・コンクール等、生徒が才能を発揮する機会に参加しやすい環境を整える。

取組状況

(理数)
参加生徒 40 名程度（１期生、２期生）
ア　科学者や研究者による指導を実施
イ　著名人による講演を実施
ウ　研究機関探訪・見学、フィールドワークを実施
エ　一人１台端末を活用したオンライン学習を推奨
(芸術)
参加生徒 20 名程度（１期生）
ア　美術・音楽分野の大学教授等による指導を実施
イ　著名な芸術家による講演を実施
ウ　演奏会等鑑賞、美術館探訪・見学を実施
エ　一人１台端末を活用したオンライン学習を推奨
(Aid Program)
国内科学オリンピック、学会、スピーチコンテスト等の参加者の参加費用(参加費、旅費、宿泊費)をの支援

成　果

ア　理数・芸術分野に得意な才能をもつ生徒一人一人の資質・能力を伸長できた。
イ　世界を牽引するトップ層の科学者・研究者、芸術家の育成を目指す高度な教育プログラムを構築できた。
ウ　Aid Program により、生徒の科学オリンピック、コンテスト等の参加促進と活躍を支援することができた。

課　題

多種多様な理数・芸術分野の大学教授等の指導者による指導と幅広い分野の探訪先の検討が必要である。

今後の取組の方向性

(理数・芸術、Aid Program)
令和７年度まで実施予定

３　高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

(1)　東京都立大学との高大連携

目　標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成 29 年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成 30 年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成 30 年９月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和５年度は、対面型及びオンライン型による都立大ゼミを８校対象に 10 回、集中ゼミを 14 校対象に２回実施した。

ア　都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週１回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ　集中ゼミ

参加者は二つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの情報科学や人文学に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成　果

参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課　題

興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

(2)　東京農工大学との高大連携の推進

目　標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの 12 年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成 31 年３月に連携協定を締結した。

令和２年度は、理数分野（４分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和３年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プロブラムを開始した。

ア　都立多摩科学技術高等学校との連携事業

(ｱ)　卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

(ｲ)　イノベーションワークショップ

イ　都立農業高等学校との連携事業

(ｱ)　作物の生育と光合成についての講義

(ｲ)　東京農工大学広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアムにおける見学、実習

成　果

高大接続プロブラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課　題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

連携高校を増やし、大学レベルの研究に取組むことで、理系分野を担う人材を育成する。高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(3) 「志」育成事業の推進

目　標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和５年度は、オンラインによる講演等を４回実施した。

ア　東京工業大学　高校生のための先端科学・技術フォーラム

イ　東京都立大学　都立高校生のための先端研究フォーラム

ウ　サイエンスカフェ in 上北沢

エ　東京大学 IRCN　東京都立高校生向けオンライン講義　～Meet the Young Scientists!～

成　果

オンラインによるフォーラムを中心として事業を実施（一部対面でのフォーラムを実施）し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課　題

- フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。

・　各高等学校の計画的な進路指導に資するため、年度当初に事業年間計画を示すことが必要である。

今後の取組の方向性

・　フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
・　他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
・　会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
・　進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	２	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	５	高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
予算額：15,653,541 千円　　決算額：13,134,525 千円		

１　「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）

目　標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の３つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1)　区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるＧＩＧＡスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業　51 地区

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人一台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活用支援員の配置経費の一部を都独自で補助した。

【補助実績】デジタル利活用支援員配置支援事業　51 地区

(2)　都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ)　ＡＩ教材やデジタル教科書等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、学習履歴や校務系データ等の蓄積・分析・指導等への活用における実証研究を行う推進校（ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校）を 19 校（高等学校及び中等教育学校）指定した。

(ｲ)　子供たちの学びへの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、先端技術（センシング、ＶＲ、ＡＲ）を活用した実践的な研究を行う推進校（先端技術推進校）を３校（高等学校）指定した。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。また、教員の業務負荷の軽減を目的として、採点結果等を統合型校務支援システムと自動連携する機能を構築した。

ウ　デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ)　全校常駐配置を継続するとともに、デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）が教員と連携し、学校

や授業でのデジタルの活用を一層推進するため、一部のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）を業務委託から会計年度任用職員に切り替えた。

(ｲ)　学校のＩＣＴ利活用の推進及び児童・生徒の情報活用能力の組織的な育成のため、都内公立学校の情報教育担当の教員に対し研修を実施した。

【実施実績】デジタル利活用推進教員育成研修　延べ約 2,200 人参加

エ　教育ダッシュボードの構築

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及びデータ分析の有用性について検証を進め、統合型校務支援システムと統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードの実現に向けた第一段階として、統合型学習支援サービスのデータを分析できる機能を構築した。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

(ｱ)　都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるＩＣＴ環境の充実のため、平成 21 年度に全校を結んだ教育用ＩＣＴネットワークを整備した。

(ｲ)　各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進めた。

カ　校内無線ＬＡＮ環境の整備

(ｱ)　令和３年度中に都立学校全校の校内無線ＬＡＮ環境の整備が完了した。

(ｲ)　令和４年度は高校一人１台端末の導入やオンラインを活用した双方向型授業等の実施機会の増加による通信量増を見据え、全都立学校（島しょを除く。）の通信環境の増強を行った。

(ｳ)　令和５年度は島しょの都立学校の通信状況の改善を行った

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度に引き続き、令和５年度入学生の生徒所有一人１台端末についても、端末調達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進めた。

(3)　統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和４年４月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

(4)　島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸ支援

(ｱ)　統合型校務支援システムの本格運用開始に向け、各町村教育委員会や学校など関係者と調整及び検討を行った。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、データ利活用の方法や教育への効果を検証した。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　令和４年度に引き続き、在校生の進路希望の実現に向け、大学に進学した卒業生をチューターとして募集し、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る枠組み（オンラインチューター制度）を実施した。

(ｲ)　教員の学習機会の確保に向け、指導教諭の授業を撮影・映像化し、島しょ地域の教員を含む都立高校の教員を対象にオンラインで配信した。

成　果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　GIGA スクール運営支援センター整備支援事業

国及び都の補助を活用し、GIGA スクール運営支援センターを整備することで、端末等の円滑な運用を支援した。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

都の補助を活用しデジタル利活用支援員を配置することで、端末等の実践的な利活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＡＩ教材やデジタル教科書を導入し、ＡＩ教材やデジタル教科書を活用するための課題や効果的な活用方法について整理した。また、学習履歴や校務系データを校内で分析し、課題の把握や指導改善につなげる活用事例を蓄積した。

(ｲ) 子供たちの学びの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、教育課程内で先端技術（センシング機器等・ＶＲ機器等）を活用し、教科等学習内容の理解を深めるための実践的な研究を行った。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修を継続して実施し、働き方改革や授業改善を促進させた。

ウ　デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ)　会計年度任用職員のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）に切り替えた学校では、業務範囲が拡大され、学校のデジタル活用や授業での端末活用が推進された。

(ｲ)　学校のＩＣＴ利活用の推進及び児童・生徒の情報活用能力の組織的な育成のため、都内公立学校の情報教育担当の教員に対し研修を実施し、研修を受講した教員が所属校で還元研修を実施するなどして研修内容を普及させた（授業での ICT の活用頻度（２日に１回以上活用）は R4 年度 60.2% → R5 年度 66.0%と上昇）。

エ　教育ダッシュボードの構築

教育ダッシュボードの第一段階として構築した、統合型学習支援サービスのデータを分析できる機能について、当年の利用校となるＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校 19 校に対する説明会を実施し、利用の促進に努めた。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

運用改善を行うことで、教育用ＩＣＴ環境における適切なセキュリティ対応を行うことができた。

(ｱ)　令和４年度中に全都立学校（島しょを除く）の通信環境を 2Gbps の帯域保証型にアップデートし、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

(ｲ)　令和５年度は島しょ地域の通信状況の改善を行い、オンライン学習環境を充実させることができた。

カ　校内無線ＬＡＮ環境の整備

(ｱ)　令和４年度中に全都立学校（島しょを除く）の通信環境を 2Gbps の帯域保証型にアップデートし、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

(ｲ)　令和５年度は島しょ地域の通信状況の改善を行い、オンライン学習環境を充実させることができた。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和２年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。令和５年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度に引き続き、令和５年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和５年２月から端末の販売を開始した。

(3)　統合型校務支援システムの整備

令和４年４月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

(4) 島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　島しょ地域の７自治体の小学校及び中学校において令和５年９月から統合型校務支援システムを試行運用し、青ヶ島村を加えた８自治体における令和６年４月からの本格運用開始のための素地を整えた。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、成績グループごとの成績評定の経年変化の推移と傾向を掴んだ。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　オンラインチューターが八丈高校及び大島高校の在校生との面談を、両校で延べ 113 人と実施し、在校生の進路実現を支援した。

(ｲ)　島しょ地域の教員の学習機会の一つとして、指導教諭の授業映像のオンデマンド配信を開始し、10 授業を配信した（令和４年度の３授業を含めると 13 授業）。

課　題

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

端末等の円滑な運用を確保するために必要な支援体制を検討する必要がある。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

一人１台端末の授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校

今後、ＡＩ教材やデジタル教科書を導入する学校がより効果的に利用できるよう、推進校での研究成果を展開する必要がある。また、全都立学校で個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴や校務系データ等の活用を組織的に行った事例を展開する必要がある。

(ｲ) 先端技術推進校

授業を行う全ての教員が、機器の特性をよく理解し、積極的に使用していくよう研修体制を整える必要がある。また、主体的・日常的に機器を活用するための仕様環境を整備し、教材研究を組織的に行っていく必要がある。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムの利用をより一層促進するため、引き続き、教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施する必要がある。

ウ　デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ) デジタルサポーターの配置

より多くの学校でデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）が教員と連携し、学校や授業でのデジタルの活用を一層推進していくこと必要である。

(ｲ) デジタル利活用推進教員育成研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報活用能力育成担当教員向けの研修を引き続き実施する必要がある。

エ　教育ダッシュボードの構築

教員による利用を促進するため、操作性の向上等のシステム対応を進めるとともに、有効な利用事例を収集していく必要がある。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

高校段階における一人１台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

カ　校内無線ＬＡＮの整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

学校のニーズに的確に対応するために、クラウドサービスの機能の改善や拡張等が必要となる。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

導入した一人１台端末の活用を促進していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　本家運用開始後の統合型校務支援システムの安定運用と、さらなる利用促進を図っていく必要がある。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析したが、データ利活用の方法や教育への効果に検証のために、さらなる分析を進めていく必要がある。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

チューターの採用対象を島しょ地域の卒業生に限っていることでチューターの人材が不足していることから、制度を改正する必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

国の「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」に上乗せ補助を行うとともに、各区市町村の支援体制における課題等を把握し、端末等の円滑な運用を支えていくために必要な支援を検討していく。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費の一部を補助するとともに、各区市町村の一人１台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校

ＡＩ教材やデジタル教科書の特徴や利用する教科の特性を踏まえた学び全体のデザインについての研究結果及び学習履歴や校務系データ等を活用した実践事例を報告書にまとめて全都立学校に展開する。

(ｲ) 先端技術推進校

各推進校の教科研究組織を中心とした実践事例を蓄積するとともに、地域や民間企業との連携による、発展的な取組を模索していく。また、蓄積した実践例は成果と課題とともに公開授業等で都立学校に共有し、先端技術を活用した取組を充実させる。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修において、採点業務効率化の効果や授業改善事例等を示すなど、定期考査採点・分析システムの活用を推進する。

また、統合型校務支援システムとの採点結果等連携機能の活用を促進し、さらなる業務改善に取り組んでいく。

ウ　デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ) デジタルサポーターの配置

業務委託から会計年度任用職員のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の学校を拡大していく。

(ｲ) デジタル利活用推進教員育成研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報教育担当の教員向けの研修を引き続き実施する。

エ　教育ダッシュボードの構築

開発の第 2 段階として、統合型校務支援システムのデータを分析する機能を構築するとともに、段階的に対象校を拡大し、教育データの利活用を推進していく。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ　校内無線ＬＡＮの整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するために必要なクラウドサービスの機能の改善や拡張等を検討する。ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度及び令和５年度に引き続き、令和６年度入学生についても生徒所有一人１台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　本格運用開始後の統合型校務支援システムについて安定運用及びさらなる利用促進を図るために、共同利用委員会や運用部会において島しょ地域の教育委員会及び小・中学校との連携を強めていく。

(ｲ)　令和５年度に引き続き、小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、データ利活用の方法や教育への効果を進めていく。

(ｳ)　島しょ地域の自治体や学校と連携し、将来的な教育ＤＸに関する多様な施策を検討・実施する機運を醸成していく。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

オンラインチューター制度の実施対象を島しょ地域の卒業生以外にも拡大し、より多様な生徒に向けて必要な支援を実施していく。

２　プログラミング教育の着実な推進（総務部）

目　標

これからの社会を生きる子供たちが、グローバル化やデジタル化する予測不可能な社会で幸せに生きることができるよう、プログラミングの働きの理解やよさに気付き、コンピュータ等を活用して問題解決に取り組む態度を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) ＩＴ人材の育成

都立学校生等が、プログラミングスキルとアイデアを融合してアプリを制作し、身近な問題を解決する経験を積めるよう３つのプログラミングイベントを実施する。

ア　ワークショップの実施

講師によるワークショップを開催し、参加生徒が、モデルアプリを操作・改良し、自身で簡単なアプリの制作を行う。全ての参加者が受講できるように集合型と動画配信型それぞれ複数回実施する。

イ　ハッカソンの実施

夏休み中の３日間に参加者が設定されたテーマに沿ってアプリの企画や制作を行うイベントを実施する。

ウ　コンテストの実施

身近な課題を解決するために各自で開発したモバイルアプリを募集し、審査を行い、表彰するコンテストを実施する。

(2)　情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していたプログラミング教育推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

(3)　教科「情報」における指導体制の充実

全都立学校の情報科目における授業の質向上を図るため、「情報Ⅱ」の指導項目について、情報科教員向けに専門家の講義と指導教諭による模擬授業を実施し、アーカイブ化して全都立学校に展開

するとともに、情報科目が大学入試の試験科目に新たに加わるため、情報科教員向け受験指導力向上研修を実施した

成　果

(1) ＩＴ人材の育成

都立学校生が、プログラミングスキルとアイデアを融合してアプリを制作し、身近な問題を解決する経験を積めるよう３つのプログラミングイベントを実施した。

ア　ワークショップの実施

講師によるワークショップを開催し、参加生徒が、モデルアプリを操作・改良し、自身で簡単なアプリの制作を行った。集合型４回、派遣型７回、オンデマンド型のワークショップを実施し、延べ約 3500 人が参加した。

イ　ハッカソンの実施

夏休み中の３日間に参加者が設定されたテーマに沿ってアプリの企画や制作を行うイベントを実施した。16 グループ、計 58 名が参加し、表彰式で３作品を表彰した。

ウ　コンテストの実施

都内の国公私立高等学校の生徒から全 33 作品の応募があり、12 作品を表彰式で表彰した。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

12 年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」（以下「東京モデル」という。）を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について 165 の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリで分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。165 の資質・能力のうち、106 の事例を掲載した。

(3)　教科「情報」における指導体制の充実

「情報Ⅱ」指導項目の専門家講義と指導教諭の模擬授業及び受験指導力向上研修をアーカイブ化して全都立学校の情報科教員に展開した。

課　題

(1) プログラミング教育の普及・啓発

各プログラミングイベントの内容や結果を広く周知し、参加者を広く募ること。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

より使いやすいデザイン・構成とすること。

(3) 教科「情報」における指導体制の充実

令和６年度から実施される情報科目の大学受験対策として、引き続き情報科教員向けに受験指導に関する情報の提供を図ること。

今後の取組の方向性

(1) プログラミング教育の普及・啓発

各プログラミングイベントの内容や結果をポータルサイトなどで広く周知し、参加者の裾野を広げていく。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力＃東京モデル」を活用して、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

(3) 教科「情報」における指導体制の充実

情報科教員向けに大学受験に関する最新情報の提供を実施していく。

３　情報モラル教育の着実な推進（総務部）

目　標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「ＳＮＳ東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1)　小学校対象「親子ＧＩＧＡワーク教室」の実施

公立小学校 150 校を対象に講師を派遣し、児童及び保護者の情報モラルやリテラシーの向上を図るとともに、一人１台学習者用端末の適切な活用法について啓発することを目的とした親子ＧＩＧＡワーク教室を実施した。

(2)　ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

ア　情報モラル教育を推進する補助教材「**ＧＩＧＡワークブックとうきょう**」を電子コンテンツ化し一人１台学習者用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

イ　家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(3)　インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア　都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。

イ　子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(4)　情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成　果

(1) 小学校対象「親子ＧＩＧＡワーク教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答

は合わせて 92.0％と高い評価を得た。講座の内容について興味をもつことができたかという質問についても、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて 82.0％と肯定的評価を得た。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「ＳＮＳ東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(3) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の 3.8％が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(4) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

課　題

(1) 情報モラル教育の研究・普及

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報モラル教育の研究・普及

デジタル教材開発委員会で開発した教材の普及を図るとともに、情報教育ポータルサイトにて情報モラル教育の指導事例や教材等を公開・普及していく。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」を踏まえ、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力＃東京モデル」を活用して各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

４　デジタル利活用の着実な推進（総務部）

目　標

デジタルを活用することにより、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含め、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) 情報活用能力育成のためのデジタル教材の開発

小学生から高校生までの発達段階ごとの育成すべき情報活用能力を整理した「情報活用能力 #東京モデル」に対応した、一人１台の学習者用端末で活用できるデジタル教材を開発し、活用を推進した。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営での実践事例・実践動画の公開

都内公立小・中学校等のＧＩＧＡスクール構想の着実な推進に向けて、令和４年度まで指定していた情報教育研究校の実践事例や実践動画を公開した。

(3) オンライン学習デーの実施

教員のデジタルのスキルを維持・向上させ、災害等の非常時においても、デジタルを活用しオンラインで学びを継続することができるよう都立学校においてオンライン学習デーを実施した。

成　果

(1) 情報活用能力育成のためのデジタル教材の開発

小学生から高校生までの発達段階ごとの育成すべき情報活用能力を整理した「情報活用能力 #東京モデル」に対応した、一人１台の学習者用端末で活用できるデジタル教材を開発し、活用を推進した。

(2) 情報教育ポータルサイトで実践事例・実践動画の公開

都内公立小・中学校等のＧＩＧＡスクール構想の着実な推進に向けて、令和４年度まで指定していた情報教育研究校の実践事例や実践動画を公開した。

(3) オンライン学習デーの実施

一部の学校では、オンライン学習デーの経験を活かし、台風の接近や感染症の流行のために臨時休校した際、学びを止めないためにオンラインで授業を実施することができた。

課　題

(1) 情報活用能力育成のためのデジタル教材の普及・啓発

開発したデジタル教材の学校での活用事例について、周知を行うこと。

(2) 情報教育ポータルサイトで実践事例・実践動画の公開

多数の事例が掲載されており、教員が事例を検索しやすくすること。

(3) オンライン学習デーの内容の充実

オンライン学習デーのオンライン学習の学習形態を充実させること。

今後の取組の方向性

(1) 情報活用能力育成のためのデジタル教材の開発

開発したデジタル教材の学校での活用事例を収集し、ポータルサイトに掲載し、広く周知を行う。

(2) 情報教育ポータルサイトで実践事例・実践動画の公開

教員が多数の事例から事例を検索しやすいよう情報教育ポータルサイトの改修を検討する。

(3) オンライン学習デーの実施

オンライン学習デーの好事例を周知し、オンライン学習の質の向上を図る。

５　情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成（都立学校教育部）

(1) 「理数科」の設置（再掲）

目　標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成 31 年２月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和２年３月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

対象校	内容	改編年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和４年度
科学技術高等学校	科学技術科の一部を理数科に改編	令和６年度

成　果

検討委員会報告書に基づき、令和４年度に、立川高校に創造理数科を開設するとともに、令和６年度の科学技術高校の一部理数科改編に向けた学科名称の決定等の準備を進めた。

課　題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和６年度は科学技術高校に創造理数科を開設する。新学科開設後は、理科的分野の科目の充実、大学や企業等との円滑な連携に向け、支援していく。

６　社会の変化に対応した実践力のあるＩＴ人材の育成（都立学校教育部）

(1) 企業、専門学校と連携したＩＴ人材の育成（再掲）（都立学校教育部）

目　標

工科高校において、情報化及びグローバル化が進む時代の中で、様々な変化を自ら楽しみながら主体的に学び、新たな社会を共創するＩＴ人材を育成する。

取組状況

都立工科高校と専門学校の５年間で、企業等と連携してデジタル人材の育成を図る教育カリキュラムである「Tokyo P-TECH」において、社会人による講話、企業訪問、メンタリング（社員等による生徒へのキャリア相談）、課題研究支援などを企業等と連携して実施している。

令和元年度から試行実施し、令和３年度から本格実施している町田工科高校に加え、令和５年度から荒川工科高校及び府中工科高校で本格実施を開始した。

成　果

・令和元年度に町田工科高校に入学し、ＩＴ系の専門学校に進学した生徒の就職活動では、１１名中１０名がＩＴ企業の内定を獲得、１名が大学への編入学を決定した。

また、本事業に参加した生徒の学習意欲の向上や、課題研究の内容が深まりレベルも上がっている。

・令和５年度から本格実施を開始した荒川工科高校及び府中工科高校において、連携企業社員による講話やメンタリング、連携専門学校体験授業などＰ-ＴＥＣＨの教育活動を通じて、「自分が目指すものを具体的に知ることができた」「ＩＴ技術の活用について、知らなかったことを知ることができ、自分も将来関わりたいと感じた」などの声があり、生徒のＩＴ系職種に関する理解を深めることができた。

課　題

専門学校・企業等との円滑な調整、学校の学習実態に合わせた実施内容や実施時期、実施方法など

今後の取組の方向性

ＩＴ人材の育成に向けて、「ＩＴ人材としての専門力」及び「企業人・社会人としての基礎的能力」をさらに身に付けられるようなカリキュラムを充実させていく。

学校の実施体制についても、きめ細やかな支援を実施していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	３	グローバルに活躍する人材を育成する教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
生徒の英語力の向上（中学校 CEFR　Ａ１レベル（英検３級）以上、高等学校 CEFR　Ａ２レベル（英検準２級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 中：60.7% 高：57.9%	令和５年度 中：50.0% 高：50.6%	令和 12 年度までに 中：80% 高：80%
生徒の英語を「話す力」の向上 ＜中学校英語スピーキングテスト＞	令和５年度 平均スコア 65.2(60.5)	―	年々上昇
「英語の授業では、英語で話したり書いたりして、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和３年度 小：72.7% 中：67.7%	令和３年度 小：74.6% 中：67.7%	年々上昇・全国より多い

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性６：生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します		
１	小学校における英語教育の充実	72
２	中学校における英語教育の充実	74
３	高等学校における英語教育の充実	78
４	学校外における英語に触れる環境の充実	81
施策展開の方向性７：我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します		
１	優れた芸術文化に対する理解の促進	88
２	高等学校における「江戸から東京へ」の活用推進	89
３	特別支援学校における文化部活動の推進	90
施策展開の方向性８：文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します		
１	国際交流の推進	92
２	高校生の留学・海外大学進学への支援	93
３	豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備	95

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	３	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	６	生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します
予算額：10,387,551 千円		決算額：8,552,338 千円

１　小学校における英語教育の充実（人事部・指導部・グローバル人材育成部）

(1)　小学校における英語教育に関する指導体制の整備（指導部・人事部）

目　標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員等（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員等の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員等の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和５年度実績】

- これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第３・４学年外国語活動指導資料ＤＶＤ」及び「小学校第５・６学年外国語指導資料ＤＶＤ」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレット等について、上記連絡協議会や指導主事連絡協議会、学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を上記連絡協議会において周知するとともに、協議・演習の場面を設定することで、理解の深化を図った。
- 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導・助言を行った。

成　果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ 18.0%、15.6%、21.3%減少した。

課　題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、引き続き、上記連絡協議会を行うことで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

(2)　英語教育を推進する教員の採用（人事部）

目　標

英語の専門性の高い小学校の教員を確保する。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和２年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

成　果

英語教育を推進する教員の採用（令和５年度）

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30 人	11 人	6 人	4 人	1.5

課　題

小学校全科（英語コース）の受験資格を、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学への PR 活動を引き続き実施する。

(3)　小学校教員の海外派遣研修（グローバル人材育成部）

目　標

都内公立小学校で外国語指導、国際交流、多文化共生を担当する教員を、英語を母語又は公用語とする国において大学等の高等教育機関が運営する講義等に参加させることで、当該教員の指導力を向上させるとともに、各校における国際交流や多文化共生に係る教育を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和２年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の４技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。また、令和元年度から、国際交流の充実を図るため、国際交流に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う国際交流担当の教員を対象としたプログラムを実施している。令和５年度からは、多文化共生教育に係る指導力向上を図るため、多文化共生に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う多文化交流担当の教員を対象としたプログラムを新規に開設した。

都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ　ブリティシュ・コロンビア州、オーストラリア　ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに 836 名の教員を派遣している。

成　果

小学校教員英語コース 44 名、国際交流担当教員コース２名、多文化共生担当教員コース２名の受講があった。

また、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等について、教員間での情報共有を図った。

課　題

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に、小学校英語教科化に関して、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。

２　中学校における英語教育の充実（グローバル人材育成部・指導部）

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテストの実施（グローバル人材育成部）

目　標

中学校における英語４技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内公立中学校全学年の生徒を対象に、中学校英語スピーキングテストを実施する。

取組状況

都内公立中学校第３学年生徒を対象として中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施し、約71,000人が受験した。また、都立高校入学者選抜において、その結果を活用した。

さらに、各学年における到達度を評価し、教員による授業改善や生徒の学習意欲の向上を図るため、第１学年生徒を対象としたESAT-J YEAR 1、第２学年生徒を対象としたESAT-J YEAR 2を実施した。

成　果

令和５年度の実施状況を取りまとめ、令和６年度実施に向けた分析を行った。

・ESAT-Jの結果及びESAT-J GRADEの分布（括弧内は令和４年度結果）

年度	結果
令和５年度	平均スコア　65.2（60.5）

ESAT-J GRADE	結果（%）	＜参考＞CEFR
A	25.3（16.8）	A２
B	29.2（25.6）	A１
C	26.0（31.4）	
D	11.9（16.9）	
E	6.5　（8.3）	Pre-A１
F	1.1　（0.9）	

結果分析
令和４年度よりも、平均スコアが約５ポイント上昇しており、段階別評価の度数分布においても、ESAT-J GRADE のＡ、Ｂを取得した受験者の割合が増加し、Ｄ、Ｅの割合は減少している。

・ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 の結果

ESAT-J YEAR 1

総合評価（※）	結果（%）	＜参考＞ ESAT-J GRADE
Excellent!	1.9	Ｂ以上
Good!	84.3	Ｃ／Ｄ
You can do it!	13.8	Ｅ／Ｆ

ESAT-J YEAR 2

総合評価（※）	結果（%）	＜参考＞ ESAT-J GRADE
Excellent!	3.2	Ａ以上
Good!	70.3	Ｂ／Ｃ
You can do it!	26.4	Ｄ／Ｅ／Ｆ

※各テストの目標とするレベルに到達しているかどうかを３段階で総合的に評価。
Excellent!　　目標とするレベルを超えている。
Good!　　目標とするレベルにある。
You can do it!　目標とするレベルまでもう少し。

結果分析
ESAT-J YEAR 1 では 86.2%、ESAT-J YEAR 2 では 73.5%の生徒が、それぞれの学年で目標とするレベルに達している又は目標とするレベルを超えている。

課　題

中学校における英語４技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、更なる良問の作成に努めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動、教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年１月から３月まで実施した ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 について、個人レポートを生徒等に返却し、学習に役立つポータルサイトの構築等により、結果を踏まえた学習を支援する。また、中学校第１学年及び第２学年で学習した英語「話すこと」に関する技能の習得状況の成果と課題を検証し、指導の更なる充実を図る。

中学校第３学年を対象とした ESAT-J について、新規事業者と綿密な打ち合わせを行うことにより、実施手順を確立し、円滑な実施を行う。また、使用する機器が更新されるため、生徒が安心して受験できるよう、機器の使用方法等について動画やリーフレットにより情報提供を進めていく。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実（指導部）

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置（指導部）

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（指導部）

目　標

生徒の４技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図っている。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けた取組を検討するための委員会を設置し、全３回の委員会の開催を通じて、学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討した。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成 29 年度から３か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、対話的な言語活動の充実を図っていくことができるよう、令和２年度から「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」実施し、指導教諭等による優れた授業実践等を公開するなどして、教員の指導力向上を図っている。また、上記セミナーにおいては、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」等、これまでに作成した授業改善を図っていくための指導資料を活用している。

成　果

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づき、生徒一人一人に対して、きめ細かな指導を行うことができている。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

学習指導要領の趣旨を踏まえ、対話的な言語活動の充実に向けた授業改善の方策等について検討し、検討結果を「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の内容に反映させた。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー 」の受講者に対するアンケート集計結果より

項　目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①授業映像や授業者・講師の説明等を通じて、授業改善の手だてについて理解を深めることができた。	100%	0%
②協議等を通じて、言語活動を行う際の場面設定の工夫に関するヒントを得ることができた。	95.7%	4.3%

③本日のセミナーは自身の授業改善につながる内容だった。	97.5%	2.5%

課　題

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価に関して、教員の理解を深め、指導力の向上を図るための研修を充実させる必要がある。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、対話的な言語活動の充実など、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善の方策等について検討していくとともに、ICT の効果的な活用事例等についても検討していく必要がある。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を学ぶことのできる機会を提供することで、より一層、対話的な言語活動の充実に向けた授業改善を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

引き続き、中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、東京都の中学校英語教育の充実に向けた取組を検討するための委員会を設置し、対話的な言語活動の充実など、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善の方策等について検討していくとともに、ICT の効果的な活用事例等についても、継続して検討していく。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

引き続き、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を年２回実施する。対話的な言語活動の充実に向けた取組など、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定し、教員の指導力向上を図る。

(5) 中学校英語科教員等の海外派遣研修の実施（グローバル人材育成部）

目　標

都内公立中学校等で外国語指導、国際交流、多文化共生を担当する教員を、英語を母語又は公用語とする国において大学等の高等教育機関が運営する講義等に参加させることで、当該教員の指導力を向上させるとともに、各校における国際交流や多文化共生に係る教育を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るため、中・高等学校英語科教員等を英語圏の大学に派遣し、英語の４技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。また、令和元年度から、国際交流の充実を図るため、国際交流に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う国

際交流担当の教員を対象としたプログラムを実施している。令和５年度からは、多文化共生教育に係る指導力向上を図るため、多文化共生に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う多文化交流担当の教員を対象としたプログラムを新規に開設した。

都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ　ブリティシュ・コロンビア州、オーストラリア　ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに836名の教員を派遣している。

成　果

中学校教員21名が受講した。

また、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等について、教員間での情報共有を図った。

課　題

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。

３　高等学校における英語教育の充実（グローバル人材育成部）

(1)　ＪＥＴプログラムによる外国人英語指導者の活用

(2)　Global Education Network 20指定校の指定

(3)　「英語教育研究推進校」事業の実施

(4)　オンライン英会話の実施

目　標

JETプログラムによる外国人指導者（以下「JET青年」という。）の配置、都立高等学校における「Global Education Network 20指定校」及び「英語教育研究推進校」の指定、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備により、異文化理解、英語授業の改善、国際理解教育の推進、英語４技能の育成を図る。

取組状況

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、令和４年度から「東京グローバル人材育成指針」に基づく先進的な取組を推進する「Global Education Network 20指定校」を指定しており、令和５年度は前年度の成果・課題を踏まえつつ、継続して外国語によるコミュニケーション能力、創造的・論理的思考力、多文化共生の精神、など、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル人材の育成に資する取組を行った。あわせて、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する「英語教育研究推進

校」を令和４年度から 30 校指定している。これら、「Global Education Network 20 指定校」及び「英語教育研究推進校」では、JET 青年の複数配置をするとともに、外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。外部検定試験受験支援については、令和５年度から対象を１箇学年から全学年に拡大した。

また、「Global Education Network 20 指定校」で実施していた授業及び在宅でのオンライン英会話を、「英語教育研究推進校」にも拡大して実施した。更に、「Global Education Network 20 指定校」及び「英語教育研究推進校」以外の都立高校等全校を対象に、在宅でのオンライン英会話を新たに実施した。

・JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
実績	５人	５人	100 人	200 人	200 人	220 人	239 人	239 人	239 人	241 人	241 人	282 人

成　果

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「Global Education Network 20 指定校」においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進んだ。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になっていた海外研修や留学生の受入れが再開され、国際交流の推進が図られた。

「英語教育研究推進校」においては、学習指導要領（平成３０年告示）に則った授業改善、外部検定試験による生徒の４技能別英語力の把握、「CAN-DO リスト」の作成と「CAN-DO リスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた４技能をバランス良く育成することができた。

また、「Global Education Network 20 指定校」及び「英語教育研究推進校」では、外部検定試験の対象学年の拡大により、学校全体として生徒の英語力の把握が可能となり、更なる学習改善及び指導改善が図られた。

さらに、都立高校全校でオンライン英会話を実施したことにより、生徒に英語を運用できる技能を身に付けさせるとともに、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することができた。

課　題

世界各国から来日している JET 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。４技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

外部検定試験により客観的に把握した生徒の英語力を分析し、バランスの良い４技能育成に資する授業や施策等について検討する必要がある。

オンライン英会話については、令和５年度の実施状況等を踏まえ、都立高校各校において効果的な活用

方法について検討する必要がある。

今後の取組の方向性

全都立高等学校等に配置されている JET 青年を全校２名以上配置となるよう順次拡大し、授業内外における国際理解を促進する。加えて、JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高等学校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるように来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

「Global Education Network 20 指定校」及び「英語教育研究推進校」においては、指定期間における取組の成果・課題を取りまとめ、都立学校全体のグローバル人材育成及び英語教育の推進に資するよう発信していく。

また、オンライン英会話の効果的な活用等により、都立高校全校において、引き続き「聞く」「話す」技能も含めた４技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の更なる向上に取り組んでいく。

(5)　高等学校英語科教員等の海外派遣研修の実施

目　標

都内公立高等学校等で外国語指導、国際交流、多文化共生を担当する教員を、英語を母語又は公用語とする国において大学等の高等教育機関が運営する講義等に参加させることで、当該教員の指導力を向上させるとともに、各校における国際交流や多文化共生に係る教育を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るため、中・高等学校英語科教員等を英語圏の大学に派遣し、英語の４技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。また、令和元年度から、国際交流の充実を図るため、国際交流に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う国際交流担当の教員を対象としたプログラムを実施している。令和５年度からは、多文化共生教育に係る指導力向上を図るため、多文化共生に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う多文化交流担当の教員を対象としたプログラムを新規に開設した。

都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ　ブリティシュ・コロンビア州、オーストラリア　ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに 836 名の教員を派遣している。

成　果

高等学校教員英語コース 27 名（IB コース３名を含む。）、多文化共生担当教員コース２名の受講があった。

また、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等について、教員間での情報共有を図った。

課　題

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。

４　学校外における英語に触れる環境の充実（グローバル人材育成部・指導部）

(1)　「TOKYO GLOBAL GATEWAY (BLUE OCEAN・GREEN SPRINGS)」の運営支援（グローバル人材育成部）

目　標

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」（TGG）の利用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上：利用者の 80%以上

取組状況

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として平成 30 年９月に「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」を開設し、また、令和５年１月に「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」を開設し、運営している。令和２年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用が大幅に落ち込んだ期間があったが、令和５年度の利用者数は１５万人となった。

平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
約５万人	約８万人	約３万人	約８万人	約１３万人	約１５万人

成　果

利用した児童・生徒の約９割が「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」と回答している。

課　題

引き続き多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

今後の取組の方向性

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

(2)　島しょ地域におけるバーチャル TGG の提供（グローバル人材育成部）

目　標

島しょ地域の児童・生徒が、学校にいながら TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）での実践的でグローバルな英語学習を体験できるよう、VR を活用したバーチャルによる TGG の特別プログラムを開発し、提供する。

取組状況

事業者と連携しながら、町村教育委員会や学校との調整及びプログラム開発を行い、島しょ地域の小・中・高校に対し、バーチャルによる TGG 特別プログラムを、令和４年９月から提供している。

成　果

島しょ地域で当該プログラムを利用した児童・生徒の約９割が「楽しかった」「もっと英語を話せるようになりたいと感じた」と回答している。

課　題

地域や学校により通信環境や使用機材が異なる状況下で、安定的にプログラムを提供するためには各校の状況を踏まえた対応が必要である。また、実際の施設利用とバーチャル空間における体験では環境が異なり、充実した英語体験を行うためには、バーチャル空間の特徴を踏まえたプログラムの提供が重要である。

今後の取組の方向性

バーチャル空間でより多くの英語の発話体験ができるよう、プログラムの充実・改善、提供方法の工夫などを行うとともに、技術面や操作方法、教員の負担軽減のための支援をきめ細かに行う。

また、より多くの児童・生徒に TGG の英語体験を提供できるよう、学校等に対して事業やプログラムについて丁寧に説明し利用を促進していく。

(3)　TGG 宿泊プログラム（グローバル人材育成部）

目　標

都立高校生を対象に、海外に行かなくても「英語漬け」の環境を体験することで使える英語を育成するため、海外留学で必要となる場面を疑似体験できる１泊２日の宿泊プログラムを実施する。

取組状況

全６回 264 人参加

成　果

参加した生徒の９割以上が「満足した。」「間違いを気にせず英語を話そうと思った。」と回答している。

課　題

多くの応募があったことから、より多くの生徒が参加しやすくなるようにしていく必要がある。

今後の取組の方向性

TGG BLUE OCEAN に加え、TGG GREEN SPRINGS でも開催し、拡充を図る。

(4)　TOKYO ENGLISH　CHANNEL 教材の作成・イベントの実施（グローバル人材育成部）

目　標

いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を創設し、オンライン上で、英語で議論する場を設定するなど、児童・生徒が英語を主体的に学び、使う機会を創出する。

取組状況

ア　ウェブサイト

令和３年９月にウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を開設し、独自教材等のオンライン化や新規の動画教材掲載により内容を充実した。

イ　オンラインイベント

イベント名	内容	回数・時期

LIVE TALK	世界で活躍する人々から、世界で生き抜く術を英語で聞き、自分ごととして将来の展望をもつ。	３回 令和５年７月以降順次
バーチャル留学	多様な国・地域の生徒と共に英語でディスカッションを行いながら、海外・国内の大学等の講義を受講	１回 令和５年１１月
高校生国際会議	分科会形式で英語で議論を行い多様な意見を融合させ、全体で一つの提言を導き出し発表	１回 令和６年２月

成　果

ア　ウェブサイト

年度	Ｒ５
アクセス数	約 16 万

イ　オンラインイベント（※バーチャル留学及び高校生国際会議は海外からの参加者を含む）

イベント名	参加人数	アンケート結果
LIVE TALK	41 人	プレゼンターの話を聞いて英語をもっと勉強したいと思うようになった…３回平均で約 97%
バーチャル留学	270 人	英語を使って外国人とも積極的にコミュニケーションを取ろうと思うようになった…96%
高校生国際会議	196 人	今回のイベントを通じて英語をもっと勉強したいと思うようになった…97%

課　題

教材の活用方法やオンラインイベントの魅力などについてよりよく知ってもらうなど、事業の認知度を高め、より多くの児童・生徒に英語の学習機会を提供する必要がある。

今後の取組の方向性

令和５年度の実施結果を踏まえて内容や実施方法の改善・充実を図るとともに、ウェブサイト及び動画教材の活用方法やイベントの告知など、学校や教育委員会、保護者等に対する周知を、各種連絡会等を通じて積極的に行う。

(5)　Tokyo GLOBAL Student Navi（グローバル人材育成部）

目　標

変化の激しいグローバル社会において、能力を発揮し、東京・日本を牽引していくため、

・小中高一貫した学習により、使える英語力を身に付けるために、学びを継続する

・DX による「いつでもどこでもだれでも」個別最適な学びにアクセスし、主体的に学ぶ

・東京 2020 大会のレガシーとして、多様な人々と協働する機会に参画する

・日頃から、地球規模の諸課題を自らの課題として考え、解決しようとする態度を育む

これらを目指す施策・取組を加速化し、効果を更に高めるため、DX を活用した複合的機能をもつツールとして展開していく。

取組状況

令和４年 12 月に「Tokyo GLOBAL Student Navi」を立ち上げ、令和５年度は随時コンテンツを追加した。

成　果

様々なオンライン英語学習教材、グローバル人材育成に関する特色ある施策及びイベント情報等を紹介するとともに、都立高校の取組等を紹介する動画を公開した。

課　題

多様な取組への認知度を高め、施策への需要を喚起していく。

今後の取組の方向性

動画等のコンテンツをより一層充実させ、Twitter や東京都公式 LINE 等を活用して周知していくとともに、認知度を高めるための戦略的な発信方法を検討する。

(6)　都立高校生の海外派遣（グローバル人材育成部）

目　標

外国の高校生との多文化交流や現地でしかできない様々な体験の機会を創出するため、様々な国に生徒を派遣し、グローバルに活躍できる人材を輩出する。

取組状況

目的別に４種類の派遣コースを設置し、都立高校生等 216 名の派遣を行った。

① 多文化交流派遣（５か国）
　多文化共生社会の実現に向けた意識を醸成
　・アラブ首長国連邦（６校 23 名）
　・インドネシア　　（３校 12 名）
　・フランス　　（13 校 47 名：ろう・盲学校含む）
　・エジプト　　（３校 12 名）
　・マレーシア　　（３校 12 名）

② 専門高校派遣（３か国）
　世界の先行事例等を見聞し、社会貢献への意識を醸成
　・ニュージーランド（４校 16 名）
　・フィンランド　　（４校 14 名）
　・アラブ首長国連邦（４校 16 名）

③ 運動部活動派遣
　海外の環境や価値観に触れ、スポーツの在り方を模索
　・フランス　　（６校 24 名）

④ STEAM 派遣
　探究する力等を身に付けるための気付きを獲得
　・ アメリカ　　（10 校 40 名）

成　果

都立高校生等 216 名が渡航し、現地の高校、大学、大使館、企業及び文化施設等への訪問や海外の先進的な取組や技術の見聞を行った。渡航前の事前研修で、学校ごとに研究テーマを設定し調査を行うとともに、渡航後に現地高校等において参加生徒によるプレゼンテーション・意見交換等を実施した。

帰国後、参加生徒は、在籍校において、他の生徒に研修の成果を伝えるとともに、都教育委員会主催の合同報告会で、発表を行った。

課　題

都におけるグローバル人材を育成するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、充実したプログラムの提供・改善を行う。

(7)　都立学校のための海外高校生招聘プログラム（グローバル人材育成部）

目　標

多様な文化に触れる機会をより一層確保できるよう、世界の様々な国や地域の高校生を招聘し、多くの生徒が校内で直接交流する機会を創出する。

取組状況

８か国合計 100 名の海外生徒の招聘事業を行った。

※交流機会の少なかった国・地域から選定

※１週間都内滞在

成　果

都立中高一貫校等において授業体験・文化体験等を実施した。また、各国生徒と、文化や世界的な課題等についてプレゼンテーションやディスカッションを行った。

課　題

本事業は単年度事業であるが、招聘を行った国・地域については、継続的な交流に向け調整を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

別の受入事業と発展的統合を行い、引き続き、多くの生徒が多様な文化に触れる機会を確保していく。

(8)　外国語に触れる機会の創出（指導部）

目　標

東京都内の公立小学校において英語が堪能なネイティブ人材を活用し、児童とともに授業に参加したり、休み時間や放課後に遊んだりする中で、場面に応じた英語による自然なやり取りを行うことにより、児童の英語を介したコミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図る。

取組状況

東京都内の公立小学校約 300 校を対象に、令和５年９月 11 日から令和６年３月 14 日にかけてネイティブ人材が小学校を訪問した。

成　果

令和５年度は約 300 校に対して本事業を実施し、これらの学校の児童に対して外国語に触れる機会を創出した。

実施校で訪問実施後に行ったアンケートにおいては、「今回のプログラムは児童の英語による発信力の向上につながる取組でしたか。」、「今回のプログラムを通じて、外国人と友達になりたい、外国のことについてもっと知りたいと思いましたか。」、「今回のプログラムを通じて、もっと英語の勉強をしてみたいと思いましたか。」という質問に対して、肯定的な回答（「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」の合計）が、それぞれ 97.4%、98.3%、99.3%であった。

課　題

各教科において、ネイティブ人材がどのように児童と関わるのが効果的か実施校と理解を図り、プログラムがより充実したものとなるよう工夫していく必要がある。

今後の取組の方向性

本事業は令和５年度から令和７年度までの３か年で実施予定の事業である。令和６年度・７年度は規模を拡大し、500 校を上限として募集するとともに、充実したプログラムとなるよう改善を行っていく。

(9)　東京都高等学校英語プレゼンテーションコンテスト（グローバル人材育成部）

目　標

都内在住・在学の高校生を対象に、自分の考えを英語で世界に発信する実践的な発表の機会を提供することで、英語学習への機運を向上するとともに、総合的なプレゼンテーション能力の向上を図る。

取組状況

応募動画による予選を行い、都内会場にて本選を開催。審査委員の審査により優秀な成績を修めたユニット（１人～５人で構成）を決定し表彰。（応募 103 ユニット、本選出場８ユニット）

成　果

第１回目となる令和５年度は、都内国公私立高校から予選に 103 ユニットの応募があり、本選に８ユニットが本選に出場した。

課　題

より多くの都内高校生が参加するよう、コンテストの認知度を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

ウェブサイトや国公私立学校等を通じて本コンテストの周知を図る。

(10)　TOKYO GLOBAL TORITSU Ambassador（グローバル人材育成部）

目　標

TOKYO GLOBAL TORITSU Ambassador（以下「アンバサダー」という。）に任命した著名人が、ロールモデ

ルとして、英語を積極的に使う姿勢を、動画やワークショップを通じて見せることにより、英語を使う楽しさを生徒に伝え、英語学習の契機とする。

取組状況

アンバサダーを活用して、動画を制作（５本）したほか、英語のワークショップを都立高等学校で実施（６校、877 人参加）

成　果

ワークショップに参加した生徒の約７割が、「英語を話そうと思う気持ちが増したと思う」と回答

課　題

動画の認知度を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

本事業は令和５年度で終了するが、引き続き動画の周知を図っていく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	３	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	７	我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します
予算額：1,628,660 千円		決算額：1,313,039 千円

１　優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

(1)　「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施

目　標

全公立学校を対象に、協働して課題解決に取り組む体験、他者理解・共生社会に資する体験、芸術・文化に触れる体験など、学校が希望する体験活動の機会を提供することで、体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、感性など、豊かな心の育成につなげる。

取組状況

より多くの学校が参加するとともに、学校がねらいをもって体験活動を実施できるよう、多様な体験プログラムを体験内容ごとに区分し、メニュー化して分かりやすく学校に提示した。また、学校の独自企画についても実施に向けた調整等を行った。

成　果

200 を超える多様なプログラムを示し、都内公立学校のうち 1,962 校から参加申込みがあった。各学校において希望する体験活動が実施でき、多くの学校から肯定的な評価を得た。

課　題

選択実施されたプログラムが、学校のねらいに応じて一層有効な体験機会となるよう、引き続き内容の改善など、プログラムの充実を図ることが必要である。

今後の取組の方向性

本プロジェクトでの実績を踏まえ、学校における体験活動の充実を図るべく、令和６年度も、引き続き全公立学校を対象に、学校が希望する体験活動の機会を提供する事業を実施していく。

(2)　地域文化部活動推進事業

目　標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、

合理的で効率的な部活動の展開を図った。

成　果

実施した自治体からは、「中学生の幅広い体験機会を創出することができた」、「学校にあまり登校していない生徒、学校部活動には参加していない生徒、特別支援学級の生徒も参加しており、生徒たちの活動の機会を提供できた」等の成果が報告されている。

課　題

実施した自治体からは、「中学生の認知度と参加率の向上を図ること」、「会費設定（受益者負担分）について、引き続き検討すること」、「持続可能な活動として実施すること」等の課題が報告されている。

今後の取組の方向性

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を、引き続き実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

２　高等学校における「江戸から東京へ」の活用推進（指導部）

(1)　「江戸から東京へ」の普及啓発

目　標

日本人としてのアイデンティティを育むため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるという都教育委員会の基本的な考えに基づき、都立高等学校の日本史教育の一層の充実を図る。

取組状況

日本人としての自覚を高めるため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるとの基本的な考え方に基づき、平成 24 年度から日本史必修化を推進している。あわせて、全都立高等学校へ都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の教科書を配布し、普及・啓発を図っている。

成　果

「江戸から東京へ」の教科書を新入生全員に配布した。

課　題

教科書の巻末の写真等に関して、最新版に差替え可能な部分については検討する必要がある。

今後の取組の方向性

都独自科目「江戸から東京へ」については、引き続き、学校設定科目として設置できるようにするとともに、「江戸から東京へ」の教科書を今後も新入生全員に配布する。

３　特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

目　標

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア　部活動指導員の配置

都立高等学校及び公立中学校並びに都立特別支援学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を配置する。

イ　都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア　東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公私立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

イ　「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」公式 web サイト（令和４年 12 月公開開始）過去の展覧会の様子を展示している Web 美術館を開設し、広く都民等に向けて発信する。

ウ　東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全９部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催する。

取組状況

(1) 文化部活動への専門家の招へい

都立特別支援学校における文化部活動の教育体制の整備・充実のため、部活動指導員及び外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長した。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア　第８回東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公私立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を経て選ばれた 52 作品を展示し、広く都民等に向けた展覧会を開催した。

【会期】令和６年１月６日（土）から１月 17 日（水）までの 10 日間（1/13,14 は休館日）

【会場】東京藝術大学大学美術館 陳列館

イ　「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」公式 web サイト

令和４年 12 月に公開し、令和６年２月末までで約２．１万回の閲覧があり、特別支援学校の児童・生徒の作品群が長期間にわたり広く鑑賞された。本サイトを通じて、特別支援学校の児童・生徒が作りだした作品に内在する芸術的価値を啓発することができた。

ウ　東京都特別支援学校総合文化祭

音楽祭、舞台芸術・演劇祭、オセロ大会、将棋大会、５部門作品展、書道作品展を都内各会場で開催した。

成　果

「第８回東京都特別支援学校アートプロジェクト展」の参観者からは、「表現力がとても豊かで作品の

完成度も高く、見応えがあった。」、「細かい作業が必要な作品、大胆な作品、独創的な作品などさまざまな作品があった。」など、多くの方々が本展覧会を通して、児童・生徒の作品に出会う機会を創出することができた。

課　題

今後も引き続き、広く都民に鑑賞してもらうための展示機会の確保やオンラインを活用した取組の検討が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる文化芸術活動の充実に向けた各学校の取組を推進する。

基本的な方針	３	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	８	文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
予算額：1,438,853 千円		決算額：1,145,228　　千円

１　国際交流の推進（グローバル人材育成部）

(1)　都立学校における海外との学校間交流の拡充

目　標

海外との学校間交流活動を通じて国際感覚を醸成し、同年代の生徒間交流による異文化理解の促進を図るとともに、実践的な語学力の向上を図る。

取組状況

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的に推進する先導的学校 90 校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

成　果

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

課　題

国際交流の方法について、様々な事例やノウハウを共有するなどしながら、推進校を増加させていく必要がある。

今後の取組の方向性

今後も引き続き、新規指定校を開拓するとともに、継続指定校での海外学校間交流を支援する。

また、平成 30 年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して、各学校の交流を支援していく。

(2)　国際交流コンシェルジュの運営

目　標

都内公立学校における国際交流について、学校間の交流活動のマッチング支援や相談対応、実施支援を通し、「自校らしい国際交流」を選べる、創れる機会を提供し、都内公立学校全校で国際交流を恒常化させていくことを目指す。

取組状況

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を通じて、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

成　果

平成 30 年 10 月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。令和３年度より、本事業をＴＥＰＲＯに移管し、業務内容の充実を図っている。

課　題

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用を一層促進する必要がある。

今後の取組の方向性

都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

２　高校生の留学・海外大学進学への支援（グローバル人材育成部・都立学校教育部）

(1)　次世代リーダー育成道場の実施（グローバル人材育成部）

目　標

国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。

取組状況

ア　取組概要

(ｱ) ねらい

本事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(ｲ) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(ｳ) 令和５年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

令和５年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、Ａ、Ｂ二つのコースを設定

Ａ（冬出発）コース：約６か月の事前研修の後、冬に約１年間の留学に出発

Ｂ（夏出発）コース：約１年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約１年間の留学に出発

イ　実施状況　募集人数・応募状況

(ｱ) 令和５年度実績（第 12 期生）

合格者数（応募者数）	Ａコース	Ｂコース
134 人(287 人)	69 人	65 人

(ｲ) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習）、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験（日本の伝統・文化、先端技術施設見学）等を実施。実施の際には、オンライン研修（海外在住の講師招へい等）を適宜取り入れた。

(ｳ) 留学プログラム（第 12 期生）

Ａコース：

オーストラリア・南オーストラリア州（18 名）令和６年１月から同年 11 月まで

オーストラリア・クイーンズランド州（27 名）令和６年１月から同年 11 月まで

ニュージーランド（21 名）令和６年１月から同年 11 月まで

Ｂコース：

アメリカ合衆国（23 名）令和６年８月から令和７年６月まで（予定）

カナダ（40 名）令和６年８月から令和７年６月まで（予定）

(ｴ) 事後研修

帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、交流研修、還元プログラム

(ｵ) 留学フェア、フォーラム及びウェブページによる普及・啓発

令和５年度留学フェアはオンデマンド配信をした。公開プログラムであるフォーラムについては、研修生は対面で参加、一般参加者には動画配信を実施した。留学中の研修生と都内公立小・中学校をオンラインで結んで交流を行った。事業説明会を生徒・保護者を対象にオンデマンド配信した。

成　果

令和４年度にプログラムを修了した第 10 期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等８つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

①英語力
　留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修了生の割合　95%
②コミュニケーション能力
　コミュニケーション能力が高まった修了生の割合　97%
③主体性・積極性
　主体性や積極性が高まった修了生の割合　98%
④協調性・柔軟性
　協調性や柔軟性が高まった修了生の割合　100%
⑤責任感・使命感
　責任感や使命感が高まった修了生の割合　89%
⑥異文化に対する理解
　異文化に対する理解が深まった修了生の割合　98%
⑦日本人としてのアイデンティティ
　日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合　97%
⑧将来の展望
　「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 93%

・　英語以外の七つの観点のうち、「協調性・柔軟性」において、「相手の意見や価値観を尊重し、受け入れられるようになった」で 100%の回答があった。また、90%以上の修了生が肯定的に回答し

た観点には、「自分の思いや考えを素直に他人に伝えることができるようになった」、「自分で考え判断し、行動することが多くなった」、「新しいアイデアを考えたり解決策を見いだしたりするなど、何事にも主体的に取り組むようになった」、「相手の意見や価値観を尊重し、受け入れられるようになった」、「広い視野で物事を捉えるようになった」、「日本や諸外国との生活や文化の違いを理解し、尊重するようになった」があった。肯定的回答が顕著に見られた。留学を通して、様々な困難を乗り越え、異文化理解や他者を尊重する感情、そして自立心や自尊感情が育まれたことが見受けられる。

課　題

ア　目指すべき人材に必要な資質・能力を身に付けさせる研修の内容及び成果還元の充実

イ　安全・安心な留学と進路実現に向けた支援の充実

今後の取組の方向性

ア　資質・能力をより高められるよう、事前研修・留学・事後研修の内容を充実させていく。

イ　研修内容が本事業の求める資質・能力を身に付けられるものになっているか検証するとともに、客観的なデータを基に本事業の効果検証を実施していく。

(2)　都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進（都立学校教育部）

目　標

将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成するため、高校生の海外大学進学を支援

取組状況

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成 27 年５月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得とともに、それを用いた海外大学進学を支援している。

成　果

・令和６年３月に卒業した第７期生のフルディプロマ取得率約９５％

・令和５年３月卒業生１９人の海外大学の合格学校数は延５３校

課　題

英語で授業を行える教員の安定的な確保

今後の取組の方向性

英語で授業を行える教員の確保を継続的・計画的に行うことで、安定的な運営体制の構築を図る。

３ 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

目　標

豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と強調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成 31 年２月）に基づき、校舎等新築工事の実施設計など開校に向けた準備を進めた。

成　果

・実施設計を進めるとともに、令和５年度に校舎等建設予定地の造成等工事を契約した。
・「都立新国際高校（仮称）の開校に向けた専門家会議」を開催し、教育コンセプト等について、専門家から意見を聴取し、令和６年１月に議論をとりまとめ、公表した。

課　題

できるだけ早期の開校に向けて準備を着実に進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

関係部署等と調整しながら、校舎等の建設工事を進めるとともに、教育内容の具体化を図るなど開校に向けた準備を着実に進めていく。

(2)　都立小中高一貫教育校の設置準備

目　標

小学校第１学年からの英語教育等を通じて、高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成する。

取組状況

都立小中高一貫教育校を令和４年度に開校し、安定的な運営のための支援を行った。

成　果

・小学校５、６年生用の英語教材の作成に向け、検討委員会を開催した。
・令和６年度入学者決定（一般枠）は、募集人員 58 名に対して応募人員 1,364 人（応募倍率 23.52 倍）

課　題

小学校における英語や 12 年間を見通した授業体系を踏まえて指導できる教員の確保

今後の取組の方向性

都立小中高一貫教育校については、小学校５、６年生以降の英語教科書の作成や施設整備に係る諸調整等、安定的な運営のため支援を行う。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	４	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小：79.6%(78.5%) 中：64.3%(65.4%)	令和５年度 小：81.4% 中：66.4%	全国平均を上回る・年々上昇
副籍制度の利用率(直接交流または間接交流実施率)	令和２年度 小：57.0% 中：30.0%	―	令和９年度 小：80%以上 中：50%以上
特別支援学校高等部生徒の企業就労率の向上	令和４年度卒 45.8%	平成 29 年度卒 34.0%	令和９年度卒 55%以上
都立学校における在京募集枠	令和５年度 在京外国人生徒募集枠設置校 ８校・160 人	―	在京外国人生徒数、入選の応募状況等を踏まえ、検討

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性９：自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します		
１	キャリア教育の推進	98
２	主権者として社会に参画する能力の育成	105
３	高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施	106
４	将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保	106
５	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	107
施策展開の方向性 10：障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します		
１	「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進	109
２	医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供	120
３	インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施	122
施策展開の方向性 11：社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します		
１	給付型奨学金による支援	124
２	学校と家庭との連携を図る取組の充実	125
３	都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実	126
４	区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援	129
５	チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実	135
６	高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）	136
７	区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進	137
８	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）	139
９	病院内教育におけるデジタル機器の活用	143
10	高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備	144

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	４	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	９	自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します
予算額：1,141,510 千円		決算額：796,779 千円

１　キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 義務教育段階におけるキャリア教育の推進（指導部）

目　標

- 公立中学校等の生徒に職場体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する教員の理解を促し、キャリア・パスポートの活用を推進することを通してキャリア教育の一層の充実を図る。

取組状況

- 全ての中学校で職場体験活動の取組を計画
- 令和２年４月から実施している「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の周知

成　果

- 中学生の職場体験
  令和２年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校を除き中止
  令和３年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校で代替の活動を実施
  令和４年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校で代替の活動を実施
  令和５年度　一部の学校で代替の活動を実施したが、ほぼ全ての中学校で、新型コロナウイルス感染症流行前と同様に職場体験を実施した。
- 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットの活用や、校種間での引継ぎ等について、指導主事連絡協議会で説明を行った。
- 令和５年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会及びキャリア教育シンポジウムに、都から指導主事や学校管理職等が約 30 名参加し、各地区の取組を共有した。

課　題

- 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施の徹底
- 「キャリア・パスポート」の校種間の引継ぎの徹底

今後の取組の方向性

- 中学生の職場体験を引き続き実施する。
- 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレット等について、更に周知を行い、系統的なキャリア教育を推進する。
- 特に、中学校と高等学校間の引継ぎを着実に行う。

(2)　インターンシップ事業の推進（指導部）

目　標

国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業を通して、生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択決定する能力や態度を育むキャリア教育を支援する。

取組状況

ア　都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を平成 19 年度から実施している。令和５年度は、対面による講演会及び実地でのインターンシップを実施した。

・国際ロータリー第 2580 地区との連携による参加校　１校

・国際ロータリー第 2750 地区との連携による参加校　４校

イ　都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

成　果

５校で講演会、４校で実地でのインターンシップを実施し、生徒の将来の進路に対する視野を広げたり、進路活動に対する意欲を高めたりすることができた。

課　題

各校における生徒の変容を把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

報告書から現状と課題を分析し、進学指導研究協議会や「人間と社会」推進者研修等において情報提供を行うなどして、各学校の取組の一層の充実を図る。

(3)　ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（再掲）（指導部）

目　標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア　１学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科７校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用しており、令和５年度は東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。なお、「東京のビジネス」は、令和３年度に東京のビジネス検討委員会を設置し、改訂している。

イ　２学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科７校の「ビジネスアイデア」の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けており、令和５年度は、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウ

ドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ　学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催しており、令和５年度は各校の取組を共有して指導のさらなる充実を図った。

エ　「商業教育コンソーシアム東京」の設置

平成 30 年度から、学校設定科目「ビジネスアイデア」等において、企業、地域、地元商店街でのフィールドワークや外部講師等の活用等の取組を円滑に進めるため、「商業教育コンソーシアム東京」を設置しており、引き続きビジネス科７校の教育活動を支援した。

成　果

ア　ビジネス科７校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、２年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ　ビジネス科７校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ　「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

エ　ビジネス科７校の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の協力企業等の支援によって、業界の歴史や仕組みを学び、商品企画や販売戦略を考えるなど、ビジネスを実地に学ぶ機会を創出した。

課　題

ア　ビジネス科７校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ　「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ　ビジネス科７校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ア　事業内容拡充により「商業教育コンソーシアム東京」から「産業教育コンソーシアム東京」へ名称を変更

イ　「産業教育コンソーシアム東京」理事会の開催

ウ　「産業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催

エ　ビジネス科７校への企業や大学の講師等の継続した紹介の充実

(4) 企業・ＮＰＯ等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施（地域教育支援部）

目　標

・企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するＮＰＯ等と連携し、生徒が社会や職業について実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる教育プログラムを新たに開発し、普通科高校を中心に順次展開する。
・実施に当たっては、プログラムを効果的かつ継続的に指導することができる外部人材を社会人講師として派遣するなど、事業内容の充実を図っていく。

取組状況

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するＮＰＯ等との連携により、普通科高校を中心に、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを実施した。

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
実施校	138 校	138 校	138 校	139 校	151 校※
協力団体数	56 団体	51 団体	59 団体	54 団体	61 団体

※R５年度から総合学科高校についても対象校として拡充。

成　果

・生徒が社会人・職業人の経験等に学ぶことにより、学校で学習することや働くことの意義を実感するとともに、自己理解・自己管理能力や課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
・普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が教員から寄せられた。
・成年年齢引下げを踏まえ、「金銭基礎教育プログラム」「金融経済教育」「模擬投票」「知っておきたい労働法規」などの社会人としての素養を養い主権者意識を醸成するプログラムや、懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、「金融トラブル」「ローン・クレジット」などの消費者教育プログラムを専門家の支援の下、実施することができた。

課　題

・教育プログラムを単発的に導入するに留まっている学校が少なくないため、授業内容を深める系統的・継続的な活用を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

・高等学校で実施されている「総合的な探究の時間」等に対応した内容にするため、引き続きプログラムの質を高めながら実施する。

(5) 専門高校の外部人材活用事業（指導部）

目　標

社会の変化と期待に応える人材の育成を目指すとともに、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、民間企業の社員・ＯＢ等を都立専門高校に派遣し、授業だけでなく、昼休みや放課後等において生徒との交流を通じて、生徒に社会のつながりを強く感じさせ、専門高校が推進する系統的・継続的なキャリア教育

を支援する。

取組状況

指定校においては、探究学習等の推進、課題別研究並びに進路ガイダンス等による新たな取組の開発を行った。

成　果

進路指導室に専門家を常駐することにより進路相談の利用者が増加し、専門家のアドバイスや講演等を通じて、生徒が自分自身の進路について具体的に考えるきっかけを創出したことにより、就職・進学の実績が上がった。また、授業力向上に向けた研修会や専門家とのカリキュラム検討により、教員の意識改革にもつながった。

課　題

各学校の特色や状況に応じた取組となるよう、外部人材の確保が必要である。

今後の取組の方向性

各学校が必要な外部人材を活用できるよう、東京学校支援機構等と連携を強化する。
成果を全都立専門高校等に普及するために報告会を開催する。

(6) 総合学科でのＮＰＯと連携した社会人基礎力向上事業（地域教育支援部）

目　標

若者支援に関する専門的知識や実社会での多様な経験を有する青少年 NPO 等と連携して、都立総合学科高校生に実践的・体験的学習機会を提供し、高校生の社会貢献意識を高めるとともに、地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な社会人基礎力（「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」）を育成する。

取組状況

青少年 NPO 等のコーディネーターを総合学科高校に派遣し、「産業社会と人間」のカリキュラム編成にコーディネーターとして携わることで、教育内容を充実させることができた。また、アドバイザーとして「課題研究」に取り組む生徒の主体的学びを支援した。加えて、総合学科の学びを発展・応用させ、「生きる力」の育成を目指すため、実践的・体験的な学習プログラムを開発・実施した。

【実施規模】令和５年度：総合学科高校２校において実施

成　果

・１年次の「産業社会と人間」において、自己理解やコミュニケーションのワークショップ、大学生・社会人の講演等を通して、学習意欲の向上や進路への自覚を深めるプログラムを実施したり、生徒・教員からキャリアデザインや課題研究等の相談・支援をしたりすることができた。
・３年次の「課題研究」においては、生徒が設定したテーマの学習が深まるよう個々のニーズに応じたアドバイスを行った。

・生徒の学習意欲の向上・進路への自覚の深まりが見られるとともに、主体性・チームワーク等の社会人基礎力のベースとなる力が育成できた。
・教職員もNPO等による年間を通じた支援の成果を強く実感している。

課　題

・NPO等がその役割を十分発揮するためには、学校関係者の理解が不可欠である。そのためには管理職のマネジメントの下、校内の情報共有体制を徹底し、教員との円滑なコミュニケーションや関係構築が重要である。

今後の取組の方向性

・引き続き２校において、継続的にカリキュラム支援を行いながら、生徒・教員との相談体制を強化するとともに、総合学科高校の特色化が図れるよう、事業を実施・拡充する。

⑺普通科高校におけるスキルアップ推進校指定制度（都立部）

目　標

就職や進学など卒業後の進路が多様である普通科高校15校をスキルアップ推進校に指定し、民間教育機関等と連携した講座を実施することで、使える英語力や社会人として必要なデジタルスキル、職場体験を通したビジネスマナーやコミュニケーションスキルなど、実社会や進学先等で役立つ実践的なスキルの習得を支援する。

取組状況

・　スキルアップ推進校として指定された普通科高校で「実用英語技能検定（英検）の受験対策指導」や、「文書作成・表計算やプレゼンテーションソフトの基本操作指導」、「ビジネスマナー研修や企業等での職場体験」など、民間事業者を活用した講座を実施し、延べ5,195名が参加した。

成　果

ア　「使える英語力」の講座では、「検定に挑戦することに対して前向きになった。」「面接練習を行ってくれたので、合格することが出来た。」という声があり、80%を超える学校から「講座の効果を実感している。」と回答があった。
イ　「デジタルスキル」の講座では、「パソコンが苦手だったけど、基本の操作を覚えることが出来て良かった。」「これからの情報の授業に役に立つと思いました。」という声があり、92%を超える受講生徒から「役に立った。」と回答があった。
ウ　「ビジネスコミュニケーションスキル」の講座では、「就職したい業界が見つかった」「全く考えていなかったフードサービスの職場体験をしてみて、すごく働きやすそうで、もっと視野を広げていきたいなと思いました。」という声があり、95%を超える受講生徒から「満足した。」と回答があった

課　題

・　学校の実態に合わせた講座内容及び実施方法
・　講座内容の充実

今後の取組の方向性

- 各学校との連携を強化し、学校の実態に合わせて実施していく。
- 学校担当者からの聞き取りや生徒アンケートから現状と課題を分析し、各学校での講座内容の一層の充実を図る

(8) 商業高校におけるビジネス人材育成推進校指定制度（都立部）

目　標

商業高校10校をビジネス人材育成推進校に指定し、民間教育機関等と連携した講座を実施することで、会計知識、使える英語力、デジタルスキル、職場体験を通じたビジネスマナーやコミュニケーションスキルなど、実社会や進学先等で役立つ実践的なスキルの習得を支援する。

取組状況

ビジネス人材育成推進校として指定された商業高校で、「日本商工会議所簿記検定（日商簿記）の受験対策指導」や「実用英語技能検定（英検）の受験対策指導」、「文書作成・表計算やプレゼンテーションソフトの基本操作指導」、「ビジネスマナー研修や企業等での職場体験」など、民間事業者を活用した講座を実施し延べ1,521名が参加した。

成　果

・簿記講座では、「講座テキストに、設問の解説や解き方がわかりやすく記載されていて、授業で理解できなかった分野がわかった。」「テキストの問題を何回も解いて活用することができた。」と理解を深めることができたという声があり、受講生の68%から同講座を「友人や後輩に勧めたい」と回答があった。
・英検講座では、「問題の解き方、考え方が分かった」「リスニングや面接のポイントが分かった」と理解を深めることができたという声があり、受講生の75%から同講座を「後輩に勧めたい」と回答があった。
・デジタルスキル講座では、「基本的操作が理解でき、また便利な機能を知ることができた。応用でも活用できそうと感じた。」「もっと応用的な内容も学びたいと思った。」という声があり、受講生の80%から講座内容について「役に立った」と回答があった。
・職場体験では、「進路の視野が広がった。自分の仕事の相性がわかってきた。」「学校で学んだ商業系の分野に就職しようと考えていたが、職場体験で楽しく働いている人を見て、好きなことを仕事にすることも考えてみようと思った。」などの生徒の声があり、受講生の75%から「将来についての考え方が変わった」と回答があった。
・ビジネス人材育成推進校のＰＲリーフレットを作成し、都内の公立中学校全校生徒向けに配布したことにより、商業高校の応募倍率が1倍を超えた。

課　題

・学校の学習実態に合わせた講座内容や講座レベル、実施時期や実施方法

今後の取組の方向性

・学校や民間事業者と連携し、学校の実態に合わせて実施していく。
・講座内容のレベルアップなど、内容の充実を図っていく。
・苦手意識のある生徒向けに、学び直しにも対応した講座を用意していく。

２　主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1)　全都立学校への全国紙等配布

目　標

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことを受け、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成する。

取組状況

全都立学校へ新聞（全国紙等６紙）等の学校図書館への配備と活用を図る。

成　果

新聞（全国紙等６紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養を育むことができた。

課　題

全国紙を活用した効果的な授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。

今後の取組の方向性

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等６紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整える。

(2)　主権者意識の醸成

目　標

論理的思考力や多面的・多角的な考察力、判断力、課題解決能力等を育むとともに、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付け、有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、各学校の主権者教育を充実させる。

取組状況

ア　令和５年度は対面型の研修会を実施し、主権者教育アドバイザーからの講演や主権者教育の現状と課題について参加教員間で協議を行った。

イ　公職選挙法改正に伴い、高校生に政治的教養を学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、都独自の教材として主権者教育リーフレット及び民主主義リーフレット、選挙啓発カードを全都立高等学校に配布した。

成　果

ア　学校の教育活動全体を通じて、主権者教育担当教員を中心とした主権者教育を実施することができた。

イ　リーフレットや選挙啓発カードの活用を通して、主権者として社会に参画するための政治的教養を育むことができた。

課　題

ア　各学校が、公民科の教員だけでなく、全校体制で主権者教育に取り組んでいけるよう、主権者教育の充実に向けた研修会の内容を工夫する必要がある。

イ　リーフレットや選挙啓発カードの内容を更に充実したものに改善し、継続的に生徒の意志決定力を育成していく必要がある。

今後の取組の方向性

衆議院解散等による突発的な選挙への対応も考慮しながら、高校生に政治的教養を学ばせるための効果的な指導法や学習教材を引き続き開発していく。

３　高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1)　都独自教科「人間と社会」の実施

目　標

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成 27 年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成 28 年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

ア　各校の推進者の育成を図るため研修会を実施するとともに、研修資料をポータルサイトに掲載

イ　全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施

成　果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びに取り組むことができるようにした。

課　題

体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料（増補版）の活用方法を周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

４　将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（指導部・都立学校教育部）

(1)　東京学芸大学との高大連携の推進

目　標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年３月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア　特別セミナー

生徒は各ＨＲにて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、セミナーを実施

イ　チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、東京学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

ウ　教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成　果

令和５年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、セミナーや教職に関する講義、教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課　題

大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施の工夫が必要である。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、参加生徒が地元の小・中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして積極的に関わる機会を増やし、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。また、拠点校を増やし、教師の道を志すより多くの生徒の基本的な素養や職業意識等を育成する。

５　知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1)　就業技術科と職能開発科における職業教育の展開

目　標

生徒の障害の状態や程度に応じて、障害のある生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、生徒の多様な進路選択や企業就労の希望に応え、社会的自立を促進していく。

取組状況

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成 29 年２月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）において今後の計画を示した。

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を５校に、知的障害軽度から中度までの生徒を対象とした職能開発科を５校に設置し、生徒の企業就労を促進している。

＜就業技術科設置校（設置年度）＞

永福学園（平成 19 年度）

青峰学園（平成 21 年度）

＜職能開発科（設置年度）＞

足立特別支援学校（平成 26 年度）

港特別支援学校（平成 28 年度）

南大沢学園（平成 22 年度）
志村学園（平成 25 年度）
水元小合学園（平成 27 年度）
江東特別支援学校（平成 30 年度）
東久留米特別支援学校（令和３年度）
青鳥特別支援学校（令和５年度）

成　果

都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の企業就労率

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
就業技術科	93.8%	96.3%	96.3%	91.6%	92.0%
職能開発科	97.4%	100.0%	93.2%	89.5%	93.3%

課　題

将来の生徒数の増加、就業技術科・職能開発科の受入人数の割合や地域バランスに配慮しながら設置を進める必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

＜今後の職能開発科の設置予定校＞

練馬特別支援学校（令和６年度）
八王子南特別支援学校（令和６年度）
北多摩地区特別支援学校（仮称）（令和９年度）

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	10	障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を実現します
予算額：37,283,115 千円　　決算額：31,901,833 千円		

１　「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部、指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

目　標

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、今後も在籍者数が増加していくことが見込まれることから、教育環境の充実を図る。

取組状況

平成 29 年２月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとしている。

成　果

これまでの新設校

平成 31 年４月１日	都立王子特別支援学校　知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立臨海青海特別支援学校　知的障害教育部門(小学部・中学部)
令和２年４月１日	都立花畑学園　肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部）
令和３年４月１日	都立八王子西特別支援学校　知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立東久留米特別支援学校　知的障害教育部門（高等部）
令和４年４月１日	都立立川学園　聴覚障害教育部門（幼稚部・小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部）

課　題

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）（都立学校教育部）

目　標

乗車時間が 60 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

取組状況

特別支援学校では、学校教育法第 78 条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。令和５年４月１日時点の配車状況は、53 校・580 コースである。肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減するため、バスの小型化やコース設定の工夫を行った。

成　果

スクールバスの平均運行時間は、平成 27 年度には 60 分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる運行乗車時間の短縮を図るため、引き続き、バスの小型化等に取り組み、令和５年度の平均運行時間は、54 分となった。

課　題

個別の運行コースをみると、運行時間が 60 分を超えるものがある。

今後の取組の方向性

引き続き、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均運行時間の短縮に努める。

(3) 特別支援学校スクールバス安全運行支援員（都立学校教育部）

目　標

都立知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒が、学校の管理下であるスクールバスにおいて、安全かつ公共交通機関に準ずるルールに基づき乗車できるよう「都立特別支援学校スクールバス安全運行支援員」を配置する。配置した「都立特別支援学校スクールバス安全運行支援員」は、スクールバスに乗車する児童・生徒の障害の特性、社内における配慮事項等を把握し、スクールバス運送請負契約において配置される添乗員の支援を行う。

取組状況

「都立特別支援学校スクールバス安全運行支援員（以下「支援員」という。）」の配置対象校 53 校に対し、21 名の支援員を配置した。支援員が配置された特別支援学校では、担当教員等と連携し、児童・生徒の障害特性等について情報共有、把握するとともに、定期的にスクールバスに乗車しバス車内における児童・生徒の行動を観察した。さらに、児童・生徒の障害特性、乗車状況を踏まえ、安全な乗車のための方策について、運行事業者に助言を行った。同時に、添乗員の介助業務等について、障害のある児童・生徒への対応として適切なものか確認を行い、必要に応じ助言を行った。

成　果

支援員が、専門性や経験のない添乗員の業務について、個々の障害特性等に応じた知見・対応ノウハウ

等の面から支援し、安心・安全な乗車環境を確保した。

課　題

配置対象校全校に、配置できていないことから、支援員となる人材の確保が急務である。

今後の取組の方向性

勤務形態の複数設置、各種広報媒体の活用等により、人材確保策を展開し、対象校全校への配置に努める。

(4) 特別支援学校における送迎バス等安全対策事業（都立学校教育部）

目　標

学校保健安全法施行規則の一部改正により、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を運行するときは、児童生徒等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認すること及び自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時における所在確認をすることが義務付けられた。これを受け、特別支援学校におけるバス置き去り防止のため、特別支援学校スクールバスに安全装置を設置する。また、特別支援学校における校外活動等の実施中の所在確認を確実にするため、児童・生徒等に所持させるGPS機能付き小型端末を導入する。

取組状況

ア　安全装置の設置

スクールバス運行事業者が、特別支援学校でスクールバスを運行するに当たり、安全装置設置に係る経費について支援を行った。令和５年度は、54校に377台分設置した。

イ　特別支援学校児童・生徒等見守りGPS端末の導入

都立特別支援学校58校に対し、930台を配布した。

成　果

ア　安全装置の設置

安全装置の設置により、特別支援学校スクールバスにおける置き去り防止につなげることができた。

イ　特別支援学校児童・生徒等見守りGPS端末の導入

校外活動時、児童・生徒にGPS端末を所持させることにより、児童・生徒の現在位置や移動履歴等の確認ができ、所在確認をより一層確実に行うことが可能となった。

課　題

ア　安全装置の設置

安全装置のみに頼ることなく、点呼等の方法も活用しながら、引き続き置き去り防止に取り組む必要がある。

イ　特別支援学校児童・生徒等見守りGPS端末の導入

なし

今後の取組の方向性

ア　安全装置の設置

スクールバス運行事業者に対し、安全装置の設置を徹底するとともに、点呼や乗降確認簿等を活用し学校、スクールバス運行事業者が協力して児童生徒等の置き去り防止に取り組む。

イ　特別支援学校児童・生徒等見守り GPS 端末の導入

引き続き、校外活動時に GPS 端末を活用し児童生徒等の所在確認を行っていく。

(5)　都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（指導部）

目　標

特別支援学校高等部卒業生の企業就労率：50%以上（令和９年度）

知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率： 55%以上（令和９年度）

取組状況

ア　民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ｱ)　特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託した。

【参考：委託企業が現場実習先を開拓した事業所数】

年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	193 事業所	112 事業所	146 事業所	170 事業所	152 事業所

(ｲ)　進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進した。

【参考：就労支援アドバイザー委嘱者数】

年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	28 人	24 人	24 人	22 人	20 人

イ　特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置した。

ウ　障害者雇用に対する理解促進

(ｱ)　動画配信及び個別相談会による企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼した。

【参考：企業向けセミナーに参加した会社数(企業関係参加人数)】

年度	H30 年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	117 社 (142 人)	130 社 (159 人)	新型コロナウイルス感染症拡大のため休止	動画再生回数：600 回 個別相談：28 社	動画再生回数：587 回 個別相談：44 社	126 社 (200 人)

(ｲ)　特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用した。

エ　職業教育の充実

(ｱ)　特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けた。

(ｲ)　就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼に係る予算を

確保し、実習の実施の促進を図った。

(ｳ)　特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図った。

成　果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時期、都立特別支援学校高等部生徒の企業における現場実習の機会が縮小し就職者数も減少したが、令和５年度は感染症対策が緩和され、就職率も回復した。

卒業年度	H30 年度	R 元年度	R ２年度	R ３年度	R ４年度	R ５年度
就業者数	854 人	843 人	809 人	703 人	682 人	739 人
卒業者数	1,926 人	1,897 人	1,883 人	1699 人	1,695 人	1,743 人
就職率	44.3%	44.4%	43.0%	41.9%	40.2%	42.4%

課　題

今後、新たに都立特別支援学校高等部職能開発科の設置が計画されており、生徒の在籍者数の増加が見込まれる。そのため、更なる現場実習先の確保が必要である。また、就職をした卒業生に対して、継続して就労生活が送ることができるよう、福祉・労働等の関係機関と強固な連携が必要である。

今後の取組の方向性

現場実習先の確保に向けては、今まで開催してきた企業向けセミナーの内容を充実させ、企業関係者へ更なる理解啓発を図る。一方、各特別支援学校においては、外部の専門家等を活用し職業教育の改善を図っていく。

卒業生の就労生活を支援するために、各特別支援学校が「個別移行支援計画」作成し、関係機関との連携を図る。さらに、都教育委員会が各都立特別支援学校と協力し、卒業生の職場定着状況についての調査を継続的に実施し、都立特別支援学校における進路指導・職業教育の在り方について検討していく。

(6)　医療的ケアの充実（都立学校教育部）

目　標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア　特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和５年度は都立肢体不自由特別支援学校 14 校で人工呼吸器の管理を実施した。

イ　特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和２年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和５年度は肢体不自由特別支援学校 17 校で、初期食の注入による給食の提供を実施した。

ウ　特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての

講習「医療的ケア講習会」を年８回、緊急時対応の実技研修「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を年４回開催した。

エ　区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるよう設定した。

成　果

ア　特別支援学校における人工呼吸器の管理

校内管理体制の整った児童・生徒から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ　特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

各学校が食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校 17 校で、安全かつ適切に初期食を注入できた。

ウ　特別支援学校における看護師の専門性向上

緊急時も迅速かつ的確に対応するなど、毎日の医療的ケアを事故なく安全に実施するとともに、医療的ケア児に係る保護者付添い期間を一層短縮することができた。

エ　区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

令和５年度は 25 人の区市町村立小・中学校の教員が参加し、たんの吸引等を安全かつ適切に実施するために必要な基礎知識を習得した。

課　題

人工呼吸器の管理等の高度なケアが必要な児童・生徒は、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

個別の状況に応じた学校による人工呼吸器の管理の開始に向け、入学前から健康観察を行うことを保護者等に丁寧に説明し、協力を得ること等により、人工呼吸器を使用する児童・生徒等の保護者付添い期間の短縮を図っていく。

(7)　医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（都立学校教育部）

目　標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和４年度は、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校をモデル校に指定した。令和５年度は、都立特別支援学校全校を対象に入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を本格実施と

した。

成　果

令和５年度は、次年度入学予定の全ての医療的ケア児が事業に参加した。

特別支援学校の看護師や教員は、令和４年 11 月に策定した「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化事業実施のためのガイドライン」に基づき、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、幼児の健康観察や対処方法等の引継ぎを実施した。

課　題

看護師が施設等を訪問し学校を離れている間も、校内における在校生の医療的ケアを安全に実施できる体制を確保することが必要である点や、高度な医療的ケアを要する児童は、付添い期間が比較的長期に及ぶ場合がある点が課題である。

今後の取組の方向性

令和６年度は、必要となる非常勤看護師を追加配置することにより体制を整え、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を確実に実施するとともに、就学前から携わる医師及び看護師に対し、就学後に医療的ケアの引継等で来校する取組を新たに始め、付添い期間短縮化の取組を拡充する。

(8)　通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）

目　標

ア　公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮等について、区市町村に対する支援を行う。

イ　都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築する。

取組状況

ア　小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和３年４月に全公立小・中学校で導入が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援である特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を引き続き行った。

イ　小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。

ウ　特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事

例の収集・紹介等により、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図った。

エ　都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ｱ)　平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和４年度からは、遠隔地等により通うことが困難な生徒のため、一部講座をオンラインにより実施した。

(ｲ)　都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成 30 年度から令和２年度まで、パイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施した。その検討結果などを踏まえ、令和３年度からは、教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導を行う、通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。令和４年度からは、発達障害のある都立高校生の支援のため、専門性を有する都立特別支援学校のセンター的機能により都立高等学校を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の運用を新たに開始している。

成　果

ア　小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

・特別支援教室の設置：全校

・特別支援教室専門員配置：1,257名（令和５年４月１日）

イ　中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

・特別支援教室の設置：全校

・特別支援教室専門員配置：601名（令和５年４月１日）

ウ　特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：115校

中学校訪問校数：　49校

エ　都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ｱ) 通年長期講座：６月から２月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数93人

通年短期講座：６月から２月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数89人

短期集中講座：７月（オンライン講座）・８月（対面講座）、各講座５回実施。受講生徒数65人

(ｲ) 都立高等学校において、46 校（47 課程）の 165 人に通級による指導を実施

課　題

ア　公立小・中学校における特別支援教室の運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が必要である。

イ　都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

ア　公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ　特別支援教室の適切な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとった適切な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ　都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(ｱ) 令和６年度についても、引き続き、受講を希望する生徒が、可能な限り受講できる実施方法を検討していく。

(ｲ) 「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の適切な運用により、通級による指導が必要な生徒を含め、都立高等学校も在籍する発達障害のある生徒への支援を実施していく。

(9)　特別支援学校八丈分教室の設置

目　標

都立八丈高校内に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置し、令和３年度から３年間のモデル事業を実施する。

モデル事業を通し、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証する。

取組状況

令和５年度は７名の生徒が在籍し、都立八丈高等学校の生徒との交流及び共同学習や、島内の団体・企業等と連携した進路指導を実施している。

成　果

ア　教育課程／高校との連携

実技科目及び総合的な探究の時間等の授業や、文化祭・校外学習といった学校行事において、八丈高等学校との交流及び共同学習を実施しながら、集団による教育活動を実施することができた。

イ　進路指導

島内企業・店舗や官公庁等の理解・協力を得て、就業体験や現場実習を実施することができた。

課　題

ア　教育課程／高校との連携

高校と分教室の生徒の体力面や活動スピードの差が大きいため、体育的行事については完全に同一内容の合同実施が難しい。

イ　進路指導

ハローワーク等での情報収集が困難など島独自の就労環境があり、障害者が就労機会を得にくい。

今後の取組の方向性

ア　教育課程／高校との連携

高校と合同で実施する授業や行事について、活動内容や方法を教員同士が連携して検討し、集団によ

る教育活動の充実を図る。

イ　進路指導

島内の青少年育成や産業・福祉の分野において、中心的役割を担う団体や関係者との関係を強化する。

障害者や分教室の教育に理解と協力のある企業等を増やしていくため、生徒の職場見学や産業現場等における実習等を通して、島内各所に障害者の就労に関する理解を深め意識を醸成する。

(10)　デジタルを活用した特別支援教育の充実（指導部）

目　標

ア　文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を開発する。

イ　芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

芸術に関わる専門家との連携による授業実践を通して、写真・映像等のデジタル表現に関わる芸術教育を推進する。

取組状況

ア　文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

文部科学省著作教科書「さんすう」のデジタル教材を都独自に開発し、研究指定校７校で 20 回の検証授業を実施した。

イ　芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

デジタル芸術に関わる専門家との連携による授業実践を、研究指定校３校で 28 回実施した。

成　果

ア　文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

指定校での検証授業を受け、文部科学省著作教科書「さんすう☆☆（２）」、「さんすう☆☆☆」のデジタル教材を作成した。

イ　芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

制作した作品について、東京都特別支援学校第 32 回総合文化祭や、第 73 回東京都公立学校美術展覧会で展示するとともに、各校の実践をまとめた。

課　題

ア　文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒への活用に向けた検証と、指導事例の収集をしていく必要がある。

イ　芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

研究指定校３校の成果を広く都立特別支援学校に普及し、指導内容や指導方法の充実を図る。

今後の取組の方向性

ア　文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

研究指定校と連携しながら、引き続きデジタル教材の開発を実施する。

イ　芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

研究指定校と連携しながら、引き続き、指導内容や指導方法の研修・開発を行っていく。

(11)　聴覚障害特別支援学校における情報保障のデジタル化（都立学校教育部）

目　標

都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システム及び音声文字変換ソフトを導入し、児童・生徒等一人一人の障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図る。

取組状況

ア　デジタル式の集団補聴システム

立川学園で令和４年４月から使用を開始、中央ろう学校、大塚ろう学校、葛飾ろう学校では令和４年度中に配備完了

イ　音声文字変換ソフト

令和４年度から都立聴覚障害特別支援学校全校で利用開始

成　果

ア　デジタル式の集団補聴システム

授業や講演会など、話し手との距離が離れている場合、赤外線を利用した既設の集団補聴システムでは十分に話し手の声が拾えない、又は周囲の雑音にかき消され聞き取るのが困難という課題があった。一方、デジタル式のシステムは高音質・高出力であるため、音の減衰や反響、残響を抑えてより明瞭な聞き取りを実現することができた。

イ　音声文字変換ソフト

音声や手話は、一瞬の聞き逃し、見逃しにより意味を理解できないことが起こるが、文字も併せて活用することで聴覚に障害のある児童・生徒に情報をより正確かつ確実に伝えることが可能となった。

課　題

音声文字変換ソフトは誤認識・誤変換を起こす場合があり、活用方法の工夫が必要である。

今後の取組の方向性

引き続きデジタル機器を活用した情報保障の充実を図り、機器の更新が必要になった場合には、デジタル化の進展の動向を踏まえ適切に対応していく。

(12)　聴覚障害特別支援学校における手話に係る教育の充実（都立学校教育部）

目　標

「東京都手話言語条例」の施行を踏まえ、聴覚障害特別支援学校へ外部専門家（手話通訳者）を招聘し、手話を必要とする児童・生徒、教員及び保護者等に対し、手話に関する学習の機会を提供する。

取組状況

外部専門家を招聘し、教員及び保護者等に対し、手話に関する学習会等を実施した。

成　果

教員及び保護者等の手話に関する理解や技能の向上につながった

課　題

手話に関する学習内容の更なる充実を図りながら、引き続き、学習機会を提供していく必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、手話に関する学習機会を提供していく。

(13)　スポーツを通じた学校 2020 レガシーの推進（指導部）

目　標

東京に拠点を置くスポーツ団体との交流等、スポーツやスポーツ施設等に関する多様な体験活動の充実を図る。

取組状況

・東京に拠点を置くスポーツ団体との交流等

都立特別支援学校 11 校を、「学校 2020 レガシー推進校」に指定し、東京に拠点を置くスポーツ団体等との交流や様々な体験活動（スポーツ体験、試合観戦等）を推進することができた。

成　果

学校 2020 レガシー実績（校数は複数回答）

内容	校数	内容の例
スポーツ体験等を通した交流	９校	・パラアスリートとの交流 ・スポーツ施設での試合観戦 ・地域のプロスポーツ選手を招いての体験教室
スポーツチームの試合観戦等	５校	
スポーツ施設等での体験	５校	

課　題

令和５年度の実践事例等の情報を各校に提供し、良い実践を共有できる仕組みを確立させる。

今後の取組の方向性

- 令和６年度は、全ての都立特別支援学校においてスポーツ団体との交流等の多様な体験活動を充実させる。各校で報償費や一般需要費等を活用し、東京に拠点を置くスポーツチームから外部講師を招へいし指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- 各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

２　医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1)　医療的ケアの充実（再掲）

目　標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア　特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和５年度は都立肢体不自由特別支援学校 14 校で人工呼吸器の管理を実施した。

イ　特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和２年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和５年度は肢体不自由特別支援学校 17 校で、初期食の注入による給食の提供を実施した。

ウ　特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習「医療的ケア講習会」を年８回、緊急時対応の実技研修「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を年４回開催した。

エ　区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした。

成　果

ア　特別支援学校における人工呼吸器の管理

校内管理体制の整った児童・生徒から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ　特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

各学校が食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校 17 校で、安全かつ適切に初期食を注入できた。

ウ　特別支援学校における看護師の専門性向上

緊急時も迅速かつ的確に対応するなど、毎日の医療的ケアを事故なく安全に実施するとともに、医療的ケア児に係る保護者付添い期間を一層短縮することができた。

エ　区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

令和５年度は 37 人の区市町村立小・中学校の教員が参加し、たんの吸引等を安全かつ適切に実施するために必要な基礎知識を習得した。

課　題

人工呼吸器の管理等の高度なケアが必要な児童・生徒は、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

個別の状況に応じた学校による人工呼吸器の管理の開始に向け、入学前から健康観察を行うことを保護者等に丁寧に説明し、協力を得ること等により、人工呼吸器を使用する児童・生徒等の保護者付添い期間の短縮を図っていく。

(2)　医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（再掲）

目　標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和４年度は、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校をモデル校に指定した。令和５年度は、都立特別支援学校全校を対象に入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を本格実施とした。

成　果

令和５年度は、次年度入学予定の全ての医療的ケア児が事業に参加した。

特別支援学校の看護師や教員は、令和４年 11 月に策定した「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化モデル事業実施のためのガイドライン」に基づき、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、幼児の健康観察や対処方法等の引継ぎを実施した。

課　題

看護師が施設等を訪問し学校を離れている間も、校内における在校生の医療的ケアを安全に実施できる体制を確保することが必要である点や、高度な医療的ケアを要する児童は、付添い期間が比較的長期に及ぶ場合がある点が課題である。

今後の取組の方向性

令和６年度は、必要となる非常勤看護師を追加配置することにより体制を整え、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を確実に実施するとともに、就学前から携わる医師及び看護師に対し、就学後に医療的ケアの引継等で来校する取組を新たに始め、付添い期間短縮化の取組を拡充する。

３　インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立部・指導部）

（１）学校におけるインクルージョンに関する研究（再掲）（都立学校教育部・指導部）

目　標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

交流及び共同学習の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深める取組を推進する。

イ　区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、交流及び共同学習拡充支援事業の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

取組状況

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和５年度に公募により決定した交流及び共同学習拡充支援事業実施地区（３区市）において、研究を行った。

イ　区市町村等との協議会の設置

交流及び共同学習拡充支援事業実施地区のほか、学識経験者、ＰＴＡ代表等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和５年度中に３回の協議会を開催した。また、交流及び共同学習拡充支援事業実施地区の教員、保護者、児童・生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査を実施し、現状把握に努めた。

成　果

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育を推進するため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会を支援し、交流及び共同学習の拡充を図った。

ア　区市町村における交流及び共同学習拡充支援事業の実施

中学校の知的障害特別支援学級及び小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との教科における交流及び共同学習を円滑に行うための方策を企画立案・実施し、課題等の検証を行っている。

イ　区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、交流及び共同学習拡充支援事業の取組状況を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討した。

課　題

課題等を整理しながら、より効果的な交流及び共同学習の実施方法を検証していく必要がある。

今後の取組の方向性

事業の成果を広く普及し、区市町村等と連携しながら交流及び共同学習の機会を拡充していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	４	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	11	社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
予算額：11,357,201 千円		決算額：9,327,761 千円

１　給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

目　標

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の多様な教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援する。

取組状況

平成 29 年度から制度を開始し、ＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹの利用料（平成 30 年度）、コミュニケーションアシスト講座事業（令和元年度）、修学旅行や校外学習（令和４年度）、補助教材費（令和５年度）等、対象経費を順次拡大してきている。また、新型コロナウイルスの影響により収入が激減した世帯もあったことから、令和２年度に制度改正し、新たに家計急変世帯を支援対象に加え、令和５年度も引き続き実施している。

ア　認定者数

・５万円対象者　14,569 人

・３万円対象者　 9,726 人

イ　交付決定額

1,020,903 千円

ウ　実績額

868,839 千円

成　果

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。

課　題

対象経費の拡大により執行率は一定程度改善したが、更なる制度の活用に向けた取り組みが必要である。

今後の取組の方向性

令和５年度の執行状況について、詳細な分析を行うとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

(2) 多子世帯に対する授業料支援

目　標

所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で子供を３人以上扶養している世帯に対して、経済的支援及び少子対策を目的として、当該世帯の都立学校の生徒の授業料等を１／２に減額する。

取組状況

令和２年度から制度を開始し、令和３年度から都立学校以外の国公立高等学校に子が通学する世帯（都民）を支援対象に追加した。

成　果

多子世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図ることができた。

課　題

都立学校以外の国公立高等学校において、制度周知の方法を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度からは、都立学校については授業料を実質無償化するため、支援対象は都立学校以外の国公立高等学校のみとなる。支援対象となる世帯が制度を活用できるよう、引き続き制度周知に努めていく。

２　学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

目　標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及びその保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア　配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ　活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ　「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ　スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ　事業経費運用方法

(ｱ)　学校指定初年度（委託事業）　　国 1/3、都（委託料）2/3

(ｲ)　学校指定２年目以降（補助事業）　国 1/3、都（負担金補助及び交付金）1/3、　区市町村 1/3

カ　実施地区、配置校数、配置人数

(ｱ)　実施地区（令和５年度）　　34 区市町村（13 区 20 市１町）

(ｲ)　実施校（令和５年度）　　435 校（小学校 274 校、中学校 161 校）

(ｳ)　家庭と子供の支援員数（令和５年度）　1,004 人

成　果

令和３年度から令和５年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることが伺える。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	251 校	265 校	274 校
中学校	146 校	146 校	161 校
計	397 校	411 校	435 校

課　題

区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題への今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、対応前後についての成果と課題を検証することが、本事業の活用を推進することにつながると考える。

今後の取組の方向性

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、効果的な支援を行うことができる体制を、一層充実させることが必要である。そこでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

３　都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対応（地域教育支援部・指導部）

目　標

学校における不登校や中途退学への対応について、担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、関連機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進する。

取組状況

「自立支援チーム」や関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う自立

支援担当教員を、各都立学校で指定した。さらに、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、養護教諭を補助する任用職員を配置した。

成　果

自立支援担当教員連絡会を年２回実施し、自立支援担当教員の資質向上を図った。

（５月）事業内容と役割の説明、専門家による不登校対応に関する講演、学校による事例報告、地区別協議における情報共有を実施した。

（12 月）都委員会における施策に関する説明、学校による事例報告、タイプ別協議における情報共有を実施した。

課　題

継続派遣校においては、支援困難なケースがあり、派遣しているユースソーシャルワーカー等だけでは対応が難しくなってきている。

今後の取組の方向性

年度当初に自立支援担当教員連絡会を実施し、担当教員が職務内容を把握するとともに、地域の関係機関との連携についても理解を深めさせ、切れ目のない円滑な支援に向けた校内外の組織体制の調整を図る。

(2)都立学校における「自立支援チーム」の取組（地域教育支援部）

目　標

不登校等へのきめ細かな対応や、高校の中途退学の未然防止の取組を通じて、生徒の社会的・職業的自立を支援するため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣する。

取組状況

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校を都教育委員会が継続派遣校として指定し「自立支援チーム」を派遣するとととともに、継続派遣校以外の都立学校に対しては、要請に応じた支援を行っている。支援にあたっては、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら対応している。

成　果

事　　項	令和５年度末時点における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	3,064 人
要請派遣における「自立支援チーム」の対応人数	788 人

課　題

・生徒の多様かつ複雑な課題に対応するために、ユースソーシャルワーカーの活用を継続派遣校以外の学校にも周知していく必要がある。

・様々な課題（外国にルーツのある生徒やヤングケアラー等）を抱える生徒の入学が増えており、学校生活を円滑に送っていけるよう、個に応じた対応が必要となっている。

今後の取組の方向性

・引続き、ユースソーシャルワーカーの派遣を実施するとともに、研修などを通じて、一人一人の課題対応力等のスキルアップを図っていく。
・継続派遣校以外の学校において、ユースソーシャルワーカーの活用が進むよう、活用方法等の周知を図っていく。
・外国にルーツのある生徒やヤングケアラー等の支援について、学校と連携し、生徒一人一人の状況等を把握しながら行っていく。

(3)ユースソーシャルワーカー（主任）の配置（地域教育支援部）

目　標

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

取組状況

ユースソーシャルワーカー（主任）は、ユースソーシャルワーカーへの助言を実施するほか、学校だけでは対応が困難なケースに対して、関係機関と連携し、適切な支援を行っている。

成　果

ユースソーシャルワーカー（主任）の配置拡大により、困難ケースへの対応が迅速かつ着実に行えるようになった。

課　題

コロナ禍で採用を抑制していた業界を中心に求人数は回復傾向にあり、就労系支援の需要が増加することが予想されることから、普通科高校をはじめとした進路指導体制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する必要がある。就労系ユースソーシャルワーカー（主任）の役割は今後ますます重要となるため、学校側に積極的な活用を促すことが課題である。

今後の取組の方向性

様々な困難を抱える生徒の支援対策として、ユースソーシャルワーカーの専門性強化を図るため、ユースソーシャルワーカー（主任）の対応力を向上させる。また、引き続き、在学中の進路決定の支援や高卒就職指導体制の強化を目指す学校へのコンサルテーションなどを行っていく。

(4) 校内別室指導推進事業（指導部）

目　標

不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、また、教室における授業の動画配信等により登校を支援する。

取組状況

チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校 12 校と１年生に不登校が多い全日制高校５校を実施校に指定し、校内に居場所を設置し、不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して、支援員によるオンラインでの動画配信等の学習指導、進路指導及び相談等により、学習指導や相談の体制を構築し、管理・運営を行っている。

成　果

長期間不登校傾向にあった生徒が、別室に定期的に登校できるようになったり、教室での授業や学校行事等に参加できたりする生徒がいた。

定期的な情報交換会を実施し、各校の取組を共有することで、校内別室指導の充実を図った。

課　題

不登校対応として、一定の効果が見られるが、十分ではなく更なる拡充が必要である。

今後の取組の方向性

各学校の取組状況を把握し校内体制等を整備

校内別室指導するための環境整備の推進

４　区市町村教育委員会における不登校対応に関する取組への支援（指導部・地域教育支援部）

(1)　「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進（指導部）

目　標

教職員に対し、本ガイドブックの活用を促し、全ての教職員が、不登校の要因や背景を正しく理解した上で、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行えるようにする。

取組状況

平成 30 年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用を、区市町村教育委員会の研修担当指導主事等に呼びかけるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施した。また、区市町村教育委員会や各学校で、ガイドブックの内容等について理解を深めることができる研修キットを作成し、配布した。

成　果

令和５年 11 月 17 日付「不登校児童生徒への支援の充実について」（文部科学省通知）の趣旨を踏まえ、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容を、一部修正した。

課　題

ガイドブックのデジタル化に向けた検討を進める必要がある。

今後の取組の方向性

ガイドブックのデジタル化を念頭に置き、改訂に向けた研究を進める。

(2)　教育支援センターの機能強化補助事業の実施（指導部）

目　標

区市町村の設置する教育支援センターの機能を強化し、不登校児童・生徒一人一人の多様な状況に対応した支援を行えるようにすることで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようにする。

取組状況

教育支援センターの機能強化に向け、都が提示する複数の区分の中から、希望する区市町村が選択し、申請する方式により、教育支援センターの新規設置や機能強化に向けた対象となる経費を支援する事業を実施した。

具体的には、教育支援センター（分室含む）の新規設置、人材配置、運営や講座の充実等における民間事業者の活用、施設整備及び学習環境の充実の区分から複数の選択を可としている。

成　果

下表のとおり、実施地区が増加するとともに、教育支援センターの施設数も増加している。

（実施規模）　（地区）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施地区数	30	37	40

（都内区市町村の設置する教育支援センターの設置数）　（施設）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
設置数	97	99	101

（「教育相談実態調査結果報告書」（東京都教育相談センター）より）

課　題

教育支援センターの機能は強化されているが、不登校児童・生徒数の増加に伴って、学校内外のどこの施設等でも相談・指導を受けていない人数も下表のとおり増加しているため、更なる対策が必要である。

（都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数及びそのうち学校内外のどこの機関等にも相談・指導を受けていない人数）　（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
不登校児童・生徒数	17,688	21,536	26,912
相談・指導を受けていない人数	4,119	5,100	7,363

（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

今後の取組の方向性

本補助事業の活用促進及び成果の普及・啓発を図る。

(3)　不登校特例校の設置支援（指導部）

目　標

不登校児童・生徒への多様な教育の機会の確保に向け、区市町村教育委員会による不登校特例校の設置を促進する。

取組状況

「不登校特例校（分教室型）」の設置を希望する地区が作成する、文部科学省への提出書類に関する助言や、他地区の実践等の情報提供を行った。また、「不登校特例校（分教室型）」の新設に伴う、学習環境の整備に係る経費（物品購入費）の補助を行った。

成　果

平成 30 年度以降、下表のとおり、区市町村教育委員会が不登校特例校を設置している。

名　称	形 態	開校・開設年月
調布市立第七中学校「はしうち教室」	分教室	平成 30 年４月
福生市立福生第一中学校「７組」	分教室	令和２年４月
大田区立御園中学校「みらい教室」	分教室	令和３年４月
世田谷区立世田谷中学校「ねいろ学級」	分教室	令和４年４月

令和５年度においても、不登校特例校の設置を検討している区市町村に対して、制度に関する情報提供や、文部科学省への指定申請の支援等を行った。また、令和６年度に設置する区市町村に対して、学習環境の整備に係る経費の補助を行い、不登校の子供が通いたくなる環境づくりを支援した。

課　題

文部科学省への申請手続に当たっては、各地区の状況に応じた計画等が必要なため、地区の実情に応じた継続的な支援が必要である。

今後の取組の方向性

設置を検討している地区の実情に応じ、文部科学省への申請手続に係る助言等の支援や、設置に係る経費を補助するなど、継続して設置支援を行う。

(4)　東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）

目　標

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方や小学校で登校しぶりや不登校の状態にある方やその保護者を対象に、就学に向けて支援をする。

取組状況

ア　電話相談・来所相談

都立高等学校への進学・転学・編入学、高等学校中途退学後のことについて相談に応じている。

イ　土曜来所相談

進路についての情報や助言を得にくい状況にある方やその保護者に対して、専門の相談員が都立高等学校への就学に向けた具体的な進路情報の提供や個別の相談に応じた助言を行っている。

ウ　思春期サポートプレイス

学校復帰、社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交えともに考える場として、思春期サポートプレイス講演会と思春期サポートプレイスグループミーティングを行っている。

エ　青少年リスタートプレイス

(ｱ)　リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等（リスタート通信）を定期的に発信している。

(ｲ)　就学サポート

リスタート登録をした方に対して、都立高等学校への就学に向けた具体的な支援に加え、進路に関する不安や悩みに対し心理職による面接を実施するなど、個に応じて計画的、継続的に支援を行っている。

(ｳ)　リスタートのための学校説明会

リスタート登録をした方に対して、特色のある教育課程(チャレンジスクール、昼夜間定時制、通信制等)の学校説明会を実施している。

成　果

ア　電話相談・来所相談

【令和５年度の実績】電話相談 4,768 回、来所相談 556 回

イ　土曜来所相談

【令和５年度の実績】実施回数 15 回、参加者数 71 組 125 名

ウ　思春期サポートプレイス

【令和５年度の実績】講演会の実施回数３回、参加者数 215 名

グループミーティングの実施回数８回、参加者数 37 名

エ　青少年リスタートプレイス

(ｱ)　リスタート登録・通信の発行

【令和５年度の実績】登録者数 118 人、リスタート通信発行回数５回

(ｲ)　就学サポート

【令和５年度の実績】就学支援対象者数８名、就学支援回数 70 回（延べ数）

(ｳ)　リスタートのための学校説明会

【令和５年度の実績】実施回数１回　参加者数 45 名

課　題

都における不登校者数が増加傾向にあるため、今後とも取組を強化していく必要がある。

今後の取組の方向性

不登校・中途退学者及びその保護者の支援につながるよう、事業の広報活動等の在り方について検討していく。

(5)　小・中学校における不登校対応（指導部）

目　標

小・中学校における不登校対応の充実を図るとともに、教員の負担軽減を図る。また、校内の別室に登校できる児童・生徒への支援体制を強化する。

取組状況

校内別室指導支援員配置事業

欠席 30 日から 89 日の児童・生徒が多い学校 209 校（小学校 37 校、中学校 172 校）に支援員を配置

ア　教員、支援員及びＳＣ等が連携し、児童・生徒の別室への受け入れを実施

イ　児童・生徒の状況に応じ、学習指導、進路指導及び相談等を実施

成　果

校内別室指導支援員配置校においては、不登校児童・生徒の状況に応じ、教員等と連携した学習指導、進路指導及び相談等を実施することで、不登校の早期支援を実現している。

課　題

これまでの取組に加えて、未然防止（魅力ある学校づくり）の取組として、全ての児童・生徒にとって落ち着ける学校づくりが必要である。

今後の取組の方向性

未然防止の取組として、全ての児童・生徒にとって落ち着ける学校にする「居場所づくり」のうち、校内別室での支援を推進する小・中学校に、新たに校内別室指導支援員を配置する。

(6)　不登校対応専門教員の配置（指導部・人事部）

目　標

不登校出現率の特に高い中学校 20 校に、不登校対応専門教員を配置し、不登校生徒への緊急対応を実施する。

取組状況

ア　不登校対応緊急対応の実施

- 生徒アンケートによる状況把握
- 子供が生活リズムの改善方法について理解できるようにする個別指導
- 子供の交友関係を構築するための授業改善

イ　成果普及

20 校の実践は、加配措置校 55 校と共有して展開

成　果

ア　不登校対応加配教員連絡会の実施

- 第１回　令和５年４月 25 日開催（会場　国立オリンピックセンター記念青少年総合センター）
  - ①　都教育委員会の不登校施策及び加配教員の役割について
  - ②　事例報告（３校）
    練馬区立大泉西中学校、江戸川区立松江第一中学校、福生市立福生第二中学校
  - ③　講演「魅力ある学校づくり」
    講師　国立教育政策研究所　総括研究官　髙橋　典久　氏
  - ④　協議「令和５年度の取組について」
- 第２回　令和５年 10 月 12 日開催（会場　中野区立中野中学校）
  - ①　研究授業
  - ②　協議会
  - ③　指導・講評
    講師　国立教育政策研究所　総括研究官　髙橋　典久　氏

④　研究報告
渋谷区立代々木中学校、葛飾区立四ツ木中学校、清瀬市立清瀬第三中学校
⑤　不登校対応事例データベースの説明

イ　不登校対応加配校報告会の実施
不登校対応専門教員配置校 20 校を含む、不登校対応加配教員配置校全 108 校が報告会を実施

ウ　不登校対応事例データベースへの対応事例の掲載
不登校対応専門教員配置校を含む不登校対応加配教員配置校、校内別室指導支援員配置校から提出を受けた不登校対応事例のうち、100 件を都内公立学校教職員向けデータベースに掲載

課　題

不登校対応専門教員配置事業を含む不登校対応加配教員配置事業は、令和６年度をもって終了となるため、別事業などにおいて不登校の子供への支援を強化していく必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度開始の不登校対応巡回教員配置事業を中心に、不登校の子供への支援を推進していく。

(7)　不登校児童等の社会的自立に向けた体験活動プログラム（地域教育支援部）

目　標

・不登校児童・生徒は自己肯定感が低く、行動に際して主体性に欠ける等の問題を抱えると言われ、その問題の解決策の一つとして自尊感情を高める体験活動が有効であるとされているが、その体験活動の機会が十分に提供されていないことから、不登校児童・生徒へ効果的な体験プログラムの提供を行う。
・実施に当たっては、専門家から構成する会議において、プログラムの発掘、不登校児童・生徒のニーズ分析、子供へのアウトリーチの手法等を検証しながら、ニーズに適したプログラムを提供することで、子供の社会的自立を支援する。

取組状況

青少年教育を行うＮＰＯ等が実施する日帰りや宿泊の体験プログラムを提供した。具体的には、キャンプ体験やミュージカルワークショップなど、日常生活から離れた体験の機会を提供してきた。また、不登校対応に精通した研究者等による調査研究委員会を設置するとともに、プログラムに参加した不登校の子供及び保護者へのインタビューを行い、児童・生徒等自身の行動変容等を通してプログラム内容を評価・検証し、事業改善を図ってきた。

【実施規模】提供したプログラム：15 種類（５団体の協力により実施）

成　果

・プログラムに参加した子供及び保護者へのアンケートやインタビューの結果から、提供したプログラムの満足度やニーズマッチングについては高い評価を得ることができた。
・参加後の行動変容等を保護者から聞き取り、一部の子供に変化が見られる等、社会的自立、自信・自尊感情を持つきっかけとすることができた。
・調査研究に関わった専門家からも、次年度も同様のプログラムを提供していくとともに、幅広い内容のプログラムを増やしていくことが望ましいとの意見をいただいている。

課　題

・教育支援センターや学校等を通じた事業の周知効果が低く、SNS 等を活用した広報運営を行い、プログラム参加者の拡充を図る必要がある。
・中高生の参加者が少なかったため、年代に即した体験プログラムの造成が求められる。また、プログラム参加者の地域バランス等を考慮したプログラムを展開する必要がある。
・プログラム提供を通じて参加者ニーズの分析を行ってきたが、十分な分析やプログラムへの改善等を行ううえで、調査研究とプログラム運営が相互に連携する体制を構築する必要がある。

今後の取組の方向性

・引き続き NPO 等の協力を得ながら参加者のニーズにあった体験活動プログラムを提供するとともに、区市町村等と連携した事業展開を行いながら、プログラム参加者の拡充が図れるよう、事業を実施する。

５　チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

（１）チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

目　標

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校である「チャレンジスクール」の適正な規模と配置に向けた整備を進める。

また、生徒の個々の状況に合わせ、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、社会的に自立できる力の育成を図る。

取組状況

令和７年４月の立川地区チャレンジスクールの開校に向けて、開設準備室を設置するとともに必要な人員配置や予算配付等の対応を行い、開校に向けた検討を進めた。

また、昼夜間定時制高校の受入規模の拡大について検討を行い、令和７年４月に砂川高等学校の受入規模を拡大することについて予告した。

成　果

不登校経験のある生徒の増大など困難を抱える生徒のニーズに応えるため、立川地区チャレンジスクールの新設や砂川高等学校の受入規模の拡大準備等、受入環境の整備を着実に進めた。

課　題

立川地区チャレンジスクール開校及び砂川高等学校の受入規模拡大に向けた着実な準備

今後の取組の方向性

立川地区チャレンジスクールの設置に向けた条例制定や教育内容の検討、学校 PR、施設整備等具体的な準備を進めていく。また、砂川高等学校の受入規模拡大に向けた環境整備等を進めていく。

６　高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（再掲）（都立学校教育部）

目　標

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら e-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

取組状況

令和３年度から、校務支援システム及び学習管理システムで構成される都立通信制高校運営総合情報システムの本格運用を開始した。

令和４年度以降、同システムの改修によってレポートの電子化を進め、レポートの提出やその後の添削指導にかかる利便性を向上させるとともに、多様なメディア等を活用して学習を行い、スクーリングにおける登校の負担軽減を図るＷＥＢ学習コースの実施に向けた整備を行った。

成　果

学習管理システムにより、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上につなげた。

また、令和４年度に、新宿山吹高等学校において、ＷＥＢ学習コースの試行実施を行い、令和５年度には本格的な実施を開始した。令和６年度には、一橋高等学校及び砂川高等学校においてもＷＥＢ学習コースを実施し、通信制高校全てでＷＥＢ学習コースの実施を開始する。

課　題

ＷＥＢ学習コースの検証と都立通信制高校運営総合情報システムにおける課題の整理

今後の取組の方向性

通信制高等学校におけるＷＥＢ学習コースの実施状況を検証するとともに、引き続き学習方法の多様化を図るための環境整備を行う。

(2)　学びのセーフティネット事業（NPO 等と連携した居場所づくり）（再掲）（地域教育支援部）

目　標

ＮＰＯ等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常の生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内４か所で日常の生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その

場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をＮＰＯ等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行うとともにバーチャルラーニングプラットフォーム（ＶＬＰ）を活用したオンライン上での支援も実施している。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
学びのセーフティネット事業の参加者数	287 人	567 人	589 人

成　果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、ＮＰＯ等の外部機関につなげることができた。

ＮＰＯ等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課　題

通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をＮＰＯ等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。

居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

自立支援チームと学校間で緊密に連携していくことにより、学校生活に不安を抱えている生徒へ、よりきめ細やかな支援を行うとともに、スクーリングに出席しない生徒をＮＰＯ等の外部機関の支援につなげていく。

また、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）を効果的に活用し、支援の充実を図っていく。

７　区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進（指導部）

(1)　不登校対応加配教員配置校、不登校特例校、教育支援センター、フリースクール等協議会等の実施

目　標

学校や教育委員会、教育支援センター支援員、不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクールの関係者等が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、連携した支援に必要な事項についての協議等を行う。

取組状況

学校関係者や区市町村教育委員会の不登校対策担当者と本会の基本理念に賛同するフリースクール等の関係者が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、連携した支援を行えるようにするため、情報共有や課題解決に向けた協議等を行った。

成　果

ア　本会の基本理念に賛同し、下表のとおり、フリースクール団体が、参加した。

（団体）

第１回	36
第２回	42

イ　アンケート結果

○　保護者の理解を得るための努力や、現状維持ではなく、もう少し、どこにも関われていない生徒を救う手だてが必要かもしれないと感じた。（指導主事）

○　学校に戻すことが正しいのかという疑問がどの方からも出た。文科省の方針も、必ずしも学校に戻すことが全てではないとされているので、学校としてのあり方を考えていかなければならないと感じた。（副校長）

○　実際に不登校を経験した方の言葉は、非常に重く、フリースクールを継続する上では様々な問題があるが、運営を続けていくことが社会の力になると改めて感じた。（フリースクール関係者）

課　題

学校関係者や区市町村教育委員会とフリースクールとの相互理解は促進されたものの、更なる連携が必要であることから、より一層不登校の子供への支援を推進する必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度の協議会においては、具体的な連携についての事例報告を盛り込むとともに、参加者相互の協議の機会を十分に確保することで、学校や区市町村教育委員会とフリースクールとの連携推進を図る。

(2)　資料「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」の活用推進

目　標

不登校の児童・生徒に対する支援の在り方について、教職員及び保護者の理解を促進し、児童・生徒が社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援を受けることができるようにする。

取組状況

様々な連絡会を通じて、区市町村教育委員会の不登校施策担当指導主事、都内公立学校の校長や生活指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対して、本冊子の概要を説明し、活用を促した。

成　果

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、令和５年 11 月 17 日付「不登校児童生徒への支援の充実について」（文部科学省通知）の趣旨等について、教職員や不登校の児童・生徒の保護者などへの周知を推進した。

課　題

ア　不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が一層の連携を図る。

イ　不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実する。

今後の取組の方向性

区市町村教育委員会の不登校対策担当者等に対して、本冊子について繰り返し周知し、より一層の活用を図る。

(3)　フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の実施

目　標

都内公立小・中学校に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かす。

取組状況

フリースクール等に通う不登校児童・生徒及びその保護者を対象として、アンケート調査を実施した。令和４、５年度の調査協力者は、下表のとおりであった。

	令和４年度	令和５年度
調査協力者数	526 人	1,325 人

成　果

令和５年４月から９月までの調査結果から、フリースクールに通う子供の実態について、保護者から、次の意見があった。

・得意・不得意の分野がある子供たちが、興味・関心をもてるよう、柔軟なサポートを求める。
・スポーツ、実験、社会体験など、体験的な活動の時間を増やしてほしい。

また、同調査結果から、フリースクールを運営する上での課題について、フリースクール関係者から、次の意見があった。

・子供の支援を充実させるためには、スタッフを増やして、個別で対応できるようにすることが必要である。
・体験活動を行うための場所が確保できれば、活動を充実させて、子供の意欲を向上させることができる。

課　題

令和４、５年度調査の結果について分析し、全体結果を公表する必要がある。

今後の取組の方向性

令和４、５年度調査の全体結果については、今後取りまとめ、令和６年度中に公表する。

８　外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1)「地域未来塾」の促進（再掲）（地域教育支援部）

目　標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
地区数（区市町村数）	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区	34 地区
対象校数	659 校	652 校	658 校	704 校	775 校

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成　果

実施した教育委員会や学校からは、「基礎学力定着不足の生徒に、学習習慣を身につけ、成績向上に結びつけられた。」「教員の負担軽減につながる、また、外部の人材の登用により、社会に開かれた教育課程の実現にもつながる。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

課　題

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

例年実施している意向調査において、学習支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(2)「スタディ・アシスト＋」の実施（再掲）（地域教育支援部）

目　標

高校進学のための学習機会の提供を目的とした放課後等の学習支援を拡充する

取組状況

中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

・３地区　計 23 中学校、中学３年生 116 名が参加
・数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
・土曜日又は長期休業日中に２時間程度
・令和５年７月から令和６年２月にかけて計 36～54 回

成　果

生徒対象のアンケートには、「週二日スタディ・アシストで勉強するだけでここまで学力が伸びると思わなかったから、他の人がいるおかげで競争心が生まれ、先生がモチベーションを上げることを言ってくれてとても予想していたよりも良かった」「学習時間を増やすことや気持ちを入れ替えて勉強に集中できた」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	Ａ地区	Ｂ地区	Ｃ地区
【志望校への進学】 第１志望に合格	82.4%	88.3%	85.0%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	数学　40.8 点 英語　27.7 点	数学　33.0 点 英語　29.1 点	数学　18.9 点 英語　35.2 点
	数学　54.4 点 英語　38.3 点	数学　39.3 点 英語　38.3 点	数学　38.2 点 英語　39.9 点

課　題

中学３年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育員会への周知が課題である。

今後の取組の方向性

・例年実施している意向調査において、進学支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(3)　「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目　標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、２年間（令和４・５年度）指定した。

・国語、数学、英語において高校１年生 20 名程度の生徒を対象
・各教科週２回程度、放課後に２時間程度
・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成　果

令和５年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析（12 月時点）

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.5%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	72.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	73.2%

課　題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4)　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（総務部）

目　標

学校や教育機関等につながることができていない児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒に向け、各自治体がオンライン上の仮想空間を活用した居場所づくり・学習支援等を行うことができるよう都がプラットフォームを提供する。

取組状況

ア　バーチャル・ラーニング・プラットフォームの提供

アバターを活用した学習環境・相談環境を自治体に提供した。

イ　参加自治体連絡会の実施

連絡会を実施し、事業に参加する自治体間で仮想空間の活用に向けた知見を共有した。

ウ　バーチャル・ラーニング・プラットフォームの改修

ユーザーへのアンケート調査等を基に事業プロモーターが機能改修を進めた。事業プロモーター側の主体的な改修努力については、外部有識者を含む評価委員会で評価した。

成　果

ア　バーチャル・ラーニング・プラットフォームの提供

調査研究を通して、様々なプラットフォームについて比較・検討し、実証実験で活用するサービスを精査するとともに、本事業を円滑に行うための事業スキームの方向性を成果報告書にまとめた。

イ　参加自治体連絡会の実施

自治体意見交換会を実施し、構築期における各自治体の取組及び事業推進に関する課題を共有した。また、令和５年度成果報告会を実施し、令和６年度参加自治体及び本事業へ関心をもつ自治体への情報提供を行った。

ウ　バーチャル・ラーニング・プラットフォームの改修

自治体からの要望やユーザーテストの結果等を踏まえ、ライブ配信機能、ホワイトボード共同編集機能、掲示スペースの拡大等を追加した。また、年度末には空間レイアウトを変更し、個人面談エリアを実装した。

課　題

ア　バーチャル・ラーニング・プラットフォームのさらなる機能充実

様々なプラットフォームがローンチされる中で、利用者の声に応え、不登校児童・生徒支援や日本語指導が必要な児童・生徒支援に必要な機能を備えたプラットフォーム及びサービスを提供する必要がある。

イ　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム利用状況の向上

仮想空間を新たな一つの居場所として児童・生徒に継続的に利用してもらえるよう、運用する自治体担当者での活用イメージを広げ、より柔軟な運用が検討できるような場としての自治体担当者向け連絡会等を実施する必要がある。

ウ　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム利用者数の拡大

上記ア、イのほか、自治体内でのアカウント配布の促進を支援し、児童・生徒のプラットフォーム利用までのハードルを下げ、自治体施策の一つとして位置付けた継続的な運用を行えるように事業運営を支援する必要がある。

今後の取組の方向性

ア　バーチャル・ラーニング・プラットフォームの自走化に向けた協議・検討

令和５年度から令和７年度までの締結を予定している協定期間内での取組を踏まえ、各自治体が自治体の予算でプラットフォームサービスを利用できる仕組みを構築する。

イ　出席認定の検討及び単位認定の検討を可能とする機能や体制の検討

バーチャル・ラーニング・プラットフォームで取得できるログや学習内容を整理し、各自治体及び都立学校において学びの多様化に対応できるよう検討する。

ウ　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム利用対象の拡大

バーチャル・ラーニング・プラットフォームの機能拡大に伴い、利用対象者を校内別室登校生徒等に拡大する。

９　病院内教育におけるデジタル機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

目　標

平成 29 年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週３日・１回２時間から週５日・１回２時間に充実させた。

令和５年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

取組状況

平成 29 年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

成　果

病弱教育支援員の派遣とタブレット端末の活用により、入院中の児童・生徒の学習機会を週５日・１回２時間実施した。

なお、病弱教育支援員全員を対象として夏期に実施している集合形式での研修については、新型コロナウイルス感染防止の観点から令和２年度、令和３年度及び令和４年度は中止したが、令和５年度から再開している。

課　題

病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要である。

今後の取組の方向性

入院中の児童・生徒に対して、週５日・１回２時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員全員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。

(2) 病院内教育における分身ロボットの活用

目　標

病院内分教室を設置する特別支援学校５校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。

取組状況

病弱特別支援学校５校において、訪問教育等を受ける児童・生徒を対象として、病室にいながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、分身ロボットの活用による遠隔教育を実施している。

成　果

分身ロボットの活用により、治療や体調等を理由に病室から出ることのできない児童・生徒と分教室等をつなげ、授業や社会見学等に参加することができるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの充実において効果があることが確認できた。

課　題

児童・生徒の治療状況により、学習の進度が異なる場合には、教科指導に工夫が必要となる。

今後の取組の方向性

引き続きデジタル機器を活用し、児童・生徒の状況に応じた学習支援を継続する。

10　高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（グローバル人材育成部）

(1)　高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

目　標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高まりを背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
募集枠の設置	７校	７校	８校	８校	８校	８校	８校
募集人員	120 人	130 人	150 人	155 人	155 人	160 人	160 人

成　果

在京外国人生徒対象枠の募集枠の設置により、160 人の在京外国人生徒を受け入れた。

課　題

新型コロナウイルス感染症の終息に伴う出入国制限の緩和などにより、在京外国人生徒対象枠の応募倍率が平成 30 年度頃と同水準の高倍率となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
応募倍率	2.06 倍	1.75 倍	1.45 倍	1.36 倍	1.09 倍	1.28 倍	1.93 倍

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する。

(2)　在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

目　標

日本語指導が必要な外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援する。

取組状況

多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語指導が在籍する学校からの申請に基づき、日本語支援員や通訳、弁護士等の専門家等の外部人材の紹介及び日本語学習の支援を実施した。また、在留資格、文化・言語の違い等日本語指導が必要な生徒に特有な支援を要する事項への対応等を実施した。

・日本語指導が必要な生徒が在籍する都立学校全校

成　果

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習に係る支援員や通訳等を紹介する等の支援を実施した。

課　題

日本語指導が必要な生徒が少数のみ在籍している学校の支援の充実等、どの学校でも日本語指導を行うことができる体制の整備が課題となっている。

今後の取組の方向性

今後も多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語に学習に係る支援員や通訳等の外部人材の紹介を行っていく。併せて、日本語指導が必要な生徒の在籍している学校に多文化共生スクールサポートセンターの職員が巡回指導を行い、学校に対する支援の充実も図っていく。

(3) 公立小・中学校等における外国人の子供の就学促進

目　標

外国人の子供の就学機会を確保するため、就学促進に取り組む区市町村に対して支援を行う。

取組状況

外国人の子供に対する日本語教室の開設や地域社会との交流促進などの取組を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を実施する。

【令和５年度実績】　７区市

成　果

外国人の子供の就学状況等調査（文部科学省）

・不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数

令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
7,892 人	3,870 人	2,748 人	3,239 人

※令和２年度は調査を実施していない

課　題

不就学の可能性があると考えられる外国人の子供について、就学機会を確保するため、引き続き、就学促進に関する取組を行う区市町村に対して支援を行う必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、外国人の子供の就学促進に関する取組を行う区市町村に対し、財政支援を実施する。

(4)　日本語指導教材のデジタル化

目　標

東京都教育委員会が作成した「たのしいがっこう」について音声を挿入するともに、「日本語指導ハンドブック」と合わせて、デジタルブック化を図る。

取組状況

「たのしいがっこう」について 24 言語の音声を挿入した。また「たのしいがっこう」「日本語指導ハンドブック」についてデジタルブック化を行い、令和 6 年 3 月に東京都教育委員会 HP に掲載をした。

成　果

「たのしいがっこう」についてはデジタルブック化に合わせ、音声に加え、スタンプ機能・語彙学習用のクイズやフラッシュカードなどの新たな機能が追加され、日本語指導の初期指導のみならず、母語指導や異文化理解教育等でも活用できるようになった。

また、「日本語指導ハンドブック」については日本語指導の担当者が、学校における児童・生徒の実態やニーズに応じて、本デジタルブックの指導内容や活動を組み合わせたり、必要な活動等を追加したりして、１時間の授業を構成できるようにした。

課　題

本教材及び効果的な活用方法の普及・啓発を図ること。

今後の取組の方向性

今後デジタルブックされる「日本語指導ガイドライン」とも動画や資料等をリンクさせ効果的な活用を図る。

また、研修会や連絡会等での活用等を促していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	５	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「自分には、よいところがある」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小：83.6%(80.1%) 中：80.1%(78.5%)	令和５年度 小：83.5% 中：81.1%	年々上昇・全国より多い
「学校に行くのは楽しい」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 小：84.5%(84.9%) 中：81.6%(82.4%)	令和５年度 小：85.4% 中：81.8%	全国平均を上回る・年々上昇
いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 ＜児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）＞	令和４年度 小：76.8% 中：78.5% 高：95.2% 特：58.5% 全：77.0%	令和４年度 （公立） 小：77.2% 中：75.9% 高：77.7% 特：76.2% 全：77.0%	国と同程度（±1%）の解消率を維持
「インターネット利用時のトラブルや嫌な思いをしたことがある」と回答する児童・生徒の割合 ＜児童・生徒のインターネット利用状況調査＞	令和５年度 全校種 7.6%(7.7%)	―	年々減少

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 12：人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します		
１	人権教育の推進	149
施策展開の方向性 13：生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します		
１	小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進	153
２	高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）	155
３	環境保全に向けた取組の推進	156
４	豊かな心を育成する取組の推進	157
施策展開の方向性 14：いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します		
１	「東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】」の着実な推進	158
２	ＳＯＳの出し方に関する教育の推進	161
３	教育相談の一層の充実	164
４	児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化	168
５	情報モラル教育の着実な推進（再掲）	170

基本的な方針	５	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	12	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します
予算額：58,808 千円		決算額：50,985 千円

１　人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1)　人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア　学校教育

目　標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進し、都内の全公立学校において、人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ｱ) 指導資料の作成

a 「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

学校教育における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教員及び教育機関に配布した。

・年１回配布：67,500 部、配布先：公立学校全教員　等

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	64,500 部	64,500 部	67,500 部	67,500 部	67,500 部

(ｲ) 人権教育研究推進事業

a 人権教育研究協議会

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

・年間開催数：28 回、参加者数：6,465 人

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	7,288 人	2,228 人	6,826 人	6,447 人	6,465 人

※　令和２年度は、園長・校長対象のみ実施

※　令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施

※　令和４、５年度は、集合型と動画配信を組み合わせて実施

b 人権教育指導推進委員会

区市町村教育委員会等の指導主事等を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

・年間開催数：４回

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	４回	３回	４回	４回	４回

※　令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施

(ｳ) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。

a　小学校 30 校、中学校 13 校、義務教育学校１校、小・中学校１校及び都立学校５校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。

b　人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

・ブロック別連絡会の年間開催数：33 回、参加者数：4,887 人

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	23 回 4,495 人	22 回 507 人	28 回 720 人	29 回 3,684 人	33 回 4,887 人

※　令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型と動画配信等を組み合わせて実施（令和３年度の実績は集合型での参加人数）

(ｴ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

・令和５年度に収集・整備したＤＶＤ等及び書籍数：ＤＶＤ等 21 本、書籍 77 冊

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	30 本 125 冊	30 本 107 冊	26 本 88 冊	28 本 100 冊	21 本 77 冊

成　果

開催方法や内容等を工夫しながら、人権教育に関する研修・研究を推進し、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。特に、人権尊重教育推進校の研究・実践に関するブロック別連絡会では、人権課題を取り上げた授業や研究発表等を通して、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。

また、人権教育プログラムを作成・配布し、活用を促すことで都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題に関わるＤＶＤ等及び書籍を収集し、東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会などで貸出利用の広報を行った。また、ウェブ上で動画の視聴をできるようにするとともに、ＤＶＤ等の検索や貸出手続きをウェブ上にて運用できるように整備したことで、利用者の利便性の向上を図った。

課　題

学校における人権課題に関する取組の充実を図るために、指導する教員の理解を深める研修等の在り方や人権教育の指導方法等を一層工夫していくことが課題である。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題や、学校のニーズに沿ったＤＶＤ等や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていくことと広報活動の拡大及び広報内容の充実を図ることが課題である。

また、ウェブ上での動画の視聴や貸出手続きについて、見直し及び改善を図り、利用者の利便性の更

なる向上を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、人権課題に関わる講演等や人権教育プログラムの内容を充実させることにより、都内の全公立学校における人権教育の一層の充実を図っていく。

東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのＤＶＤ等の貸出利用を推進していく。特に関係部署と連携して広報活動が実施できるよう、広報用資料の改善を図る。また、ウェブ上での動画の視聴や貸出手続きの効果を検証するため、意識調査を実施し、改善を図る。

イ　社会教育

目　標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発学習資料の作成や研修等の事業を推進し、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等による人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ｱ) 啓発学習資料の作成

a　人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- 年１回発行　105,000 部
- 配布先　社会教育関係機関、都内国公私立小・中・高等学校（ＰＴＡ）等

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部

b　人権学習教材ビデオの作成（隔年制作）

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、前年度中に検討したビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等を反映させ、人権学習教材ビデオを制作し、区市町村及び都内中学・高等学校等に配布した（隔年制作）。

- 年間開催数：検討委員会　６回　委員７名

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	３回 1,650 本	３回 （企画）	６回 1,650 本	３回 （企画）	６回 1,650 本

(ｲ) 人権学習指導者研修

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

・　年間開催数：一般研修 10 回、専門研修８回、合計 18 回

・　参加者数

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	654 名	295 名	350 名	410 名	494 名

(ｳ) 人権学習促進事業

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村において実施されている人権講座等について事例研究を行い、その成果を報告書としてとりまとめ、区市町村教育委員会等へ配布した。

・　調査研究委員会（３回実施）

・　報告書（「令和５年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成：500 部

・　配布先：区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実績	500 部	500 部	500 部	500 部	500 部

成　果

各事業の実施にあたってインターネットの活用を進めた。研修については、対面での開催に加え、オンラインライブ配信やオンデマンド配信等を実施した。また、普及啓発事業では教材ビデオのオンライン視聴を可能にするなどの工夫をした。その結果、学習環境の選択肢を増やし、人権学習事業の拡充を図ることができた。

課　題

各自治体によって人権学習の取組に差があることから、職員等が人権課題に関する理解を深め、より多くの自治体において人権学習が推進されるよう事業を充実させていく必要がある。

また、オンラインの取組は、自治体や機関によりインターネット環境に差があるため、ICT を活用しつつも地域の実情を踏まえた事業を実施し、人権学習の推進に向けて取り組む必要がある。

今後の取組の方向性

各自治体における人権学習事業の実態を把握することと合わせて、自治体相互の情報交流機会を提供するなど、関係職員の力量形成により効果的な研修の場を設定し、都内における人権学習の充実を図っていく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	５	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	13	生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します
予算額：46,068 千円		決算額：37,585 千円

１　小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

(1)　「特別の教科　道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

目　標

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り方や工夫等について周知する「『特別の教科　道徳』授業力向上セミナー」を実施し、教員の指導力向上を図る。

指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

取組状況

「特別の教科　道徳」授業力向上セミナーの実施

- 東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」等を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業を、指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校３本・中学校３本実施）
- 指導に役立つ資料をホームページで公開

成　果

- 「考える道徳」、「議論する道徳」の授業と指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校３本・中学校３本実施）

  参加人数　　計 288 人

  参加教員の声　「本日の授業を見て、生徒たちが活発に意見を出せる発問を工夫することが重要だと実感した。これから日々の授業を改善していこうと思った。」（アンケート結果より）
- 授業力向上セミナーの資料や学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育のカリキュラムの事例等を紹介するリーフレットをホームページで公開し、指導主事連絡協議会や校長会で活用を促した。

課　題

１単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動等において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

ホームページ等での情報発信を積極的に行う。

(2)　東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

目　標

児童・生徒の豊かな心の育成に資する都独自の道徳教育教材集等を都内公立小・中学校等が活用できるよう、提供し、各学校における道徳教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア　「東京都道徳教育教材集」の提供

- 小学校１・２年生版「心あかるく」、小学校３・４年生版「心しなやかに」、小学校５・６年生版「心たくましく」、中学校版「心みつめて」を、都内全ての公立小・中学校等で活用できるようにデータ提供

イ　「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの提供

- 小学校及び中学校新１年生保護者用リーフレットを、都内全ての公立小・中学校等で活用できるようにデータ提供
- 家庭における道徳教育の充実を図るため、家庭での教材集の活用事例を掲載するなど、リーフレットの内容を改訂

成　果

ア　「東京都道徳教育教材集」の提供

- 都の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。
- これまで冊子で配布していた教材集をデータ提供し、ダウンロードできるようにしたことで、教材集 456,800 部のペーパーレス化を図った。

イ　「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの提供

- 「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。
- これまで紙で配布していたリーフレットをデータ提供し、ダウンロードできるようにしたことで、リーフレット 215,400 部のペーパーレス化を図った。

課　題

「特別の教科　道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、子供たち一人一人のよさを認め励ます評価が適正に実施されるよう支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

「特別の教科　道徳」授業力向上セミナーを継続して実施する。

(3)　「道徳授業地区公開講座」の充実

目　標

道徳科の授業の活性化を図るとともに学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

道徳授業地区公開講座における意見交換会を活性化し、より一層の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

取組状況

・　学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成 14 年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施
・　道徳授業地区公開講座の効果的な実施の工夫例を、指導主事連絡協議会で紹介

成　果

小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校で実施した。

・　令和５年度　授業参観者　　37 万３千人
　　意見交換会参加者　７万人
・　令和４年度　授業参観者　　30 万人　　（参集型 27 万９千人、リモート型２万１千人）
　　意見交換会参加者　５万４千人　（参集型４万７千人、リモート型７千人）
・　令和３年度　授業参観者　　15 万３千人　（参集型７万８千人、リモート型７万５千人）
　　意見交換会参加者　３万人　　（参集型１万５千人、リモート型１万５千人）
・　令和２年度　授業参観者　　４万８千人　（参集型３万５千人、リモート型１万３千人）
　　意見交換会参加者　１万人　　（参集型　　８千人、リモート型　　２千人）
・　平成 30 年３月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座　意見交換会導入ビデオ資料　子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」（ＤＶＤ）の活用を推進し、意見交換会の充実を図った。

課　題

「道徳授業地区公開講座」の参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

今後の取組の方向性

・　令和６年度も、各地区の好事例等を指導主事連絡協議会で紹介する。
・　「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料の活用の推進を継続し、意見交換会の充実を支援する。

２　高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）（指導部）

(1)　都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

目　標

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成 27 年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成 28 年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

ア　各校の推進者の育成を図るため研修会を実施するとともに、研修資料をポータルサイトに掲載
イ　全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施

成　果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びに取り組むことができるようにした。

課　題

体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料（増補版）の活用方法を周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

３　環境保全に向けた取組の推進（指導部）

(1)　環境教育の推進（再掲）

目　標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

○　児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的としてカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、配布した。

○　都内公立幼・小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小学部・中学部を含む。）で環境教育を指導する教員を対象に、環境教育の課題や、国や都の先進事例、先進的な取組を行う学校の指導実践を共有し、指導の改善・充実を図るカーボンハーフスタイル推進教育フォーラムを開催した。

成　果

○　カーボンハーフスタイル推進資料

・都内全公立小・中・高等学校等を対象に、教材・ワークシート・指導資料を年３回作成し、配布

○　カーボンハーフスタイル推進教育フォーラム

・参加人数　1635 名

・内訳：幼稚園籍 11 名、小学校籍 1080 名、中学校籍 498 名、都立学校籍５名、指導主事等 41 名

課　題

・　カーボンハーフスタイル推進資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

・　「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

・　2030 年カーボンハーフ（2050 年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。
・　「深刻化する気候危機」や「再生可能エネルギー」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を継続して作成し、都内全公立小・中・高等学校等に一人１台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。
・　関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。より多くの環境教育を指導する教員の指導の改善・充実を図る。
・児童・生徒が環境教育について学習しやすいように、環境教育やカーボンハーフに関する資料等を一元化したポータルサイトを令和６年度から構築する。

４　豊かな心を育成する取組の推進（指導部）

(1)　「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

目　標

全公立学校を対象に、協働して課題解決に取り組む体験、他者理解・共生社会に資する体験、芸術・文化に触れる体験など、学校が希望する体験活動の機会を提供することで、体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、感性など、豊かな心の育成につなげる。

取組状況

より多くの学校が参加するとともに、学校がねらいをもって体験活動を実施できるよう、多様な体験プログラムを体験内容ごとに区分し、メニュー化して分かりやすく学校に提示した。また、学校の独自企画についても実施に向けた調整等を行った。

成　果

200 を超える多様なプログラムを示し、都内公立学校のうち 1,962 校から参加申込みがあった。各学校において希望する体験活動が実施でき、多くの学校から肯定的な評価を得た。

課　題

選択実施されたプログラムが、学校のねらいに応じて一層有効な体験機会となるよう、引き続き内容の改善など、プログラムの充実を図ることが必要である。

今後の取組の方向性

本プロジェクトでの実績を踏まえ、学校における体験活動の充実を図るべく、令和６年度も、引き続き全公立学校を対象に、学校が希望する体験活動の機会を提供する事業を実施していく。

基本的な方針	５	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	14	いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します
予算額：7,240,085 千円　　決算額：6,356,030 千円		

１　「東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】」の着実な推進（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
(2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
(3) 情報サイト及びアプリケーションの活用の促進
(4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
(5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発
(6) 専門家を活用したいじめ問題サポート事業
(7) 子供が安心して生活できる学校づくり検証事業

目　標

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の充実を図る。

取組状況

ア　いじめ問題への的確な対応に向けた資料の作成

各学校において、いじめの認知等について改めて意識を高められるよう、「いじめ防止啓発資料」を作成し、都内全公立学校に配布した。

イ　「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組の推進

いじめ防止等の取組強化月間である「ふれあい月間」の際に、児童・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え行動できることを目指し、児童・生徒向けリーフレット「学校のみんなが安心して過ごせるようにするために」を都内全公立学校に配布し、資料を基に学級で話し合うなど、児童・生徒が、いじめ防止対策推進法の趣旨や学校の取組を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。

ウ　区市町村教育委員会への指導・助言

都内全ての区市町村教育委員会生活指導担当指導主事を対象とした連絡会や、区市町村教育委員会が開催する研修会への指導主事派遣を通して、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等、いじめ防止対策の実効性を高めるための具体的な取組について周知を図った。

エ　「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、次のとおり審議を行った。１月の本会においては、子供の声を施策に反映し都内公立学校のいじめ防止の取組を図るために設置した「高校生いじめ防止協議会」の協議内容を基に、審議を行った。

日時	審議の概要
令和５年７月 11 日（火）	「ＳＯＳの出し方に関する教育」の確実な実施に向けた取組について
令和６年１月 31 日（水）	いじめ問題に関する現状や課題について 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について

オ　「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

令和５年 12 月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

カ　情報サイト及びアプリケーションの活用

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、生徒指導に関する情報サイト等の活用について都内全公立学校に周知した。

キ　いじめを早期に発見、解消し、深刻化させないための取組を強化することを目指して、「子供が安心して生活できる学校づくり検証事業」を実施し、子供のよさや成長、気になる様子を共有する校内の仕組みづくり、教員に助言し必要な対応を行う「いじめ対応サポーター」の配置・活用について、その効果を検証した。

成　果

ア　いじめを確実に認知し、対応しようとする意識の高まり

認知したいじめのうち、学校の教職員等が発見したいじめの割合は、平成 27 年度は 53.6%であったが、令和４年度は 73.5%となっており、この８年間で 20 ポイント以上増加していることから、教職員が見逃しがちな軽微ないじめも認知し、組織的な対応につなげることができるようになったなどの成果が見られている。

【いじめの発見のきっかけ】	平成 27 年度	令和４年度
学校の教職員等が発見	53.6%	73.5%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ　児童・生徒がいじめについて考え行動できるようにする取組の充実

児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした学校の割合は、平成 27 年度と令和４年度を比較すると、約 18 ポイント増加した。

【いじめ問題に対する日常の取組】	平成 27 年度	令和４年度
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	70.5%	88.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

ウ　学級担任に相談した件数の割合の増加

被害の子供の相談の状況から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成 27 年度と令和４年度を比較すると、約 12 ポイント増加した。

【いじめられた児童・生徒が学級担任に相談した件数の割合】

（東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答]）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合　計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和４年度	90.1%	79.8%	73.0%	83.0%	89.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

エ　学校におけるいじめ防止対策の充実

次の項目について、全ての校種で実施校率が 100%であり、取組の充実がうかがえる。

・職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った
・いじめ問題に関する行内研修を実施した
・道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った
・スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った
・教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った
・いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した　等

令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

課　題

以下の３点の項目の実施校率が 100%に届いておらず、取組の徹底を図る必要がある。

【学校におけるいじめ問題に関する日常の取組】	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
児童･生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童･生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	92.5%	94.4%	44.9%	92.1%
ＰＴＡや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	75.4%	79.1%	34.6%	88.9%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	74.6%	79.3%	35.5%	95.2%

令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

今後の取組の方向性

ア　多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から児童･生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを一層推進

イ　児童・生徒に、ＳＯＳを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進

ウ　学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実

２　ＳＯＳの出し方に関する教育の推進（指導部・人事部）

(1)　自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
(2)　全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催
(3)　都教育委員会作成の DVD 教材を活用又は参考にした SOS の出し方に関する教育に係る授業の実施
(4)　SOS の出し方に関する教育推進委員会の設置

目　標

都内全ての公立学校において、各人が掛け替えのない個人としてともに尊重し合いながら生きていこうとする意識を涵養する教育や、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うこと等を通して、自殺対策の推進を図る。

取組状況

ア　教職員向けデジタルリーフレット「キーワード　自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」の配布、活用

教職員が、自殺予防における学校と医療機関の役割や、自殺直前のサインと対応のポイント等について理解することができるよう、教職員向けデジタルリーフレットを活用し、学校と家庭、関係機関等との連携を強化、児童・生徒への支援体制の充実を図った。

イ　全公立学校の校長を対象にした生活指導等連絡会の開催

(ｱ)　開 催 日　令和５年６月 27 日（火）から令和５年７月 31 日（月）まで
(ｲ)　対　　象　都内全ての公立学校長
(ｳ)　実施方法　動画共有サービスによるオンデマンド配信

ウ　各連絡会における「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進に係る周知

	開催日及び対象	
生活指導担当指導主事連絡会	令和５年４月 20 日(木) ６月 13 日(火) 11月 17 日(金)	区市町村教育委員会生活指導担当指導主事

エ　支援が必要な児童・生徒の早期発見における視点の明確化

学校に対し、自殺予防に係る通知等において、支援が必要な児童・生徒の早期発見に向けた視点として、特に成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等の３点を示した。その上で、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者や医療機関等と連携しながら組織的に対応するよう、徹底を図った。

オ　教員が子供のＳＯＳを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムの活用

学校に対し、教員が子供のＳＯＳを確実に受け止め、適切に支援する力を高めるために新たに開発したロールプレイ形式の研修プログラムを提供し、校内研修での活用を促すなど、対応力の向上を図った。

カ　ＳＯＳの出し方に関する教育推進委員会の設置

医療、心理、保健・福祉等の有識者９名を委員とした「ＳＯＳの出し方に関する教育推進委員会」を設置、年間で計４回開催した。委員会では、都内公立学校において実施している「ＳＯＳの出し方に関する教育」の取組状況について見直し、課題を明らかにするとともに、児童・生徒の「ＳＯＳを出す力」、教職員の「子供のＳＯＳを受け止め支援する力」を向上させるための方策等について検討を図った。

	開催日
ＳＯＳの出し方に関する教育推進委員会	令和５年９月４日（月）　午後２時から午後４時 まで
	令和５年 10 月 25 日（水）午後２時から午後４時まで
	令和６年１月 31 日（水）　午後３時 30 分から午後４時 45 分まで
	令和６年３月 22 日（金）　午後３時から午後４時 30 分まで

成　果

ア　通知による周知を繰り返し行い、自殺予防対策及び「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。

イ　高等学校教育指導課及び特別支援教育指導課と連携し、校長連絡会等において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進に向けた取組等を明確にして、令和６年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

ウ　教職員向けデジタルリーフレット「キーワード　自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」や研修プログラム「『子供のＳＯＳを受け止め、支援する力』の向上のために」の活用を促進し、教職員が子供のＳＯＳを確実に受け止めることができるよう、対応力の向上を図った。

エ　ＳＯＳの出し方に関する教育推進委員会を年間４回設定し、児童生徒向け動画「初等編」「中等編」「高等編」の３編、教職員向け動画「Ⅰ　気付く」「Ⅱ 支える」の２編を作成し、配信を行った。児童生徒向けは、学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習等で、教職員向けは、校内研修などでの活用できるよう、各動画は約６～８分間で構成した。

課　題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、約 90％の児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、２％以上の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。「より実効性のある教育相談体制の構築」に加え、児童・生徒に対し、不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶことについて、指導を一層充実させていくことが必要である。

【いじめられた児童・生徒の相談状況（割合）】	令和３年度	令和４年度
学級担任に相談	90.0%	89.0%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く）	4.5%	5.0%
誰にも相談していない	2.2%	2.5%

令和３・４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省
複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

- 都内全公立学校における「ＳＯＳの出し方に関する教育」の更なる推進
- 「心のＳＯＳ」に気が付くための児童・生徒向け、教職員向けの動画活用の周知
- 子供自身が自分の不安や悩みに早期に気付き、ＳＯＳを出せるようにする力の向上
- 教職員の子供のＳＯＳを受け止め支援する力の向上

(5)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止対策事業（人事部）

目　標

教職員による児童・生徒への性暴力は断じてあってはならない。児童生徒性暴力の未然防止や早期発見のための取組を実施することにより、児童・生徒への性暴力の根絶に取り組んでいく。

取組状況

教職員等による児童生徒性暴力等の未然防止に向けて、教職員のセルフチェックや令和５年４月に策定した「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を踏まえたロールプレイ形式の校内研修を令和５年７月・８月に初めて実施している。

児童・生徒向けに「おかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思ったら、まずは信頼できる大人に相談すること」を呼び掛けるポスターを掲示している。また、教職員及び児童・生徒等を対象に、「さわらない、送らない、二人きりにならない」に、「児童・生徒と教職員との交際関係は成立しない」を加えた「３ない運動プラス」を展開している。

「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や都内の全ての公立学校に通う児童・生徒に相談シートを配布することにより、早期発見に向けた取組を強化するとともに、寄せられた相談に的確に対応するため、平時から警察等の関係機関と連携を図っている。

成　果

ロールプレイ形式の研修により、教職員一人ひとりが、性暴力に関する理解を深め、児童生徒性暴力の発生防止の徹底を図っている。

また、児童・生徒に対し、相談することの呼びかけをした結果、令和５年度に「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」に寄せられた電話・メール相談は、143 件と令和４年度の 71 件に比べ、約２倍となっている。

第三者相談窓口を端緒にして発覚した性暴力については、専門家等の助言を踏まえながら警察等の関係機関と連携して対応し、処分に繋げている。

課　題

児童生徒性暴力による服務事故の根絶に向け、引き続き都内全公立学校の教職員に対し、未然防止の取組を進めていく必要がある。

特に SNS での私的なやり取りが性暴力事案の発生に繋がる事案が散見されるため、児童・生徒と教職員との SNS のやり取りは禁止されていることを周知徹底する必要がある。

今後の取組の方向性

教職員に対して、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」の浸透をはじめとし

た研修や動画の作成により、児童生徒性暴力が教育現場への信頼を裏切る重大な服務規程違反であることを認識させ、未然防止を徹底する。

児童・生徒、保護者に対して、学期の開始時や長期休業の前等、時機を捉えて相談シートを配布し、３ない運動プラスの啓発や第三者相談窓口の周知を引続き行い、早期発見に繋げる。

３　教育相談の一層の充実（指導部）

目　標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握、児童・生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援等を通して、学校の教育相談体制の充実を図る。

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

取組状況

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者及び学校関係者等から寄せられる教育に関する相談を電話（24 時間対応の教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）・来所・メール・ＳＮＳ等で対応している。

成　果

	相談総数
令和４年度	38,884 回
令和５年度	38,558 回

課　題

いじめ被害や自殺願望に関する相談内容が初期段階からより把握できるようにするため、当センターが有する知見を生かし、総合的に対応していく必要がある。

今後の取組の方向性

当センターにおいて、教育相談の専門的資質向上の視点から、社会情勢を踏まえた教育課題を学ぶとともに事例検討や演習などの研修を通して、相談内容に応じたより適切な助言を行えるよう、教育相談の一層の充実を図っていく。また、様々な広報ツールを活用し更に広報を充実させていく。

(2)　スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

取組状況

ア　資格

(ｱ)　公認心理師

(ｲ)　臨床心理士（資格取得１年以上）

(ｳ)　精神科医

(ｴ)　大学・大学院における心理学系の教授等

イ　職務

(ｱ)　児童・生徒へのカウンセリング

(ｲ)　カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助

(ｳ)　児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集

(ｴ)　児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

ウ　配置校数

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	備考
平成24年度	327 校	631 校	100 校		1,058 校	
平成25年度	1,298 校	630 校	188 校		2,116 校	
平成26年度	1,295 校	629 校	186 校		2,110 校	全校配置
平成27年度	1,292 校	627 校	186 校		2,105 校	
平成28年度	1,286 校	626 校	248 校		2,160 校	
平成29年度	1,282 校	625 校	248 校		2,155 校	
平成30年度	1,280 校	624 校	248 校		2,152 校	高等学校について、全日制課程・定時制課程・通信制課程にそれぞれ１人ずつを配置
令和元年度	1,278 校	623 校	248 校		2,149 校	
令和２年度	1,275 校	623 校	247 校		2,145 校	
令和３年度	1,274 校	622 校	247 校		2,143 校	
令和４年度	1,274 校	622 校	246 校	12 校	2,154 校	
令和５年度	1,270 校	621 校	246 校	13 校	2,150 校	

エ　配置人数

1,566 人（令和５年４月１日現在）

うち、４校勤務　１人、３校勤務 184 人、２校勤 384 人、1 校勤務 997 人

オ　配置時間・日数

１日７時間 45 分×38 回／年

カ　スクールカウンセラー連絡会の実施

開催日	対　象
令和５年５月25日（木） めぐろパーシモンホール （大ホール）	都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー
令和６年３月 20 日（水） ～令和６年４月 15 日(月) 動画配信	新規配置スクールカウンセラー

(3) スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）

聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして高等部を設置する都立ろう学校、就業技術科及び職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施した。

ア　モデル事業の実施期間

令和３年４月１日から令和７年３月 31 日まで

イ　資格

(ｱ)　公認心理師
(ｲ)　臨床心理士（資格取得１年以上）
(ｳ)　精神科医
(ｴ)　大学・大学院における心理学系の教授等
(ｵ)　聴覚障害のある児童・生徒の障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者
(ｶ)　知的障害のある児童・生徒の知的機能の発達の遅れや適応行動の困難性等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

ウ　職務
(ｱ)　児童・生徒へのカウンセリング
(ｲ)　カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
(ｳ)　児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
(ｴ)　児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

エ　配置校数
高等部を設置する都立ろう学校　３校
就業技術科及び職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校　10 校

オ　配置時間・日数
１日７時間 45 分×38 回／年

(4)　「シニア・スクールカウンセラー（ＳＳＣ）の配置」

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、東部、中部、西部地区の学校経営支援センター及び学校経営支援センター支所（計６か所）に各１名ずつ配置し、都立学校における全教職員による教育相談体制の一層の充実、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図った。

ア　シニア・スクールカウンセラーの職務
(ｱ)　スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する指導・助言
(ｲ)　重篤な事案の対応等で困難を来たしているスクールカウンセラーへの支援
(ｳ)　新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
(ｴ)　学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
(ｵ)　スクールカウンセラー連絡会等における指導・助言
(ｶ)　その他都教育委員会及び支援センターが必要と認める事項

イ　シニア・スクールカウンセラー連絡会の開催
シニア・スクールカウンセラー連絡会を開催し、活用状況報告を行うとともに、都立高等学校等の教育相談体制における現状や課題等について情報共有を図った。

回数	開催日時	
第１回	令和５年４月 26 日（水）	午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
第２回	令和５年６月28日（水）	午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
第３回	令和５年８月23日（水）	午後２時 45 分から４時 45 分まで
第４回	令和５年10月18日（水）	午後２時 45 分から４時 45 分まで
第５回	令和６年１月17日（水）	午後２時 45 分から４時 45 分まで

ウ　シニア・スクールカウンセラーによる連絡会等における指導・助言

開催日	対　象
令和５年５月 25 日（木） めぐろパーシモンホール（大ホール）	都内公立学校に勤務する 東京都公立学校スクールカウンセラー
令和５年 11 月 13 日（月）	西部管内スクールカウンセラー
令和５年 11 月 15 日（水）	西部管内スクールカウンセラー
令和５年 11 月 16 日（木）	中部管内スクールカウンセラー
令和５年 11 月 17 日（金）	東部管内スクールカウンセラー
令和５年 11 月 21 日（火）	中部管内スクールカウンセラー
令和５年 11 月 29 日（水）	東部管内スクールカウンセラー
令和６年３月 20 日（水） ～令和６年４月 15 日（月）動画配信	新規配置スクールカウンセラー

(5)　スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間 38 回から 76 回に拡充した。

	小学校	中学校	合　計
対象学校数	88	84	172

(6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制検証事業

スクールカウンセラーの適切な派遣回数やスクールソーシャルワーカーの効果的な配置形態、活用方法等について検討し、校内支援体制の在り方を明らかにする検証事業を１市及び都立学校４校で実施した。

成　果

ア　都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んだ。

	小学校	中学校	高等学校
スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	100%	100%	100%

令和 4 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ　スクールカウンセラーを配置した都立特別支援学校では、生徒が主体的に相談を申し込むなど、生徒が安心して悩みを相談できる環境が整った。また、スクールカウンセラーが聴覚障害や知的障害のある生徒の心理に関する専門性を有しているため、生徒の実態や悩みに応じた相談が充実した。

ウ　令和５年度におけるシニア・スクールカウンセラーの対応件数は、1,573 件であり、対応した学校（課程）数の合計（延べ数）は、1,262 課程であった。

	令和５年度
事業対象校（課程）数	210 校（256 課程、特支 13 校）
事業対象スクールカウンセラー数（延べ数）	269 人

課　題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、約 90%の児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、２%以上の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

【配置校数及び相談件数】	令和２年度	令和３年度	令和４年度
スクールカウンセラー配置校数	2,145 校	2,143 校	2,154 校
年間相談件数総計	630,155 件	689,876 件	740,149 件
１校当たり１日の相談件数	7.7 件	8.5 件	9.4 件

（令和２・３・４年度スクールカウンセラー活動実績）

【いじめられた児童・生徒の相談状況】	令和２年度	令和３年度	令和４年度
学級担任に相談	91.1%	90.0%	89.0%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く。）	4.4%	4.5%	5.0%
誰にも相談していない	2.0%	2.2%	2.5%

令和２・３・４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省
複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

ア　都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程にスクールカウンセラーを配置することに加えて、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な配置形態や活用方法について検討し、校内支援体制の在り方を明らかにする検証事業を継続

イ　都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーによる相談体制の充実

ウ　シニア・スクールカウンセラーを効果的に活用した、都立学校における教育相談体制の充実及びスクールカウンセラーの資質・能力の向上

４　児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

目　標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握等、児童・生徒が抱える課題の解決に向けて、関係機関等と連携した支援の充実を図る。

取組状況

(1)　「学校サポートチーム」の機能強化

学校サポートチームは、外部の専門家の協力を得て、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題の未然防止や早期解決を図るため、都内全ての公立学校に設置されている。その構成員は、教員に加え、

保護者代表、スクールソーシャルワーカー、警察ＯＢ、児童相談所の職員、民生・児童委員等となっている。

各学校が「学校サポートチーム」運営計画書を作成し、いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにした。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・相談・連携体制を整備した。

・　事業概要

都は区市町村の事業費の２分の１を補助（国は都の負担額の３分の１を補助）

※　平成 27 年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約 2.6 倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

・　資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

・　職務

(ｱ)　問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け

(ｲ)　関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

(ｳ)　学校内におけるチーム体制の構築、支援

(ｴ)　保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

・　配置自治体数

年度	区	市	町	村	合計
平成24年度	12 区	17 市	２町	０村	31 自治体
平成25年度	14 区	20 市	３町	０村	37 自治体
平成26年度	17 区	22 市	３町	０村	42 自治体
平成27年度	20 区	23 市	３町	０村	46 自治体
平成28年度	22 区	25 市	３町	０村	50 自治体
平成29年度	22 区	25 市	３町	０村	50 自治体
平成30年度	22 区	25 市	３町	０村	50 自治体
令和元年度	22 区	25 市	２町	０村	49 自治体
令和２年度	23 区	25 市	２町	０村	50 自治体
令和３年度	23 区	25 市	２町	０村	50 自治体
令和４年度	23 区	25 市	４町	０村	52 自治体
令和５年度	23 区	25 市	４町	０村	52 自治体

・　配置人数　（令和４年度）

304 人

(3)　スクールソーシャルワーカー活用事業【強化モデル】

家庭や生活環境の改善に向けて教育と福祉をつないで援助するスクールソーシャルワーカーを活用できるよう、以下の２点を満たす区市町村に対する補助を拡充し、子供や家庭への支援の充実を図った。

- 課題を抱える児童・生徒への働き掛けに加えて、学校にスクールソーシャルワーカーが週１回３時間以上訪問する体制を構築
- 福祉の専門性を高める取組を実施

(4)　警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により構成を図ることができるようにするため、「警察と学校の相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校が所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにしてきた。

「警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項」については、令和５年２月７日に文部科学省から示された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」に基づき、いじめ問題に対して、より一層教育庁との連携強化を図ることが提唱されたこと、また、中・高校生等が、「闇バイト」等（犯罪実行者募集情報）に SNS を通じて参加し、犯罪へ加担するケースが発生している現状を踏まえ、いわゆる「闇バイト」対策を警察・学校が横断的に取組むべきことが推進されていることから、令和５年度に申合せ事項の内容の更新を図り、警察との情報連携、行動連携の一層の推進を図った。

課　題

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しているにもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、スクールソーシャルワーカーの資質・能力を高めるとともに、保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校において、多様な人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問等を通して教員との連携を強化し、専門的な資格を有する者を任用する自治体への支援を拡充していく。

５　情報モラル教育の着実な推進（再掲）（総務部）

目　標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「ＳＮＳ東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1)　小学校対象「親子ＧＩＧＡワーク教室」の実施

公立小学校 150 校を対象に講師を派遣し、児童及び保護者の情報モラルやリテラシーの向上を図るとともに、一人１台学習者用端末の適切な活用法について啓発することを目的とした親子ＧＩＧＡワーク教室を実施した。

(2)　ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

ア　情報モラル教育を推進する補助教材「ＧＩＧＡワークブックとうきょう」を電子コンテンツ化し一人１台学習者用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

イ　家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(3)　インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア　都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。

イ　子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(4)　情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成　果

(1) 小学校対象「親子ＧＩＧＡワーク教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて 92.0％と高い評価を得た。講座の内容について興味をもつことができたかという質問についても、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて 82.0％と肯定的評価を得た。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「ＳＮＳ東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(3) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の 3.8％が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(4) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

課　題

(1) 情報モラル教育の研究・普及

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報モラル教育の研究・普及

デジタル教材開発委員会で開発した教材の普及を図るとともに、情報教育ポータルサイトにて情報モラル教育の指導事例や教材等を公開・普及していく。

(2) ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化

「令和５年度　児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」を踏まえ、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力＃東京モデル」を活用して各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	６	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 92.6%(91.7%) 女子 86.4%(86.3%) 中２：男子 88.4%(88.1%) 女子 77.3%(77.5%) 高２：男子 87.4(86.8%) 女子 78.5(77.3%)	小５：男子 92.8% 小５：女子 85.7% 中２：男子 89.4% 中２：女子 76.5%	年々上昇
運動やスポーツをみることが好きな児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 86.2%・女子 76.9% 中２：男子 85.3%・女子 78.3% 高２：男子 86.6%・女子 84.6%	―	年々上昇
運動やスポーツを支えることが好きな児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 75.4%・女子 72.0% 中２：男子 74.7%・女子 73.6% 高２：男子 73.3%・女子 74.4%	―	年々上昇
運動やスポーツを知ることが好きな児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 81.7%・女子 73.3% 中２：男子 78.8%・女子 70.6% 高２：男子 78.7%・女子 71.9%	―	年々上昇
毎日、合計 60 分以上、運動やスポーツをする児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 50.1%・女子 28.6% 中２：男子 68.7%・女子 50.5% 高２：男子 48.1%・女子 32.3%	小５：男子 50.1% 小５：女子 27.4% 中２：男子 77.7% 中２：女子 57.2%	年々上昇
現在の睡眠時間は十分だと感じている児童・生徒の割合	令和５年度　※高２は全日制 小５：男子 83.4%・女子 83.2% 中２：男子 73.9%・女子 66.1% 高２：男子 56.6%・女子 46.3%	―	年々上昇

いずれも東京都体力・運動能力、生活・運動習慣等調査から
括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 15：生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します		
１	「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進	174
２	運動部活動の振興	176
３	特別支援学校における取組の充実	179
施策展開の方向性 16：健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します		
１	健康教育の推進	182
２	アレルギー疾患対策の推進	184
３	食育の推進	185
施策展開の方向性 17：危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します		
１	安全教育の推進	188
２	防災教育の推進	189
３	特別支援学校における安全教育の推進	195

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	６	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します
予算額：2,754,176 千円		決算額：1,781,812 千円

１　TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進（指導部）

目　標

運動やスポーツとの多様な関わり方を通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育む。

取組状況

(1)　東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

５・６月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、４月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

○　体力・運動能力【体力総合評価Ｃ以上（A＋B＋C）の割合】

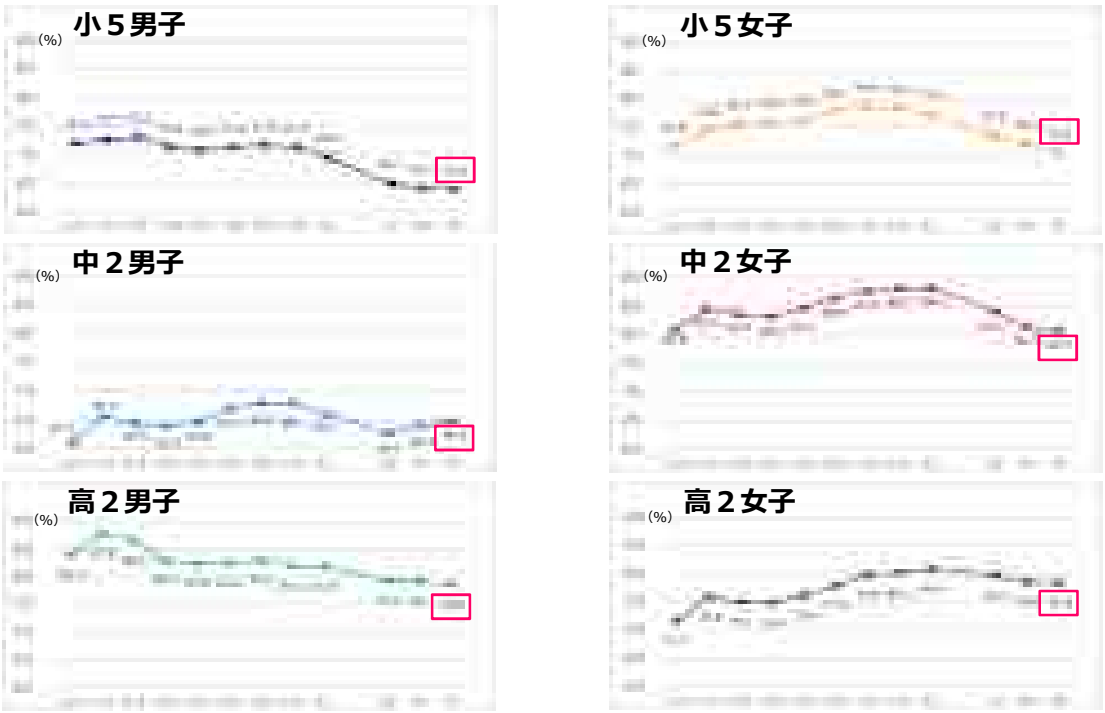

※「総合評価基準表」は、年齢ごとに基準が異なる。また、総合評価を算出する際に用いる「項目別得点表」は、小学校と中学校・高等学校、男子と女子で異なる。

○　運動習慣【１週間の総運動時間が 420 分以上（１日平均 60 分以上）の児童・生徒の割合】

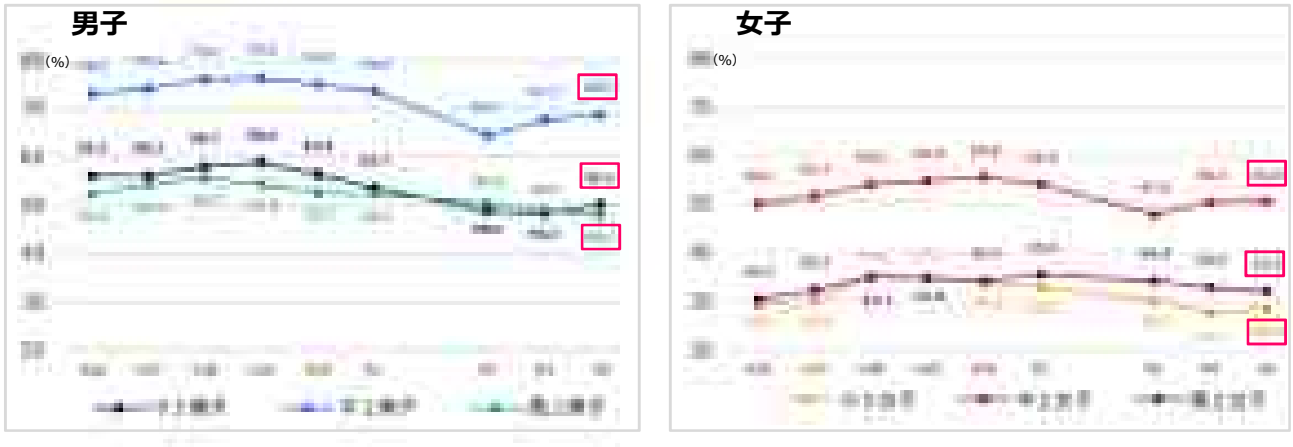

○　生活習慣（令和４年度との比較）

【朝食の欠食】　【１日の睡眠時間】　【学習時間を除くスクリーンタイム】

(2)　Tokyo 体育健康教育ポータル

都内全ての公立学校における体育健康教育の一層の充実を目指し、学校関係者向けに体育・保健体育の教育課程の適正な実施、体力向上、部活動の振興、事故防止や体罰根絶などについての指導資料や、幼児・児童・生徒及び保護者向けに運動習慣や生活習慣の確立・定着・改善に関する取組等について、利用者が検索しながら容易に必要な情報を入手できるようウェブサイトを構築する。

(3)　東京都統一体力テストのデジタル化

東京都統一体力テストをデジタル化することにより、業務の効率化及び迅速化、業務コストの削減及び分析ツール等の導入による分析結果等を容易に活用可能とすることに対応する（保守運用）。

(4)　Tokyo スポーツライフ推進指定地区

学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進する（10 地区を指定）。

(5)　体育健康教育推進校

学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及する（53 校を指定）。

(6)　エンジョイ・スポーツ・プロジェクト事業の実施

専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を促すことを通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力の向上を図る（12 校を指定）。

成　果

ア　総合評価Ｃ以上（A＋B＋C）の割合は、中２男子の割合は増加した。小５男女・中２女子・高２男女は割合が減少した。

イ　「運動やスポーツをすることが好き」と「体育の授業が楽しい」に対する肯定的な回答は、小中高男女ともに割合が増加した。（小５男子、中２男子、高２男女は過去最高値）

課　題

生涯に渡って運動やスポーツに関わる資質・能力、及び体力・運動能力の向上のため、多様な関わり方（する、みる、支える、知る）を通して運動やスポーツを楽しむ子供の割合を増加させることが必要である。

ア　各学校がエビデンスに基づく取組を推進していくこと。

イ　健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育成するため、具体的取組を研究開発すること。

ウ　健康的な生活習慣が定着する取組を推進すること。

エ　健康や環境を管理し、改善するための資質・能力を育成すること。

今後の取組の方向性

「TOKYO ACTIVE PLAN for students」（令和４年３月　東京都教育委員会）に基づき、運動やスポーツとの多様な関わり方を通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育む取組の推進を図る。

２　運動部活動の振興（指導部）

目　標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

(1)　部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2)　デジタル技術を活用した部活動の推進

(3)の Sport-Science Promotion Club において、コンディションを管理するアプリを活用することにより、疲労度など、日々変化するデータを蓄積、分析できるようにし、けがの未然防止を図る。

また、屋外競技においては、運動中にＧＰＳを活用することにより、運動量、スピード、加速度等のデータを戦術立案に生かすなど、効率的な活動を促す。

(3)　Sport-Science Promotion Club

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」にのっとり、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する「Sport-Science Promotion Club」を指定し、都立高校等運動部活動における一層の競技力向上を図る。

(4)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

区市町村において、専門的な技術指導等により質の向上を図るため、外部指導者の配置を支援する。

(5)　地域運動部活動推進事業

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図った。

(6)　部活動の地域連携・地域移行

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業について試行的に取り組んだ。

成　果

(1)　部活動指導員の配置・活用

ア　部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- 都立学校 197 校に対して 1025 名を配置
- 中学校 41 区市町村 863 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国１/３、都１/３））

イ　効果

- 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。

(2)　デジタル技術を活用した部活動の推進

生徒の主体性を促す指導の充実や、科学的な根拠に基づく効率的な取組の推進につながった。

(3)　Sport-Science Promotion Club

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を遵守した活動を徹底し、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を部活動について、56 部（39 校 31 競技）を指定した。

(4)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

希望する区市町村 42 地区に対して、外部指導者の配置を支援した。

(5)　地域運動部活動推進事業

実施した自治体からは、「中学生の幅広い体験機会を創出することができた」、「学校の垣根を越えて仲良くなり、生徒同士の交流が活発に行われるなど、地域クラブ活動ならではの良い面が見られた」等の成果が報告されている。

(6)　部活動の地域連携・地域移行

委託事業者が、生徒の出欠確認、指導者との連絡調整、保険加入手続、事故対応等を担い、休日の活動を学校部活動ではなく地域クラブ活動として運営したことにより、教員の負担を軽減することができた。また、専門的な指導力を有する人材を各学校の状況とマッチングさせた上で派遣したことにより、生徒の技能やモチベーションを向上させ、充実した活動を実施することができた

課　題

(1)　部活動指導員の配置・活用

ア　人材の側面

・部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。

・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ　財政的な側面

・国が示す１時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。

・国の補助事業を継続的に実施すること。

(2)　デジタル技術を活用した部活動の推進

科学的トレーニングを導入している部活動の効果的な取組を周知し、より合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進していく。

(3)　Sport-Science Promotion Club

令和５年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目 14.3%、団体種目 6.7%であり、より効率的な活動を推進し、部活動の一層の充実を図り、競技力向上を図ること。

(4)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

外部指導者の配置や指導時間を増大し、学校部活動の地域連携を促進するとともに、地域移行を見据えた指導者の確保に努めること。

(5)　地域運動部活動推進事業

実施した自治体からは、「平日の活動と休日の活動との連携を図ることに伴う教員の業務を削減す

ること」「教員が兼業・兼職で地域クラブ活動の指導者を務めている際、指導者の立場の違いについて保護者や参加者の理解を促すこと」等の課題が報告されている。

(6)　部活動の地域連携・地域移行

学校部活動と地域クラブ活動の実施形態の違いについて、保護者や生徒、教員に対する理解啓発を一層図る必要がある。また、学校の教職員が関わらなくても、運営団体・実施主体の職員のみで学校施設の解錠及び施錠等を行うことができる体制を整備する必要がある。

今後の取組の方向性

ア　顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充する。

イ　「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進する。

ウ　「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革に資する取組を推進する。

エ　科学的なトレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、更なる技能や記録の向上を目指す。

オ　生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を、引き続き実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

カ　令和８年度以降、都立中学校等において、休日は学校部活動ではなく地域クラブ活動を実施するなど、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を実現することを目指す。

３　特別支援学校における取組の充実（指導部）

目　標

(1)　障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

ア　児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。

イ　児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。

ウ　各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

(2)　運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入し、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図る。

(3)　地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

障害者スポーツへの理解促進を図ることを通じて、障害者スポーツを通した小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を活性化することにより、障害のある児童・生徒への理解を図る。

取組状況

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れるとともに、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れた。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の一層の伸長を図った。

(3) 地域の学校の児童・生徒や地域住民と協働した教育活動の充実

都立特別支援学校８校を、「スポーツ交流推進校」に指定し、障害者スポーツの体験活動等を通じて、地域の小・中学校や都立高校等との交流を行った。

成　果

新たに取り組んだ障害者スポーツ等（複数回答）

ボッチャ	16 校	風船バレー	３校
フライングディスク	10 校	ダンス	３校
ペガーボール	５校	ジャベリックスロー	３校
カローリング	４校	モルック	３校
ゴールボール	４校	グラウンドゴルフ	３校
ハンドサッカー	３校	その他	41 校

各種スポーツ大会における実績

ア　全国大会等

・全国障害者スポーツ大会　ソフトボール投げ：第１位、ソフトボール：第３位、50m 走：第 3 位、100m 走：第 2 位（2 名）、スラローム：第 1 位（2 名）
・全国聾学校陸上競技大会　個人 5000m：第 3 位、女子 4×100m リレー 2 位
・全国聾学校卓球大会　二部女子：第 3 位
・全国ボッチャ選抜甲子園：優勝
・全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権：準優勝
・全国高等学校ＡＩアスリート選手権大会　他多数

イ　関東大会

・関東聾学校卓球大会　一部男子　準優勝
・関東交流フットサル大会（夏）４位（冬）５位
・関東交流バスケットボール大会
・小学生ボッチャ競技会　準優勝
・関東障害者バドミントン大会Ⅲ部リーグ準優勝
・関東聾学校中学部卓球大会
・関東聾学校陸上競技大会
・関東ゆうあいソフトボール大会　他多数

スポーツ交流実績（校数は複数回答）

交流先	校数	交流内容の例
就学前施設	１校	・交流先の学校と混合チームを編成し、交流試合等の実施 ・ダンスを通じた交流 ・地域のスポーツクラブ等との交流 ・コミュニティセンター等でのボッチャを通した交流
小学校	３校	
中学校	５校	
高等学校	２校	
特別支援学校	１校	
地域等	４校	

課　題

体育の授業等を通して障害のある児童・生徒がスポーツに親しむ取組や、部活動を通して競技力を高める取組を更に推進する。

今後の取組の方向性

- 令和５年度と同様、各校で報償費や旅費等を活用し、外部講師による指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- 各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	６	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します
予算額：200,139 千円		決算額：71,796 千円

１　健康教育の推進（指導部・都立学校教育部）

目　標

児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養う。

取組状況

(1) がん教育の推進

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第３期）」を踏まえ、平成 29 年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成 30 年５月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和４年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進する。令和４年度までに実施できなかった学校は、令和５年度に実施することにしている。

また、平成 29 年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引（教師用）を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。

また、平成 27 年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

(2) 性に関する指導の充実

人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、児童・生徒の実態等に応じた指導を展開できるよう、学習指導要領改訂の機会を捉え、教員用の指導書である「性教育の手引」を改訂し、平成 31 年度３月に全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

都立高等学校等において、学習指導要領の内容に基づき、健康管理について生徒の理解を深めるとともに、産婦人科医を招へいした、ライフプランと健康との関わりに関する授業を実施することにより、生涯を通じて生徒が、自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成する（都立高校６校指定）。

令和４年10月から、学校医（専門医）として任用された産婦人科医が、生徒・保護者及び教職員と対面又はオンラインにて個別の健康相談を実施している。

成　果

(1) がん教育の推進

・　健康教育推進委員会を開催（年間２回）し、がん教育指導資料の内容等について協議し、リーフレット及び活用の手引を確認した。
・　確認したリーフレット及び活用の手引（教師用）を全公立学校に配布した。
・　教員等を対象とした講演会を開催した。

(2) 性に関する指導の充実

・　都教育委員会は、東京都医師会と連携し平成 30 年度から産婦人科医を招へいした性教育の授業の実施を支援している。令和５年度は中学校 30 校で産婦人科医を招へいした授業を実施した。
・　改訂した「性教育の手引」の趣旨や特徴等について、区市町村教育委員会指導主事連絡協議会及び保健体育科主任連絡協議会等で周知した。
・　教員の指導力向上を図るため、改訂した「性教育の手引」に掲載している性教育の目的や指導法等に関する研修動画を作成し、マイキャリアノートに掲載した。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

・　都立高校６校において、産婦人科医を招へいした、ライフプランと健康との関わりに関する授業を公開した。
・　「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット」を作成し、全都立高校等の新入生に配布した。また、「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット（活用の手引)」を作成し、全都立高校等に配布した。
・　生涯の健康に関する理解を深めるため、専門家を講師とした教員向け講演会を開催した。
・　令和４年度は都立学校 10 校、令和５年度は都立学校 15 校において思春期特有の健康上の悩みに関する健康相談を実施した。
・　学校医として任用された産婦人科医への個別相談件数 48 件

(4) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

・　都立高校６校において、産婦人科医を招へいした、ライフプランと健康との関わりに関する授業を公開した。
・　「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット」を作成し、全都立高校等の全生徒に配布した。また、「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット（活用の手引)」を作成し、全都立高校等に配布した。
・　生涯の健康に関する理解を深めるため、専門家を講師とした教員向け講演会を開催した。
・　令和４年度は都立学校 10 校、令和５年度は都立学校 15 校において思春期特有の健康上の悩みに関する健康相談を実施した。
・　令和５年度における、学校医として任用された産婦人科医への個別相談件数約 300 件

課　題

(1) がん教育の推進

外部講師を活用したがん教育の実施率を向上する。

(2) 性に関する指導の充実

・　「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、産婦人科医を招へいした性教育の授業の充実を図ること。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

・　「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット」の活用を促進すること。

・　全ての都立高校生等が相談できる相談体制の整備が必要であるが、学校医（専門医）として任用する産婦人科医の確保が困難な状況である。

今後の取組の方向性

(1) がん教育の推進

都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育の実施を目指す。

(2) 性に関する指導の充実

・　区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。

・　産婦人科医を活用した性教育の授業の募集枠を 30 校とし、引き続き、東京都医師会との連携を推進する。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

・　生涯の健康に関する理解促進事業実施校の募集枠を６校とし、引き続き、東京産婦人科医会との連携を推進する。

・　都内の産婦人科医の人員が限られていることを考慮し、学校のニーズに応じて必要な支援を行える体制を検討していく必要がある。

２　アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部、地域教育支援部）

(1)　ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

(2)　アレルギー疾患対応研修の実施

目　標

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

取組状況

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭やエピペン®携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成 27 年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

・アレルギー疾患対応研修実施状況（令和５年度）

対　象	回　数	参加人数
学校教職員（管理職含む）	動画配信	2,546 人
学校栄養職員	集合型２回及び動画配信	851 人

成　果

- 　アレルギー疾患の基礎知識やエピペン®の使用方法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- 　「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

課　題

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

今後の取組の方向性

- 　アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集の活用等により、事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。
- 　学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

３　食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1)　学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(2)「米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業」の実施　（地域教育支援部）

目　標

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、「生きた教材」として、学校給食を活用した食育を推進する。

また、栄養教諭の配置や食育推進チームの設置、食育リーダーの選任など、中核となる教員を中心とした校内指導体制の整備を行う。さらに、栄養教諭の活用を図り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う食育の更なる推進を図る。

取組状況

ア　栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員を対象に各種研修を実施し、学校給食を活用した食育の取組を支援した。

研修の実施に当たっては、内容に応じて対面・オンライン・ハイブリッド型など実施形態を変え、受講者が参加しやすくなるように工夫した。

・研修実施状況（令和５年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員等研修	2,862 人

学校栄養職員年次研修（新規採用）	39 人
学校栄養職員年次研修（６年次）	31 人
学校栄養職員年次研修（10年次）	45 人
新規採用栄養教諭等実践研修	16 人
食に関する指導研修会	433 人

イ　栄養教諭の配置

栄養教諭の職務に、地区内の食育リーダーへの支援や地区内・都立学校の食育推進計画への参画という職務を加え、栄養教諭を活用して都内全体の食育が推進されるよう配置を進めた。

ウ　地場産物の活用

学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導などを行った。

エ　「米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業」の実施

米粉パンなどの国産食材を学校給食に活用して食育の取組を行った区市町村への支援として、以下の取組を実施した。

・米粉パンにあう国産食材を活用したメニューや食育の取組事例等を紹介
・国産食材の生産者との交流会や、農業体験、動画の作成など、米粉パンなどの国産食材を活用した食育にかかる費用を補助

成　果

ア　栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員に対する各種研修会の実施を通じて、栄養管理・衛生管理など栄養士としての専門性や、給食の時間における指導や教科等と連携した食に関する指導力を向上させた。研修の実施方法の工夫により、受講者数を令和４年度から約４割増加させることができた。また、受講者アンケート結果では９割を超える受講者が、研修を肯定的に評価した。

イ　栄養教諭の配置

栄養教諭切替特別選考を経て新たに栄養教諭となった者も含め、22 区 16 市及び都立学校３校に栄養教諭を配置し、所属校で学校給食を活用した食に関する指導や、配置地区内・都立学校の食育リーダーの支援を行うなど、食育を推進した。

・栄養教諭配置実績（平成 20 年度から配置）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
配置人数	63 人	65 人	68 人	76 人	80 人

ウ　地場産物の活用

学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などを実施した。

エ　「米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業」の実施

米粉パンなどの国産食材を活用した食育を支援することにより、子供たちが、日本の食文化や生産地、地域の生産者や食料自給率など、食に関わる幅広い分野への興味・関心を持つ契機とすることができた。

課　題

食育推進の中核となる栄養教諭の配置を更に拡大する必要がある。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を生かして、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校栄養職員に対して栄養教諭の職への理解を促すなどして、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	６	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します
予算額：122,866 千円　　決算額：78,268 千円		

１　安全教育の推進（指導部）

(1)　学校における安全教育の推進

目　標

安全教育の三つの領域（生活安全・交通安全・災害安全）においては、児童・生徒の発達の段階に応じた必ず指導する基本的事項などを全教員へ確実に周知し、指導の充実を図る。

また、学校での先進的で優れた実践や効果的な取組を都内全ての公立学校に広め、安全教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア　「安全教育プログラム第 15 集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第 16 集」の作成

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るため、「安全教育プログラム第 15 集」を都内公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の３領域をバランスよく指導できるようにした。また、令和６年度に向け、「安全教育プログラム第 16 集」を作成した。

「安全教育プログラム第 16 集」は、完全デジタルブック化し、安全教育ポータルサイトにて配信した。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
作成	72,000 部（第 14 集）	8,000 部（第 15 集）	完全デジタルブック化（第 16 集）
配布	71,500 部（第 13 集）	72,000 部（第 14 集）	8,000 部（第 15 集）

イ　「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 12 校（園）を指定した。また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校（園）での安全教育の推進を図った。

ウ　「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車の安全運転に関し、家庭や関係機関と連携した実践的な取組を推進するとともに、都立高等学校等における自転車通学時のヘルメット着用に関する取組を実践・検証するために、都立高等学校３校を指定した。推進校では、生徒に対してヘルメットを貸与し、生徒アンケートの実施やその他、着用に向けた取組の実施により、ヘルメット着用に向けた課題解決を図った。

エ　関係機関と連携した安全教育の充実

生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、公立学校において歩行者シミュレータや自転車シミュレータ、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施した。また、警視庁及び消防庁並びに生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、安全教育に関する資料の送付等を適時行い、安

全教育の充実を図った。

成　果

ア　「安全教育プログラム第 15 集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第 16 集」の作成

「安全教育プログラム第 15 集」に掲載されている総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例を活用することで、教職員の安全教育への意識を高め、実践につなげるようにした。

イ　「安全教育推進校」の指定

安全教育推進校の実践事例の収集や、指定２年目の公開授業の実施により、実践的に研究した効果的な安全教育を他の公立学校に広めることができた。

ウ　「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車安全運転指導推進校等の実践を基に、「自転車安全指導事例集」を作成し、全ての都立学校における自転車通学時のヘルメット着用の推進を図った。

エ　関係機関と連携した安全教育の充実

歩行者シミュレータや自転車シミュレータ、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施することで、児童・生徒及び教員の交通安全に対する意識を高めることができた。

課　題

都の方針に基づき、自転車通学時のヘルメットの着用の徹底に加え、交通ルールの遵守など自転車の安全利用に向けた取組を、引き続き推進する必要がある。

今後の取組の方向性

ア　「安全教育プログラム第 16 集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第 17 集」の作成

「安全教育プログラム第 16 集」の活用を図るとともに、「安全教育プログラム第 17 集」作成に向け、今日的な安全教育の課題等の情報収集や、安全教育推進校等による実践事例を収集していく。

イ　「安全教育推進校」の指定

「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に引き続き研究を推進し、指導事例等その成果について広く普及・啓発する。

ウ　関係機関と連携した安全教育の充実

令和６年度は、生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、公立学校において歩行者シミュレータや自転車シミュレータを実施するとともに、都立高等学校においてスタントマンを活用した交通安全教室を安全教育推進校２校で実施し、自転車の安全な利用について推進していく。

２　防災教育の推進（指導部）

(1)　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

目　標

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者とともに防災体験を行う機会等を設定するなど、学校、家庭、地域・

社会が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア　防災教育ポータルサイトを開設し、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の配信等、学校における防災教育をサポートするための環境を整備した。

イ　７月から９月までを防災教育デジタル教材「「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間とするとともに、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「行こう、学ぼう、防災体験」（小学生等対象）及び「避難所運営体験講座」（中学校等対象）を実施した。（「行こう、学ぼう、防災体験」及び「避難所運営体験講座」の詳細は、(2) 防災意識啓発事業のとおり）

成　果

防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」について、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学級活動（ホームルーム活動）、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で活用が図られた。

イ　「安全教育・防災教育ポータルサイト」令和５年度実績 381,445 アクセス（令和６年３月末現在）

ウ　「行こう、学ぼう、防災体験」令和５年度実績 7,880 人（防災体験施設での参加児童数）

エ　「避難所運営体験講座」令和５年度実績 18 校（28 回）、2,175 人（講座の参加生徒数）

課　題

「東京防災」の改訂を受け、「防災ノート～災害と安全～」の更新を行う。また、さらなる活用の促進及び防災体験等の充実により、更に具体的な防災行動につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

ア　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」改訂版の公開に向け、現「防災ノート～災害と安全～」の運用と改訂版作成を行う。

イ　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用に加え、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育を一層充実させる。

- 都内小学生及び中学１年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」の実施
- 都内公立中学校での避難所運営体験講座の実施

(2)　防災意識啓発事業

目　標

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者とともに防災体験を行う機会等を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図る。また、中学生の防災意識の醸成及び防災行動力の向上を図るため、避難所運営体験講座等の実践的な防災教育を推進する。

取組状況

ア　防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「行こう、学ぼう、防災体験」（小学生等対象）を実施した。

イ　地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、次代の防災リーダーとして活躍できる人材を育成するため、「避難所運営体験講座」を実施した。

	対象	内容
行こう、 学ぼう、 防災体験	都内の国公私立小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）に在籍する児童並びに都内の国公私立中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）に在籍する第１学年の生徒とその保護者	都内８か所の防災体験施設において、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」及び防災体験促進リーフレットを活用して児童と保護者がともに防災体験（地震体験、消火体験等）を行う。
避難所運営体験講座	都内の中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）	防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」に触れながら、避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、コーディネーターによる講義及び静岡県が開発した避難所避難所運営訓練ゲーム（ＨＵＧ）を実施する。

（行こう、学ぼう、防災体験の実施施設）
○都内８か所の防災体験施設【令和５年７月から令和６年３月まで】
東京消防庁都民防災教育センター（池袋防災館、立川防災館、本所防災館）、
東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、
東京都北区防災センター、練馬区立防災学習センター

成　果

ア　「行こう、学ぼう、防災体験」
- 令和５年度実績 7,880 人（防災体験施設での参加児童数）
- 前年度の実績 7,431 人と比較して、参加児童数は約 450 人増加した。
- 参加した児童・生徒からは「全ての防災体験施設で体験した。楽しみながらたくさん学習できた。」、「夏休みの自由研究の題材として、取り組んだ。体験して学んだことをいざという時のために役立てたい。」などの声があった。

イ　「避難所運営体験講座」
- 令和５年度実績 18 校（28 回）、2,175 人（講座の参加生徒数）
- 参加した生徒からは「避難所で発生する様々な事情に対応することが難しく、避難所生活について深く考えることができた。この経験を生かして自分にできることを見つけ、積極的に行動した

い。」、「意見を出し合うことの重要性を感じた。災害時には、家族や仲間同士で足りない視点を補い、協力して地域のために行動したい。」などの感想が聞かれた。

- 講座終了後に実施したアンケートによると、講座内容に満足した生徒は約 96%、防災意識が向上した生徒は約 81%であった。また、約 88%の生徒から「また参加したい」との回答を得た。
- グループワークによる避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）を通して、コミュニケーション力を向上させるとともに、防災に対する関心を深め、災害時に地域防災の中心となって行動する意識を醸成した。

課　題

避難所運営体験講座について、令和４年５月に「首都直下地震等における東京の被害想定」が公表され、発生が懸念される「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」等の災害に備えるため、中学生の地域防災に積極的に関わろうとする態度を育むことや次代の防災リーダーとして活躍できる人材の育成がこれまで以上に必要とされている。

今後の取組の方向性

ア　実施予定の中学校に対し、学習効果を高めるために、避難所の基礎的な知識や役割等について、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用した事前学習の実施を依頼する。

イ　参加生徒に対し、講座に参加した感想等アンケートを実施し、事業評価の裏付けとなるデータとして収集・分析するとともに、改善点を洗い出し、次年度以降の事業設計や講座内容に反映していく。

ウ　未実施地域の区市町村教育委員会に対し、近隣地区で開催される講座の視察案内等、事業の概要や期待できる学習効果について説明するとともに、次年度の応募や普及啓発の働きかけを行う。

(3) 「防災士養成講座」の実施

目　標

都立高等学校等の生徒及び教員を対象に、「防災士」の資格取得を通じて、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

取組状況

令和５年度は、避難所運営体験等の実践的に学べる内容を充実させるとともに、１回 200 人３日間の実施（実施会場を１か所）とし、事業実施の効率化を図った。また、事業の効果を高めるために、希望者に対する事前対策講義を実施した。

ア　実施日時

令和５年８月８日（火）、８月９日（水）、８月 10 日（木）の３日間

イ　実施会場

ベルサール神田（千代田区神田美土代町７　住友不動産神田ビル２、３階）

ウ　参加人数

生徒 163 名・教員 37 名、計 200 名

エ　事前対策講義

都立稔ヶ丘高等学校、都立府中工科高等学校で実施

成　果

講座終了後に実施したアンケートによると、９割以上の参加者から「今後に活かせる」といった回答が得られるなど、都立高校生及び教員の防災意識の向上を図ることができた。

課　題

東京都で大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、学校、地域の安全を支え、実際に行動できる防災リーダーの育成がこれまで以上に必要である。そのため、防災士養成講座についてより実践的に学べる内容とする必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度は、避難所運営体験等の実践的に学べる内容を充実させるとともに、１回 200 人３日間の実施（実施会場を１か所）とし、事業の効率化を図る。また、事業の効果を高めるために、希望者に対する事前対策講義、再試験対策講義等を実施する予定である。

(4)　都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

目　標

体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付ける。

取組状況

ア　体験的・実践的な防災訓練による「自助」の実践力の向上及び「共助」の精神の育成

(ｱ) 地域と連携した防災訓練

・「自助」の実践力を身に付ける訓練（初期消火訓練、土嚢設置訓練、断水体験・給水訓練、防災講話等）

・「共助」の精神を育む訓練（上級救命講習、要配慮者支援、避難マップの作成等）

・地域の現状や諸課題を捉え、地域連携先と協働しながら主体的に解決する活動（災害図上訓練、ハザードマップによる避難経路の検討等）

(ｲ) 避難所設営・運営訓練

・避難所設営・運営の補助体験（避難者の受付や誘導、地域の方々への備蓄食料の炊き出し等）

イ　防災教育研究指定校の指定

自治体防災課と連携した防災教育の推進や課題別研究による新たな取組の開発

(ｱ) 自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案等

・自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案

・避難所備品や備蓄食料の確認、避難者受入れ体制の確認

(ｲ) 課題別研究

・学校の地域に存在する防災上の課題の解決に向けた研究

(ｳ) その他

・地元町会とともに共助の防災訓練への参加

・「新しい日常」における避難所設営・運営訓練等の疑似体験

・自分の居住する地域を支える意識の醸成

・新たな取組をまとめた実践事例集を作成し、全都立高校へ普及

成　果

ア　各校においては、消防署、警察署、自衛隊や区市町村の防災担当課等と連携した訓練、地域の町内会、地元消防団や東京防災隣組等、地域と連携した訓練を行った。

イ　大規模な災害が発生し、多数の帰宅困難者が生じた場合、学校が「避難所」となった場合を想定し、その運営補助ができるよう訓練した。

課　題

ア　「共助」の精神を育むための防災訓練の実施

イ　地域との連携の更なる強化と主体的に防災活動に携わる人材の育成に重点化

ウ　様々な災害を想定した防災教育の更なる充実

エ　防災活動支援隊を中核とした校内の防災教育の更なる充実

今後の取組の方向性

ア　「実践事例集」を活用し、避難所設営・運営訓練の継続実施

イ　有識者による講話、避難訓練、救命訓練、就寝訓練、備蓄品の利用訓練などを通して、地域との連携を主軸に計画的な実施

ウ　防災ノートのデジタルコンテンツ化の運用　都立学校において地域と連携した防災訓練の実施

(5)　関東大震災復興１００年教材の配信

目　標

甚大な被害からの復興の過程を改めて振り返ることや先人の知識や教訓を取り上げる学習などを通して、児童・生徒の防災意識の向上につなげる。

取組状況

関東大震災１００年を児童・生徒の防災意識を高めてもらう機会と捉え、授業や防災訓練等で活用できるデジタル教材を都内の国・公・私立学校の児童・生徒に向けて配信した。

ア　防災教育ポータルサイトに「特設ページ」を設定し、「関東大震災復興１００年教材（小学校版、中学校・高等学校版）」及び同教材の指導事例を作成・配信した。

イ　「特設ページ」の紹介動画を作成・配信し、積極的な活用について周知した。

成　果

ア　「特設ページ」令和５年度実績 26,643 アクセス（令和５年７月 14 日から令和６年３月末まで）

イ　各種広報誌への投稿や報道機関による取材を通じて、「関東大震災復興１００年教材」の活用を促進した。

ウ　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの一環として、政策企画局等と連携し、本教材の配信のほか周知用チラシやポスターの配布協力を行うなど、機運を醸成するとともに児童・生徒の防災意識の向上を図った。

課　題

関東大震災１００年目にあたる令和５年９月から令和６年８月までの時限的な教材のため、ここで使用した資料等を今後も活用できるよう工夫する必要がある。

今後の取組の方向性

今後も資料を活用できるよう「防災ノート～災害と安全～」や「防災教育ポータルサイト」内にコンテンツを統合する。

３　特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

目　標

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

ア　児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用体験、応急救護訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ　教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練など行う。

ウ　事業の検証

(ｱ)　各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。

(ｲ)　宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

取組状況

首都直下地震等の大規模災害発生を想定した宿泊防災訓練を、全都立特別支援学校 58 校で実施した。

成　果

令和５年度は、メール等を活用した家庭との通信訓練では、保護者全員が引き取りカードを持参し、引き渡しの時間内に到着する等、保護者との連携や情報共有ができ、スムーズに実施することができた。また、災害備蓄品利用訓練では、災害時に夜の明かりを確保するために、発電機や投光器を実際に稼働することで、災害時に必要な燃料の量などについて見通しをもつなど、実際の大規模災害発生を想定した訓練の充実を図ることができた。

課　題

感染症や熱中症、避難の長期化等の様々な状況を想定し、各学校の実情に応じた効果的な訓練の実施に向けた検討が必要である。

今後の取組の方向性

引き続き、全都立特別支援学校において、宿泊防災訓練を実施する。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	７	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「学校 2020 レガシー」の設定（教育課程への位置付け）	オリンピック・パラリンピック教育として全校実施	―	全校設定
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和４年度 小：50.2% (52.3%) 中：39.1% (41.4%)	令和４年度 小：51.3% 中：40.7%	全国平均を上回る・ 年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 18：東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します		
1	共生社会の形成	197
2	「学校 2020 レガシー」の継続実施	199
3	優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）	200

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
施策展開の方向性	18	東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
予算額：168,355 千円		決算額：106,879 千円

１　共生社会の形成（指導部・都立学校教育部）

(1)　パラスポーツ指導者講習会の実施（指導部）

目　標

東京 2020 大会のレガシーとして子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出するため、教職員がパラスポーツを体験し、歴史・意義・ルール・指導法等を学び、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力を身に付けられるようにする。

取組状況

10 月に２回、日本財団パラアリーナにて、都内全公立学校の教員を対象に、講師を招へいした講習会（第１回：ブラインドサッカー、第２回：ボッチャ）を実施した。
講習会の内容は、講義（歴史、意義、ルール）、講師によるデモンストレーション、競技体験（指導法、指導上の留意点等）とした。

成　果

公立学校の教員 46 名が参加した。
教職員がパラスポーツを体験し、歴史・意義・ルール・指導法等を学び、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力を向上した。

課　題

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、子供たちの障害者理解を更に高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

東京 2020 大会のレガシーとして、子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出することができるよう、引き続き取組を推進する。

(2)　視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるオリンピック・デフリンピック教育の充実（都立学校教育部）

目　標

聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025 年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実する。

取組状況

ア　デフアスリート等派遣による競技体験・講演等の実施

デフアスリート等を聴覚障害特別支援学校に招へいし、デフスポーツ競技体験や講演等を実施した。

イ　国際手話に関する特別授業の実施

外部講師を聴覚障害特別支援学校に招へいし、国際手話に関する特別授業を実施した。

ウ　パラスポーツ・デフスポーツの実施

視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校において、パラスポーツ・デフスポーツの専用器具を整備した。

成　果

ア　デフアスリート等派遣による競技体験・講演等の実施

児童・生徒におけるデフスポーツや聴覚障害に対する理解関心を高めることができた。

イ　外部人材を招へいした国際手話に関する特別授業の実施

国際手話の学習会を開催し、児童・生徒の国際感覚を養成することができた。

ウ　パラスポーツ・デフスポーツの実施

視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるスポーツ環境の向上を図った。

課　題

引き続き、オリンピック・デフリンピック教育の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、外部人材を招へいした競技体験等を実施し、デフスポーツへの理解関心や国際理解教育の推進を図っていく。

(3)　デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及（指導部）

目　標

聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025 年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。

取組状況

令和６年３月 14 日（木）に東京 2025 デフリンピックを契機とした聴覚障害理解のための映像教材「みんなで応援しよう！東京 2025 デフリンピック！」を配信した。

成　果

令和６年４月以降の授業等での活用に向けて、都内公立学校に周知した。

課　題

子供たちの聴覚障害理解を更に高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

子供たちが聴覚障害理解やデフスポーツに触れる機会を創出することができるよう、引き続き取組を

推進する。

(4)　「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）（指導部）

目　標

全公立学校を対象に、協働して課題解決に取り組む体験、他者理解・共生社会に資する体験、芸術・文化に触れる体験など、学校が希望する体験活動の機会を提供することで、体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、感性など、豊かな心の育成につなげる。

取組状況

より多くの学校が参加するとともに、学校がねらいをもって体験活動を実施できるよう、多様な体験プログラムを体験内容ごとに区分し、メニュー化して分かりやすく学校に提示した。また、学校の独自企画についても実施に向けた調整等を行った。

成　果

200 を超える多様なプログラムを示し、都内公立学校のうち 1,962 校から参加申込みがあった。各学校において希望する体験活動が実施でき、多くの学校から肯定的な評価を得た。

課　題

選択実施されたプログラムが、学校のねらいに応じて一層有効な体験機会となるよう、引き続き内容の改善など、プログラムの充実を図ることが必要である。

今後の取組の方向性

本プロジェクトでの実績を踏まえ、学校における体験活動の充実を図るべく、令和６年度も、引き続き全公立学校を対象に、学校が希望する体験活動の機会を提供する事業を実施していく。

２　「学校 2020 レガシー」の継続実施（指導部・グローバル人材育成部）

(1)　「学校 2020 レガシー」継続実施の支援（指導部）

(2)　オリパラ次期開催国への訪問（グローバル人材育成部）

(3)　東京 2020 大会のレガシーを継承するための映像資料の作成（指導部）

目　標

東京都のオリンピック・パラリンピック教育における５つの資質であった「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」と環境保全の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組の継続・発展を図る。

取組状況

「学校 2020 レガシー」を教育課程に位置付けるとともに、都内全公立学校の「学校 2020 レガシー」の内容の東京都教育委員会ウェブサイト公開を更新・継続した。

また、オリンピック・パラリンピック準備局（当時）が制作した「大会後のレガシーを見据えた東京都の取組」を学習できる映像資料を都内公立学校の小・中・高等学校へ周知をすることで、各学校においてオリンピック・パラリンピック教育に関する学習を継続的に実施できる支援を行った。

オリパラ教育のレガシーとして、多文化共生社会の実現に向けた意識を醸成するため、令和５年 11 月 14 日から 11 月 18 日まで、都立学校生 47 名をパリに派遣した。

成　果

都内全公立学校において、「学校 2020 レガシー」の取組が実施された。

パリへの派遣では、パリの生徒とのスポーツ交流・文化交流活動を通じた、実践的な国際交流により、多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成を一層促進した。

課　題

「学校 2020 レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として継続・発展を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において設定している「学校 2020 レガシー」の取組を継続していく。

パリへの派遣では、特別支援学校の参加者も増やし、より多くの都立学校生を派遣することで、生徒の国際感覚の育成・海外学校間の連携強化・共生社会の実現に向けた意識の醸成を一層促進していく。

３　優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

(1)　「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

目　標

全公立学校を対象に、協働して課題解決に取り組む体験、他者理解・共生社会に資する体験、芸術・文化に触れる体験など、学校が希望する体験活動の機会を提供することで、体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、感性など、豊かな心の育成につなげる。

取組状況

より多くの学校が参加するとともに、学校がねらいをもって体験活動を実施できるよう、多様な体験プログラムを体験内容ごとに区分し、メニュー化して分かりやすく学校に提示した。また、学校の独自企画についても実施に向けた調整等を行った。

成　果

200 を超える多様なプログラムを示し、都内公立学校のうち 1,962 校から参加申込みがあった。各学校において希望する体験活動が実施でき、多くの学校から肯定的な評価を得た。

課　題

選択実施されたプログラムが、学校のねらいに応じて一層有効な体験機会となるよう、引き続き内容の改善など、プログラムの充実を図ることが必要である。

今後の取組の方向性

本プロジェクトでの実績を踏まえ、学校における体験活動の充実を図るべく、令和６年度も、引き続き全公立学校を対象に、学校が希望する体験活動の機会を提供する事業を実施していく。

(2)　地域文化部活動推進事業（再掲）

目　標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図った。

成　果

実施した自治体からは、「中学生の幅広い体験機会を創出することができた」、「学校にあまり登校していない生徒、学校部活動には参加していない生徒、特別支援学級の生徒も参加しており、生徒たちの活動の機会を提供できた」等の成果が報告されている。

課　題

実施した自治体からは、「中学生の認知度と参加率の向上を図ること」、「会費設定（受益者負担分）について、引き続き検討すること」、「持続可能な活動として実施すること」等の課題が報告されている。

今後の取組の方向性

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を、引き続き実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	８	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ （再掲）	令和４年度 33.0%	―	35%
生徒の英語力の向上（中学校 CEFR A1 レベル（英検３級）以上、高等学校 CEFR　A2 レベル（英検準２級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞	令和５年度 中：60.7% 高：57.9%	令和５年度 中：50.0% 高：50.6%	令和 12 年度までに 中：80%　高：80%

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 19：次代を担う社会的に自立した人間を育成します		
１	「学びの基盤」プロジェクトの実施（再掲）	203
２	東京都立大学との高大連携（再掲）	204
３	東京農工大学との高大連携の推進（再掲）	204
４	「志」育成事業の推進（再掲）	205
施策展開の方向性 20：生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します		
１	農業高校におけるＧＡＰに関する取組の推進（再掲）	207
２	ものづくり立志事業の実施（再掲）	208
３	産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）	208
４	ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（再掲）	209
５	中高一貫教育校の改善	210
施策展開の方向性 21：質の高い教育を支えるための環境整備を進めます		
１	都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施	211
２	高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲）	212
３	在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）	212
４	英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテストの実施（再掲）	213

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	８	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します
予算額：8,942,711 千円		決算額：7,208,145 千円

(1)「学びの基盤」プロジェクトの実施（再掲）（指導部）

目　標

「ＡＩ時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から３か年で、研究協力校６校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等を高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト１年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

しかし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、事業全体の見直しを図った。

見直し後のプロジェクトは、当初計画していた調査の枠組みを令和３年度入学生を対象として実施し、同一集団を３年間定点観測する形に変更し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和３年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

５月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、８月：ワーキンググループ会議、10 月：日本語検定（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、12 月：課題作文、３月：ワーキンググループ会議

令和４年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

５月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、10 月：日本語検定（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、12 月：課題作文、10 月～11 月：ワーキンググループ会議（計６回）

令和５年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

４月：課題作文、６月：日本語検定（第１回）、９月：課題作文（第２回）、11 月：論理言語力検定（リテラス）、ワーキンググループ会議（計２回）

成　果

「授業又は単元等の学習のまとまりにおいて、教員が示した単元全体を見通した問いに対して、明確な到達目標と学習活動の見通しをもち、教材等の記述に沿って情報を読み取り、読み取った情報を基に既知の知識と関連させながら課題を解決する学習活動を行うことで、情報を正確に読み取り活用する力を身に付けることができる。」という仮説に基づき、検定試験等を活用した生徒の実態調査や追跡調査を行い、読解力の向上に向けた指導方法の検討、自ら学ぶ力の育成に向けた環境づくりや指導方法の検討、認知の特性に応じた支援方法の検討を行った。また、その成果を高等学校教育指導課ポータルサイトに掲載した。

課　題

本研究の成果の活用

今後の取組の方向性

各学校における読解力の向上や自ら学ぶ力の育成に向けた指導の充実を支援する。
（令和５年度をもって、本事業は終了する。）

(2)　ア　東京都立大学との高大連携（再掲）（指導部）

目　標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成 29 年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成 30 年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成 30 年９月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和５年度は、対面型及びオンライン型による都立大ゼミを８校対象に 10 回、集中ゼミを 14 校対象に２回実施した。

ア　都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週１回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ　集中ゼミ

参加者は二つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの情報科学や人文学に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成　果

参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課　題

興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

今後の取組の方向性

・連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

(3)　イ　東京農工大学との高大連携の推進（再掲）（指導部・都立学校教育部）

目　標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの 12 年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成 31 年３月に連携協定を締結した。

令和２年度は、理数分野（４分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和３年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プログラムを開始した。

ア　都立多摩科学技術高等学校との連携事業

(ｱ)　卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

(ｲ)　イノベーションワークショップ

イ　都立農業高等学校との連携事業

(ｱ)　作物の生育と光合成についての講義

(ｲ)　東京農工大学広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアムにおける見学、実習

成　果

高大接続プログラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課　題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

連携高校を増やし、大学レベルの研究に取組むことで、理系分野を担う人材を育成する。高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(4) ウ　「志」育成事業の推進（再掲）（指導部）

目　標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和５年度は、オンラインによる講演等を４回実施した。

ア　東京工業大学　高校生のための先端科学・技術フォーラム

イ　東京都立大学　都立高校生のための先端研究フォーラム
ウ　サイエンスカフェ in 上北沢
エ　東京大学 IRCN　東京都立高校生向けオンライン講義　～Meet the Young Scientists!～

成　果

オンラインによるフォーラムを中心として事業を実施（一部対面でのフォーラムを実施）し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課　題

- フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。
- 各高等学校の計画的な進路指導に資するため、年度当初に事業年間計画を示すことが必要である。

今後の取組の方向性

- フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
- 他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- 会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- 進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	８	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します
予算額：5,057,581 千円		決算額：5,008,262 千円

(1) 農業高校におけるＧＡＰに関する取組の推進（再掲）（都立学校教育部）

目　標

農業高校におけるＧＡＰに関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

ＧＡＰの認証団体による認証の取得については、令和２年３月時点で農業系高校全８校においてＪＧＡＰ又は東京都ＧＡＰの認証を取得し、以降、認証の更新等を実施した。

成　果

都立農業系高校全８校において、令和２年度末までにＧＡＰ認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和５年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト、いちご、きゅうり、ブルーベリー
農芸高等学校	トマト、ミニトマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

課　題

ＧＡＰ認証を取得していない農産物で、ＧＡＰと同様の取組を推進することや、ＧＡＰの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、ＧＡＰ指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

今後の取組の方向性

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。ＧＡＰの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校ＰＲの実施等。

(2) ものづくり立志事業の実施(再掲)（指導部）

目　標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業系高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業系高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として１年次の１学期に実施した。

成　果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」、「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課　題

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業系高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

今後の取組の方向性

主に２年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同年代で他の工業系高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(3) 産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）（都立学校教育部）

目　標

産業科高校（橘高校）における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備を行った。

成　果

伝統工芸に必要な機材等を整備し、授業を実施する体制が整った。

課　題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との連携していく。

(4)　ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（再掲）（指導部）

目　標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア　１学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科７校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和３年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ　２学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科７校の「ビジネスアイデア」の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ　学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

エ　「商業教育コンソーシアム東京」の設置

平成 30 年度から、学校設定科目「ビジネスアイデア」等において、企業、地域、地元商店街でのフィールドワークや外部講師等の活用等の取組を円滑に進めるため、「商業教育コンソーシアム東京」を設置し、ビジネス科７校の教育活動を支援した。

オ　他の専門高校における企業連携を推進するため、「産業教育コンソーシアム東京」を「産業教育コンソーシアム東京」に組織改編した。

成　果

ア　ビジネス科７校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、２年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ　ビジネス科７校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ　「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

エ　ビジネス科７校の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の協力企業等の支援によって、業界の歴史や仕組みを学び、商品企画や販売戦略を考えるなど、ビジネスを実地に学ぶ機会を創出した。

課　題

ア　ビジネス科７校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ　「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ　ビジネス科７校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ア　「産業教育コンソーシアム東京」理事会の開催

イ　「産業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催

ウ　ビジネス科７校への企業や大学の講師等の継続した紹介の充実

(5)　中高一貫教育校の改善（都立学校教育部）

目　標

将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、６年間一貫した教育をより一層推進

取組状況

都立高校改革推進計画　新実施計画（第二次）（平成 31 年２月策定）に基づき、併設型中高一貫教育校について、６年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い教育ニーズを踏まえた、中学校段階での生徒募集の規模拡大を行った。

成　果

改善実施に向けた諸調整を各校と進め、富士、武蔵、両国、大泉及び白鷗高校の高校段階での募集停止を行い、中学校段階での生徒募集規模を拡大した。

課　題

高校段階での募集停止と中学校段階での生徒募集規模拡大後における中高一貫教育校の安定的な運営

今後の取組の方向性

引き続き、中高一貫教育校の安定的な運営のため支援を行う。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	８	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます
予算額：34,122,362 千円		決算額：28,743,223 千円

(1)　都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施（都立学校教育部）

目　標

ア　都立高等学校ホームページをわかりやすいものにリニューアルする。

イ　都立学校魅力ＰＲ動画「まなびゅ～」配信作品数及び学校数の増加

取組状況

各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、以下の取組を実施した。

ア　都立高等学校ホームページのリニューアル

外部の専門スキルを活用したホームページの作成

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	合計
ホームページリニューアル 実施校数　課程	36 校 39 課程	34 校 41 課程	72 校 88 課程	31 校 41 課程	173 校 209 課程

イ　都立学校魅力ＰＲ動画「まなびゅ～」の配信

生徒自身が企画や編集に携わりながら、生徒の視点や感覚で自らが伝えたい学校の魅力が詰まった動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」により配信し、中学生等の同世代に学校の魅力を伝えている。平成 30 年 10 月から配信を開始している。

令和５年３月末現在、50 校（84 作品）が配信されている。

成　果

ア　都立高等学校ホームページのリニューアル

分かりやすく伝える訴求力の高いデザイン、内容に改善された。

また、令和４年度に学校案内パンフレット（102 課程分）をデジタルブックにして掲載した。

イ　都立学校魅力ＰＲ動画「まなびゅ～」の配信

動画制作を通して在校生が母校に一層愛着を持つとともに、企画力や協働する力、ICT 関連の知識やスキルを主体的に学ぶ機会となっている。また、令和２年１月実施の教育モニターアンケートでも高評価を得ている。

課　題

分かりやすいホームページにした上でのコンテンツ、機能の充実が課題である。

今後の取組の方向性

ホームページのリニューアルは令和４年度をもって終了。今後は、YouTube 動画を埋め込む機能を追加するなど、コンテンツの充実を図る。

(2)　高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲）（グローバル人材育成部）

目　標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高まりを背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
募集枠の設置	７校	７校	８校	８校	８校	８校	８校
募集人員	120人	130人	150人	155人	155人	160人	160人

成　果

在京外国人生徒対象枠の募集枠の設置により、160人の在京外国人生徒を受け入れた。

課　題

新型コロナウイルス感染症の終息に伴う出入国制限の緩和などにより、在京外国人生徒対象枠の応募倍率が平成30年度頃と同水準の高倍率となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
応募倍率	2.06倍	1.75倍	1.45倍	1.36倍	1.09倍	1.28倍	1.93倍

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する。

(3)　在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）（グローバル人材育成部）

目　標

日本語指導が必要な外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援する。

取組状況

多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語指導が在籍する学校からの申請に基づき、日本語支援員や通訳、弁護士等の専門家等の外部人材の紹介及び日本語学習の支援を実施した。また、在

留資格、文化・言語の違い等日本語指導が必要な生徒に特有な支援を要する事項への対応等を実施した。

・日本語指導が必要な生徒が在籍する都立学校全校

成　果

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習に係る支援員や通訳等を紹介する等の支援を実施した。

課　題

日本語指導が必要な生徒が少数のみ在籍している学校の支援の充実等、どの学校でも日本語指導を行うことができる体制の整備が課題となっている。

今後の取組の方向性

今後も多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語に学習に係る支援員や通訳等の外部人材の紹介を行っていく。併せて、日本語指導が必要な生徒の在籍している学校に多文化共生スクールサポートセンターの職員が巡回指導を行い、学校に対する支援の充実も図っていく。

(4) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテストの実施（再掲）（グローバル人材育成部）

目　標

中学校における英語４技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内公立中学校全学年の生徒を対象に、中学校英語スピーキングテストを実施する。

取組状況

都内公立中学校第３学年生徒を対象として中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施し、約71,000人が受験した。また、都立高校入学者選抜において、その結果を活用した。

さらに、各学年における到達度を評価し、教員による授業改善や生徒の学習意欲の向上を図るため、第１学年生徒を対象としたESAT-J YEAR 1、第２学年生徒を対象としたESAT-J YEAR 2を実施した。

成　果

令和５年度の実施状況を取りまとめ、令和６年度実施に向けた分析を行った。

・ESAT-Jの結果及びESAT-J GRADEの分布（括弧内は令和４年度結果）

年度	結果
令和５年度	平均スコア　65.2（60.5）

ESAT-J GRADE	結果（%）	＜参考＞CEFR
A	25.3（16.8）	A２
B	29.2（25.6）	A１
C	26.0（31.4）	
D	11.9（16.9）	

E	6.5　(8.3)	Pre-A１
F	1.1　(0.9)	

結果分析

令和４年度よりも、平均スコアが約５ポイント上昇しており、段階別評価の度数分布においても、ESAT-J GRADE のＡ、Ｂを取得した受験者の割合が増加し、Ｄ、Ｅの割合は減少している。

・ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 の結果

ESAT-J YEAR 1

総合評価（※）	結果（%）	＜参考＞ ESAT-J GRADE
Excellent!	1.9	Ｂ以上
Good!	84.3	Ｃ／Ｄ
You can do it!	13.8	Ｅ／Ｆ

ESAT-J YEAR 2

総合評価（※）	結果（%）	＜参考＞ ESAT-J GRADE
Excellent!	3.2	Ａ以上
Good!	70.3	Ｂ／Ｃ
You can do it!	26.4	Ｄ／Ｅ／Ｆ

※　各テストの目標とするレベルに到達しているかどうかを３段階で総合的に評価。

Excellent!　　目標とするレベルを超えている。

Good!　　目標とするレベルにある。

You can do it!　目標とするレベルまでもう少し。

結果分析

ESAT-J YEAR 1 では 86.2%、ESAT-J YEAR 2 では 73.5%の生徒が、それぞれの学年で目標とするレベルに達している又は目標とするレベルを超えている。

課　題

中学校における英語４技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、更なる良問の作成に努めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動、教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年１月から３月まで実施した ESAT-J YEAR 1 及び ESAT-J YEAR 2 について、個人レポートを生徒等に返却し、学習に役立つポータルサイトの構築等により、結果を踏まえた学習を支援する。また、中学校第１学年及び第２学年で学習した英語「話すこと」に関する技能の習得状況の成果と課題を検証し、指導の更なる充実を図る。

中学校第３学年を対象とした ESAT-J について、新規事業者と綿密な打ち合わせを行うことにより、実施手順を確立し、円滑な実施を行う。また、使用する機器が更新されるため、生徒が安心して受験できるよう、機器の使用方法等について動画やリーフレットにより情報提供を進めていく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	９	これからの教育を担う優れた教員の育成

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
教員の ICT 活用指導力に関する設問に、「できる」・「ややできる」と回答した教員の割合 ＜学校における教育の情報化の実態等に関する調査＞	令和４年度 82.6%	令和４年度 78.1%	80%
東京都教員採用選考の倍率	令和５年度選考 （６年度採用） 受験倍率 1.6 倍 (2.1 倍)	―	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 22：優れた教員志望者を養成・確保します		
１	養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成	217
２	優秀な教員志望者の確保	220
３	将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）	222
施策展開の方向性 23：教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります		
１	教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実	224
２	新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上	230
３	特別支援教育を推進する教員の資質向上	231
４	服務事故根絶に向けた取組の推進	233
施策展開の方向性 24：教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します		
１	学校のリーダーを育成するための支援の充実	236
２	教育管理職登用の推進	238

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	９	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	22	優れた教員志望者を養成・確保します
予算額：238,368 千円		決算額：238,368 千円

１　養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部・人事部）

(1)　「東京都教員育成協議会」における連携促進（指導部）

目　標

東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有するとともに、調整及び協議を通して、教員の資質・能力の向上に資する。

取組状況

教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の協議を行った。令和５年度は「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（令和４年度改定）の活用に向け、チェックシート等を教職員研修センターホームページに掲載した。また、「令和６年度教員研修計画」の策定、指導主事と大学生との交流も実施した。

ア　委員

- 大学関係者　４人
- 区市町村教育委員会教育長　３人
- 学校関係者　４人
- 教育庁関係者　５人

イ　取組

- 第１回　教員育成協議会（令和５年７月 31 日）
- 第２回　教員育成協議会（令和５年 11 月 27 日）

成　果

法令で定められた協議会を２回開催し、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の更なる活用に向けた取組を行った。また、大学との連携について、現在実施している取組を踏まえ、今後の更なる充実に向けた取組を確認した。

課　題

協議を踏まえ、大学、学校、教育委員会の連携を一層深め、教員の資質・能力の向上を図る。

今後の取組の方向性

本協議会の内容について、ホームページを通じて広く周知するとともに、必要な事項を区市町村教育委員会、都立学校及び関係各所等に周知する。令和５年度第２回育成協議会の協議を踏まえ、大学等との連携の具体的な取組を推進する。また、指導主事と大学生との交流について教員育成協議会で情報共有し、大学と都教委の更なる連携充実に活用する。

(2)　東京教師養成塾の実施（指導部）

目　標

都の公立小学校及び都立特別支援学校の教員を希望し、連携大学において選抜・推薦された学生に対し、都の教育に求められる教師像にふさわしい人物（実践的な指導力や教職に必要な素養を備え、即戦力として活躍できる教員）を養成する。

取組状況

「特別教育実習」や「教科等指導力養成講座」を実施した。

ア　「特別教育実習」（年間 40 日以上の実習と 40 時間以上の授業）

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週１回の実習及び年３回の５日間連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成した。

イ　「教科等指導力養成講座」（年間 10 回）

「教科等に関する講座」・「教育課題に関する講座」などの講義・演習を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深めた。また、動画による「事前課題」を視聴させ、課題を明確にもって講座に臨むことができるようにし、塾生が主体的、協働的に学び、課題の解決や学びの深まりにつながるようにした。

・塾生の特別教育実習の状況（平均）

実習日数	44.2 日	授業実践時数	41.9 時間	管理職等の講話	16.7 回

成　果

授業実践等を経験し実践的な指導力を身に付けた塾生が、都の教員として採用された。

（塾生の採用状況）

年度	Ｒ元年度 （Ｒ２採用）	Ｒ２年度 （Ｒ３採用）	Ｒ３年度 （Ｒ４採用）	Ｒ４年度 （Ｒ５採用）	Ｒ５年度 （Ｒ６採用）
推薦者	147 名	133 名	76 名	80 名	73 名
入塾者	80 名	98 名	60 名	77 名	64 名
都採用者	76 名	90 名	58 名	72 名	63 名

課　題

ア　将来の教育管理職候補者につながるような教員としての優れた資質能力を有する学生を育成する。

イ　講座内容の見直しとともに講師を精選するなどして、講座の魅力を向上させる必要がある。

ウ　塾生の指導・育成体制の充実を図るため、都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会・学校経営支援センターが連携を強化する必要がある。

今後の取組の方向性

ア　連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図り、優秀な学生を確保していく。

イ　養成塾修了者が、採用後に即戦力として円滑にスタートできるようにするため、講座内容の充実を図っていく。

ウ　都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、連携大学との連携強化を図っていく。

(3)　教職大学院との連携（指導部）

目　標

連携協力校候補校を確保し、連携協力校における実習を充実する。

取組状況

都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。

このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察や大学及び連携協力校関係者並びに学部新卒学生からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を実施した。

【実績等】・令和５年度の学部新卒学生のために提供した学校数
連携協力校：139 校（令和４年度：132 校）
・令和５年度　連携協力校訪問
連携協議会委員訪問：玉川大学、早稲田大学、東京学芸大学
事務局訪問：創価大学、帝京大学
・令和５年度　都教育委員会と教職大学院との連携協議会
幹事会：２回開催　連携協議会：２回開催

成　果

教職大学院での学修や連携協力校での実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けることができた。

・令和５年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査において、教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した本人及び所属長の割合

	領域① 教育課程の編成・実施	領域② 各教科等の実践的な指導方法	領域③ 生徒指導、教育相談	領域④ 学級経営、学校経営	領域⑤ 学校教育と教員の在り方
本人	90%	96%	76%	74%	88%
所属長	83%	89%	70%	77%	85%

【令和５年度 11 月調査】

課　題

これまでの追跡調査の対象は所属長のみだったが、令和５年度の調査では教職大学院修了者本人も加えて、調査結果を比較できるようにした。生徒指導や学級経営についての指導力の向上を図ることを目的とした大学の授業改善や、実習の内容を改善する必要がある。

今後の取組の方向性

令和４年８月に、国において「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正されたことに伴い、東京都教育委員会は「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改定した。このことから、東京都教職員研修センターでは、令和５年度に「東京都と連携する教職大学院において『共通に設定する領域・到達目標』」の内容について、東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会等において協議を重ね、内容の一部改定を行った。

今後、連携している教職大学院において、改定した「共通に設定する領域・到達目標」を踏まえた授業改善が推進されるように、連携協議会や大学院訪問等の機会を活用し、協議していく。

このような取組によって、教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成していく。

(4)社会人からの教員採用予定者の専門性向上（人事部）

目　標

任用前から社会人等の専門性向上を図り、多様な層から教員を確保する。

取組状況

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた人を対象に、任用前に学び直しができる社会人等を対象とした任用前講座を実施した。

令和５年度　実施期間　２日間、参加者数　２１４名

成　果

受講者満足度（期待以上、期待通りの内容）　９６．３％

課　題

転職者等が教員を目指しやすい体制を構築し、採用候補者が採用後に安心して教壇に立てるようにするとともに、受講の促進に向けた、一層のＰＲが必要である。

今後の取組の方向性

引き続き、ペーパーティーチャー等に広く事業周知し、安心して教員採用選考を受験してもらうとともに、採用予定者が本講座を受講することにより、働く意欲の醸成と辞退抑制を図っていく。

２　優秀な教員志望者の確保（人事部）

(1)優秀な教員志望者の確保

目　標

教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上を図り、高い資質・能力を有する教員を確保する。

取組状況

ア　地方会場における第一次選考の実施

東京会場（３か所）に加え、仙台会場、大阪会場及び広島会場において、第一次選考を実施した。

イ　PR の拡充・拡大

(ｱ) 東京都公立学校教員採用案内の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内を作成・配布するとともに、ホームページにも掲載した。

また、別冊版として、現職教員のライフワークバランスを特集した「MY STYLE」や、技術科及び工業科の教員を特集した「技術科・工業科編」を配布の他、大学進学前の高校生に対し、将来の職業選択の一つとして教員の魅力を発信するため、「高校生編」を配布するとともに、ホームページにも掲載した。

(ｲ) 各種説明会、相談会

大学別で行う大学説明会の他、東京都の教員を目指している学生等が抱く教育現場への不安や疑問に現役教員が直接答える個別相談会、校種や教科など個別のテーマを設定して行うテーマ別説明会など、対面及びオンラインで実施した。また、高校生を対象とした相談会も実施した。

・大学説明会　参加数　67 大学　2,105 人
・個別相談会　参加者数 118 人
・テーマ別説明会　参加者数 1,018 人

(ｳ) 教員採用セミナー「TOKYO 教育フェスタ」

教職に興味のある方に現職教員が対面で直接東京の教職の魅力を伝える「TOKYO 教育フェスタ」を実施した。

・参加者数 913 人

ウ　英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和２年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

・応募者数 11 人、受験者数６人、合格者数４人

エ　国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者及び在外教育施設等経験者を対象とした特別選考を実施した。

・JICA 青年海外協力隊等：応募者数２人、受験者数１人、合格者数１人
・在学教育施設等経験者：応募者数５人、受験者数４人、合格者数３人

成　果

令和５年度教員採用候補者選考（６年度採用）の実施状況
応募者数 9,441 人、受験者数 7,948 人、合格者数 4,926 人
倍率 1.6 倍（令和４年度実施 2.1 倍）

課　題

全国的な教員不足の中、教員の大量採用が継続しており、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

今後の取組の方向性

教員確保策として、応募人員増加策（増やす取組）や、教員支援体制の充実策（減らさない取組）、教員の負担軽減などの対策を強化していく。

（２）東京都公立学校教育実習生受入環境整備補助事業

目　標

教育実習生のその後の教職への志望意欲の維持向上を図り、教員確保、ひいては教育の質の向上に資するため、公立学校における教育実習の実施に際しての指導体制や職場環境等、教育実習生の受入環境の整備に取り組む区市町村に対し、東京都教育委員会がその費用の一部を補助する。

＜補助対象となる環境整備＞

①人的環境整備	教育実習生の指導を担当する教員の負担軽減のための会計年度任用職員の任用
②物的環境整備	教育実習生が利用する休憩や打合せの場を整備するための什器の調達又は廃棄
③デジタル環境整備	教育実習の実施に係る校務等の負担軽減や効果的な教育実習の実施のためのＩＣＴ機器の調達又は廃棄

取組状況

令和５年度は、試行実施として教員の安定的な確保が特に困難となっている校種である小学校を対象に、４地区（文京区、渋谷区、町田市、国分寺市）で実施した。活用された環境整備は②物的環境整備及び③デジタル環境整備であり、具体的には以下のようなものの調達に活用された。

＜活用物品例＞

②物的環境整備	机、テーブル、椅子、ソファー、ロッカー、書庫、パーテーション、ホワイトボード
③デジタル環境整備	プロジェクター、デジカメ、翻訳機、タブレット端末

成　果

本事業を活用した小学校の教育実習生及び学校管理職を対象としたアンケートを実施し、以下のような結果であった。

（１）教育実習生アンケート（回答数３７）

教職への志望意欲が維持・向上した者の割合 97.2%

（残る 2.8%は、元々教職を志望しておらず、教育実習終了時においても志望意欲が変わらないと回答した者）

（２）学校管理職アンケート（回答数２９）

本事業の活用による効果として以下のような声が上がった。

- 新しい備品が提供されているだけでも、実習生にとって受け入れられている安心感や務めを果たそうとする責任感が生まれていると思う。
- ロッカーや机を用意したことで、居場所の確保ができ安心して実習に集中できたと考える。
- 教育実習生にもタブレット端末を貸与したことで、デジタル教材を活用した授業を経験させることができた。

課　題

令和６年度も、対象地区や対象物品は拡充したものの、より多くの教育実習生が都内の教育現場に魅力を感じる方策を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

本事業の成果等を踏まえ、一層教員確保に資する事業となるよう、今後の事業の在り方について検討を図る。

３　将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（指導部・都立学校教育部）

(1)　東京学芸大学との高大連携の推進（再掲）

目　標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年３月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア　特別セミナー

生徒は各ＨＲにて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、セミナーを実施

イ　チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、東京学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

ウ　教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成　果

令和５年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、セミナーや教職に関する講義、教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課　題

大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施の工夫が必要である。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、参加生徒が地元の小・中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして積極的に関わる機会を増やし、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。また、拠点校を増やし、教師の道を志すより多くの生徒の基本的な素養や職業意識等を育成する。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります
予算額：2,312,171 千円		決算額：2,182,902 千円

１　教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部・人事部）

(1)「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の実施（指導部）

目　標

教員経験等に応じた研修を実施し、各キャリアステージで求められる資質・能力の向上を図る。

取組状況

教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、「各職層に応じて身に付けるべき能力や成長段階に応じて求められる役割・能力」について、教員のキャリアステージや職層に応じた研修を実施した。

また、教員及び教育管理職に共通して求められる「教育課題に関する対応力」についても研修を実施した。

ア　受講者数

(ｱ) 経験に応じた研修(悉皆)

種別	都立学校
１年次研修	748 人
２年次研修	441 人
３年次研修	401 人
中堅Ⅰ研修	745 人
中堅Ⅱ研修	640 人

(ｲ) 職層に応じた研修(悉皆)

種別		都立学校
主任教諭研修		825 人（417 人（任用時）、408 人（任用前））
４級職研修		285 人
	主幹教諭研修	280 人（136 人（任用時）、144 人（スキルアップ））
	指導教諭研修	5 人
教育管理職研修		623 人
	校長研修	249 人
	副校長研修	377 人

(ｳ)　教員の教育課題に関する対応力を高める研修

種別	公立学校
特別支援教育コーディネーター研修	1,760 人

教科等に関する専門性の向上	3,948 人
教育課題に関する専門性の向上	5,831 人

成　果

ア　具体的な成果

経験に応じた研修	・(若手)協議や個人ワーク等を計画的に取り入れ、教育課題等の多様なテーマと受講者自身の課題とを関連付けて思考したり、情報交換を行ったりすることができた。 ・(中堅) 他校に所属する受講者との協議を通して、自校の教育活動の課題について把握し、解決策を提案できる中堅教諭等として必要な資質・能力の育成を図ることができた。
主任教諭研修	研修用タブレット端末を研修生が一人１台使い、協議の時に資料の共有や考えをまとめ、発表することで、協議が活発になり受講者の理解が深まった。e-ラーニング方式で研修を実施することで、研修生のペースで研修を進めることができた。研修で学んだことを学校で実践して、研修報告書にまとめて提出してもらうことで、研修成果の還元を促すことができた。
主幹教諭研修	研修生が研修用タブレット端末を活用し、学校事例を基にカリキュラム・マネジメント推進上の課題と解決策について、主幹教諭の役割を踏まえた協議・演習をしたことで、カリキュラム・マネジメント及び主幹教諭の職責について更に理解を深めることができた。
指導教諭研修	研修生が講義を通して指導教諭の職責についての理解を深めたり、現職の指導教諭から指導力の向上に関する取組についての講話を聞いたり、校種・教科を踏まえたグループで情報交換を行ったりしたことで、指導教諭の職務の実際について理解を深めることができた。
教育管理職研修 （校長・副校長）	研修用タブレット端末を活用し、対話による振り返りや考えを共有する場面を取り入れたことで、研修生の省察を促すことができた。「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方や多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂に向けた特別支援教育の推進について研修を実施することができた。
特別支援教育コーディネーター研修	複数回で実施していた研修を１回ごとの研修に再編し、より多くの教員の受講を促すことができた。
教科等に関する 専門性の向上	各校種、各教科等に「一人１台の学習者用端末の各教科等における活用のための研修」を実施し、教員が一人１台の学習者用端末を活用した指導法を模擬授業等の実機体験を通して理解する研修を実施することができた。
教育課題に関する 専門性の向上	大規模研修等について、受講者が受講しやすい状況を選択できる形態を工夫するなど、教員の幅広いニーズに応える研修を実施することができた。

イ　効果測定結果

受講者アンケートにおける満足度・理解度や校長評価において、高い評価を得ることができた。

	受講者アンケート		校長評価
	満足度	理解度	成果
	肯定的	肯定的	肯定的
１年次研修	98.5%	98.6%	79.6%
２年次研修	98.1%	98.4%	86.2%
３年次研修	98.4%	98.9%	90.0%
中堅Ⅰ研修	99.5%	99.3%	
中堅Ⅱ研修	99.2%	99.2%	
主任教諭研修	99.0%	98.5%	
主幹教諭研修	100.0%	100.0%	
指導教諭研修	100.0%	100.0%	
校長研修	100.0%	99.0%	
副校長研修	100.0%	100.0%	
特別支援教育コーディネーター研修	96.7%	98.4%	
教科等に関する専門性の向上	95.4%	98.3 %	

教育課題に関する専門性の向上	95.8%	98.0 %	

※受講者アンケートは、受講後のアンケートで、４段階中上位２段階の評価を選択した人数の割合
校長評価は、校長が受講者の一年間の成果について、４段階中上位２段階の評価を認定した受講生の人数の割合
※特別支援教育コーディネーター研修、教科等に関する専門性の向上、教育課題に関する専門性の向上は、公立学校対象のアンケート調査結果
※１年次研修、２年次研修、３年次研修及び中堅Ⅰ研修は、都立学校対象のアンケート調査結果

ウ　新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた工夫から得られた成果

緊急事態宣言下等の際には、Web 会議システムや動画配信による研修を実施することで、研修のねらい及び内容に応じた研修形態で代替研修を行うことができた。

課　題

１年次研修 ２年次研修 ３年次研修	オンデマンド研修で得た知識や情報、個人ワークで考えた事柄を集合研修での協議等を通して深められるようにするなど、オンデマンド研修と集合研修との関係や内容を検討する必要がある。 研修で学んだことの業務への還元状況について効果測定を実施し、受講者の変容を捉え、研修のカリキュラムに反映していく必要がある。
中堅Ⅰ研修	研修内容について若手教員研修や職層に応じた研修との系統性をより一層もたせ、教育公務員としての資質向上と若手教員への適切な助言・支援ができるような工夫が必要である。
中堅Ⅱ研修	研修内容について中堅教諭等資質向上研修Ⅰとの系統性をより一層もたせ、専門知識や幅広い教養、学校運営に積極的に参画するための企画立案能力、教育課題への対応力等を高めることができるような工夫が必要である。
主任教諭研修	本事業を通して、研修生の満足度、理解度への肯定的回答を 95%以上としていたが、達成できた。今後も、研修の狙い、内容、方法、評価を一体的に改善して、主任教諭としての職務や役割等の理解及び学校課題の解決を図るための資質・能力を身に付けることのできる研修を構築する必要がある。
主幹教諭研修	本事業を通して、研修生の満足度、理解度への肯定的回答を 95%以上としていたが、達成できた。今後も、研修の狙い、内容、方法、評価を一体的に改善して、主幹教諭としての職務や役割等の理解及び学校における組織マネジメントに係る資質・能力を身に付けることのできる研修を構築する必要がある。
指導教諭研修	本事業を通して、研修生の満足度、理解度への肯定的回答を 95%以上としていたが、達成できた。今後も、研修の狙い、内容、方法、評価を一体的に改善して、指導教諭としての職務や役割等の理解及び教科等指導に係る指導・助言能力を身に付けることのできる研修を構築する必要がある。
教育管理職研修 （校長・副校長）	本事業を通して、研修生の満足度、理解度への肯定的回答を 80%以上としていたが、達成できた。今後も、東京都における教育課題を踏まえ、研修の狙い、内容、方法、評価を一体的に改善して、広い視野で組織的な学校経営を推進するための力を身に付けることのできる研修を構築する必要がある。
特別支援教育 コーディネーター研修	協議等で受講者の経験年数等に応じたグループ編成、課題解決に資する実践等の共有だけでなく、実行できるように工夫する必要がある。
教科等に関する 専門性の向上	教員が一人１台の学習者用端末を活用した模擬授業等を通して実機体験し、指導法を理解するだけでなく、研修受講後に校内で活用できる研修を構築する必要がある。
教育課題に関する 専門性の向上	教育課題研修における受講対象者の明確化、実施方法の細分化等により、教員のニーズに応じた研修内容の更なる充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

１年次研修	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
２年次研修	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図るため、１年次から系統性をもたせた研修を実施する。
３年次研修	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図るため、１・２年次から系統性をもたせた研修を実施する。
中堅Ⅰ研修	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された伸長期から充実期までに必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
中堅Ⅱ研修	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された充実期以降に必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
主任教諭研修	主任教諭任用前研修は講義中心のオンライン研修（オンデマンド配信）、主任教諭任用時研修は演習中心の集合研修又はオンライン研修（ライブ配信）により実施することで、両研修の違いを明確にする。研修の内容について、研修の狙いに沿った課題を設定する。
主幹教諭研修	任用時研修では、事前課題として、主幹教諭の職責、カリキュラム・マネジメント及び働き方改革について、資料及び動画を基に理解を深める。当日は、学校事例を基に主幹教諭の職責を踏まえた解決策を協議する。事後課題として、約半年間程度、自校で課題解決に取り組み、成果と課題について報告させる。スキルアップ研修では、研修形態をオンラインオンデマンド配信へと変更し、研修生の多様な学びを保障するとともに、働き方改革の推進を図る。
指導教諭研修	事前課題として、指導教諭の職責について、資料及び動画を基に理解を深め、自校での取組を振り返る課題を課す。研修当日は、校種や教科を踏まえたグループで事前課題を共有し、指導教諭の職責を踏まえた解決策を協議する。事後課題として、半年間程度、自校で課題解決に取り組み、成果と課題について報告させる。
教育管理職研修 （校長・副校長）	研修テーマを設定する際、研修生アンケートを分析し教育管理職のニーズを把握する。集合研修とオンラン研修とを効果的に組み合わせ、研修の狙いを達成し、研修生の負担軽減を図る。東京都における教育課題として、「働き方改革」、ハラスメントの防止、「教育のデジタル化」の推進等に関する研修を実施することで、学校経営を推進するための力を高める。
特別支援教育 コーディネーター研修	研修受講者の理解度に合った内容か十分に把握して講師との事前打ち合わせ等を行い、校種ごとのグループ編成を行うなど分科会の充実を図っていく。
教科等に関する 専門性の向上	各校種、各教科等に「一人１台の学習者用端末の各教科等における活用のための研修」を設け、端末を活用した模擬授業において単元を通したデザインを踏まえ実機体験し、研修受講後に校内で活用できる研修としていく。
教育課題に関する 専門性の向上	教育課題研修に研修段階【Ⅰ】、【Ⅱ】、【Ⅲ】、【Ⅳ】を示し、受講対象者の明確化を図ることで教員のニーズに応える研修としていく。

(2)　オンライン研修（指導部）

目　標

研修のねらいを効果的に達成するとともに、教員のライフ・ワーク・バランスの実現に向け、通所研修に要する移動時間の短縮及び教員の負担感の軽減を図る。

取組状況

集合研修から、オンライン研修（ライブ配信・オンデマンド配信）へ変更できる研修を整理し、実施

した。

成　果

ア　ライブ配信による双方向型の研修
　　ＷＥＢ上で、リアルタイム双方向の研修を実施
イ　ライブ配信による一方向型の研修
　　ＷＥＢ上で、リアルタイム一方向の研修を実施
ウ　オンデマンド配信による研修
　　収録した動画を一定期間に視聴し、課題等を提出する研修を実施
　　令和５年度研修動画撮影実績 190 本

課　題

　オンデマンド配信している研修動画については、基礎的・基本的な内容のものから、喫緊の教育課題に係る内容のものまで充実を図ってきたところであるが、既存の研修動画の中には、撮影年度が古くなってきたものがあるため、計画的に更新していく必要がある。

今後の取組の方向性

　文部科学省等が配信している研修動画の状況等を踏まえながら、計画的に更新していき、オンデマンド配信する研修動画の一層の充実を図る。

(3)　人事異動の促進による人材の育成等（人事部）

目　標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、人事異動を通して教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和３年度に教員の定期異動実施要綱（以下「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

　教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

　特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

ウ 短期人事交流の実施

　小・中学校の知的障害特別支援学級担当教員に都立特別支援学校での実務を経験させることにより、特別支援教育に係る指導力の向上を図るとともに、都立特別支援学校の教員に区市町村立小・中学校特

別支援学級で実務を経験させることで、センター的機能の充実を図ることを目的として、令和５年度から短期人事交流（令和５年度はモデル事業）の仕組みを導入している。

エ 特別支援学級中核教員の認定

特別支援教育の専門性を有する小・中学校の教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営等の人材育成、特別支援学級等の経営の中心を担うことを通じて、各校の特別支援教育の推進を図る。そのため、人事異動上、特別な措置を行い、安定した特別支援学級等の運営ができるようにしている。

成　果

異校種期限付異動を経験した教員からは、「個別指導計画や個別の教育支援計画、評価等の作成方法や内容を身に付けることができ、元の学校で書式の改善や取り扱い方法を改善できた。」や、「通常学級と特別支援学級の連携や指導内容や体制を知ることができ、指導力の幅が広がった。」など、交流先の学校種の特色を具体的に学び、元の校種での指導に役立てている状況が報告されている。

課　題

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者数の増加傾向は継続しており、高等学校を含め、通常学級においても多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を求められる傾向が強まっている。引き続きより多くの教員が、特別支援教育に関する専門性を適切に身に付けるとともに、小中学校において中核となって特別支援教育を推進する人材を確保していく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、令和５年度からモデル事業として実施している小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を一層推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、令和４年度から開始した「特別支援学級中核教員」の認定者数増加を目指すことで安定した人材育成を図り、小・中学校における特別支援学級の組織体制を強化する。

(4)　教職員研修センターの研修環境のデジタル化　（指導部）

目　標

一人１台端末を活用した授業に即した研修を実施するため、学校のデジタル環境に合わせて環境を整備する。

取組状況

(1) 研修用タブレット端末配備

タブレット端末を250台配備し、Web会議システム等により受講者と講師、あるいは、受講者同士で協議やグループ討議を行うなど、双方向型の研修に活用した。

(2) インターネット回線の増強等

教職員研修センターの接続機器の整備、インターネット回線の安定化を図り、研修中に多数の端

末が接続しても安定した操作が可能な環境を整えた。

成　果

タブレット端末を活用することで、資料の共有や作成を効率よく進めることができ、受講者同士の協議等の時間が充実するとともに、研修のペーパーレス化が促進された。

また、デジタル環境の整備が進んだことで、一人 1 台端末を活用した授業に関する指導内容や方法を、受講者が実践的に学ぶことができる研修を実施できた。

課　題

タブレット端末やインターネット接続機器（スイッチングハブ、アクセスポイント等）は、標準的な耐用年数を踏まえて計画的に更新していく必要がある。

今後の取組の方向性

研修の実施計画を踏まえ、タブレット端末等の電子機器を必要な台数配備するとともに、安定的なインターネット接続環境を継続して整備し、維持・管理していく。

２　新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（グローバル人材育成部・指導部）

(1)　高等学校英語科教員等の海外派遣研修の実施（再掲）（グローバル人材育成部）

目　標

都内公立高等学校等で外国語指導、国際交流、多文化共生を担当する教員を、英語を母語又は公用語とする国において大学等の高等教育機関が運営する講義等に参加させることで、当該教員の指導力を向上させるとともに、各校における国際交流や多文化共生に係る教育を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るため、中・高等学校英語科教員等を英語圏の大学に派遣し、英語の４技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。また、令和元年度から、国際交流の充実を図るため、国際交流に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う国際交流担当の教員を対象としたプログラムを実施している。令和５年度からは、多文化共生教育に係る指導力向上を図るため、多文化共生に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う多文化交流担当の教員を対象としたプログラムを新規に開設した。

都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ　ブリティシュ・コロンビア州、オーストラリア　ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに 836 名の教員を派遣している。

成　果

高等学校教員英語コース 27 名（IB コース３名を含む。）、多文化共生担当教員コース２名の受講があった。

また、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等について、教員間での情報共有を図った。

課　題

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。

(2)　中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）（指導部）

目　標

生徒の４技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成 29 年度から３か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、対話的な言語活動の充実を図っていくことができるよう、令和２年度から「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」実施し、指導教諭等による優れた授業実践等を公開するなどして、教員の指導力向上を図っている。また、上記セミナーにおいては、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」等、これまでに作成した授業改善を図っていくための指導資料を活用している。

成　果

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の受講者に対するアンケート集計結果より

項　目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①授業映像や授業者・講師の説明等を通じて、授業改善の手だてについて理解を深めることができた。	100%	0%
②協議等を通じて、言語活動を行う際の場面設定の工夫に関するヒントを得ることができた。	95.7%	4.3%
③本日のセミナーは自身の授業改善につながる内容だった。	97.5%	2.5%

課　題

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を学ぶことのできる機会を提供することで、より一層、対話的な言語活動の充実に向けた授業改善を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を年２回実施する。対話的な言語活動の充実に向けた取組など、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定し、教員の指導力向上を図る。

３　特別支援教育を推進する教員の資質向上（人事部）

(1)　人事異動の促進による人材の育成等（再掲）

目　標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、人事異動を通して教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和３年度に教員の定期異動実施要綱（以下「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

ウ 短期人事交流の実施

小・中学校の知的障害特別支援学級担当教員に都立特別支援学校での実務を経験させることにより、特別支援教育に係る指導力の向上を図るとともに、都立特別支援学校の教員に区市町村立小・中学校特別支援学級で実務を経験させることで、センター的機能の充実を図ることを目的として、令和５年度から短期人事交流（令和５年度はモデル事業）の仕組みを導入している。

エ 特別支援学級中核教員の認定

特別支援教育の専門性を有する小・中学校の教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営等の人材育成、特別支援学級等の経営の中心を担うことを通じて、各校の特別支援教育の推進を図る。そのため、人事異動上、特別な措置を行い、安定した特別支援学級等の運営ができるようにしている。

成　果

異校種期限付異動を経験した教員からは、「個別指導計画や個別の教育支援計画、評価等の作成方法や内容を身に付けることができ、元の学校で書式の改善や取り扱い方法を改善できた。」や、「通常学級と特別支援学級の連携や指導内容や体制を知ることができ、指導力の幅が広がった。」など、交流先の学校種の特色を具体的に学び、元の校種での指導に役立てている状況が報告されている。

課　題

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者数の増加傾向は継続しており、高等学校を含め、通常学級においても多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を求められる傾向が強まっている。引き続きより多くの教員が、特別支援教育に関する専門性を適切に身に付けるとともに、小中学校において中

核となって特別支援教育を推進する人材を確保していく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、令和５年度からモデル事業として実施している小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を一層推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、令和４年度から開始した「特別支援学級中核教員」の認定者数増加を目指すことで安定した人材育成を図り、小・中学校における特別支援学級の組織体制を強化する。

４　服務事故根絶に向けた取組の推進（指導部・人事部）

(1)　「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

目　標

平成 26 年１月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底する。全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していく。

取組状況

ア　平成 26 年１月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。（指導部）

イ　体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したＤＶＤを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。（指導部）

ウ　体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催する。（指導部）

エ　都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和４年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、令和５年１１月２４日に、「令和４年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、今後は、都内の全ての公立学校に通う児童・生徒向けの相談シートの配布により、体罰・不適切な指導・暴言についてもいつでも相談できる体制を整えることにより、実態を把握し、早期発見に向けた取組を強化していくこととした。

オ　服務事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施（人事部）

服務事故防止月間（７・８月、12 月）のうち、令和５年度は、１２月に体罰・不適切な指導・暴言の防止を重点テーマとして位置付け、パワーポイントと実際の事故事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

成　果

ア　教員の意識改革を図る研修の展開（指導部）

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。

イ　運動部活動顧問に対する講習の実施（指導部）

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を実施した。

ウ　外部指導者資格証の配布（指導部）

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証を配布した。

エ　都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和５年１１月に公表した令和４年度の実態調査では、体罰を行った者は、７人であり、本調査を開始した平成２４年度以来、一昨年、昨年度に引き続き最も少ない数となった。

課　題

ア　体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。

イ　体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。

ウ　正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師等の会計年度任用職員による体罰に関する服務事故が発生していることから、産休・育休代替教員や会計年度任用職員を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。

エ　体罰には至らないものの、不適切な指導・暴言については増加傾向にあり、いまだ体罰及び不適切な行為の根絶には至っておらず、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

ア　体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。

イ　学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。

ウ　職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、会計年度任用職員については、体罰や不適切な指導の防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。

エ　体罰はもちろんのこと、体罰につながる不適切な指導・暴言の根絶を図るため、教職員がとるべき具体的な行動例等をまとめたガイドライン「使命を全うする」や、直近の服務関連の話題をまとめ全都立学校教職員・全区市町村教育委員会等へ発信している「ふくむニュースレター」及び体罰関連行為の防止に係るセルフチェックシートなどを、服務事故防止研修等あらゆる機会を捉えて活用していく。

オ　服務事故防止月間に合わせて、各学校において設定した体罰根絶に向けた宣言を、ホームページ等により年間を通じて公表することにより、各学校の姿勢を広く示し、教職員の意識改革をより一層図っていく。

カ　これらの取組に加え、部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインを活用するとともに、区市町村教育委員会等が主催する服務事故防止研修に管理主事等を講師として派遣し、研修の充実を図る。

(2)　教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止対策事業（再掲）（人事部）

目　標

教職員による児童・生徒への性暴力は断じてあってはならない。児童生徒性暴力の未然防止や早期発見のための取組を実施することにより、児童・生徒への性暴力の根絶に取り組んでいく。

取組状況

教職員等による児童生徒性暴力等の未然防止に向けて、教職員のセルフチェックや令和５年４月に策定した「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を踏まえたロールプレイ形式の校内研修を令和５年７月・８月に初めて実施している。

児童・生徒向けに「おかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思ったら、まずは信頼できる大人に相談すること」を呼び掛けるポスターを掲示している。また、教職員及び児童・生徒等を対象に、「さわらない、送らない、二人きりにならない」に、「児童・生徒と教職員との交際関係は成立しない」を加えた「３ない運動プラス」を展開している。

「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や都内の全ての公立学校に通う児童・生徒に相談シートを配布することにより、早期発見に向けた取組を強化するとともに、寄せられた相談に的確に対応するため、平時から警察等の関係機関と連携を図っている。

成　果

ロールプレイ形式の研修により、教職員一人ひとりが、性暴力に関する理解を深め、児童生徒性暴力の発生防止の徹底を図っている。

また、児童・生徒に対し、相談することの呼びかけをした結果、令和５年度に「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」に寄せられた電話・メール相談は、143 件と令和４年度の 71 件に比べ、約２倍となっている。

第三者相談窓口を端緒にして発覚した性暴力については、専門家等の助言を踏まえながら警察等の関係機関と連携して対応し、処分に繋げている。

課　題

児童生徒性暴力による服務事故の根絶に向け、引き続き都内全公立学校の教職員に対し、未然防止の取組を進めていく必要がある。

特に SNS での私的なやり取りが性暴力事案の発生に繋がる事案が散見されるため、児童・生徒と教職員との SNS のやり取りは禁止されていることを周知徹底する必要がある。

今後の取組の方向性

教職員に対して、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」の浸透をはじめとした研修や動画の作成により、児童生徒性暴力が教育現場への信頼を裏切る重大な服務規程違反であることを認識させ、未然防止を徹底する。

児童・生徒、保護者に対して、学期の開始時や長期休業の前等、時機を捉えて相談シートを配布し、３ない運動プラスの啓発や第三者相談窓口の周知を引続き行い、早期発見に繋げる。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	９	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
予算額：2,504,772 千円		決算額：2,244,618 千円

１　学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部）

目　標

(1) 学校マネジメント強化事業

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

(2) 学校リーダー育成プログラム

将来、主幹教諭や教育管理職として活躍する力を有している教員に対し、早期段階で学校マネジメント能力を育成する。

取組状況

(1) 学校マネジメント強化事業

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を行う。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している（都費 10／10）。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置している。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア　学校マネジメント講座

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭相当以上の力を有する者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「服務管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

イ　学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、修了者対象のアドバンスコースを含む全５回を実施した。（内容に応じて、オンライン研修と集合研修を併用）

【第１回】令和５年７月２１日実施

・内容：講義「民間企業における組織マネジメント」（理論編）等

【第２回】令和５年７月２５日実施

・内容：「民間企業研修」：みずほ銀行、ミサワホーム等５社

【第３回】令和５年７月３１日、８月１日、８月４日実施

・内容：グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等

【第４回】令和５年９月１５日実施

・内容：講義 「ＤＸの実現に向けた企業実践」、グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等

【アドバンスコース】令和５年９月２２日（金）

・内容：講義「民間企業における組織マネジメント」（実践編）

成　果

(1) 学校マネジメント強化事業

令和５年度は都内小中学校 889 校、都立学校 134 校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）した。本事業により、副校長の勤務時間が全校種平均で約２時間３分減少（小学校で１時間 29 分の減、中学校で２時間２分の減、高等学校で２時間７分の減、特別支援学校で２時間 37 分の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア　学校マネジメント講座

令和５年度は、各区市町村及び学校経営支援センターごとに実施した。

※令和５年度実績　50 区市町村教育委員会で 544 名、３学校経営支援センターで 117 名が受講

イ　学校リーダー育成特別講座

学校リーダー育成特別講座（第１回～第４回）では、前年度までに各地区の学校マネジメント講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった 188 名（小学校 82 名、中学校 55 名、高等学校 35 名、特別支援学校 16 名）が受講した。

学校リーダー育成特別講座（アドバンスコース）では、前年度までに学校リーダー育成特別講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった 60 名（小学校 25 名、中学校 20 名、高等学校９名、特別支援学校６名）が受講した。

第１回～第４回受講者のアンケート結果では、受講者の約８０％が管理職になることに対する意識が高まったと回答した。

課　題

(1) 学校マネジメント強化事業

副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務を円滑に実施できるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させ、新たに支援員を配置する学校でも効果的な活用が行われるようにする必要がある。

(2) 学校リーダー育成プログラム

多くのプログラム修了者が管理職として活躍するなど、一定の成果を上げており、引き続き学校や学校経営支援センター、区市町村教育委員会と連携して、将来の管理職として高い資質・能力を備える若手・中堅教員をプログラム受講につなげるとともに、より効果的なプログラムとなるよう、講座内容の精選や実施方法の工夫など、研修内容を時代に即してブラッシュアップしていくことが重要である。

今後の取組の方向性

(1) 学校マネジメント強化事業

令和６年度は、都内小中学校 1,158 校、都立学校 195 校と規模を拡大して実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を充実させていく。

支援員に依頼することで副校長の勤務時間縮減につながった具体的な業務内容等の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指すとともに、副校長の業務負担の軽減や人材育成、学校経営に携わる時間を増やすことにより、副校長職の魅力向上に資する事業であることを周知徹底していく。

(2) 学校リーダー育成プログラム

引き続き、学校や学校経営支援センター、区市町村教育委員会と緊密に連携しながら、高い資質を有するプログラム受講者を着実に確保していく。また、プログラム修了者の管理職選考受験を促進するため、修了者向けに実施している「アドバンスコース」も活用しながら、管理職昇任へのモチベーションを高め、受験を勧奨する取組を進める。

学校リーダー育成特別講座は、コロナ禍では原則オンライン形式での実施としてきたが、令和５年度はオンライン形式と集合形式それぞれの利点を取り入れた研修方式に改めたことから、令和５年度の受講者アンケート結果等を踏まえ、より効果的な実施方法となるよう、更に改善を図っていく。

２　教育管理職登用の推進（人事部）

(1)　キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進

目　標

教育管理職選考の受験者を増やし、教育管理職の安定的な確保を目指す。

取組状況

教育管理職等への登用を促進するため、管理職選考受験啓発リーフレットの作成及び配布を行った。また、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成 28 年度から令和５年度までに合わせて 20 回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成 29 年度から教育管理職Ｂ選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく 46 歳以上 54 歳未満の主任教諭（主任教諭歴２年以上）にまで拡大している。

平成 30 年度からは、育児休業を取得中の教員も教育管理職選考を受験できるようにした。

成　果

令和５年度教育管理職選考におけるＡ選考の倍率は 1.7 倍、Ｂ選考の倍率は 1.1 倍、Ｃ選考の倍率は 1.3 倍を確保した。

課　題

校種によっては依然として教育管理職の確保が難しい状況が続いており、より一層の受験促進の取組が必要である。

今後の取組の方向性

教育管理職Ｂ選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底して受験意欲の醸成・喚起を図るほか、引き続き「教育管理職ロールモデル集」を定期的に発行し、様々な制度を活用し管理職として活躍するモデルを紹介することで、教員のキャリアアップの意欲向上を図る。校長が、自己申告面談の機会などに「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を活用しながらキャリアプランを作るよう働き掛けをするほか、受験有資格者に対する個別の働きかけを行う。また、学校リーダー育成プログラムにおける受験推進に繋がるテーマの選定や、教育管理職登用推進のためのその他の取組についても引き続き実施し、教育管理職選考受験を促進していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
教育職員の時間外労働の状況	１か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合【令和５年 10 月】 都立高校 教諭等：64.4%(63.1%) 副校長：41.9%(43.3%) 都立特別支援学校 教諭等：74.5%(75.5%) 副校長：21.4%(18.0%) 都内公立小学校 教諭等：61.8%(61.0%) 副校長：29.5%(28.1%) 都内公立中学校 教諭等：50.1%(51.3%) 副校長：29.4%(31.5%)	―	時間外在校等時間が １か月当たり 45 時間超の教員の割合０％ （令和９年度までの目標）
TEPRO による学校への外部人材の紹介数	令和６年３月末　9,912 件 (5,436 件)	―	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 25：教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します		
１	学校を支える人員体制の確保	241
２	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	246
３	教員業務の見直しと業務改善の推進	247
４	部活動の負担の軽減	249
施策展開の方向性 26：多角的に学校を支援する新たな体制を構築します		
１	公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援	252

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します
予算額：25,815,195 千円		決算額：22,388,523 千円

１　学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部・総務部）

(1)　教員の校務負担軽減のための時数軽減（拡充分）（人事部）

目　標

小・中学校及び都立学校において、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減して、効果的・効率的な学校運営体制の整備を図る。

取組状況

負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するための時間講師の配置について、従来の教務主任や生活指導主任などに加え、時間外在校等時間の多い学校については、小学校の研究主任（週４時間）や中学校の学年主任（１学年当たり週２時間）などに対象を拡大する取組を進めている。

※カッコ内は、講師時数の算定基準

成　果

時数軽減対象の教員の在校等時間の軽減が図られるとともに、当該教員が他の教員をサポートできるようになることなどにより、学校全体での一人当たりの在校等時間が月に６時間以上減少する効果もあった。

また、実施校からは、子供と向き合う時間の増加、授業準備時間の確保による授業の質の向上、打合せ時間確保による教員間の連携強化、働き方改革に係る機運の醸成などの効果があるとの声も上がっている。

課　題

学校全体の時間外在校等時間の多寡に関わらず、一部の校務を担う教員については変わらず時間外在校等時間が多い実態があり、そうした実態を踏まえた取組拡充が必要である。

今後の取組の方向性

令和５年度実施校の成果等を踏まえ、令和６年度は、小・中学校における ICT 担当や中学校における学年主任等への時数軽減について対象を全校に拡大し、取組を更に推進していく。

(2)　小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）（指導部・人事部）

目　標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員等（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、

指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員等の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員等の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和５年度実績】

- これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第３・４学年外国語活動指導資料ＤＶＤ」及び「小学校第５・６学年外国語指導資料ＤＶＤ」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレット等について、上記連絡協議会や指導主事連絡協議会、学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を上記連絡協議会において周知するとともに、協議・演習の場面を設定することで、理解の深化を図った。
- 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導・助言を行った。

成　果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ 18.0%、15.6%、21.3%減少した。

課　題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、引き続き、上記連絡協議会を行うことで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

(3)　学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）

目　標

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

取組状況

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を行う。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している（都費 10／10）。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置している。

成　果

令和５年度は都内小中学校 889 校、都立学校 134 校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）した。本事業により、副校長の勤務時間が全校種平均で約２時間３分減少（小学校で１時間 29 分の減、中学校で２時間２分の減、高等学校で２時間７分の減、特別支援学校で２時間 37

分の減）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

課　題

副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務を円滑に実施できるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させ、新たに支援員を配置する学校でも効果的な活用が行われるようにする必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度は、都内小中学校 1,158 校、都立学校 195 校と規模を拡大して実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を充実させていく。

支援員に依頼することで副校長の勤務時間縮減につながった具体的な業務内容等の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指すとともに、副校長の業務負担の軽減や人材育成、学校経営に携われる時間を増やすことにより、副校長職の魅力向上に資する事業であること周知徹底していく。

(4)　スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

目　標

教員の負担軽減を図り、児童・生徒への対応や教材研究等に注力できる体制を整備する。

取組状況

教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に教員の業務を補助する会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助１／３、都費２／３）。

成　果

令和５年度は、都内区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校のうち 54 地区 1,880 人（令和４年度は 54 地区 1,818 人）のスタッフ配置に係る任用費用を補助した。

配置校においては、従来は教員が授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に実施することなどにより、教員の負担軽減効果が見られている。具体的には、令和５年度の調査において、実施前後の教員１名あたりの勤務時間が週当たり４時間６分減少するとともに、事務作業をスタッフに任せられることによる心理的な負担軽減や、児童・生徒と関わる時間が増えたとの評価を得ている。

課　題

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校に十分なスタッフが配置できるよう、更なる効果検証を進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度は引き続き都内の全区市町村立学校に１人ずつ配置できる規模に加え、時間外労働が多い学校に追加でスタッフを配置できるよう、令和５年度から約 200 人増の 2,175 人分の予算を確保し、必要とする学校にスタッフの配置を支援する。また、スタッフの有効な活用事例の発信や、スタッフ配置による教員の負担軽減効果の検証・周知により、より一層のスタッフ配置・活用を促進していく。

(5)　スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

目　標

学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適応できていない児童へのサポートを行う人材の配置・活用により教員の負担を軽減する体制を整備する。

取組状況

学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適応できていない児童に対し、休み時間における見守りや、授業における声掛け、学習支援、その他簡易な児童対応を担う会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型））を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助１／３、都費２／３）。

令和３年度から２地区の小学校計 49 校を指定し、各学校１名の会計年度任用職員を配置、負担軽減効果の確認やより有効な活用方法の検討を行っている。

成　果

令和５年度は、49 校分のスタッフ配置に係る任用費用を補助した。スタッフを配置した学校では、「特別な指導を要する場面や児童への対応が必要な際、サポートがあることでより早く問題解決を図ることができる。」という声や、「もう少し長い時間勤務して欲しい。増員して欲しい。」などの声が上がっている。

課　題

勤務時間の変化を確認しつつ、学校現場での活用や様子の変化を丁寧に探り、有効な活用方法や、勤務時間の縮減以外の効果を確認していく必要がある。

今後の取組の方向性

３か年のモデル事業として計画通りに事業終了し、令和６年度以降は同種の事業であるエデュケーション・アシスタント配置支援事業の活用により教員の負担軽減等を一層推進していく。

(6)　社会の力活用事業（人事部）

目　標

小学校において、英語や体育などの教科指導に専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用することにより、教育の質の向上、教員の負担軽減を図る。

取組状況

高い専門性を有する外部人材を特別非常勤講師として任用した区市町村に対し、その人件費を補助している（都費 10／10）。

また、外部人材の活用を検討する区市町村に対しては、都が外国語活動及び体育を指導できる外部人材を公募し、学習指導案の作成等についての研修を受講させた上、紹介している。

成　果

令和５年度は、外国語活動や体育に係る指導を中心に、96 校 787 学級で特別非常勤講師が任用された。

区市町村からは、「教科指導に係る負担が軽減されている」、「外部人材の指導を通じ新たな気付きや指導方法を得る機会となった」との評価を得ている。

課　題

区市町村からのニーズが高い体育において、十分な人数の特別非常勤講師を確保するため、引き続き都において公募・研修を実施するとともに、教員の指導案作成や授業準備などに係る時間や負担感の変化を検証していく必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度は、1,200 学級に規模を拡大して特別非常勤講師を活用した授業を実施する。

また、継続的に高い専門性を有する外部人材を確保し、学校へ紹介していくことを通じ、小学校における特別非常勤講師の活用を定着させていく。

(7)　システムの活用による臨時的任用教員の確保支援（人事部）

目　標

任用候補者と各学校の希望条件等を総合的に管理する採用情報マッチング支援システムを構築し、双方の希望条件に合った人材・学校を抽出することで、学校における人探しや折衝業務の効率を向上させるとともに、副校長等の業務負担の軽減を図る。

取組状況

採用情報マッチング支援システムについて、令和５年６月末に開発を完了し、同年７月より利用を開始した。また、これに合わせて、各区市町村教育委員会の指導室課長連絡会にてマッチング支援システムへの稼働及び利用方法について連絡を行うとともに、任用候補者に対して利用方法の周知を行った。

成　果

本システムの導入により、名簿登載者の情報が随時更新されるとともに、曜日等の希望の条件で名簿登載者を検索することが可能となるほか、名簿登載者がシステムを通して学校と質疑応答ができるなど、折衝の利便性が向上した。

課　題

採用情報マッチング支援システムはＷＥＢを介して任用候補者や各学校・教育委員会等の職員がやり取りをする仕組みであるため、新しく着任した管理職やシステム利用に不慣れなユーザーでもシステムを十分に使いこなすことができるよう、マニュアル等の更なる充実を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

システム運用を確実に行うことに加え、学校や任用候補者等がシステムを更に使いこなせるよう、目的別の簡易マニュアルの充実などを行っていく。

(8) 産休・育業代替教員の安定的確保（人事部）

目　標

産休の取得や育業をすることが見込まれている教員が安心して出産・育児に専念できるよう、代替のための臨時的任用教員を最大４か月前倒しで任用する。

取組状況

国は、小・中学校において、７月末までの産休等取得に係る教員の代替を、年度当初に限り任用できるとする方針を示したが、都教育委員会は、これにとどまらず、高等学校、特別支援学校を含むすべての公立学校において、年間を通じ、産休等の開始の最大四か月前から代替教員を任用できる制度を令和５年度

より開始した。

成　果

令和６年３月末時点での令和５年度における前倒し任用の件数は８１９件である。これにより、代替教員の着実な確保及び産休等を取得する教員との引継ぎをより円滑にできるようにすることができた。

課　題

代替教員の確保に向けては、候補者となる臨時的任用教員の名簿登載者をこれまで以上に増やす必要がある。小学校全科や中学校技術といった一部の校種や教科においては名簿登載者から候補者を見つけることが困難な状況が生じている。

今後の取組の方向性

引き続き前倒し任用の制度を運用していくとともに、臨時的任用教員の名簿登載者の増加に向けて広報等に取組むとともに、臨時免許状を活用した候補者の確保等にも取組んでいく。

(9)　エデュケーション・アシスタント配置支援事業（再掲）（人事部）

目　標

副担任相当の業務を担う人材を小学校に配置することにより、教育の質の向上、教員の負担軽減等を図る。

取組状況

授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員（エデュケーション・アシスタント）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助１／３、都費２／３）。

成　果

令和５年度は、84 校 124 学年分のアシスタント配置に係る任用費用を補助した。アシスタントを配置した学校からは、「担任以外の大人に話を聞いてもらえることで、子供の安心感につながっている」、「教員のストレスチェックの結果が大幅に改善した」などの評価を得ている。

課　題

新たにアシスタントを配置する学校が増えていることから、新規実施校においてもアシスタントを効果的に活用し、児童へのきめ細かな対応や学校のニーズに沿ったサポートを実施できるようにすることが重要である。

今後の取組の方向性

令和６年度は、すべての区市町村立小学校に配置を拡大するとともに、活用事例集を周知していくことで、教員の負担軽減及び教育の質の向上を図っていく。

２　在校等時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部）

(1)　在校等時間の適切な把握と活用

目　標

「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づく時間外在校等時間（月４５時間を上限）の実現

取組状況

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教育職員の在校等時間を客観的に把握している。令和２年４月 1 日からの「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を受けて、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、都立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限（原則１か月 45 時間、年間 360 時間）等について、都教育委員会規則で定めた。

成　果

都立学校の教育職員に係る時間外在校等時間は、例年 10 月分の実績を調査集計している。時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合について、令和元年度から令和５年度までの推移をみると、教諭等については高等学校、特別支援学校ともにほぼ横ばいとなっており、副校長はやや減少しており改善傾向にある。

課　題

教員の時間外勤務の状況は一部改善されているものの、依然として長時間勤務の教員がいる状況であり、令和６年３月に策定した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、目標の達成に向けて各取組を着実に進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム（令和６年３月）」に基づき、外部人材の活用や在校等時間の見える化など業務の負担軽減や教員の意識改革を着実に進め、時間外在校等時間の縮減を図る。

成果指標として、時間外在校等時間以外にも、ストレスチェックの値や年次有給休暇取得日数、仕事の満足度などについても把握した上で、働き方改革を加速させていく。

３　教員業務の見直しと業務改善の推進（総務部・人事部）

(1)　統合型校務支援システムの整備（再掲）（総務部）

目　標

成績や出欠、保健情報等の校務系データなどを一元管理・蓄積するシステムの稼働を開始し、教員の教え方改革・働き方改革を推進する。

取組状況

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和４年４月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

成　果

令和４年４月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

課　題

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

今後の取組の方向性

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

⑵　職員室の環境改善（再掲）（人事部）

目　標

都立学校において、機能性が高く働きやすい職員室を整備し、教職員相互のコミュニケーションの活性化や学校運営の効率化を実現

取組状況

⑴　講演会動画の配信

「働く場の改善」をきっかけとして、教職員の意識改革と校務の効率化を推進するため、令和５年２月に、都立学校等の教職員を対象に、職員室の環境改善をテーマとした講演会動画を配信した。

⑵　手引きの配布

各学校において取組を進める際の参考としてもらうため、令和５年５月に、職員室の環境改善の意義、進め方、効果的な取組事例をまとめた「職員室の環境改善のための手引き」を作成し、都立学校等に向けて配布した。

⑶　都立学校におけるモデル実施

令和５年度は、小山台高校及び戸山高校の２校において、職員室の環境改善をモデル実施した。

成　果

令和５年度にモデル実施した都立学校２校において教職員に対しアンケートを実施した。「職員室の環境改善により、効率的に業務に取り組めるようになったか。」という設問について、約 87％の教職員が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しており、業務の効率化という点で効果が見られた。

また、モデル実施した都立学校における教員１人あたりの平均時間外在校等時間は、以下のとおり減少した。

	令和４年９月	令和５年９月	増減
小山台高校	41 時間 35 分	36 時間 40 分	４時間 55 分減
戸山高校	44 時間　４分	37 時間　１分	７時間　３分減

課　題

職員室の環境改善を進めるためには、自校の職員室の状況と課題を把握し、働きやすい環境づくりに

向け、管理職及び教職員が一体となって取り組むことが重要である。職場環境を整備することの意義について更なる周知を行い、教職員一人一人の意識改革を進める必要がある。

今後の取組の方向性

令和６年度は、都立学校においてモデル実施を継続し、効果的な取組を検証していく。

取組の更なる加速のため、モデル実施校における成果を他の学校にも紹介し、積極的な周知を行っていく。

４　部活動の負担の軽減（指導部）

目　標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

(1)　部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

区市町村において、専門的な技術指導等により質の向上を図るため、外部指導者の配置を支援する。

(3)　地域運動部活動推進事業

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図った。

(4)　地域文化部活動推進事業

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図った。

(5)　部活動の地域連携・地域移行

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業について試行的に取り組んだ。

成　果

(1)　部活動指導員の配置・活用

ア　部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- 都立学校 197 校に対して 1025 名を配置
- 中学校 41 区市町村 863 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国１/３、都１/３））

イ　効果

- 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。

(2)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

希望する区市町村 42 地区に対して、外部指導者の配置を支援した。

(3)　地域運動部活動推進事業

実施した自治体からは、「中学生の幅広い体験機会を創出することができた」、「学校の垣根を越えて仲良くなり、生徒同士の交流が活発に行われるなど、地域クラブ活動ならではの良い面が見られた」等の成果が報告されている。

(4)　地域文化部活動推進事業

実施した自治体からは、「中学生の幅広い体験機会を創出することができた」、「学校にあまり登校していない生徒、学校部活動には参加していない生徒、特別支援学級の生徒も参加しており、生徒たちの活動の機会を提供できた」等の成果が報告されている。

(5)　部活動の地域連携・地域移行

委託事業者が、生徒の出欠確認、指導者との連絡調整、保険加入手続、事故対応等を担い、休日の活動を学校部活動ではなく地域クラブ活動として運営したことにより、教員の負担を軽減することができた。また、専門的な指導力を有する人材を各学校の状況とマッチングさせた上で派遣したことにより、生徒の技能やモチベーションを向上させ、充実した活動を実施することができた

課　題

(1)　部活動指導員の配置・活用

ア　人材の側面

・部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ　財政的な側面

・国が示す１時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。
・国の補助事業を継続的に実施すること。

(2)　中学校の部活動における外部指導者の配置支援

外部指導者の配置や指導時間を増大し、学校部活動の地域連携を促進するとともに、地域移行を見据えた指導者の確保に努めること。

(3)　地域運動部活動推進事業

実施した自治体からは、「平日の活動と休日の活動との連携を図ることに伴う教員の業務を削減すること」「教員が兼業・兼職で地域クラブ活動の指導者を務めている際、指導者の立場の違いについて保護者や参加者の理解を促すこと」等の課題が報告されている。

(4)　地域文化部活動推進事業

実施した自治体からは、「中学生の認知度と参加率の向上を図ること」、「会費設定（受益者負担分）について、引き続き検討すること」、「持続可能な活動として実施すること」等の課題が報告されている。

(5)　部活動の地域連携・地域移行

学校部活動と地域クラブ活動の実施形態の違いについて、保護者や生徒、教員に対する理解啓発を一層図る必要がある。また、学校の教職員が関わらなくても、運営団体・実施主体の職員のみで学校施設の解錠及び施錠等を行うことができる体制を整備する必要がある。

今後の取組の方向性

ア　顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充する。

イ　「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進する。

ウ　「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革に資する取組を推進する。

エ　生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を、引き続き実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

オ　令和８年度以降、都立中学校等において、休日は学校部活動ではなく地域クラブ活動を実施するなど、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を実現することを目指す。

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
予算額：675,693 千円		決算額：558,094 千円

1　公益財団法人 東京都教育支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）

(1)　公益財団法人 東京都教育支援機構（TEPRO）との連携

目　標

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする。

取組状況

○TEPRO Supporter Bank 事業

- 人材バンクを設置することにより多様な外部人材（サポーター）を確保し、都内の公立学校・教育委員会のニーズに応じた外部人材を紹介
- TEPROコーディネーターが学校と外部人材のマッチングをサポート
- サポーターの登録及び学校における人材バンク利用の促進に向け、ニュースレターの発行、電車内広告、教育委員会、校長会訪問による活動事例紹介等を実施

○学校法律相談デスク事業

- 都立学校を対象に、日々の現場で生じる懸案事項について、初期段階から気軽に弁護士等に相談できる窓口を設置し、相談を実施
- 「学校法律相談デスク通信」の配信等により学校へ事業を周知
- 学校管理職を対象に、学校法律相談デスクの弁護士を講師として、学校で生じる法的課題への対応のポイントについて、過去の事例等を用いた研修を実施

○都立学校施設維持管理業務事業

- 都立学校施設の多様な小口・緊急修繕工事を迅速かつ安定的に実施
- 令和５年度からは改修工事や造改修計画案の策定業務等についても実施し、都立学校施設現状復旧工事から改修工事までを包括的に対応

○国際交流コンシェルジュ事業

- 都内公立学校の国際交流活動について、相談受付・交流内容の提案・交流先との調整・交流の実施等、計画から実施までをワンストップでサポート
- 都内公立学校のニーズに沿った海外の学校等を紹介し、マッチングするとともに、双方の児童・生徒による交流活動の実施を、準備段階から当日の運営まで総合的に支援
- 在京大使館やNPO法人等が提供する、大使館職員や留学生による学校訪問・講師派遣等の教育プログラムについて、申込みから実施までコーディネート

成　果

○TEPRO Supporter Bank 事業

	令和４年度	令和５年度
サポーター登録者	12,614 人	15,085 人
個人	7,064 人	8,897 人
団体	5,550 人	6,188 人
団体数	157 団体	184 団体
求人数	4,046 人	4,204 人
サポーター紹介数	9,912 件	9,661 件
学校が採用した人員	1,270 人	1,533 人
個人	1,104 人	1,439 人
団体	166 人	94 人
団体数	18 団体	27 団体
学校の満足度（サポーターを採用した公立学校へのアンケートにより調査）	84.2%	95.9%

・　多様な知識・経験等を有するサポーターが学校や教育委員会のニーズに合わせ児童・生徒の学習支援や部活動支援、特別支援教育の支援、教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を実現

○学校法律相談デスク事業

	令和４年度	令和５年度
相談件数	151 件	170 件
学校の満足度（同デスクを利用した都立学校へのアンケートにより調査）	93.6%	91.8%

・　日常的な懸案事項について、法律的知見・教育的知見に基づき助言し、教職員の負担軽減、トラブルの未然防止及び早期解決、学校の課題解決能力の向上を実現

○都立学校施設維持管理業務事業

	令和４年度	令和５年度
小口・緊急修繕工事件数	5,193 件	5,503 件

・　施設の安全性維持やバリアフリーの向上等、対象とする工事内容の範囲を拡大し、教育環境の整備を推進

○国際交流コンシェルジュ事業

	令和４年度	令和５年度
相談件数	910 件	528 件
マッチング件数（交流活動の実施に向けて都内公立学校と海外の学校とをマッチングした件数）	687 件	756 件
コーディネート件数（在京大使館や NPO 法人等が提供する教育プログラムについて	304 件	330 件

各学校の申込から実施までをコーディネートした件数)		

・ 都内公立学校が自校に合った国際交流を実施できるよう、関連業務にワンストップで対応し、きめ細かく支援して様々な交流活動を実現

課　題

○TEPRO Supporter Bank 事業

・ 個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供
・ 事業の更なる活用を促進するための学校への PR や、学校ニーズの把握とマッチング強化
・ 学校を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応

○学校法律相談デスク事業

・ 法律相談デスクの一層の活用を通じた学校の課題解決能力の向上

○都立学校施設維持管理業務事業

・ 効率的な修繕発注の一層の推進

○国際交流コンシェルジュ事業

・ 国際交流コンシェルジュ事業の更なる利用促進
・ 国際交流活動に係る支援メニューの充実

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

・ TEPROの組織体制の盤石化、優秀な人材確保に向けた柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備

今後の取組の方向性

○TEPRO Supporter Bank 事業

・大学訪問や自治体広報紙の活用等による広報活動の強化
・学校に対して登録団体の取組を積極的に紹介することを通じた活動者の増加

○学校法律相談デスク事業

・ 学校法律相談デスクに寄せられた相談事例の学校への周知
・ 区市町村教委への支援を含めた法律相談体制の在り方を検討

○都立学校施設維持管理業務事業

・ 修繕工事の効率的な実施

○国際交流コンシェルジュ事業

・ SNS や HP における国際コンシェルジュ事業の広報活動の強化
・ 多様な交流先を確保し、効果的な交流活動を展開

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

・ 事業拡大を踏まえた組織体制の整備
・ テレワーク等柔軟な働き方の推進

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
学校の学習用ネットワーク環境（通信の安定・速度など）について、「不満」・「やや不満」と感じている割合	令和５年 12 月 教員：18.9％ 生徒：44.8％	―	30％以下

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 27：教員一人一人の健康保持の実現を図ります		
１	教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進	256
施策展開の方向性 28：質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します		
１	学校施設の耐震化の推進	260
２	ブロック塀等の安全対策の推進	261
３	国産木材の利用の促進	263
４	空調設備の整備の促進	264
５	トイレ整備の推進	266
６	環境に配慮した整備の推進	268
７	区市町村立学校における安全対策支援事業	269
８	「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）	270

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります
予算額：938,035 千円		決算額：938,035 千円

１　教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部・人事部）

目　標

「早期自覚」「早期対処」を基本方針として、教職員の精神的健康の保持向上並びに疾病の早期発見及び早期治療を促進し、かつ、円滑な職場復帰の実現を図る。

都立学校教職員の健康の保持増進を図るため健康診断を実施し、受診率向上を目指す。

教職員のメンタルヘルス対策等の事業について、感染症等の対策に留意しながら実施する。

取組状況

(1) 教職員のメンタルヘルス対策等（福利厚生部・人事部）

ア　啓発（福利厚生部）

全教職員を対象にメンタルヘルスに関する知識の普及啓発のための冊子を配布し、併せて事業案内リーフレットを作成・配布し、相談窓口の周知を行った。

イ　ストレスチェック等の実施（福利厚生部）

都立学校教職員を対象にストレスチェックを実施した。ストレスチェックの集団分析を実施し職場環境改善に活用するとともに、職場環境改善アドバイザーを希望校に派遣を実施した。

ウ　早期相談体制（福利厚生部）

臨床心理士等による土日相談、電話相談及びメール相談、管理職を対象としたラインケア、セミナーへの講師派遣及び個別面談を実施した。また、精神科医による面接相談も実施した。

エ　副校長ベーシックプログラム（福利厚生部）

新任副校長を対象に、総合的な人材育成の一環として、こころのケアに関する知見等を深め、心身の健康管理のセルフケアの機会及びカウンセリング体験を通じて、管理監督者としてラインケアを行う上での基礎知識を習得することを目的として、公認心理師等が学校を訪問しカウンセリング等を行った。

オ　職場復帰支援（福利厚生部）

医療機関等における職場復帰訓練及びリワークプラザ東京における所属学校における職場復帰訓練を継続して実施、令和３年度から、医療機関プログラムと学校プログラムを一体とした新たなリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）を医療機関拠点に開始し、復職支援の充実に努めた。

カ　教職員アウトリーチ型相談事業（人事部）

区市町村教育委員会の希望に基づき、小学校・中学校に臨床心理士等の相談員を派遣し、当該学校に所属する全教職員との面談を実施した。さらに、小学校の新規採用教員等に対しては、全員を対象に相談員を派遣し、面談を年２回実施した。

面談を通じて、メンタルヘルスケアが必要な教職員を早期に発見し、必要に応じて病院等の専門窓口を案内するとともに、面接結果を分析し、各学校の現状や改善点を各教育委員会へ提供した。

キ　教職員のためのコミュニケーションガイドブック（人事部）

若手教員 5,280 人のアンケートとメンタルヘルスの専門家の知見を基に、職場内での円滑なコミュニケーションの取り方やメンタルヘルスに不調傾向がみられる教職員への対応・支援等に関するガイドブックを作成し、全公立学校に提供した。

ク　教職員相談窓口の開設（人事部）

教職員が業務へのモチベーションを維持し、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的として、教職員が職場の人間関係や日頃の業務上の悩みについて、匿名で気軽に相談できる窓口「先生たちのほっと LINE」を開設した。

(2) 都立学校教職員の健康診断（福利厚生部）

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施した。高気圧業務従事者健診については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により安全を確保した実施方法が確立されていないため、実施できなかった。

特別健診として、女性健診、情報機器健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施した。

いずれの健康診断においても、医療機関と連携を図りながらマスクの装着、消毒液の設置、飛沫対策等を徹底するとともに受診者である都立学校教職員に対しても感染対策を周知し、感染防止に努めた。

(3) 都立学校の安全衛生管理（福利厚生部）

都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供するなど、都立学校の安全衛生管理を支援した。

長時間労働による健康障害防止のため、産業医による長時間労働者への面接指導の実施について、都立学校長に対し働きかけを行った。

成　果

(1) 教職員のメンタルヘルス対策等

事業内容	実施件数・成果等
ストレスチェック	20,183 件　受検率 85.5%
相談事業	547 件
訪問相談事業	305 件
職場復帰訓練（医療機関、所属学校、連携プログラム）	136 件
復職アドバイザー訪問回数	延べ　391 回
職場復帰支援連携プログラム	270 件
副校長ベーシックプログラム	418 件
教職員アウトリーチ型相談事業	12,145 件
教職員相談窓口	148 件（令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 30 日）

土日相談の参加者からは「相談をしていくことで気持ちや考えが整理されすっきりする。」、「話を聞いてもらい自分の中で整理ができた。」、「話すことで心が楽になることがある。」等の意見があった。

訪問相談（ラインケア）として、休職者等に関する相談や教員が職場で自主的な復帰訓練を行う場合、自主復帰訓練の期間や内容などを盛り込んだ自主復帰訓練の個別プログラム作成支援が可能なことについて、教育管理職研修会等で周知を強化した。相談を行った管理職からは、「学校にいながら臨床心理士に相談ができるのでありがたい」「自主復帰訓練について相談出来てよかった」「復職予定教員と会う際の対応について相談できてよかった」等の意見があった。

所属学校における職場復帰訓練実施者からは、「訓練は段階的に日数や訓練時間が増えていくので学校に慣れていくのに助かった。」等の意見があった。プレリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）の参加者からは、「職場復帰に向けて何をするべきかよく分かった。」「精神科医の先生の話がわかりやすく、内容も学びになった」「経験者の方のお話が参考になった。」等の意見があった。

副校長ベーシックプログラムは、公認心理師等が、新任副校長の在籍する学校を訪問してカウンセリング等を実施した。

教職員アウトリーチ型相談事業では、面談を受けた教員から、「人に話すことで自分の悩みが明確になった。」「全員対象なので周りを気にすることなく相談できた。」「学校に相談員が来てくれるので、短時間で相談できるのがよかった。」等の意見があった。

教職員相談窓口では、相談を受けた教員のアンケートで、「気軽に相談できてよかった」、「親身に温かい言葉をかけてくれて、気が楽になった」、「身近な人には言いづらいことも言えたので、すっきりした」等の意見があった。

(2) 都立学校教職員の健康診断（福利厚生部）

健診種別	受診率
生活習慣病健診	88.3%
呼吸器系健診	88.2%

(3) 都立学校の安全衛生管理（福利厚生部）

事業内容	実施件数・成果等
都立学校安全衛生委員会	4回

課　題

(1) 教職員のメンタルヘルス対策等（福利厚生部・人事部）

ア　ストレスチェックの受検率の向上（福利厚生部）

イ　教職員のメンタルヘルスに関する啓発の推進（福利厚生部）

ウ　各種相談事業や職場復帰支援事業の更なる周知と利用促進（福利厚生部・人事部）

エ　教職員アウトリーチ型相談事業、教職員相談窓口の対象拡大（人事部）

オ　新規採用教員が校内で気軽に相談できる環境の整備（人事部）

(2) 都立学校教職員の健康診断（福利厚生部）

受診率の更なる向上

(3) 都立学校の安全衛生管理（福利厚生部）

都立学校における安全衛生委員会のより一層の活性化

今後の取組の方向性

(1) 教職員のメンタルヘルス対策等（福利厚生部・人事部）

ア　引き続きストレスチェックの実施及び活用について周知し、受検率の向上を図る。（福利厚生部）

イ　教職員のメンタルヘルスに関するセルフケア等の知識啓発について、啓発冊子の配布等に加え、教職員がメンタルヘルスのセルフケア、ラインケア及びメンタルヘルスに関する知識を得ることにより、メンタルヘルスケアを自ら実践できるよう啓発することを目的として、啓発動画を制作・配信する。（福利厚生部）

ウ　各種相談窓口や職場復帰訓練（所属学校訓練、職場復帰支援連携プログラム等）について、公立学校共済組合広報誌「かがやき」への掲載などに加え、メンタルヘルスポータルサイトを新設して情報へのリンクを案内する等の多様なツールを活用し、周知を行うことで、希望者が個々に合った効果的な支援を受け、早期自覚や早期対処、円滑な復職と再休職の防止につながるよう実施していく。（福利厚生部）

エ　教職員アウトリーチ型相談事業及び教職員相談窓口について、小・中学校での実施自治体を拡大するとともに、新たに都立学校でも実施する。また、教職員アウトリーチ型相談事業については、特に担任の負担が大きい小学校において、全新規採用教員や病休復職者に加え、他の区市町村から初めて異動した教員等にも対象を拡大する。これらの取組により、教職員が安心して働ける環境づくりを一層推進していく。（人事部）

オ　小学校において、年齢の近い校内の先輩教員にいつでも相談を行える新規採用教員メンターを新たに導入し、日常的な声掛けや様々な相談を通じて、新規採用教員を精神的に支援していくとともに、管理職やメンターにより良いコミュニケーションのための研修を行い、新規採用教員の職場定着と学校全体の人材育成力の向上を図っていく。（人事部）

(2) 都立学校教職員の健康診断（福利厚生部）

引き続き、受診者である都立学校教職員が健診実施に関する情報を適時適切に得られるよう、全都立学校に対してメールや掲示板等を活用しながら受診勧奨を行っていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理（福利厚生部）

都立学校における安全衛生委員会の好事例の取組紹介を行うなど、引き続き安全衛生管理体制の充実を図る。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。
予算額：15,046,846 千円		決算額：11,817,528 千円

１　学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目　標

(1)　公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立学校施設における非構造部材の耐震化の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

天井等の落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化する。

取組状況

(1)　公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）

平成 25 年度から 30 年度まで非構造部材の耐震対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行ってきた。令和元年度以降も財政支援を継続することとし、令和５年度は非構造部材の耐震対策を行った 21 区市 59 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績	163 事業	146 事業	127 事業	81 事業	55 事業	96 事業	93 事業	59 事業

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査･点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

【令和５年度実績】

・つり天井材の撤去、落下防止対策：１校

成　果

(1)　公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は、下記のとおり着実に進んでおり、令和５年４月１日現在の対策率は、98.2%である。

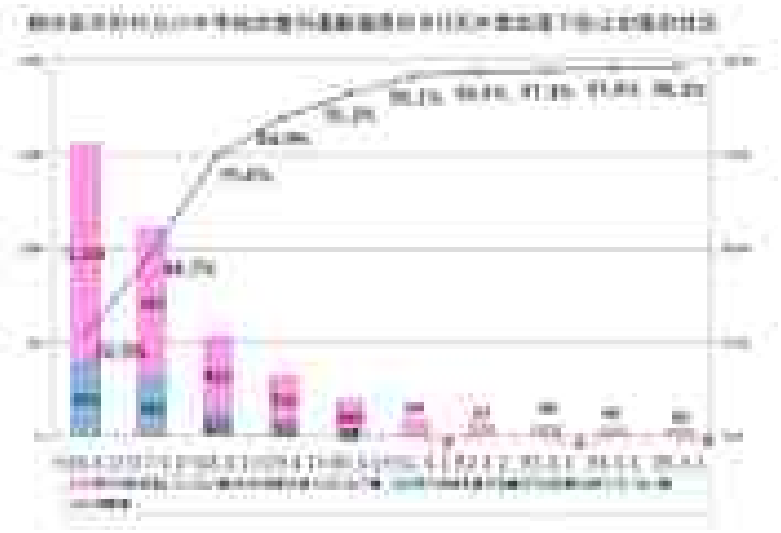

文部科学省調査「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」による

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

・都立学校　体育館の天井材等の落下防止　　平成 28 年度までに全校対策済

・都立学校　武道場等の天井材等の落下防止　　250 校中 249 校対策済（令和６年３月 31 日現在）

課　題

(1)　公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）

屋内運動場等の吊り天井については対策を完了したものの、吊り天井以外の照明器具やバスケットゴールについて、令和５年４月１日現在、７区市町村で 40 棟が対策未完了である（速報値）。

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

都立学校の教育活動に大きな影響が生じないよう、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

今後の取組の方向性

(1)　公立小・中学校等における耐震化の推進（地域教育支援部）

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和３年度末を終期としていたが、非構造部材の耐震化をはじめとした様々な安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を２年間延長し、令和５年度を終期とすることとした。

また、その後も耐震化は着実に進められているものの、引き続き区市町村への支援が必要な状況等を考慮し、事業期間を１年間延長し、令和６年度を終期とすることとした。対策未完了の場合、日常的な安全点検等を実施している。

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

武道場等の天井材等の落下防止について、令和６年度に全校対策完了する予定である。

２　ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目　標

(1)　公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立学校施設における児童・生徒等の安全確保上必要な対策の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施し、事故の未然防止を図る。

取組状況

(1)　公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

平成 30 年６月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による児童死亡事故を受け、平成 30 年度、ブロック塀等の安全対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行った。令和元年度以降も、財政支援を継続することとし、令和５年度はブロック塀等の安全対策を行った７区市 33 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績	251 事業	70 事業	14 事業	15 事業	43 事業	33 事業

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

平成 30 年６月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、これまでブロック塀等の点検や調査を行ってきた。

その結果を踏まえ、現在はブロック塀等の安全対策工事を実施している。

【令和４年度実績】

高等学校　５校で実施

成　果

(1)　公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校において、ブロック塀等の安全対策が着実に進んでいる。

(2)　都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

【令和５年度実績】

高等学校　３校で実施　　特別支援学校　１校で実施

課　題

(1)　公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

ブロック塀等の安全対策及び安全点検が未完了の区市町村がある。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

ブロック塀等の撤去後の再設置に当たっては計画通知が必要であり、その経費・期間等の確保が必要である。また、隣接地との境界塀については、その撤去・再設置に当たり、十分な調整が必要であり、境界確定が必要な場合、調整が長期間となることも想定される。

今後の取組の方向性

(1)　公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和３年度末を終期としていたが、ブロック塀等をはじめとした様々な安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を２年間延長し、令和５年度を終期とすることとした。

また、その後も対策は着実に進められているものの、引き続き区市町村への支援が必要な状況等を考慮し、事業期間を１年間延長し、令和６年度を終期とすることとした。対策未完了の場合、立入禁止の注意喚起措置等により安全を確保している。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

引き続き、改築工事に際して安全対策工事を実施するとともに、隣接地との調整等が必要な学校については調整が完了次第、安全対策工事を実施する。

３　国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目　標

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産材の活用促進のため、学校施設の木質化に当たり国産材を使用し、財政支援を希望する区市町村に対して、着実に支援を行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

国産木材の利用推進に資するため、都立学校の塀等に国産木材を活用する。

取組状況

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用し、温かみと潤いのある学校環境の中で児童生徒を育成することを目的とし、公立学校施設に国産木材を活用した整備を実施する区市町村に対して、その費用の一部を補助している。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

校舎等の新築・改築及び大規模改修工事に際し、校舎等の内装・什器及び外構フェンス等において国産木材を活用

【令和５年度実績】

- 改築工事等における木柵の設置　　３校で実施（高等学校１校、特別支援学校２校）
- 什器（生徒用机・椅子等）の購入　　84 校で実施（高等学校 71 校・特別支援学校 13 校）

※上記のほか、新築・改築及び大規模改修工事等に併せて校舎等の内装において活用
（例）教室、廊下、昇降口、多目的ホール等

成　果

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

・内装木質化・造作工事　　２区
・什器等設置　　２区１市
・物品購入　　７区１市

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

【令和５年度末時点計】
・　改築工事等における木柵の設置　　９校
・　ブロック塀対策における木塀の設置　10 校

課　題

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

引き続き本事業の周知徹底を図り、一層の利用促進を推進する必要がある。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

敷地境界塀等での国産木材利用に際し、隣地所有者の理解が得られない場合や調整に時間を要する場合が想定される。

今後の取組の方向性

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産木材の活用に向けて、区市町村への働きかけを積極的に行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

新築・改築及び大規模改修工事において国産木材の活用を引き続き進めるとともに、外構等の造改修工事を計画する際に、木塀や木柵の設置を検討していく。

４　空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目　標

(1)　公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2)　公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記２事業については、空調が必要な教室・施設に設置を行うに当たって財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、

夏季における教育環境の改善を図っていく。また、体育館については全て完了しており、今後は、武道場等への空調設備の整備を進めていく。

取組状況

(1)　公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

平成 26 年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成 27 年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室に対象を拡大した。令和元年度からは、給食室を冷房化対象に含め財政支援を行っている。

(2)　公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

平成 30 年度には、災害級の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育等への冷房設置に対する補助を公益財団法人東京都環境公社への委託により平成 31 年２月から開始した（令和３年度からは一般財団法人東京学校支援機構（現：公益財団法人東京都教育支援機構）へ委託)。

令和元年度からは、体育館等への空調整備が早急に推進されるよう、リース契約による整備についても補助を開始した。

対応件数

時　点	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特別教室　実施数	133 室	108 室	89 室
体育館等　実施数	326 室	53 室	64 室

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和５年度実績】

- 都立高等学校の特別教室の冷房化を実施　　工事 13 校
- 都立高等学校の武道場等の冷房化を実施　　工事 32 校

成　果

(1)　公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

令和６年３月末時点見込み　特別教室空調設置率　92.8%（都の支援対象としている教室以外も含む。）

(2)　公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

令和６年３月末時点見込み　体育館等空調設置率　88.2%

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和６年３月 31 日現在】

- 都立高等学校における特別教室の冷房化　　191 校中 164 校整備済
- 都立学校における体育館の冷房化　　令和４年度までに全校整備済
- 都立高等学校における武道場等の冷房化　　191 校中 41 校整備済

課　題

(1)　公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

特別教室の空調設備設置率については、本事業開始時（平成 26 年４月１日時点）65.4%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和５年度末 92.8%（都独自調査結果による。）となり、全体として上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(2)　公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

体育館等の空調設備設置率については、本事業開始前（平成 30 年９月１日時点）9.2%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和５年度末 88.2%（都独自調査結果による。）となり、全体として大幅に上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

(1)　公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2)　公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記２事業については、いずれも令和３年度末を終期としていたが、コロナ禍の影響等により工事が延期される事例が発生している状況を踏まえ、事業を延長し、令和６年度も区市町村の空調設置の取組を支援していく。

(3)　都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、体育館の冷房化は令和４年度に全て完了しており、引き続き武道場等の冷房化を実施していく。

５　トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目　標

(1)　公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、公立学校のトイレ整備を実施する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2)　都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際、洋式トイレを基本として整備を行っていく。また、計画的にトイレ改修工事を実施し、トイレの洋式化を推進していく。

取組状況

(1)　公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

平成 29 年度から、トイレ整備を実施する区市町村に対し、財政支援を行っている。

令和５年度は、29 区市町村 129 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度

実績	203 事業	186 事業	208 事業	134 事業	171 事業	177 事業	129 事業

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

【令和５年度実績】

- 小規模な改修工事（トイレ洋式化）　16 校で実施
- 老朽トイレの改修工事　９校で実施

成　果

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校のトイレの洋式化は、下記のとおり進んでいる。

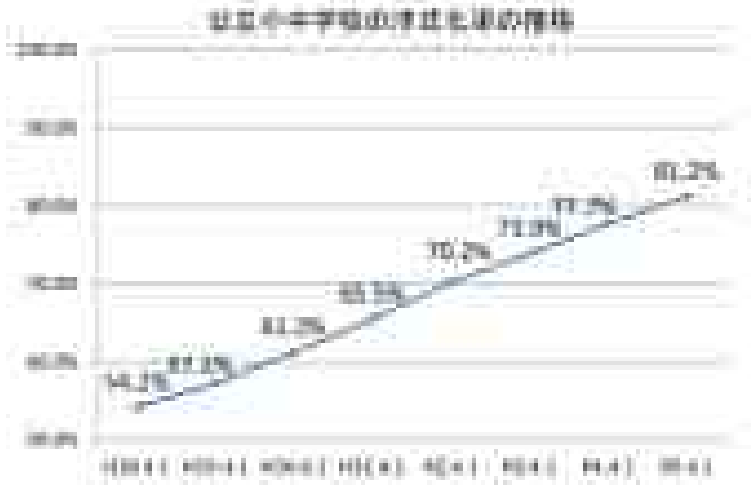

※ 東京都調査「公立学校施設トイレ整備に関する調査」による（平成 28 年度は文部科学省調査）

※ 対象施設は区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前後）、特別支援学校
（平成 28 年度文部科学省調査の対象施設は公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前））

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

【令和６年３月 31 日現在】

- 都立高等学校　　トイレの洋式化率　83.9%
- 都立特別支援学校　トイレの洋式化率　96.1%

課　題

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業期間の短縮により、予定していたトイレ改修工事を見送る事例や、資材確保が困難となったことから工期延長となる事例が生じた。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

今後の取組の方向性

(1)　公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

整備の進んでいない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、計画的な整備を働き掛けていく。

令和２年度までとなっていた本事業の事業期間について、新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから令和４年度まで延長することとした。また、区市町村の整備状況等を考慮し、事業期間を３年間延長し、令和７年度を終期とすることとした。

(2)　都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

６　環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

目　標

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備していく。また、既存校舎についても、施工部署である財務局及び環境局と連携しながら設置を加速化していく。

(2) 照明のＬＥＤ化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてＬＥＤ照明とするなど、照明のＬＥＤ化を順次進めていく。

取組状況

(1) 太陽光発電設備の整備

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、太陽発電設備の整備を進めている。また、既存校舎についても、令和５年度から設置を進めている。

【令和５年度実績】

高等学校　22 校で整備（合計 1,187kW）　特別支援学校　５校で整備（合計 218kW）

(2) 照明のＬＥＤ化の推進

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、学校の照明設備の原則ＬＥＤ化を進めている。

【令和５年度実績】

高等学校　２校　　特別支援学校　２校

成　果

(1) 太陽光発電設備の整備

令和３年度末　　106 校　2944.22kW　（高等学校 80 校・特別支援学校 26 校）
令和４年度末　　109 校　3157.22kW　（高等学校 82 校・特別支援学校 27 校）
令和５年度末　　132 校　4562.22kW　（高等学校 102 校・特別支援学校 30 校）

(2) 照明のＬＥＤ化の推進

令和３年度　５校　　令和４年度　３校　　令和５年度　４校

課　題

(1) 太陽光発電設備の整備

太陽光発電設備の整備は、校舎屋上にある既存空調機の室外機、ヘリサイン等が設置され、屋上緑化が行われている学校もあることから、設置スペースの確保が困難となる場合がある。また、建物強度の面で構造上設置が可能か現地調査及び構造計算書等により判断が必要となる。

(2) 照明のＬＥＤ化の推進

学校の照明機器のＬＥＤ化工事は、新築・改築及び大規模改修時を捉えて原則ＬＥＤ化を図るとともに各種工事の際に併せて整備しているが、今後はゼロエミッション化の推進や既存照明器具の生産終了を踏まえ、既存校舎においてもＬＥＤ化を計画的に進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 太陽光発電設備の整備

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎への設置も今後進めていく。

(2) 照明のＬＥＤ化の推進

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎の照明のＬＥＤ化についても今後、計画的に進めていく。

7　区市町村立学校における安全対策支援事業（地域教育支援部）

目　標

令和４年９月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、子供の安心・安全性確保の取組を促進するため、区市町村が実施する以下ア～ウの対策に対して、送迎バス等への安全装置の設置等に係る国の支援策について補助額の上乗せを行うとともに、校内の遊具等の安全対策に係る経費を都独自に支援していく。

ア 送迎バスの子どもの置き去り防止対策　　イ 送迎バス以外の事故防止対策

ウ 遊具等の安全対策

取組状況

(1)　補助実績

公立小中学校等における子供の安心・安全性確保の取組を促進するため、以下アからウの安全対策を実施する区市町村に対し補助した。

ア 送迎バスの子どもの置き去り防止対策⇒12自治体、補助総額 16,431千円

イ 送迎バス以外の事故防止対策　　⇒６自治体、補助総額 15,454千円

ウ 遊具等の安全対策　　⇒44自治体、補助総額414,461千円

（　実績報告・額の確定前のため、正確な数値は現時点で不明）

成　果

補助を希望する全ての区市町村に対して、国の支援策に係る補助額の上乗せを行うなど都独自の補助策を実施することで、都内公立小中学校等における子供の安心・安全性確保の取組を推進した。

課　題

令和 6 年度以降の対策確認等

今後の取組の方向性

特になし（令和 5 年度事業終了のため）

8　「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）（総務部）

目　標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の３つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1)　区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるＧＩＧＡスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業　51 地区

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人一台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活用支援員の配置経費の一部を都独自で補助した。

【補助実績】デジタル利活用支援員配置支援事業　51 地区

(2)　都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ)　ＡＩ教材やデジタル教科書等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、学習履歴や校務系データ等の蓄積・分析・指導等への活用における実証研究を行う推進校（ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校）を 19 校（高等学校及び中等教育学校）指定した。

(ｲ)　子供たちの学びへの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、先端技術（センシング、ＶＲ、ＡＲ）を活用した実践的な研究を行う推進校（先端技術推進校）を３校（高等学校）指定した。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。また、教員の業務負荷の軽減を目的として、採点結果

等を統合型校務支援システムと自動連携する機能を構築した。

ウ　デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ)　全校常駐配置を継続するとともに、デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）が教員と連携し、学校や授業でのデジタルの活用を一層推進するため、一部のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）を業務委託から会計年度任用職員に切り替えた。

(ｲ)　学校のＩＣＴ利活用の推進及び児童・生徒の情報活用能力の組織的な育成のため、都内公立学校の情報教育担当の教員に対し研修を実施した。

【実施実績】デジタル利活用推進教員育成研修　延べ約 2,200 人参加

エ　教育ダッシュボードの構築

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及びデータ分析の有用性について検証を進め、統合型校務支援システムと統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードの実現に向けた第一段階として、統合型学習支援サービスのデータを分析できる機能を構築した。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

(ｱ)　都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるＩＣＴ環境の充実のため、平成 21 年度に全校を結んだ教育用ＩＣＴネットワークを整備した。

(ｲ)　各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進めた。

カ　校内無線ＬＡＮ環境の整備

(ｱ)　令和３年度中に都立学校全校の校内無線ＬＡＮ環境の整備が完了した。

(ｲ)　令和４年度は高校一人１台端末の導入やオンラインを活用した双方向型授業等の実施機会の増加による通信量増を見据え、全都立学校（島しょを除く。）の通信環境の増強を行った。

(ｳ)　令和５年度は島しょの都立学校の通信状況の改善を行った

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度に引き続き、令和５年度入学生の生徒所有一人１台端末についても、端末調達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進めた。

(3)　統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和４年４月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

(4)　島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸ支援

(ｱ)　統合型校務支援システムの本格運用開始に向け、各町村教育委員会や学校など関係者と調整及び検討を行った。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、データ利活用の方法や教育への効果を検証した。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　令和４年度に引き続き、在校生の進路希望の実現に向け、大学に進学した卒業生をチューターとして募集し、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る枠組み（オンラインチューター制度）を実施した。

(ｲ)　教員の学習機会の確保に向け、指導教諭の授業を撮影・映像化し、島しょ地域の教員を含む都立高校の教員を対象にオンラインで配信した。

成　果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　GIGA スクール運営支援センター整備支援事業

国及び都の補助を活用し、GIGA スクール運営支援センターを整備することで、端末等の円滑な運用を支援した。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

都の補助を活用しデジタル利活用支援員を配置することで、端末等の実践的な利活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＡＩ教材やデジタル教科書を導入し、ＡＩ教材やデジタル教科書を活用するための課題や効果的な活用方法について整理した。また、学習履歴や校務系データを校内で分析し、課題の把握や指導改善につなげる活用事例を蓄積した。

(ｲ) 子供たちの学びの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、教育課程内で先端技術（センシング機器等・ＶＲ機器等）を活用し、教科等学習内容の理解を深めるための実践的な研究を行った。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修を継続して実施し、働き方改革や授業改善を促進させた。

ウ　デジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ)　会計年度任用職員のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）に切り替えた学校では、業務範囲が拡大され、学校のデジタル活用や授業での端末活用が推進された。

(ｲ)　学校のＩＣＴ利活用の推進及び児童・生徒の情報活用能力の組織的な育成のため、都内公立学校の情報教育担当の教員に対し研修を実施し、研修を受講した教員が所属校で還元研修を実施するなどして研修内容を普及させた（授業での ICT の活用頻度（２日に１回以上活用）は R4 年度 60.2% → R5 年度 66.0%と上昇）。

エ　教育ダッシュボードの構築

教育ダッシュボードの第一段階として構築した、統合型学習支援サービスのデータを分析できる機能について、当年の利用校となるＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校 19 校に対する説明会を実施し、利用の促進に努めた。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

運用改善を行うことで、教育用ＩＣＴ環境における適切なセキュリティ対応を行うことができた。

(ｱ)　令和４年度中に全都立学校（島しょを除く）の通信環境を 2Gbps の帯域保証型にアップデートし、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

(ｲ)　令和５年度は島しょ地域の通信状況の改善を行い、オンライン学習環境を充実させることができた。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和２年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。令和５年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度に引き続き、令和５年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和５年２月から端末の販売を開始した。

(3)　統合型校務支援システムの整備

令和４年４月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

(4)　島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　島しょ地域の７自治体の小学校及び中学校において令和５年９月から統合型校務支援システムを試行運用し、青ヶ島村を加えた８自治体における令和６年４月からの本格運用開始のための素地を整えた。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、成績グループごとの成績評定の経年変化の推移と傾向を掴んだ。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　オンラインチューターが八丈高校及び大島高校の在校生との面談を、両校で延べ 113 人と実施し、在校生の進路実現を支援した。

(ｲ)　島しょ地域の教員の学習機会の一つとして、指導教諭の授業映像のオンデマンド配信を開始し、10 授業を配信した（令和４年度の３授業を含めると 13 授業）。

課　題

(1)　区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

端末等の円滑な運用を確保するために必要な支援体制を検討する必要がある。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

一人１台端末の授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2)　都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校

今後、ＡＩ教材やデジタル教科書を導入する学校がより効果的に利用できるよう、推進校での研究成果を展開する必要がある。また、全都立学校で個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴や校務系データ等の活用を組織的に行った事例を展開する必要がある。

(ｲ) 先端技術推進校

授業を行う全ての教員が、機器の特性をよく理解し、積極的に使用していくよう研修体制を整える必要がある。また、主体的・日常的に機器を活用するための仕様環境を整備し、教材研究を組織的に行っていく必要がある。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムの利用をより一層促進するため、引き続き、教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施する必要がある。

ウ　デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ) デジタルサポーターの配置

より多くの学校でデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）が教員と連携し、学校や授業でのデジタルの活用を一層推進していくこと必要である。

(ｲ) デジタル利活用推進教員育成研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報活用能力育成担当教員向けの研修を引き続き実施する必要がある。

エ　教育ダッシュボードの構築

教員による利用を促進するため、操作性の向上等のシステム対応を進めるとともに、有効な利用事例を収集していく必要がある。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

高校段階における一人１台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

カ　校内無線ＬＡＮの整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

学校のニーズに的確に対応するために、クラウドサービスの機能の改善や拡張等が必要となる。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

導入した一人１台端末の活用を促進していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　本家運用開始後の統合型校務支援システムの安定運用と、さらなる利用促進を図っていく必要がある。

(ｲ)　小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析したが、データ利活用の方法や教育への効果に検証のために、さらなる分析を進めていく必要がある。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

チューターの採用対象を島しょ地域の卒業生に限っていることでチューターの人材が不足していることから、制度を改正する必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備支援事業

国の「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」に上乗せ補助を行うとともに、各区市町村の支援体制における課題等を把握し、端末等の円滑な運用を支えていくために必要な支援を検討していく。

イ　デジタル利活用支援員配置支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費の一部を補助するとともに、各区市町村の一人１台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア　「ＴＯＫＹＯデジタルリーディングハイスクール」事業

(ｱ) ＴＯＫＹＯ教育ＤＸ推進校

ＡＩ教材やデジタル教科書の特徴や利用する教科の特性を踏まえた学び全体のデザインについての研究結果及び学習履歴や校務系データ等を活用した実践事例を報告書にまとめて全都立学校に展開する。

(ｲ) 先端技術推進校

各推進校の教科研究組織を中心とした実践事例を蓄積するとともに、地域や民間企業との連携による、発展的な取組を模索していく。また、蓄積した実践例は成果と課題とともに公開授業等で都立学校に共有し、先端技術を活用した取組を充実させる。

イ　定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修において、採点業務効率化の効果や授業改善事例等を示すなど、定期考査採点・分析システムの活用を推進する。

また、統合型校務支援システムとの採点結果等連携機能の活用を促進し、さらなる業務改善に取り組んでいく。

ウ　デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ｱ) デジタルサポーターの配置

業務委託から会計年度任用職員のデジタルサポーター（ＩＣＴ支援員）の学校を拡大していく。

(ｲ) デジタル利活用推進教員育成研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報教育担当の教員向けの研修を引き続き実施する。

エ　教育ダッシュボードの構築

開発の第２段階として、統合型校務支援システムのデータを分析する機能を構築するとともに、段階的に対象校を拡大し、教育データの利活用を推進していく。

オ　教育用ＩＣＴネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ　校内無線ＬＡＮの整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

キ　統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するために必要なクラウドサービスの機能の改善や拡張等を検討する。

ク　都立学校等における一人１台端末の整備

令和４年度及び令和５年度に引き続き、令和６年度入学生についても生徒所有一人１台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育ＤＸ推進事業

ア　島しょ地域の小・中学校における教育ＤＸの推進

(ｱ)　本格運用開始後の統合型校務支援システムについて安定運用及びさらなる利用促進を図るために、共同利用委員会や運用部会において島しょ地域の教育委員会及び小・中学校との連携を強めていく。

(ｲ)　令和５年度に引き続き、小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、データ利活用の方法や教育への効果を進めていく。

(ｳ)　島しょ地域の自治体や学校と連携し、将来的な教育ＤＸに関する多様な施策を検討・実施する機運を醸成していく。

イ　島しょ地域の高校における教育ＤＸの推進

オンラインチューター制度の実施対象を島しょ地域の卒業生以外にも拡大し、より多様な生徒に向けて必要な支援を実施していく。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行った」と回答する学校数 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和４年度 小：71.6%(74.9%) 中：58.6%(70.0%)	令和４年度 小：70.8% 中：55.9%	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 29：学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します		
１	学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）	278
２	「放課後子供教室」における活動の促進	279
３	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）	281
施策展開の方向性 30：地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します		
１	「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実	284
２	「地域学校協働活動」推進	285

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動を推進します
予算額：3,855,693 千円		決算額：3,375,248 千円

1　学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業（再掲）

目　標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及びその保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア　配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ　活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ　「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ　スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ　事業経費運用方法

(ｱ)　学校指定初年度（委託事業）　国 1/3、都（委託料）2/3

(ｲ)　学校指定２年目以降（補助事業）　国 1/3、都（負担金補助及び交付金）1/3、　区市町村 1/3

カ　実施地区、配置校数、配置人数

(ｱ)　実施地区（令和５年度）　34 区市町村（13 区 20 市１町）

(ｲ)　実施校（令和５年度）　435 校（小学校 274 校、中学校 161 校）

(ｳ)　家庭と子供の支援員数（令和５年度）　1,004 人

成　果

令和３年度から令和５年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることが伺える。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	251 校	265 校	274 校
中学校	146 校	146 校	161 校
計	397 校	411 校	435 校

課　題

区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題への今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、対応前後についての成果と課題を検証することが、本事業の活用を推進することにつながると考える。

今後の取組の方向性

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、効果的な支援を行うことができる体制を、一層充実させることが必要である。そこでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

２　「放課後子供教室」における活動の促進（地域教育支援部）

目　標

「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施

取組状況

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体型を推進する区市町村を主な対象に、環境整備や終了時間延長などの取組や、ＮＰＯ等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施した。

・専門人材を活用した活動プログラムの実施

令和５年度実績

実施内容	実施回数	延べ参加者数
スポーツ教室	250 回	4,080 名
科学実験教室	90 回	1,233 名
文化体験教室	50 回	763 名

成　果

専門人材を活用した「スポーツ教室」、「科学実験教室」及び「文化体験教室」プログラムの子供向けアンケートでは、全プログラムで回答者の約 98%が「とても楽しかった」「楽しかった」と回答し、非常に高い満足度が得られた。また、「もっとやりたい」「またやりたい」という声もあり、子供たち自身が試行錯誤しながら実験に取り組む様子が見られ、子供たちの好奇心をかきたてるプログラムを提供することができた。

教室スタッフ向けアンケートでは、講師の指導方法や子供たちへの関わり方が参考になったという感想があり、今後の教室実施へ活かすことのできる機会を提供できた。

課　題

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

今後の取組の方向性

区市町村に対して学童クラブとの連携や地域人材の活用など多様な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムの展開等区市町村における活動内容の一層の充実を支援する。

目　標

区市町村における「放課後子供教室」の実施を推進する。

取組状況

(1)　「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

実施地区数及び教室数等の推移

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
地区数（区市町村数）	55 地区	55 地区	56 地区	57 地区	57 地区
教室数	1,272 教室	1,178 教室	1,258 教室	1,292 教室	1,298 教室
小学校区数	1,196 校区	1,120 校区	1,191 校区	1,209 校区	1,219 校区

(2)　放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わる地域コーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。

「プラン研修」の基調講演及び参加者数の多い「スタッフ研修」については、YouTube チャンネルによるオンデマンド開催とした。

【実績】プラン研修（１回）　　受講者数 194 名

スタッフ研修（オンライン開催）　視聴回数 延 2,802 回

(3)　情報提供

東京都教育委員会ホームページを活用して「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

成　果

各自治体・放課後子供教室において、放課後等の居場所及び体験活動等の場を提供することができた。

課　題

各自治体・放課後子供教室において、実施日数や活動プログラムの充実等に応じた支援人材を安定的に確保し、育成していくことが課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、人材育成のための研修機会や情報提供を行うとともに、事業実施に必要な財源を確保するなど、各地域の実情に応じた取組が一層充実するよう引き続き支援していく。

３　外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部・都立学校教育部）

(1)「地域未来塾」の促進（再掲）（地域教育支援部）

目　標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	R１	R２	R３	R４	R５
地区数（区市町村数）	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区	34 地区
対象校数	659 校	652 校	658 校	704 校	775 校

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成　果

実施した教育委員会や学校からは、「基礎学力定着不足の生徒に、学習習慣を身につけ、成績向上に結びつけられた。」「教員の負担軽減につながる、また、外部の人材の登用により、社会に開かれた教育課程の実現にもつながる。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

課　題

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

例年実施している意向調査において、学習支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(2)「スタディ・アシスト＋」の実施（再掲）（地域教育支援部）

目　標

高校進学のための学習機会の提供を目的とした放課後等の学習支援を拡充する

取組状況

中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

・３地区　計 23 中学校、中学３年生 116 名が参加
・数学、英語等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
・土曜日又は長期休業日中に２時間程度
・令和５年７月から令和６年２月にかけて計 36～54 回

成　果

生徒対象のアンケートには、「週二日スタディ・アシストで勉強するだけでここまで学力が伸びると思わなかったから、他の人がいるおかげで競争心が生まれ、先生がモチベーションを上げることを言ってくれてとても予想していたよりも良かった」「学習時間を増やすことや気持ちを入れ替えて勉強に集中できた」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	A地区	B地区	C地区
【志望校への進学】 第１志望に合格	82.4%	88.3%	85.0%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	数学　40.8 点 英語　27.7 点	数学　33.0 点 英語　29.1 点	数学　18.9 点 英語　35.2 点
	数学　54.4 点 英語　38.3 点	数学　39.3 点 英語　38.3 点	数学　38.2 点 英語　39.9 点

課　題

中学３年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育員会への周知が課題である。

今後の取組の方向性

・例年実施している意向調査において、進学支援施策の意向を示している自治体に対して個別に事業を実施している地区の事例を紹介するなど、事業の導入促進に向けた取組を行う。

(3)　「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目　標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、２年間（令和４・５年度）指定した。

・国語、数学、英語において高校１年生 20 名程度の生徒を対象

・各教科週２回程度、放課後に２時間程度
・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成　果

令和５年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析（12 月時点）

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.5%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	72.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	73.2%

課　題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

＜東京都教育ビジョン（第４次）＞

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。
予算額：3,213,847 千円		決算額：2,354,359 千円

１ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

目　標

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実を図る。

取組状況

企業・大学・ＮＰＯ等の専門的な教育力を、学校教育をはじめとした子供たちの教育活動に効果的につなげるための仕組みを生かしながら、多様な教育プログラムの提供及びその活用への促進を図った。

１　主な取組内容

(1)　小・中学校等を対象とした、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う「プログラムアドバイザー（教科学習分野、キャリア教育分野）」の配置（協力団体：７団体）

(2)　「令和５年度地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催としての企画及び実施

(3)　「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援

(4)　「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

年　　度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
会員団体数	586 団体	590 団体	596 団体	613 団体	632 団体

成　果

・会員団体数が、19 団体増加した。

・「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、61 団体が都立高校 151 校の「総合的な探究の時間」等において、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。

課　題

・新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に適った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実

・外部の教育プログラムの活用促進

今後の取組の方向性

・「統括コーディネーター」や「放課後子供教室スタッフ」等を対象とした会議や研修、フォーラム等を通じて、企業・大学・ＮＰＯ等の多様な教育プログラムの提示やプログラムアドバイザーの効果的な活用等について、周知等を行っていくとともに、企業・大学・ＮＰＯ等との連携や多様な主体の「地域学

校協働活動」への参画を推進し、子供たちの学びが充実するよう支援していく。
・会員団体である企業・大学・ＮＰＯ等と連携しながら、都立高校における新学習指導要領（総合的な探究の時間）や放課後子供教室の活動等に対応した「教育プログラム」の導入を支援していく。

２　「地域学校協働活動」推進（地域教育支援部）

(1)　「地域学校協働本部」の設置・促進

目　標

「地域学校協働本部」の設置を促進する。

取組状況

(1)　区市町村の取組

区市町村が主体となって、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
地区数（区市町）	32 地区	34 地区	36 地区	37 地区	37 地区
学校数	1,309 校	1,334 校	1,355 校	1,392 校	1,430 校

・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

(2)　東京都の取組

・推進委員会の開催　２回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布：2,000 部

・地域学校協働活動推進フォーラムの実施

区市町村の地域学校協働活動関係者を対象とし、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」の理解を深めることを目指し、オンライン会議によるテーマ別分科会を行った。

成　果

・地域学校協働活動推進事業実施校数

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）

年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
全学校数に占める実施校数の割合	71％	73％	74％	76%

実施校数	1,334	1,360	1,392	1,430

課　題

・実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進
・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

・未実施地区における地域学校協働本部の未設置理由を把握し、地域の実情に沿った設置を支援する。
・統括コーディネーターの配置を促進し、実施地区における地域学校協働活動の活性化を支援する。

(2)　統括コーディネーターの配置促進

目　標

「地域学校協働本部」の設置地区における統括コーディネーターの配置を促進する。

取組状況

・統括コーディネーター会議　７回（うち５回はフォーラム企画小委員会）
　都が統括コーディネーター（東京都地域学校協働活動推進員）を委嘱し、地域学校協働活動の推進等に関する情報交換や協議を目的として統括コーディネーター会議を開催した。またオンライン会議を併用し開催した。
・地域学校協働活動推進フォーラムの企画及び運営
　統括コーディネーターがプログラム内容の企画や運営の担い手となり、地域学校協働活動推進フォーラムにおけるテーマ別オンライン分科会を開催した。

成　果

・統括コーディネーターの配置
　令和元年度から地域学校協働活動推進事業実施地区における統括コーディネーターの配置を促進した。
　配置地区数

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
地区数	29 地区	31 地区	32 地区	34 地区	34 地区
統括コーディネーター数	32 名	34 名	37 名	42 名	42 名

課　題

・統括コーディネーターの地域人材からの発掘
・実施地区における地域学校協働本部の設置の促進や地域コーディネーターの育成
・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

・統括コーディネーター会議の開催、統括コーディネーター会議を通じたコーディネーター研修情報

や多様な地域学校協働活動事例の提供などにより、オンラインも活用しつつ、区市町村における取組充実を目指し支援していく。

(3)　新しい時代の学校施設整備補助事業

公立小・中学校等を地域コミュニティの拠点として整備し活用することに伴うバリアフリー化及び防犯機能対策の取組を行うに当たって財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

取組状況

学校は子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域住民が利用することも念頭に置きながら安全・安心で質の高い施設整備を行うことが求められている。このことから、公立小・中学校等を地域コミュニティの拠点として整備し活用することに伴うバリアフリー化及び防犯機能対策の取組を行う区市町村への支援を令和５年度より行っている。

成　果

バリアフリー化工事　３区２市
防犯設備設置工事　１市

第６　点検・評価に関する有識者からの意見

佐々木　幸寿（**東京学芸大学　理事・副学長**）

１　主要事務事業全般について

「東京都教育ビジョン（第４次）」（教育振興基本計画）は、将来の東京都の姿、子どもをめぐる社会環境の状況を適切に把握した上で、総合的に策定されている。基本的に、東京都教育委員会の施策は社会状況や時代のニーズを踏まえ、さらに先取りした取り組み（例　近年の教師不足の状況等を踏まえた働き方改革など）が見られるなど、計画段階から適切検討され、事業化がなされている。その一方、生成系 AI の登場が、今後、子どもたちの生活、学校における教育活動、個別の家庭学習等にも重大な影響を与えることが推測される。「東京都教育ビジョン（第４次）」（教育振興基本計画）の策定当時と異なる社会状況が現出しつつことを踏まえれば、急激に進む人口減少、社会変化など、現在の取組を、次期のビジョンへどのように接続していくのか今後の重要な課題となるものと思われる。

２　個別の事務事業について

主要事業について、基本的に教育ニーズを踏まえて、的確に事業が展開されている。ここでは、特に２つの事業について言及する。基本的な方針２、施策展開の方向性１の４「科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進する」では、小中学校での各種事業の取組、高校段階で東京都独自に「理数研究校」事業、さらには、「東京都スーパーサイエンスハイスクール」の指定など科学的探究力を育成する上で国の SSH の施策等を超える広がりをもった意欲的な事業展開が見られる。効果は長期的なものであり、継続的な取組を期待する。

また、基本的な方針３、施策展開の方向性６「生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します」において、小学校段階で英語教育に意欲的に取り組んでいる様子が確認される。小学校英語を担う教師の確保及び研修に力を入れており、特に、小学校教員の海外派遣研修の取組など、小学校段階から中核となる教師を育成する上で貴重な取組と思われる。

３　点検・評価の在り方について

事業の評価においては、本来的には、アウトカム、インパクトレベルの指標で評価が行われることが望ましいが、教育という事業の性格、その効果測定の特性、データ化のコスト等に応じて、適宜、指標を設定して実施するのが現実的であり、全体として概ね適切に評価が行われている。

４　その他

学校現場における教育課題としては、不登校が一貫して増加傾向にあり、これに対してどのような施策を展開していくのかということが重要になっていくものと思われる。校内寺子屋などの学力を保障するための様々な取組が実施され、一定の成果を上げていることが確認される。その一方で、不登校問題に開発的に対応する上で、子ども自身に、自分にとっての「学校の意味」「学ぶことの意味」を考えさせる取組が必要と考えられる。行政施策としては、学校内外での支援が必要と考えられ、知事部局、関係教育委員会や自治体等との役割分担や連携を確認しながら、NPO 支援や家庭支援などを進めてほしい。

松山　亜紀（キンドリルジャパン株式会社　CSR／社会貢献担当部長）

令和５年度については、「東京都教育ビジョン（第４次）」に基づいた施策の最終年度でした。この間においては、前例のない、新型コロナウィルス感染症による影響があり、事業の内容・進め方などの見直しなどを余儀なくされることもあった中で、事業を継続し、評価していく上で非常に困難があったことは想像に難くなく、今回、そのような状況も踏まえた中で、総括および、令和５年度実施のそれぞれの方針・施策について細かく分析がなされ、まとめられていることについて、まずは現場も含めた関係者の皆様に敬意を表すと主に、一定の評価がなされるべきであると思います。

その上で、個別の事業についていくつか気になった点について述べさせていただきます。

デジタル人材の育成について

情報化社会、またこの度のコロナ禍を超えて、デジタル技術の活用および今後の Society 5.0、DX 時代を生き抜く人材の育成の重要性は増しています。それに伴い、前提となる「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」などを通じた環境の整備、教職員向けの研修や情報提供の充実や、カリキュラムにおいてプログラミング教育やコンピューターサイエンスの授業が増加、生徒がデジタル技術に関する基礎的な知識を身につける機会が増えていることは評価すべきだと思います。

一方で、今後については、より実践的で実社会での課題に即したプロジェクト型の学習や、チームワークに基づいた授業の導入が増えることが望ましいと思います。また、実施にあたっては、参加状況や波及効果などを把握、公表していくことも必要かと思います。また、研修を通じた教員間のデジタルスキル格差の是正、より積極的な展開を目指した「情報教育ポータルサイト」などを通じた事例共有についてもより進めて行けると良いかと思います。

キャリア教育の強化について

義務教育段階におけるキャリア教育の推進について、令和５年度には新型コロナウィルス感染症の終息を受けて、ほぼ全ての学校で職場体験を実施できるようになったことは評価すべきだと思います。また、特に高校については、産業界と連携して、実際の職場で必要な実践的なスキルや職業観などを身につける機会が増えているように見受けられます。

一方で、事業の目標が社会性や勤労感・職業観の育成、ということであればそれらについての指標などの設置など、効果的に実施できているかどうかを測ることが望ましいのではないかと思います。

なお、事業全体の評価としましては、細かな施策それぞれについて丁寧に記述されており、成果についての指標の設定については、かなり改善が見られると思います。一方で、現状ではまだまだ、施策についての実施の有無についてのみ、「ポータルに掲載」、実施回数・参加人数、などのみについてという箇所も見られます。現場の負荷や適切なバランスについては考慮する必要があると思いますが、実際の施策の具体的な成果や活用状況まで踏み込んで調査し、分析することが本質的な成果の把握、今後の事業改善のために求められるのではないかと思います。

宮﨑　悟（**国立教育政策研究所　教育政策・評価研究部　総括研究官**）

「東京都教育ビジョン（第４次）」に沿って東京都教育委員会が実施した事業・取組を網羅的にできる限り客観的な定量的指標を提示しながら、丁寧な点検・評価がなされています。一部では課題が残された部分もありますが、全体的に見ると東京都における様々な教育施策は着実に進められていると評価できます。

また、本点検・評価の対象年である令和５年度は「東京都教育ビジョン（第４次）」の最終年度であり、第４次ビジョン期間の全体的な振り返りがなされています。新型コロナウイルス感染症による制約が大きかった中で、相応の成果を得られていると言えるでしょう。学校や教育委員会をはじめとした教育関係機関に携わる方々の御尽力に敬意を表します。

以下、特に注目した取組を含む基本的な方針を２点取り上げて意見を述べます。

① 基本的な方針３『グローバルに活躍する人材を育成する教育』について

近年のグローバル化の中で東京都は英語教育に特に力を入れており、英語教員の確保や研修、中学生に対するスピーキングテストの実施、学校外で英語に触れる環境整備など、できる限り実効性を高められるように工夫されていると思います。スピーキングテストでは中学１・２年生を対象に「ESAT-J YEAR 1」「ESAT-J YEAR 2」を導入しフィードバックも行うことで、英語を「話すこと」に対する意識をより高められたと考えられます。中学３年生を対象とした「ESAT-J」でも、前年度よりも平均スコアが上昇するなどの成果が見られています。ただ、「ESAT-J」に対して都立高校入学者選抜への活用に関連した課題などの指摘も見られていますので、引き続き生徒・保護者に対して趣旨・意義などの広報を行うことで不安を解消するとともに、より良い形で英語を話す能力の向上に「ESAT-J」が寄与できるよう、引き続き課題への改善に取り組んでいただきたいと思います。

② 基本的な方針 10『教育の質を向上する「働き方改革」』について

教員の校務負担軽減のために時間講師の配置やスクール・サポート・スタッフの補助をしたり、副校長の負担軽減のために「副校長補佐」等の支援員を都費で任用・配置したりするなどの多様な取組を実施しています。より実効性を高めるためにこれらの取組を拡大させる努力が見られています。ただ、指標として示された「１か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合」を見ると、前年度比で改善が見られた校種もある一方、そうでない校種も残念ながら見られています。令和元年のデータを比べても全体的に改善傾向が見られていますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況であることから、引き続き東京都としての取組をできる限り拡大しながら継続していただきたいと思います。

今年度（令和６年度）から新しい「東京都教育ビジョン（第５次）」による施策・事業が始まり、来年度の点検・評価ではこれらの事業・取組が対象となります。現状の点検・評価報告書は東京都教育庁の取組･事業を網羅的に取り上げることで分量が多くなっており、作成のための手間が大きくかかっており、都民の皆様に伝わりやすくする工夫の余地が残されていると感じます。新たなビジョンがコンパクトかつ都民の皆様に伝わりやすいものになりましたので、次回の点検・評価では同じ方向で改善がなされることを期待します。

＜資料＞

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

20 教総政第 135 号
平成 20 年 6 月 12 日
教　育　長　決　定

（目　的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

一　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

二　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価の対象は、東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

（点検及び評価の実施）

第４条　点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

２　点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

４　委員会において点検及び評価を行った後､その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第５条　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

（委　任）

第６条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、平成２０年６月１２日から施行する。

この要綱は、平成２７年６月２６日から施行する。

この要綱は、令和　２年５月１２日から施行する。